

2004  
知識財産白書

<JETROソウル・センター日本語仮訳>



# 目次

## 第 I 編 知識財産政策の概要

### 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

#### 第1節 知識財産政策推進方向と成果

1. 概観..... 3
2. 2003年主要推進成果..... 7
3. 今後の推進方向..... 9

#### 第2節 知識財産権分野の国際的な動向と対応方案

1. 知識財産国際動向..... 11
2. 対応方案..... 14

### 第2章 知識財産の出願・審査・登録・審判処理現況

#### 第1節 出願

1. 産業財産権出願動向および今後の展望..... 16
2. 権利別・産業部門別出願現況..... 22
3. 内・外国人別出願現況..... 26

## 第2節 PCT国際出願

1. PCT国際出願動向..... 30
2. 我が国出願人のPCT国際出願動向分析..... 34
3. 2004年展望..... 39

## 第3節 審査

1. 総括..... 40
2. 特許および実用新案..... 41
3. 商標および意匠..... 44

## 第4節 登録

1. 新規設定登録現況..... 47
2. 産業部門別特許・実用新案新規登録現況..... 48
3. 個人・法人、内・外国人別新規登録現況..... 48
4. 年次登録現況..... 50
5. 登録・消滅・存続権利現況..... 50
6. 産業財産権消滅予告事前通報..... 52

## 第5節 審判

1. 審判請求および処理現況..... 53
2. 特許法院訴提起および判決現況..... 54
3. 大法院上告提起および宣告現況..... 55

## 第Ⅱ編 知識財産の権利化

### 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

#### 第1節 人材および組織構造改革

1. 審査チーム制および審査官等級制施行..... 59
2. 審査人材増員および職制改正..... 60
3. 審判人材増員推進..... 63

#### 第2節 審査・審判の専門性強化

1. 特許・実用新案分野..... 64
2. 商標・意匠分野..... 65
3. 審判分野..... 68
4. 訟務分野..... 69
5. 国際特許研修部教育訓練現況..... 72
6. 公務員教育訓練実績..... 80
7. 次世代成長技術の保護のための審査基盤構築..... 85
  - イ. 生命工学(BT)分野..... 85
  - ロ. ナノ技術(NT)分野..... 88
  - ハ. 環境技術(ET)分野..... 91

### 第3節 審査・審判の生産性向上

1. 先行技術調査外部用役拡大.....	94
2. 国際特許分類(IPC)業務のアウトソーシング実施.....	96
3. 商標審査業務のアウトソーシング推進.....	97
4. 審査・審判の効率性向上のための制度改善.....	99
イ. 特許・実用新案施行令および施行規則改正.....	99
ロ. 商標制度改善.....	100
ハ. 意匠制度改善.....	105
ニ. 審判制度改善.....	106

### 第4節 国際傾向を反映した知識財産権制度改善

1. 特許実体法条約議論動向および対応方案.....	109
2. 商標・意匠審査制度の国際化.....	111

### 第5節 審査・審判基準および指針整備

1. 特許・実用新案審査指針書全面改正.....	113
2. 商標および意匠分野.....	114
3. 審判分野.....	118

### 第6節 審査官および審判官の士気高揚

1. 優秀審査・審判部署褒賞.....	120
2. 優秀審査事例褒賞.....	121
3. 公務員叙勲実績.....	122

## 第7節 審査評価制度の効果的運営

1. 審査評価制度運営..... 123
2. 審査評価規定および指針改正..... 125
3. 審査の質指数の科学的管理..... 126

## 第2章 特許行政分野電子政府

### 第1節 未来型特許行政情報システム開発推進

1. 次世代特許ネットKIPOnet II 構築推進..... 130
2. 知能型検索システム開発推進..... 132
3. 国際特許電子出願システム構築推進..... 134
4. 国際商標出願(マドリッド)登録審判無処理システム構築推進..... 135

### 第2節 電子民願の高度化

1. 証明書類のオンライン申請/即時発給諸体構築..... 137
2. オンライン手数料納付機関拡大..... 137

### 第3節 特許技術情報のDB拡大および品質管理

1. 検索DBの持続的拡充..... 139
2. 特許文書電子化センター運営..... 142
3. データ管理センター運営..... 143
4. 韓国特許英文抄録発刊および普及..... 145

## 第4節 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

1. 特許ネットシステムの委託運営..... 149
2. 特許ネットシステムの安定的・効率的運営..... 151
3. 電算設備増設および商用S/W持続的なアップグレード..... 153
4. 特許ネットシステム利用者支援チーム運営..... 153
5. 特許ネット サービス水準の向上..... 155
6. 特許ネット情報保護体系整備..... 156
7. 知識管理システム運営活性化..... 157

## 第5節 電子出願制度の定着

1. 権利別および提出人別電子出願現況..... 159
2. 多様な利用者支援制度運営および広報強化..... 161
3. 電子出願100万号記念..... 162

## 第6節 対外機関評価参与で特許ネット優秀性広報

1. 中央行政機関情報化水準評価最優秀行政機関選定..... 164
2. 国家情報院主管情報保護最優秀行政機関選定..... 165



## 第3章 知識財産権の徹底した保護

### 第1節 知識財産権保護のための広報および教育強化

1. 大型電光掲示板を利用した広告推進および広報物配布..... 167
2. 放送・新聞を通じた対国民広報強化..... 168

### 第2節 偽造商品流通根絶のための取り締まり活動強化

1. 全国的な偽造商品流通実態調査および取り締まり強化..... 169
2. 偽造商品申告センター運営..... 170
3. 偽造商品流通実態にともなう取り締まり強化地域運営..... 171
4. 地方自治体不正競争防止業務推進支援..... 171

### 第3節 特許法律救助事業の推進

1. 特許法律救助事業の概要..... 173
2. 特許法律救助事業運営細則改正および運営強化..... 173
3. 特許法律救助事業に広報強化および支援実績..... 174

### 第4節 産業財産権紛争調停制度運営充実

1. 制度概要..... 175
2. 運営実績..... 176
3. 紛争調停制度の対国民広報強化..... 177
4. 紛争調停制度改善..... 177

## 第5節 営業秘密保護制度の定着推進

1. 営業秘密保護制度の沿革..... 178
2. 営業秘密侵害に対する刑量強化..... 178
3. 営業秘密保護制度に対する広報および資料調査..... 179

## 第6節 弁理士制度の合理的運営

1. 2003年度弁理士試験実施..... 180
2. 受験生便宜などを考慮した制度改善推進..... 181

## 第7節 半導体配置設計権の保護および振興

1. 推進経緯..... 185
2. 「半導体配置設計技術振興事業」推進現況..... 186
3. 半導体配置設計権設定登録現況..... 193
4. 今後の計画..... 194

# 第4章 知識財産分野の国際協力強化

## 第1節 国際協約加入拡大および関連制度整備

1. 特許法条約(PLT)の主要内容および加入方案..... 196
2. 特許協力条約(PCT)改革議論および展望..... 198
3. 商標法条約(TLT)加入および改正議論に積極的に対応..... 200
4. 標章の国際登録に関するマドリッド議定書国内制度整備..... 202
5. 包括名称導入推進および基本計画用意..... 208

## 第2節 多者間および両者間協力事業推進

1. WTO/TRIPS知識財産権議論の対応..... 210
2. 伝統知識・遺伝子および民間伝承物に関するWIPO議論と対応..... 212
3. WIPO関連国際的議論に積極的参与..... 214
4. 韓・WIPO間知識財産権業務協力関係深化..... 217
5. APEC領域内での知識財産権分野協力強化..... 220
6. 韓・中・日、3国間特許協力関係構築..... 223
7. 主要国家との特許庁長会談開催..... 226
8. 産業財産権分野での南北交流協力推進..... 229

## 第3節 知識財産権研究機能拡充

1. 「知識財産権研究センター」運営..... 233
2. 知識財産権海外情報動向資料収集・発刊..... 237
3. 知識財産権関連シンポジウム開催..... 239

## 第4節 知識財産権専門家養成プログラム運営

1. WIPOなど国際機構および主要国家に職員派遣拡大..... 243
2. 審査官および審判官海外訓練実施..... 244

## 第5節 海外進出企業の知識財産権保護

1. 海外知識財産権保護必要性..... 246
2. 海外知識財産権侵害現況..... 247
3. 『海外知識財産権保護センター』の運営..... 249

## 第6節 情報化分野国際協力増大および多者協力拡大

1. 特許ネット技術移転のための多者協力拡大..... 251
2. 主要国特許庁と情報化協力強化..... 254
3. 知識財産権情報化技術標準制定参与..... 256

## 第5章 特許顧客感動行政の具現

### 第1節 民願人の便宜性向上

1. 総合民願室の機能強化..... 260
2. 「特許顧客コールセンター」運営の充実..... 262
3. 民願人のための案内および広報冊子発刊・配布..... 265

### 第2節PCT国際出願業務強化

1. 主要国特許庁長とPCT出願関連協力強化..... 267
2. 出願人のPCT活用力量強化..... 268
3. 国内段階進入経過件に対する補正通知制度..... 269

## 第Ⅲ編 知識財産の事業化

### 第1章 特許技術取引活性化支援

#### 第1節 特許技術取引システムの多様化

1. 特許技術活用実態..... 273
2. インターネット特許技術市場(IP-Mart)サービス基盤強化..... 275

3. 特許技術常設市場設置・運営	278
4. 特許技術取引システム間相互活用体制構築	281
5. 特許技術移転需要常時発掘体制構築および民間投資誘致活動展開	282
6. 特許技術移転促進	283
7. 特許技術事業化成功事例発表会開催および事例集発刊	286

## 第2節 特許技術の客観的価値評価基盤構築

1. 概要	287
2. 発明の評価手数料支援および実績	288
3. 発明の評価機関指定	289
4. 技術価値教育プログラム運営など	291

## 第2章 特許技術事業化支援拡大および多様化

### 第1節 特許技術事業化資金支援財源確保

1. 「特許技術事業化協議会」資金支援拡大	292
2. 特許技術事業化投資組合(1号)結成	295
3. 投資説明会開催を通じた特許技術事業化資金支援	296

### 第2節 優秀特許技術保有中小・ベンチャー企業創業支援

1. 特許技術の試作品製作支援	297
2. 特許出願中である技術に対するベンチャー企業確認支援	298
3. 中小企業優秀特許技術に対する優先購買支援	300

## 第3章 優秀特許製品の流通・販売支援

### 第1節 優秀特許製品流通促進

1. 大韓民国特許技術大展開催..... 301
2. ソウル国際発明展開催準備..... 303
3. 100大優秀特許製品選定および広報..... 303
4. 特許製品電子商取引システム構築・運営..... 304

## 第IV編 知識財産の創出条件造成

### 第1章 発明夢の木の養成

#### 第1節 発明教育活性化のための協力体制構築

1. 発明教育研究・模範学校運営活性化..... 309
2. 学生発明促進全国巡回講演会拡大実施および活性化..... 310
3. 知識財産教育センター建設推進..... 311

#### 第2節 学校発明班・サークル活性化支援強化

1. 小・中・高校発明班運営支援..... 313
2. 発明教育資料開発および普及..... 315
3. 大学発明サークル活動支援..... 317

### 第3節 発明工作教室設置・運営支援

1. 発明工作教室設置拡大..... 319
2. 発明工作教室運営の充実支援..... 323

### 第4節 学生発明活動促進のための各種行事開催

1. 「発明奨学生」選抜事業..... 324
2. 大韓民国学生発明展示会開催..... 324
3. 全国学生発明想像画・キャラクター描画大会開催..... 326
4. 「全国学生創造力オリンピック」開催..... 327
5. 全国教員発明品競進大会および発明研究大会開催..... 327

## 第2章 知識財産創出促進

### 第1節 知識財産権に対する中小企業の認識向上

1. 推進背景..... 329
2. 主要内容..... 329

### 第2節 権利化のための支援強化

1. 海外での知識財産権獲得支援..... 330
2. 中小企業に対する産業財産権診断支援..... 333
3. 地方自治体ブランド・デザイン権利化支援..... 335

### 第3節 地域知識財産創出基盤造成事業

1. 地域知識財産創出基盤造成事業推進背景..... 337
2. 地域知識財産総合サービス諸体の構築および参与機関の役割..... 337
3. 地域知識財産センター運営および支援内容..... 338

## 第3章 女性の発明活動に対する支援強化

### 第1節 女性の知識財産権認識向上事業展開

1. 女性発明活動および知識財産権に対する認識向上..... 341
2. 女性発明情報誌(月刊“発明する人々”)持続発刊..... 342

### 第2節 女性発明活性化環境造成

1. 女性発明団体自立基盤強化..... 343
2. 女性発明競進大会開催..... 343
3. 女性発明優秀事例発表会開催..... 344
4. 女性発明人褒賞など優待..... 344

### 第3節 女性発明事業化促進支援

1. 女性発明家に対する特許技術事業化協議会資金支援拡大..... 345
2. 女性用品および発明品博覧会開催..... 345
3. 関連機関との有機的な協調体制構築..... 346



## 第4章 発明振興のためのインフラ構築

### 第1節 発明ブーム造成のための汎国民的努力の展開

1. 第38回『発明の日』記念式開催..... 348
2. 各種発明行事を通じた発明文化暢達(発明の月行事)..... 348
3. 大衆媒体を通じた発明の重要性広報..... 349

### 第2節 特許技術情報活用のためのインフラ構築拡大

1. オンライン特許技術情報サービス(KIPRIS)強化..... 350
2. サイバー国際特許アカデミー運営..... 352
3. 特許情報の国家的活用のための制度的基盤用意..... 355
4. 国家科学技術委員会運営委員会に特許庁長参与..... 357

### 第3節 特許技術地図(PM)および新技術動向調査

1. 事業推進背景..... 360
2. 主要事業推進内容..... 362
3. PM結果物の普及および活用促進..... 366

## 第5章 職務発明の活性化

### 第1節 事業推進背景

1. 推進背景..... 369
2. 職務発明の重要性..... 370
3. 職務発明補償..... 371
4. 職務発明の補償実態..... 372

## 第2節 大学教授などの職務発明活性化のための制度整備

1. 必要性..... 373
2. 国・公立大学教授の発明およびその活用促進のための下位法令準備.. 374

## 第3節 国有特許権活用

1. 国有特許概念..... 376
2. 国有特許の登録現況..... 376
3. 国有特許の実施現況..... 377
4. 国有特許の登録・処分補償金支給現況..... 378

## 第4節 企業従業員の職務発明活性化のための制度改善推進

1. 推進背景..... 379
2. 企業従業員の職務発明に対する補償現況..... 380
3. 企業従業員の職務発明に対する補償規定改正推進経過..... 381

## 第5節 職務発明活性化のための行事開催および広報

1. 職務発明競進大会開催..... 382
2. 職務発明制度巡回説明会開催..... 384
3. 職務発明広報用動映像物製作・配布..... 384

# [表目次]

〈表 I -2- 1〉最近5年間権利別出願現況	16
〈表 I -2- 2〉内・外国人別出願現況	19
〈表 I -2- 3〉法人・個人別出願現況	20
〈表 I -2- 4〉女性および学生出願現況	21
〈表 I -2- 5〉代理人有無別出願件数	21
〈表 I -2- 6〉産業部門別特許・実用新案登録出願現況	23
〈表 I -2- 7〉産業部門別意匠登録出願現況	24
〈表 I -2- 8〉Nice分類別商標登録出願現況	25
〈表 I -2- 9〉内国人地域別出願現況	26
〈表 I -2-10〉国内10大多出願業者出願現況	27
〈表 I -2-11〉外国(法)人国籍別出願現況	28
〈表 I -2-12〉外国人10大多出願業者別出願現況	29
〈表 I -2-13〉国際調査機関および国際予備審査機関指定現況	31
〈表 I -2-14〉外国人の韓国指定PCT出願件数	32
〈表 I -2-15〉PCT多出願企業(法人)現況	35
〈表 I -2-16〉個人出願と法人出願現況	35
〈表 I -2-17〉技術分野別出願動向	36
〈表 I -2-18〉PCT国際出願言語別出願動向	37
〈表 I -2-19〉多出願10位代理人別現況	38
〈表 I -2-20〉権利別審査処理現況	40
〈表 I -2-21〉特許出願1次審査処理現況	41

〈表 I -2-22〉特許出願審査終結処理現況	42
〈表 I -2-23〉旧実用新案出願1次審査処理現況	42
〈表 I -2-24〉旧実用新案出願審査終結処理現況	43
〈表 I -2-25〉実用新案先登録出願審査現況	43
〈表 I -2-26〉商標登録出願1次審査処理現況	44
〈表 I -2-27〉商標登録出願審査終結処理現況	45
〈表 I -2-28〉意匠登録出願1次審査処理現況	45
〈表 I -2-29〉意匠登録出願審査終結処理現況	46
〈表 I -2-30〉新規設定登録現況	47
〈表 I -2-31〉産業部門別登録現況(特許・実用新案)	48
〈表 I -2-32〉個人・法人および内・外国人登録現況	49
〈表 I -2-33〉外国人(国家別)登録現況	49
〈表 I -2-34〉年度別年次登録現況	50
〈表 I -2-35〉権利別登録・消滅、存続権利現況	51
〈表 I -2-36〉審判請求および処理件数現況	53
〈表 I -2-37〉年度別審判処理期間	54
〈表 I -2-38〉特許法院訴提起および判決現況	55
〈表 I -2-39〉大法院上告提起および宣告現況	55

〈表Ⅱ-1- 1〉決定系審判事件に対する訟務遂行現況	70
〈表Ⅱ-1- 2〉2003年度公務員課程教育訓練現況	74
〈表Ⅱ-1- 3〉2003年度民間人課程教育訓練現況	76
〈表Ⅱ-1- 4〉2003年度発明振興課程教育訓練現況	78
〈表Ⅱ-1- 5〉2003年外国人課程教育訓練現況	79
〈表Ⅱ-1- 6〉2003年度国内教育現況	82
〈表Ⅱ-1- 7〉2003年度長・短期国外訓練現況	84
〈表Ⅱ-1- 8〉最近7年間生命工学分野特許出願現況	86
〈表Ⅱ-1- 9〉最近国内ナノ技術出願現況	89
〈表Ⅱ-1-10〉最近5年間国内環境技術特許出願現況	92
〈表Ⅱ-1-11〉年度別先行技術調査外部用役事業推進現況	95
〈表Ⅱ-1-12〉2003年度公務員叙勲実績	122
〈表Ⅱ-1-13〉審査変数別増減比率	128
〈表Ⅱ-2- 1〉2003年推進完了された開発事項(KIP0netⅡ)	131
〈表Ⅱ-2- 2〉特・実検索D/B構築現況	140
〈表Ⅱ-2- 3〉意匠検索D/B構築現況	141
〈表Ⅱ-2- 4〉商標検索D/B構築現況	141
〈表Ⅱ-2- 5〉特許文書電子化センター書面書類電子化実績	143
〈表Ⅱ-2- 6〉データ管理センター処理現況	145
〈表Ⅱ-2- 7〉韓国特許英文抄録作成現況	147

〈表Ⅱ-2- 8〉韓国特許英文抄録国内外配布現況	148
〈表Ⅱ-2- 9〉年度別電子出願率	160
〈表Ⅱ-2-10〉2003年権利別電子出願現況	160
〈表Ⅱ-2-11〉2003年提出人別電子出願率現況	160
〈表Ⅱ-3- 1〉偽造商品取り締まりおよび措置内訳	169
〈表Ⅱ-3- 2〉主要品目別取り締まり実績	170
〈表Ⅱ-3- 3〉偽造商品取り締まり公務員教育実績	172
〈表Ⅱ-3- 4〉産業財産権紛争調停現況	176
〈表Ⅱ-3- 5〉弁理士試験施行現況	180
〈表Ⅱ-3- 6〉半導体配置設計技術振興事業推進実績	188
〈表Ⅱ-3- 7〉海外設計財産の標準および取引所現況	190
〈表Ⅱ-3- 8〉研究分野および研究機関現況	193
〈表Ⅱ-3- 9〉配置設計権年度別登録現況	194
〈表Ⅱ-3-10〉年度別・分野別事業推進目標および内容	195
〈表Ⅱ-4- 1〉マドリッド協定とマドリッド議定書差異点	204
〈表Ⅱ-4- 2〉最近3年間知識財産権研究センターの研究報告書目録	236
〈表Ⅱ-4- 3〉地域別被侵害現況(～2003)	247
〈表Ⅱ-4- 4〉権利別被侵害現況(～2003)	248
〈表Ⅱ-4- 5〉類型別被侵害現況(～2003)	248
〈表Ⅱ-4- 6〉主要国特許庁との今後の計画	256

〈表Ⅱ-4- 7〉情報化技術標準のための今後の計画	259
〈表Ⅲ-1- 1〉休眠特許調査のためのアンケート調査実施現況	274
〈表Ⅲ-1- 2〉年度別休眠特許現況	275
〈表Ⅲ-1- 3〉インターネット特許技術市場DB構築現況	277
〈表Ⅲ-1- 4〉権利別技術移転実績	279
〈表Ⅲ-1- 5〉類型別技術移転実績	280
〈表Ⅲ-1- 6〉特許技術市場開催実績	280
〈表Ⅲ-1- 7〉融資条件	284
〈表Ⅲ-1- 8〉最近6年間発明評価手数料支援実績	289
〈表Ⅲ-1- 9〉発明評価機関指定現況	290
〈表Ⅲ-2- 1〉2003年特許事業化資金および支援条件	293
〈表Ⅲ-2- 2〉特許事業化協議会を通じた支援実績	295
〈表Ⅲ-2- 3〉最近5年間試作品製作支援実績	298
〈表Ⅲ-2- 4〉年度別ベンチャー企業関連証明書発給実績	299
〈表Ⅲ-2- 5〉ベンチャー企業の出願に対する優先審査実績	299
〈表Ⅲ-2- 6〉優秀発明品優先購買推薦実績	300
〈表Ⅲ-3- 1〉大韓民国特許技術大展出品現況および観覧人数	302

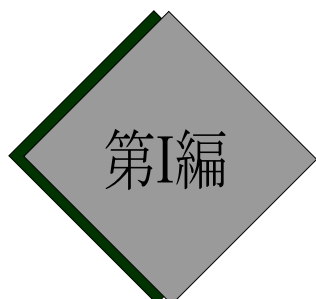
〈表IV-1- 1〉2003年発明教育研究模範学校支援現況	310
〈表IV-1- 2〉巡回講演会実施現況	311
〈表IV-1- 3〉年度別発明工作教室設置現況	320
〈表IV-1- 4〉年度別発明工作教室年間教育人数	321
〈表IV-1- 5〉2003年新規発明工作教室設置機関現況	321
〈表IV-1- 6〉全国発明工作教室設置現況	322
〈表IV-1- 7〉大韓民国学生発明展示会開催現況	325
〈表IV-1- 8〉全国教員発明教育研究大会開催現況	328
〈表IV-2- 1〉海外出願費用融資条件	331
〈表IV-2- 2〉海外出願費用補助事業申請および支援現況	332
〈表IV-2- 3〉海外出願費用融資事業申請および支援現況	333
〈表IV-2- 4〉外国特許出願所要費用	333
〈表IV-2- 5〉産業財産権診断事業運営実績	334
〈表IV-2- 6〉地域巡回説明会回数および出席人数	336
〈表IV-2- 7〉地域知識財産センター設置運営現況	339
〈表IV-4- 1〉KIPRIS(特許技術情報サービス)の提供情報現況	351
〈表IV-4- 2〉年度別KIPRIS(特許技術情報サービス)の利用者現況	352
〈表IV-4- 3〉サイバー国際特許アカデミーコンテンツ細部内訳	354
〈表IV-4- 4〉2003年度PM課題名および作成機関	368
〈表IV-5- 1〉最近我が国職務発明推移	371



〈表IV-5- 2〉企業体および研究所などの職務発明補償水準	372
〈表IV-5- 3〉年度別国有特許保有現況	377
〈表IV-5- 4〉年度別国有特許実施現況	377
〈表IV-5- 5〉国有特許登録・処分補償金支給現況	378
〈表IV-5- 6〉職務発明競進大会開催実績	382
〈表IV-5- 7〉職務発明競進大会授賞現況	382
〈表IV-5- 8〉職務発明競進大会受賞者名簿	383
〈表IV-5- 9〉職務発明巡回説明会開催機関	384

# [目次]

〈図 I-1-1〉2003年度特許政策推進体系	6
〈図 I-2-1〉最近5年間出願推移	18
〈図 I-2-2〉韓国のPCT出願動向	30
〈図 I-2-3〉世界PCT出願動向	33
〈図 I-2-4〉各国別PCT出願順位	33
〈図 I-2-5〉言語別PCT国際出願現況	38
〈図 II-2-1〉20万号別電子出願達成期間	163
〈図 II-3-1〉保護・流通D/Bシステムモデル	192
〈図 III-1-1〉融資手続き	285
〈図 IV-2-1〉海外出願費用融資手続き	332
〈図 IV-4-1〉PM事業推進体系	363



## 知識財産政策の概要

---

第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

第2章 知識財産の出願・審査・登録および審判処理現況

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

### 第1節 知識財産政策推進方向と成果

企画予算担当官室書記官 キム・キボム

#### 1. 概 観

今世界は知識基盤社会への移行が急速に進展している。知識基盤社会では労働や資本と同じ伝統的な生産要素よりは先端技術、ブランド、デザインなど人間の知的創造物である無形の知識財産が国家競争力と企業利潤創出の重要な源泉に浮び上がっている。

これとともに国境を行き来する無限競争が深刻化されて、今は製品一つを作っても新しいアイデアによる差別化された製品とサービスだけが世界市場を舞台に競争で優位を獲得できるようになった。

これに伴い世界各国は新技術確保での優位性を先行して獲得するための国家的な努力を傾注していることはもちろん、開発された技術に対しては徹底的に知識財産権で保護して、技術に対する独占支配力を強化していつている。

このような競争環境の変化に直面して、我が国が今後先進経済圏で背伸びするためには絶え間ない技術革新と共に、開発された技術を知識財産権で権利化して産業化する努力が何より切実に要求されていて、合わせて知識財産の保護、創出、

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

事業化は技術革新環境を作って知識創出を誘導して出す核心的な政策手段としてその役割と地位が浮び上がっている。

去る半世紀の間、韓国経済の高度圧縮成長とともに知識財産分野もまた飛躍的に発展した。何より私たちの国民の技術開発に対する情熱と創意的な努力に力づけられて、2003年度には特許、実用新案、意匠、商標など産業財産権年間出願規模が30万件を上回り、世界4位の特許出願国としての面貌を遺憾なく発揮した。

特許行政もまたますます増加する産業財産権出願と技術開発ライフサイクルの加速化に対応して迅速で効果的な新技術の保護とその活用を図るために不断な革新努力を展開してきている。先端IT技術を土台に世界的水準の特許行政情報システムを構築・運営していて1億件を上回る国内・外特許技術情報データベースを国家研究開発に積極的に活用していて知識財産の創出と事業化を体系的に支援するためのインフラを拡大している。

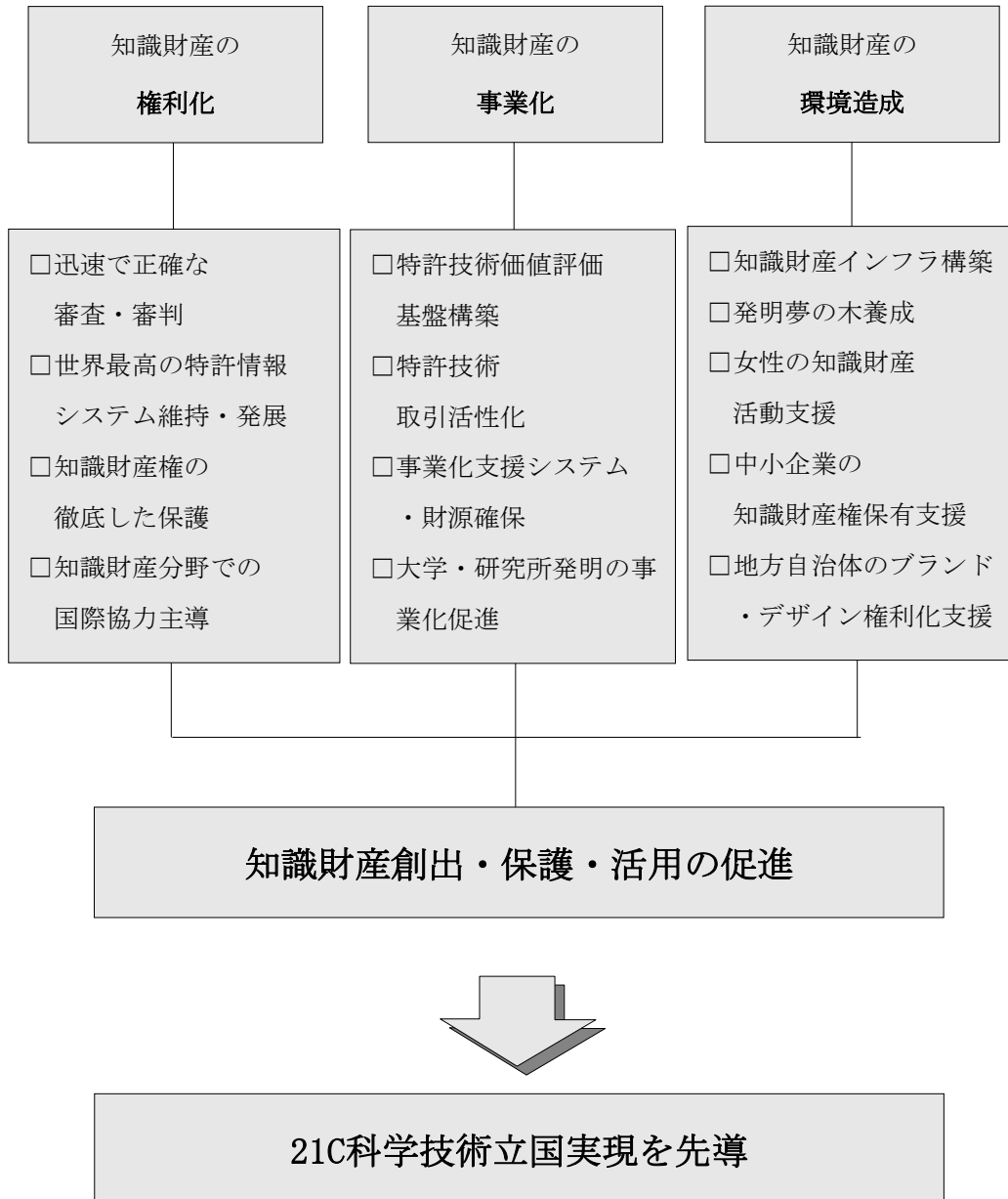
これと共に韓国特許庁は世界知識財産権機構(WIPO)から世界で10番目で国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)に指定を受けたし、特許審査情報の相互活用のための国家間協力事業を展開するなど特許行政の専門性に対し国際社会での地位を高めていっている。

ただし、このように肯定的な側面にもかかわらず、今のところは国民生活や企業活動で知識財産を積極的に保護・活用しようとするマインドが十分に成熟したと見るには難しい。また政府の経済政策立案課程でも知識財産権は研究開発の結果で明らかになる付随的成果物という程度の周辺活動的性格にとどまっているのが現状だ。

したがって今からでも知識財産権の重要性に対する認識を再確認する一方、知識財産権の管理活動を私たちの経済および産業の中心的な活動として、これを土台に絶え間ない技術革新を誘導して研究開発の効率性を極大化して、私たちの産業の競争力を強化して21Cに私たちの経済の成長潜在力を育てていくことが至急に要求されるというだろう。

このような条件と現実認識を土台に2003年度の特許政策の推進体系は21C科学技術立国の先導を目標にして「知識財産の権利化」、「知識財産の事業化」、「知識財産の環境造成」という3大部門の戦略課題を中心に迅速で正確な審査・審判の遂行など13ヶ重点施策を積極的に推進した。

〈図 I -1-1〉2003年度特許政策推進体系





## 2. 2003年度主要推進成果

2003年度は世界経済の全般的な沈滞状況でも韓国経済の再跳躍のために未来の成長潜在力の発掘に国家的な力量を集中した一年であった。

全国民の熱望の中に新しく出帆した参与政府はグローバル無限競争という時代の流れの中で国民所得2万ドル時代への進入という国家ビジョンを標榜したし、これを達成するために技術革新を主要実践戦略の一つに提示した。このような技術革新を効果的に支援するために昨年特許庁は多角的な知識財産政策の遂行を通し、多くの成果を上げた。

優先的な特許行政の最大力点課題である迅速で正確な特許権の付与のために特許行政の組織およびプロセスに関する革新努力を支障無く遂行した。先端IT技術を最大限活用して、対民間サービスと企業活動に最適の環境を提供することによって特許行政プロセスの全過程を電算化したし、より迅速な特許審査の遂行のために合計85人の特許審査人材を増員するなど特許審査システムを画期的に改善した。

二つ目、知識財産の創出と事業化分野でも飛躍的な発展を成し遂げられた。これまでの間、発明人の長い間の宿願だった知識財産センター(KIPS)を開館して、知識財産の創出と事業化を総合的に支援できるインフラを作って、各主要地域別には合計31個の地域知識財産センターを開設することによって地方化時代に相応して、各地域の特許創出潜在力拡充基盤を用意した。また特許技術事業化支援事業の一環で昨年初めて民官合同で100億ウォン規模の特許投資組合を結成して、中小企業に対する事業化支援を大幅拡大したし、各大学や研究機関が保有している特許技術の移転を促進するための融資事業、海外出願費用補助のための融資事業

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

など新規融資事業を積極的に推進することによって韓国企業の特許技術の獲得と活用に対する支援を大幅拡大した。

三つ目、デジタル時代と国際化時代に相応して、産業財産権関連各種制度と手続きを先進国水準で整備した。昨年商標法条約と国際商標登録出願のためのマドリッド議定書に加入することによって国内商標制度を名実ともにグローバル水準に相応する制度で発展させるのに努力した。特に昨年4月からはマドリッド議定書による国際商標出願制度が国内に施行されて、1通の出願書で世界各国に同時に商標を出願できるようになり民願人の国際商標出願の便宜を画期的に図る転機を作った。合わせて不正競争防止および営業秘密保護法を改正して、最近のインターネットの活用増大で社会的問題になっているドメインネーム無断登録に対する効果的な救済策を用意して、先端技術の流出を防止するために営業秘密保護強化のために関連規定を大幅整備した。

四つ目、特許手数料体系と料率を民願人の便宜に合うように改善して高級化されて多様化している顧客需要に相応して、現在の特許ネットシステム(KIPOnet)を未来指向型情報化システムに発展させようと「KIPOnet II」システムの開発に本格着手するなど顧客中心の特許行政の遂行に万全を期した。

このような努力の結果2003年特許庁は国務総理室政府業務評価機関力量部門21ヶ庁単位中1位、中央人事委員会主管政府人事革新賞(大統領賞)、国務調整室主管中央行政機関‘情報化水準評価’で優秀機関に選ばれた。

このような国内的評価と一緒に韓国特許庁の特許行政の専門性に対する国際的地位は急速に高まっている。WIPOと共同で知識財産権分野に対する対開発途上国支援事業を積極的に推進するためにWIPO内に10億ウォン規模の‘Korea Trust Fu

nd’ 開設を推進してAPECからは対開発途上国特許行政電算化コンサルティングの代表走者としてAPEC領域内開発途上国に対する特許情報化コンサルティング事業を主導的に推進して、国際的に私たちの特許行政の地位を一層より高めた。また我が国の特許システムの専門性を土台に、フィリピン、ベトナム、インド、インドネシアなどの国家のPCT国際特許出願国際調査および国際予備審査を代行するようになったし、マレーシアとは我が国特許権を無審査で登録できるように合意して、韓国特許庁の審査結果に対する国際的信頼性をもう一度確認した。これと共に日本や中国など産業財産権出願大国とは共同先行技術調査など国際的な特許審査協力体制構築のための事前作業をつまづくことなく遂行してきている。

### 3. 今後の推進方向

我が国が国民所得2万ドル時代に進入するためには既存主力産業は新しい知識を土台に競争力をより一層向上する一方IT、NT、BTなど未来戦略技術に対し不断な技術革新を通し、核心源泉技術を確保していく努力が必要な時だ。

このためには技術革新から始まった研究成果物を知識財産権で徹底的に保護してその活用を通じた付加価値創出を極大化する特許インフラの拡充が至急に要求されている。これに伴い特許庁は我が国の技術革新を実質的に裏付けるように特許インフラ拡充にまい進していかなければならないだろう。

早くて強い特許を保障するために産業財産権出願に対する審査と審判が迅速ながらも、正確に処理されるように特許行政システムと手続きを持続的に改善していく一方、また私たちの国民の不断な研究努力の所産である技術開発の成果が死蔵されないで産業界で積極的に活用されるように関連制度を整備して特許技術取

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

引市場と特許技術事業化支援システム拡充にも努力する計画だ。

これと共に未来技術予測の照尺役割をする特許情報を国家研究開発(R&D)投資の企画、課題選定、評価段階で戦略的に分析・活用することによって研究開発重複投資を防止して国内研究開発投資の効率性を高める制度的装置を用意していくだろう。

合わせて知識財産創出活動が全国的運動で根をおろせるように多様な知識財産創出活動インフラを用意して、発明家と研究者が正当に待遇を受ける風土を作っていくのに最大限努力しなければならないだろう。

## 第2節 知識財産分野の国際的な動向と対応方案

企画管理官室国際協力課行政事務官 チャ・ヒョンニョル

### 1. 知識財産国際動向

21世紀技術覇権主義時代では知識財産権が国家競争力を決定する主要要素で国家や企業の利潤創出の新しい源泉と認識され、知識財産権が国際通商摩擦の主要問題として台頭している。特に、高付加価値技術や先端技術を保有している先進国は知識財産権保護問題を開発途上国に対する通商圧力手段として活用するなど声なき知識戦争が展開している。

また、世界経済の統合化および自由貿易の活性化は知識財産権制度の統一化を促進すると同時に、特許協力条約(PCT)とマドリッドシステムを通じた特許と商標の国際出願を持続的に増加させて、加入国は引き続き増加傾向にあって知識財産権のグローバル化現象はより一層深刻化されることと見込まれる。

このような国際的環境の中で米国、日本など先進国は知識財産権創出および保護を国家力点事業と認識して推進している。今日産業財産権をたくさん出願したり確保した国家が先進国である点を考慮する時、我が国もまた知識財産分野に対しさらに大いなる関心と力量を汎政府的な次元で注ぎ込まなければならない時期である。

まず、米国はすでにクリントン行政府当時特許重視政策(Pro-Patent Policy)

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

を推進して“特許行政強化方案”を用意、事業部門別技術支援および関係体制を構築して、特許商標庁 (USPTO) の人事および財政の独自性を強化することによって顧客満足のサービス組織に改編した。

ブッシュ行政府になった以後にも知識財産権に対する政策強化基調は継続維持されて2002年6月に基本骨格をたてて2003年2月に修正発表された‘21世紀戦略計画’ (The 21st Century Strategic Plan)を通じて、今後米国の知財権政策方向をそのまま提示した。米国知財権システムが世界経済を主導できるように今後5年の間、弾力あつて (agile)、力量ある (capable)、生産的な (productive) 組織を構築して2008年までに14.7ヶ月への特許審査期間短縮および2,400人の審査人材増員と、商標分野は‘03年11月まで、特許分野においては‘04年10月までに電子政府システムを構築するという目標を含んでいる。

‘21世紀戦略計画’は変化する国内外知識財産権環境に相応して知識財産権保護を強化するために組織の弾力性確保、生産性向上および職員能力涵養という戦略的目標下に審査官増員、審査手続きの改善、電算システム構築など多様な細部実践課題を提示しているのだ。

日本もすでに1998年に世界技術市場を主導しようとする趣旨で‘量’中心の特許政策から‘質’中心の“2005年特許行政ビジョン”を提示した。しかしこれに満足しないで2002.2月から小泉総理を初め、政府高位官僚と各界代表らが参加する‘知的財産戦略会議’を設置・運営して、日本の知識財産権分野に対する政策を発掘している。

知識財産権分野で日本のこのような多大な関心は2002年6月第4次戦略会議で‘知的財産戦略大綱’の発表を通し、具体化された。同報告書には企業所有知識財産権の戦略的保護および活用のために知識財産の創造、保護、活用および人材育成など4分野の50余り主要政策が入れられている。このような政策は2003年3月総理室に設置した‘知的財産戦略本部’を通し、声高く推進されている。すでに2002年11月「知的財産基本法」を制定してこれに伴い設置された‘知的財産戦略本部’は閣僚級10人で構成されて、関係部署施策を総合・調整して知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構になる見込みだ。実際に’知的財産戦略本部’は2003年7月“知的財産の創出、保護および活用に関する推進計画”を樹立して、今後日本の知識財産政策の骨格を用意したし、これを順次点検して評価していく見込みだ。

このように知識財産権政策の主要方向が米国の場合には知識財産権組織および制度の整備と手続きの合理化を通し、競争力強化を試みていることに比べて、日本は知識財産権の積極的な事業化を通し、産業競争力向上に主眼点をおいているというのに差がある。

一方、ヨーロッパ地域は単一国家次元よりはヨーロッパ連合(EU)次元で知識財産権制度の統一化を通した知識財産権競争力強化のために努力している。現在、特許はヨーロッパ特許庁(EPO)、商標と意匠はヨーロッパ商標庁(OHIM)を通じて、各々運営しているのに、知識財産権制度の国際的統一化という側面で最も先んじた歩みをしている。ただし、特許の場合、まだ統合された特許権は成立していないけれど3月に開催されたEU首脳会議でEU単一特許制度作りで合意して、近い将来共同体特許も成立する見込みだ。

## 第1章 知識財産政策推進方向と最近動向

このようにヨーロッパ国家は知識財産権制度の統一化を通し、費用節減、出願の便利性および権利確保の容易性向上などを実現して、企業らの競争力強化に尽くしている。もちろん、個別国家次元でも知識財産権の事業化および保護のために努力していて、特に自国企業の有名商標および地理的表示 (Geographical Indication) の強力な保護のための国際的努力を傾注している。

### 2. 対応方案

このように世界強国らが知識財産分野の競争力強化にまい進しているように韓国特許庁もまた、世界第4位の産業財産権出願大国として21世紀国家競争力強化のため、対内外的である革新努力が分野別に続いていかなければならないだろう。

優先的に企業らが発明した内容を速かに事業化ができるように先進国水準で審査期間を短縮するべきで、このためには持続的な審査官増員が先行するべきで、これと同時に審査の質、また先進国水準で確保するために努力しなければならない。

そして創出された知識財産権の事業化に隘路を経験している中小企業および個人発明家のため、多様な支援政策を樹立、施行しなければならない。その成功的な例で特許庁で施行中の中小企業支援のための知識財産権事業化事業を上げられる。

同事業はWIPO(世界知識財産機構)でも開発途上国支援のモデル事業で認識して、事業のノウハウを開発途上国への伝授を要請を受けて、開発途上国対象で韓-WIP



0共同事業を展開していて、日本特許庁もまた関連資料を要請するなど国際社会で良い評価を受けている。このように知識財産権を産業競争力向上と関係させるための政策らが特許庁を中心に汎政府的な次元で一層強化されなければならないだろう。

## 第2章 知識財産の出願・登録・審査・審判処理現況

### 第1節 出願

出願課行政事務官 李ビョンヨン

#### 1. 産業財産権出願動向および今後の展望

##### イ. 2003年度産業財産権出願動向

###### 1) 産業財産権出願の増加傾向維持

‘03年度産業財産権出願件数は合計306,001件で‘02年度の290,792件に比べて、5.2%(15,209件)が増加したし、前年対比権利別出願増加率は特許出願11.8%、実用新案登録出願は4.2%、意匠登録出願0.1%、商標登録出願1.0%と明らかになった。

<表 I -2-1>最近5年間権利別出願現況

(単位:件、%)

区分	1999	2000	2001	2002	2003
特許	80,642	102,010	104,612	106,136	118,652
	(7.3)	(26.5)	(2.6)	(1.5)	(11.8)
実用新案	30,650	37,163	40,804	39,193	40,825
	(6.1)	(21.2)	(9.8)	(3.9)	(4.2)
意匠	32,404	33,841	36,867	37,587	37,607
	(36.5)	(4.4)	(8.9)	(2.0)	(0.1)
商標	87,332	110,073	107,137	107,876	108,917
	(52.2)	(26.0)	(2.7)	(0.7)	(1.0)
計	231,028	283,087	289,420	290,792	306,001
	(24.7)	(22.5)	(2.2)	(0.5)	(5.2)

注)1. ( )は前年同期対比増減率である。

2. 多意匠、多類商標出願の場合各々1件で集計した。

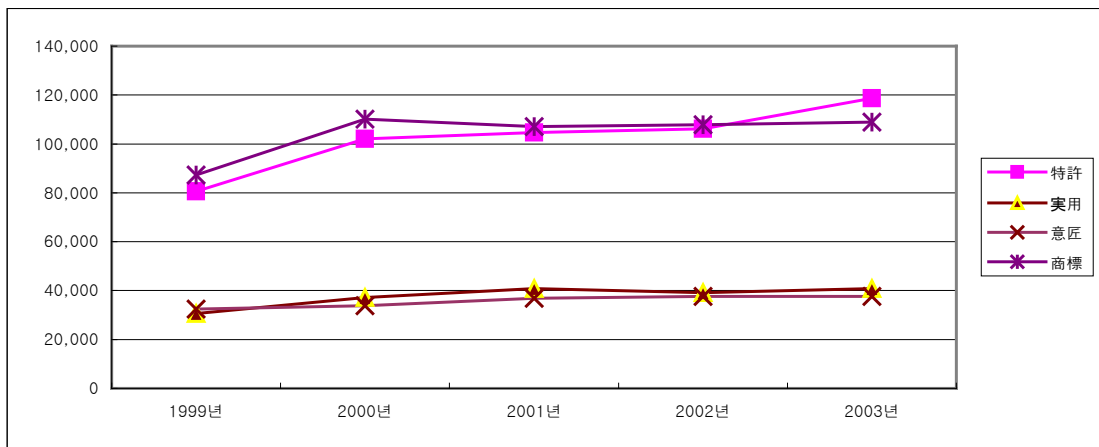
各権利別主要出願動向を調べれば特許出願は118,652件で、電気・通信および機械分野、内国人出願の増加で前年対比11.8%増加したし、実用新案登録出願は40,825件で、採鉱・金属および化学一般分野、外国人出願の増加で前年対比4.2%増加した。

意匠登録出願は37,607件で、製造食品・嗜好品および土木・建築などの出願増加、日本・ドイツなどの外国人出願が増加して、前年対比0.1%増加したし、商標登録出願は108,917件で、サービス業、菓子類、化学品などの出願増加および内国人の出願増加で前年対比1.0%増加した。

これと共に特許・実用新案・意匠・商標など産業財産権全般で出願が増加したことは国内企業および個人出願人が難しい経済条件の中でも競争力強化のための技術開発の重要性と研究開発投資に起因することと判断される。

また産業財産権の年度別出願傾向は‘99年度に231千件、‘00年度には283千件、‘01年度には289千件、‘02年度には291千件であり、特に‘03年度には306千件が出願されて、産業財産権出願30万件時代を開いたし、今後国家経済の回復とともに産業財産権出願も持続的な増加傾向を続ける見込みだ。

<図 I -2-1>最近5年間出願推移



## 2) 外国人総出願の減少

‘03年度外国人総出願は48,152件で産業財産権全体出願306,001件対比15.7%を占めている。その中実用新案および意匠登録出願は前年対比各々22.1%、19.4%が増加した反面、特許および商標登録出願は前年対比各々4.2%、7.3%が減少して、外国人全体出願は前年対比4.0%の減少であった。

それでも特許と商標の出願比重が高いのは外国企業が自社開発した技術とブランドを海外でも保護されるように積極的に海外出願をしていることと思われる。

〈表 I-2-2〉内・外国人別出願現況

(単位:件、%)

区分		2002		2003		前年対比 増減率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国人	76,570	72.1	90,313	76.1	18.0
	外国人	29,566	27.9	28,339	23.9	4.2
	計	106,136	100	118,652	100	11.8
実用新案	内国人	38,660	98.6	40,174	98.4	3.9
	外国人	533	1.4	651	1.6	22.1
	計	39,193	100	40,825	100	4.2
意匠	内国人	35,399	94.2	34,994	93.1	1.1
	外国人	2,188	5.8	2,613	6.9	19.4
	計	37,587	100	37,607	100	0.1
商標	内国人	90,016	83.4	92,368	84.8	2.6
	外国人	17,860	16.6	16,549	15.2	7.3
	計	107,876	100	108,917	100	1.0
合計	内国人	240,645	82.7	257,849	84.3	7.1
	外国人	50,147	17.3	48,152	15.7	4.0
	計	290,792	100	306,001	100	5.2

## 3) 法人・個人別出願現況

‘03年度法人出願は195,231件、個人出願は110,770件で前年対比各々7.2%、2.0%増加した。

法人の場合、特許および実用新案登録出願、意匠登録出願が前年対比12.6%、12.4%、10.4%が増加した反面、商標登録出願は前年対比1.5%が減少して、全体出願は7.2%が増加したし、個人の場合には特許および実用新案、商標登録出願が

## 第2章 知識財産の出願・登録・審査・審判処理現況

前年対比各々8.2%、0.5%、5.1%が増加したし、意匠登録出願は前年対比8.0%が減少したが全体出願は2.0%が増加した。

〈表 I -2-3〉法人・個人別出願現況

(単位:件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2002	2003	増加率	2002	2003	増加率	2002	2003	増加率
特許	86,472 (81.5)	97,377 (82.1)	12.6	19,664 (18.5)	21,275 (17.9)	8.2	106,136	118,652	11.8
実用 新案	12,019 (30.7)	13,505 (33.1)	12.4	27,174 (69.3)	27,320 (66.9)	0.5	39,193	40,825	4.2
意匠	16,384 (43.6)	18,095 (48.1)	10.4	21,203 (56.4)	19,512 (51.9)	8.0	37,587	37,607	0.1
商標	67,270 (62.4)	66,254 (60.8)	1.5	40,606 (37.6)	42,663 (39.2)	5.1	107,876	108,917	1.0
計	182,145 (62.6)	195,231 (63.8)	7.2	108,647 (37.4)	110,770 (36.2)	2.0	290,792	306,001	5.2

注) ()内は法人・個人別構成比である

### 4) 女性および学生出願現況

女性および学生の産業財産権出願を見れば、女性出願は13,885件、学生出願は2,322件で前年対比各々11.2%、7.9%増加した。

これと共に女性および学生出願が増加していることは出願料など各種手数料の減免拡大、女性発明優秀事例発表会および学生発明競進大会など、これまでの間の特許庁が推進してきている知識財産創出のための各種政策的努力の結果と見られる。

〈表 I-2-4〉女性および学生出願現況

(単位:件、%)

区分	1999	2000	2001	2002	2003
女性	9,054	10,843 (19.8)	11,286 (4.1)	12,491 (10.7)	13,885 (11.2)
学生	1,011	1,800 (78.0)	2,441 (35.6)	2,151 (11.9)	2,322 (7.9)

注) ()内は前年対比増加率である。

また、KIPO-Netによる電子出願の実施およびインターネットを通じた各種民願サービスの拡充を通し、産業財産権に関する専門知識がない一般国民も複雑な出願手続きをよりやさしくて容易に進行できるようにしたところ、代理人を通さないでの直接出願の比率が過去11～15%の水準で‘01年度には22.2%、‘02年度には20.3%、‘03年度には19.7%を維持している。

〈表 I-2-5〉代理人有無別出願件数

(単位:件、%)

区分	1999	2000	2001	2002	2003
代理人出願	186,316 (80.6)	222,888 (78.7)	225,266 (77.8)	231,745 (79.7)	245,790 (80.3)
直接出願	44,712 (19.4)	60,199 (21.3)	64,154 (22.2)	59,047 (20.3)	60,211 (19.7)
計	231,028 (100)	283,087 (100)	289,420 (100)	290,792 (100)	306,001 (100)

注) ()内は代理人有無別構成比である。

## ロ. 今後出願展望

IMF終結以後‘99年～2002年の産業財産権出願はIMF以前水準以上に回復した。

‘03年度は特許出願および実用新案登録出願が前年対比各々11.8%、4.2%で大幅増加したし、意匠登録出願および商標登録出願も前年対比各々0.1%、1.0%で増加傾向を維持している。

‘04年度産業財産権出願は半導体および情報通信などIT分野の出願は持続的に増加すると予想されるが、国内景気の沈滞および高オイル価格などで出願の急激な増加は難しいと予想される。

ただし、政府の雇用創出政策および予算の早期配分などにもなう景気回復期待感などで微小な増加傾向は継続維持されると見込まれる。

## 2. 権利別・産業部門別出願現況

### イ. 特許・実用新案登録出願

特許出願の産業部門別構成比で内・外国人ともに電気・通信分野の出願が全体出願の大部分を占める54.2%、48.6%を占めている。

内国人の場合機械分野の出願比率が16.6%で外国人の同分野出願比率12.4%に比べて、相対的に高い反面、外国人の場合には化学分野の出願比率が19.3%で内



国人の同分野出願比率7.2%に比べて、飛び切り高い点が著しい現象だ。

実用新案出願の産業部門別構成比で内国人は機械分野の出願が22.9%で電気・通信分野19.4%より高いことが明らかになったし、外国人の場合にはむしろ電気・通信分野の出願が48.6%で機械分野の出願比率15.4%に比べて、はるかに高いことが明らかになった。

<表 I-2-6>産業部門別特許・実用新案登録出願現況

(単位:件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱	飲料	事務	農林	雑貨	他	計
特許	内国	15,003 (16.6)	6,479 (7.2)	1,850 (2.0)	48,937 (54.2)	4,053 (4.5)	2,330 (2.6)	5,786 (6.4)	537 (0.6)	958 (1.1)	3,068 (3.4)	1,312 (1.4)	90,313 (100)
	外国	3,502 (12.4)	5,474 (19.3)	436 (1.5)	13,760 (48.6)	434 (1.5)	894 (3.2)	2,735 (9.7)	251 (0.9)	182 (0.6)	324 (1.1)	347 (1.2)	28,339 (100)
	小計	18,505 (15.6)	11,953 (10.1)	2,286 (1.9)	62,697 (52.8)	4,487 (3.8)	3,224 (2.7)	8,521 (7.2)	788 (0.7)	1,140 (1.0)	3,392 (2.8)	1,659 (1.4)	118,652 (100)
実用新案	内国	9,200 (22.9)	1,613 (4.0)	1,292 (3.2)	7,804 (19.4)	6,372 (15.9)	656 (1.6)	2,410 (6.0)	785 (2.0)	1,799 (4.5)	7,477 (18.6)	766 (1.9)	40,174 (100)
	外国	100 (15.4)	5 (0.8)	22 (3.4)	316 (48.6)	38 (5.8)	2 (0.3)	37 (5.7)	8 (1.2)	7 (1.0)	109 (16.8)	7 (1.0)	651 (100)
	小計	9,300 (22.8)	1,618 (3.9)	1,314 (3.2)	8,120 (20.0)	6,410 (15.7)	658 (1.6)	2,447 (6.0)	793 (1.9)	1,806 (4.4)	7,586 (18.6)	773 (1.9)	40,825 (100)
合計	内国	24,203 (18.5)	8,092 (6.2)	3,142 (2.4)	56,741 (43.5)	10,425 (8.0)	2,986 (2.3)	8,196 (6.3)	1,322 (1.0)	2,757 (2.1)	10,545 (8.1)	2,078 (1.6)	130,487 (100)
	外国	3,602 (12.4)	5,479 (18.9)	458 (1.6)	14,076 (48.6)	472 (1.6)	896 (3.1)	2,772 (9.6)	259 (0.9)	189 (0.6)	433 (1.5)	354 (1.2)	28,990 (100)
	小計	27,805 (17.4)	13,571 (8.5)	3,600 (2.3)	70,817 (44.4)	10,897 (6.8)	3,882 (2.4)	10,968 (6.9)	1,581 (1.0)	2,946 (1.9)	10,978 (6.9)	2,432 (1.5)	159,477 (100)

注) ( ) は比率である。

ロ. 意匠登録出願

‘03年度意匠登録出願現況を調べれば、内国人は住宅設備用品の出願比率が最も高いし(15.6%)、次に土木および建築用品(13.9%)、生活用品(13.0%)の順であることが明らかになったが、これは建築景気が活性化になったためであると判断される。

一方、外国人の場合には電気・電子・通信機械器具分野の出願比率が30.3%で’02年度に続き顕著に高いことが明らかになって、次に生活用品(13.2%)、事務用品および販売用品(9.4%)の出願が相対的に高かった。

<表 I-2-7>産業部門別意匠登録出願現況

(単位:件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
製造食品および嗜好品	296	0.8			296	0.8
衣服および身辺品	2,873	8.2	197	7.5	3,070	8.2
生活用品	4,533	13.0	346	13.2	4,879	13.0
住宅設備用品	5,453	15.6	198	7.6	5,651	15.0
趣味・娯楽用品および 運動競技用品	1,077	3.1	96	3.7	1,173	3.1
事務用品および販売用品	3,550	10.1	247	9.4	3,797	10.1
輸送および運搬機械	1,646	4.7	167	6.4	1,813	4.8
電気、電子機械器具および 通信機械器具	3,799	10.9	791	30.3	4,590	12.2
一般機械器具	1,335	3.8	177	6.8	1,512	4.0
産業用機械器具	1,790	5.1	226	8.6	2,016	5.4
土木、建築用品	4,851	13.9	28	1.1	4,879	13.0
その他基礎製品	2,808	8.0	93	3.6	2,901	7.7
その他	983	2.8	47	1.8	1,030	2.7
計	34,994	100	2,613	100	37,607	100

## ハ. 商標登録出願

NICE分類にともなう '03年度産業部門別商標出願構成比率を見れば、内国人はサービス業が32.4%、菓子・食品・飲料類が14.4%、化学品・薬剤・化粧品類が13.2%、機械・電気機械・輸送機械器具類が13.1%で比較的高い出願比率を見せた反面、外国人の場合には化学品・薬剤・化粧品類が28.8%、機械・電気機械・輸送機械器具類が25.2%、菓子・食品・飲料類が9.8%の順で比較的高い出願率であることが明らかになった。

〈表 I-2-8〉 Nice分類別商標登録出願現況

(単位:件、%)

区 分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	12,200	13.2	4,763	28.8	16,963	15.6
一般金属材(非金属類)建築材料、手動利器類	2,360	2.6	773	4.7	3,133	2.9
機械、電気機械、輸送機械器具	12,115	13.1	4,175	25.2	16,290	14.9
繊維、繊維製品衣類	8,564	9.3	1,238	7.5	9,802	9.0
家具、敷物類、厨房用品	3,463	3.7	369	2.2	3,832	3.5
貴金属、時計、皮革、カバン類	4,108	4.4	928	5.6	5,036	4.6
楽器、玩具、運動具類、タバコ	2,219	2.4	490	3.0	2,709	2.5
紙、文房具、印刷物	3,779	4.1	543	3.3	4,322	4.0
菓子、食品、飲料	13,256	14.4	1,621	9.8	14,877	13.7
ゴム、プラスチック材料	397	0.4	153	0.9	550	0.5
サービス業	29,907	32.4	1,496	9.0	31,403	28.8
その他						
計	92,368	100	16,549	100	108,917	100

3. 内・外国人別出願現況

イ. 内国人出願現況

1) 地域別出願現況

ソウル・仁川・京畿など首都圏での内国人出願比率は‘01年度75.3%、‘02年度75.7%、03年度75.5%で‘01年度対比0.2%増加したが、‘02年度に比較すれば出願比率が0.2%減少したことが明らかになっているが、これは特許庁の大田移転と中小企業知財権保有運動、電子出願の実施などで首都圏の出願集中現象が多少緩和されているためだと見られる。

<表 I-2-9>内国人地域別出願現況

(単位:件、%)

区分	特許		実用新案		意匠		商標		合計		占有率	
	2002	2003	2002	2003	2002	2003	2002	2003	2002	2003	2002	2003
ソウル	32,814	38,944	13,093	13,091	15,725	14,626	51,628	52,557	113,260	119,218	47.1	46.2
釜山	1,864	2,032	2,368	2,408	1,385	1,630	3,633	3,527	9,250	9,597	3.8	3.7
大邱	1,311	1,504	2,142	2,080	1,710	2,020	2,618	2,556	7,781	8,160	3.2	3.2
仁川	1,849	2,081	2,492	2,445	2,508	2,355	3,502	3,050	10,351	9,931	4.3	3.8
光州	1,310	2,549	845	1,269	706	703	1,079	976	3,940	5,497	1.6	2.1
大田	3,832	4,192	1,187	1,310	395	528	2,114	2,221	7,528	8,251	3.1	3.2
蔚山	387	468	360	367	103	180	283	285	1,133	1,300	0.5	0.5
京畿	23,425	28,536	9,989	10,408	9,427	9,610	15,600	17,190	58,441	65,744	24.3	25.5
江原	429	418	480	552	232	192	808	852	1,949	2,014	0.8	0.8
忠北	790	856	696	736	424	471	1,317	1,357	3,227	3,420	1.3	1.3
忠南	1,321	1,605	934	996	668	562	1,828	1,799	4,751	4,962	2.0	1.9
全北	675	727	640	742	373	384	1,086	1,164	2,774	3,017	1.2	1.2
全南	532	650	589	539	296	309	755	821	2,172	2,319	0.9	0.9
慶北	4,276	3,405	1,238	1,263	593	689	1,605	1,621	7,712	6,978	3.2	2.7
慶南	1,324	1,903	1,468	1,837	763	675	1,891	1,930	5,446	6,345	2.3	2.5
済州	97	143	104	103	80	56	231	371	512	673	0.2	0.3
その他	334	300	35	28	11	4	38	91	418	423	0.2	0.2
計	76,570	90,313	38,660	40,174	35,399	34,994	90,016	92,368	240,645	257,849	100	100

## 2) 多出願業者別出願現況

‘03年度国内多出願企業中上位10大業者の出願件数は合計40,882件で内国人総出願の15.9%を占有していて、特に特許出願の場合には10大多出願業者の出願件数が35,793件で39.6%の高い占有率を占めている。

また多出願業者を見れば、三星電子、LG電子、現代自動車は各々1～3位を占めて、大宇エレクトロニクスおよび三星エスディーアイ、亜南半導体などが10大多出願業者に新しく進入した反面、韓国電子通信研究院、起亜自動車、株式会社LG・Iが10位圏以後に出されるなど多出願業者の順位に若干の変動があった。

〈表 I -2-10〉国内10大多出願業者出願現況

(単位:件)

順位	業者名	特許	実用	意匠	商標	合計
1	三星電子	10,997	108	1,062	370	12,537
2	LG電子	9,299	200	370	136	10,005
3	現代自動車	3,884		351	48	4,283
4	ハイニックス半導体	3,709	1		2	3,712
5	LG・フィリップスLCD	2,219			5	2,224
6	大宇エレクトロニクス	1,169	441	277	37	1,924
7	三星エスディーアイ	1,666			4	1,670
8	太平洋	55	33	237	1,267	1,592
9	亜南半導体	1,471				1,471
10	ポスコ	1,314	142	6	2	1,464
	小計 (内国人出願中占有率)	35,783 (39.6)	925 (2.3)	2,303 (6.6)	1,871 (2.0)	40,882 (15.9)
	内国人出願合計	90,313	40,174	34,994	92,368	257,849

ロ. 外国人出願現況

1) 出願人国籍別出願現況

外国人の出願は‘02年度と同じように日本とアメリカが外国人(法人含む)全体出願の半分以上を占有していて(‘02年度64.9%→‘03年度67.8%)、主要上位多出願国家の順位も大きい変化がないことが明らかになった。‘03年度多出願国家を調べれば、日本は‘02年度対比1.0%増加して‘02年度に続き1位を占めて、米  
国は前年対比1.9%増加したが日本に続き2位を占めた。

権利別には特許および意匠の部分では日本が、実用新案および商標の部分では米  
国が優位を見せているなかで、日本・米国・ドイツが外国人全体出願の75.3%  
を占めている。

<表 I-2-11>外国(法)人国籍別出願現況

(単位:件、%)

順位	区分		特許	実用	意匠	商標	計		‘02 順位
							件数	占有率	
1	日本	‘02	13,299	53	1,131	4,543	19,026	37.9	1
		‘03	12,632	69	1,558	4,452	18,711	38.9	
2	米国	‘02	7,212	103	413	5,831	13,559	27.0	2
		‘03	7,575	140	374	5,844	13,933	28.9	
3	ドイツ	‘02	2,651	3	69	1,301	4,024	8.0	3
		‘03	2,475	6	149	989	3,619	7.5	
4	フランス	‘02	1,062	5	45	1,071	2,183	4.4	4
		‘03	1,055		84	872	2,011	4.2	
5	スイス	‘02	527		39	784	1,350	2.7	7
		‘03	643		53	672	1,368	2.9	
6	英国	‘02	524	1	50	888	1,463	2.9	6
		‘03	513	1	49	658	1,221	2.5	
7	オランダ	‘02	1,703		56	364	2,123	4.2	5
		‘03	816	1	49	303	1,169	2.4	
小計		‘02	26,978	165	1,803	14,782	43,728	87.2	
		‘03	25,709	217	2,316	13,790	42,032	87.3	
その他国		‘02	2,588	368	385	3,078	6,419	12.8	
		‘03	2,630	434	297	2,759	6,120	12.7	
計		‘02	29,566	533	2,188	17,860	50,147	100	
		‘03	28,339	651	2,613	16,549	48,152	100	

## 2) 多出願業者別出願現況

外国人10大多出願業者には日本会社が9社で大部分を占めていて、米国の1社が属している。

多出願順位を見れば、日本の松下電器産業が1位を占めたし、日本のソニー、セイコーエプソン、三洋電機が各々2位～4位を占めて、米国のインターナショナルビジネスマシズコーポレーションが5位を占めた。

<表 I -2-12>外国人10大多出願業者別出願現況

(単位:件)

順位	出願人	国籍	特許	実用	意匠	商標	合計
1	松下電器産業	日本	671	2	99	43	815
2	ソニー	日本	639		66	79	784
3	セイコーエプソン	日本	443	14	17	29	503
4	三洋電機	日本	367		79	22	468
5	インターナショナルビジネスマシズ	米国	407			43	450
6	三菱電機	日本	371		2	2	375
7	東芝	日本	328		21	16	365
8	シャープ	日本	278	6	50	12	346
9	キャノン	日本	320		5	18	343
10	富士通	日本	298		2	15	315

## 第2節 PCT国際出願

出願課行政事務官 ホ・ジョンエ

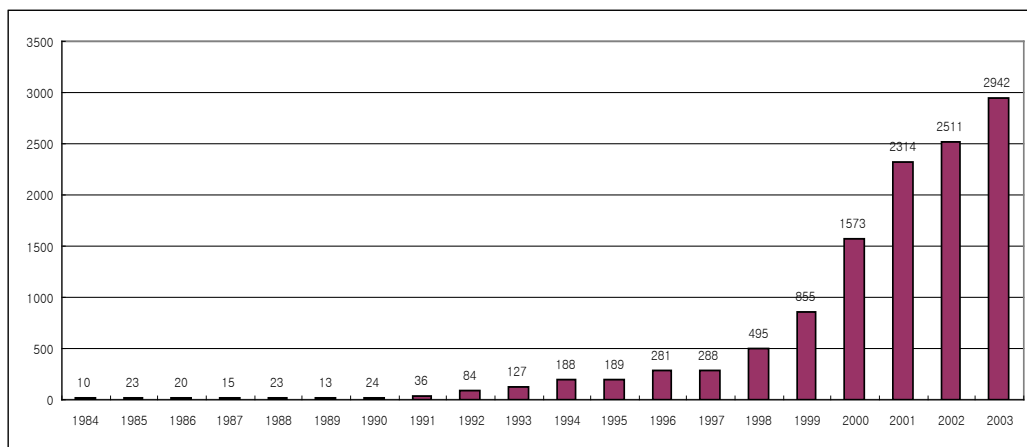
### 1. PCT国際出願動向

#### イ. 内国人のPCTを通じた海外出願(受理官庁業務)

2003年度に我が国出願人が特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)制度を利用して、海外で出願したPCT国際出願は2,942件で2002年の2,511件に比べて、17.2%増加したこと、PCTの123締約国中で2002年度に8位、2003年度に7位を記録することによって海外特許出願分野で我国の高まった地位がわかる。

最近の高いPCT出願増加率は私たちの国民の海外技術保護に対する認識変化、海外特許獲得方法としてPCT制度の長所に対する高まった理解、1999年12月1日から特許庁の国際調査および予備審査業務開始にともなう私たちの出願人の海外出願の便利性増加などに起因したと分析される。

<図 I -2-2> 韓国のPCT出願動向





## ロ. 国際調査機関および予備審査機関の指定動向

1999. 12. 1業務を開始して以降、韓国を国際調査・予備審査機関に選択する件数が着実に増加してきた。韓国を国際調査機関に選択した件数が2002年度の2, 224件から2003年度には10. 7%増加した2, 462件であり、国際予備審査請求件数は2002年度に1, 365件で2003年度には21%が減少した1, 079件となった。国際予備審査請求件数が減少した原因は2003. 3. 12から予備審査請求と関係なしに国内段階進入期間が優先日から30ヶ月に一括調整されるに伴った影響と分析される。

〈表 I -2-13〉国際調査機関および国際予備審査機関指定現況

(単位:件、%)

区分 \ 年度		2000	2001	2002	2003
国際出願	件数(A)	1, 573	2, 314	2, 511	2, 942
	比率(B/A)	81. 5%	83. 8%	88. 6%	83. 7%
国際調査機関	件数(B)	1, 282	1, 939	2, 224(13)	2, 462(8)
	比率(B/A)	81. 5%	83. 8%	88. 6%	83. 7%
国際予備審査機関	件数(C)	406	970	1, 365	1, 079
	比率(C/A)	25. 8%	41. 9%	54. 4%	36. 7%

※ '02年(13)件はフィリピン特許庁で、'03年(8)件はフィリピン特許庁(6)およびベトナム特許庁(2)で韓国特許庁(KR)に国際調査を依頼した件数である

韓国特許庁が各国特許庁と業務協約を締結して、国際調査機関(ISA)および国際予備審査機関(IPEA)と指定されることによって今後国際調査および予備審査件数が増大するが見込まれて、業務協定締結現況は次のとおりである。

- ・業務協定締結国:フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インド(2003)、インドネシア(2003)
- ・業務協定締結進行国:日本、豪州、シンガポール、マレーシア、モンゴル

## 第2章 知識財産の出願・登録・審査・審判処理現況

このような国内外的状况に力づけられて、韓国特許庁は2002年度に続き2003年度に国際調査・予備審査依頼件数基準で世界第5・6位の国際調査機関、国際予備審査機関に成長して、韓国の国際的地位が高まったことがわかる。

### ハ. 外国PCT出願人の韓国内特許出願(国内段階進入)動向

外国出願人による韓国内特許出願は最近5年間9.3%の年平均増加率を見せてきた。2003年度には16,981件で、これは国内特許出願件(118,652件)の14.3%に該当して、外国人の特許出願(合計28,339件)の59.9%に該当して、PCT制度を通じた外国人の国内特許・実用新案出願が順次的に増加している。2003年度に前年対比5%減少するようになった主要原因は2003.3.12日から国内段階進入期間が優先日から20ヶ月から30ヶ月に延びるに伴った影響であると判断される。

〈表 I -2-14〉外国人の韓国指定PCT出願件数

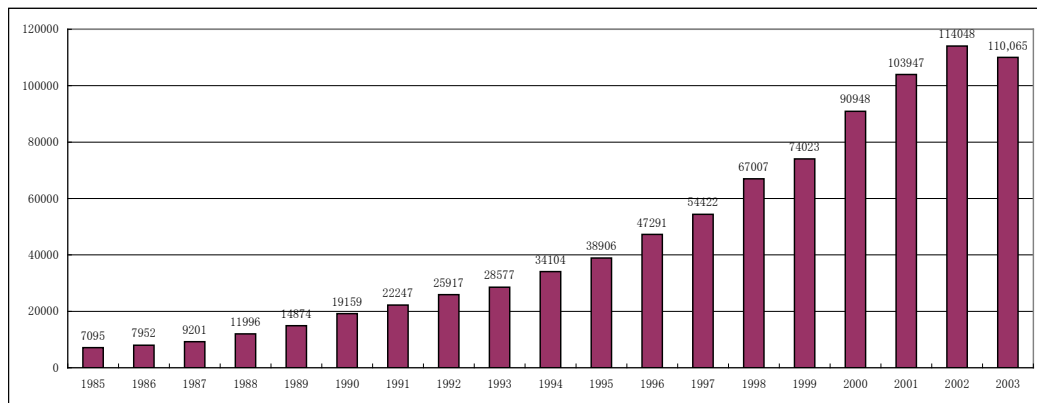
(単位:件、%)

年度 分析	1999	2000	2001	2002	2003
韓国指定 出願件数	12,647	15,133	16,690	17,874	16,981
増減率(%)	14.6	19.7	10.3	7.1	5.0

## 二. 世界PCT国際出願動向

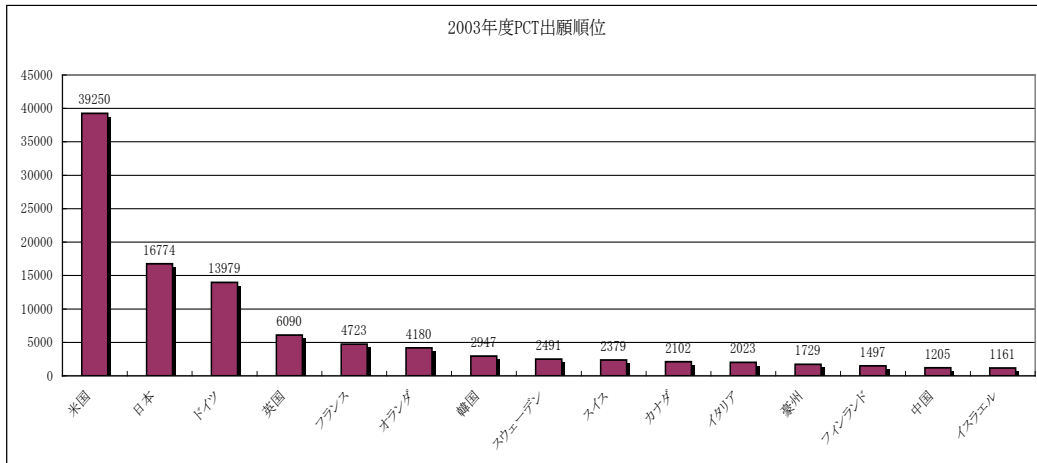
2003年世界の総PCT出願件数は110,065件で2002年に比べて、3,983件(3.5%)減少したが、韓国の2003年PCT出願比重は世界PCT出願の2.7%(2,947件)で2002年に8位に続き7位を記録することによってPCT出願大国としての位置を占めている。

〈図 I -2-3〉世界PCT出願動向



※出処:Tearly Reriev of the PCT 2003

〈図 I -2-4〉各国別PCT出願順位



※本統計はWIPO発表資料に基づいたもので当庁自らの統計とは差がある

-WIPO統計基準:2,947件、特許庁統計基準:2,942件

## 2. 我が国出願人のPCT国際出願動向分析

### イ. 国内10大PCT多出願企業(法人)現況

2003年度PCT多出願企業の出願現況を調べれば10大多出願法人の比重が増加していることが明らかになった。上位10大多出願法人の出願件数は721件で総出願件数の24.5%を占めて、2002年の465件に比べて、256件が増加したし、法人総出願件数(1,783件)で上位10大多出願法人の出願件数が占める比率も2002年28.7%(465件)から2003年40.4%(721件)に11.7%が増加した。

このような現象はLG電子、三星電子など国内大企業がPCT国際出願の長所を十分活用、先進国型海外出願戦略で活用していることを意味して、特に国内PCT出願順位1位であるLG電子(株)は最近不同の1位を守った三星電子(株)を抜いて2002年度140件から昨年には256件を出願して、82.9%の増加率を、2位である三星電子(株)は2002年度185件から昨年220件を出願し18.9%の増加率を見せた。

2002年度に10位圏内にあった浦項工大(5位)、韓国移動通信(7位)、LG生活健康(9位)、韓国科学技術院(10位)は10位圏の外に押し出されて、CJ(株)、LG電線(株)、韓国科学技術研究院、(株)メディベンチャー、(株)LG生命科学、(株)コーロンが新しく10位圏内に進入して、通信、医薬分野の海外特許獲得努力がめだっている。

〈表 I -2-15〉 PCT多出願企業(法人)現況

(単位:件)

順位	法人名	'99	'00	'01	'02	'03
1	(株) LG電子	11	38	71	140	256
2	三星電子 (株)	135	112	87	185	220
3	韓国電子通信研究院	-	-	4	17	42
4	(株) LG化学	26	30	19	39	38
5	CJ (株)	6	4	6	17	31
6	SKテレコム	2	7	3	16	27
7	LG電線 (株)	1	1	5	5	25
8	韓国科学技術研究院	9	32	20	13	17
8	(株) メディベンチャー	-	-	-	-	17
10	浦項製鉄 (株)	8	11	14	14	16
10	(株) LG生命科学	-	-	-	6	16
10	(株) コーロン	1	4	12	9	16
	計	199	239	241	461	721

## ロ. 個人対法人の出願比率

1999年以後2001年まで増加傾向を見せた個人出願比率が2002年一時減少傾向を見せたが去年に入り、再び増加傾向(36%→39%)で回復して、法人出願比率が減少傾向(64%→61%)を見せている。

〈表 I -2-16〉個人出願と法人出願現況

(単位:件、%)

年度 区分	'99	'00	'01	'02	'03
個人 (%)	341 (39%)	711 (45%)	1,002 (44%)	893 (36%)	1,159 (39%)
法人 (%)	514 (61%)	862 (55%)	1,312 (56%)	1,618 (64%)	1,783 (61%)
計	855	1,573	2,314	2,511	2,942

ハ. 技術分野別出願動向

IPC分類にともなう技術分野別出願件数は化学分野が合計508件(17.3%)で最も多くて、これに続き機械・金属・自動車分野、半導体・電子・情報分野などの順であることが明らかになった。

<表 I-2-17>技術分野別出願動向

(単位:件、%)

順位	技術分野	件数	占有率(%)
1	化学	508	17.3
2	機械・金属・自動車	486	16.5
3	半導体・電子・情報	463	15.7
4	通信・電気・コンピュータ	430	14.6
5	遺伝工学	151	5.1
6	映像機器	115	3.9
7	繊維・生活用品	110	3.7
8	建設技術	64	2.2
9	農林	60	2.0
10	その他	555	18.9

ニ. PCT-EASY(電子出願)出願動向

PCT-EASYによる出願率が2002年には87.7%(2,202件)である反面、2003年には86.2%(2,535件)で件数は増加したが利用率は小幅に減少した。PCT-EASY(Electronics Application SYstem)プログラムを利用して出願すれば国際出願手数料中200スイスフラン(約163,000ウォン)を減免することによって出願人が費用を節減で

きて、施行初期(1999.5月)にはPCT-EASYによる出願比率が微々(15%)であったが、特許庁が同プログラムが入れられたCDを無料配付して、設置方法および利用方法をホームページおよび民願案内冊子などを通し、積極的に広報した結果PCT-EASYによる出願が急激に増加している。

#### ホ. PCT国際出願言語別現況

PCT国語出願件数は1,764件で総出願件数の60.0%を記録して、これは2002年1,663件で総出願件数の66.2%に比べて、件数は増加したが比率面では6.2%P減少したことが明らかになった。

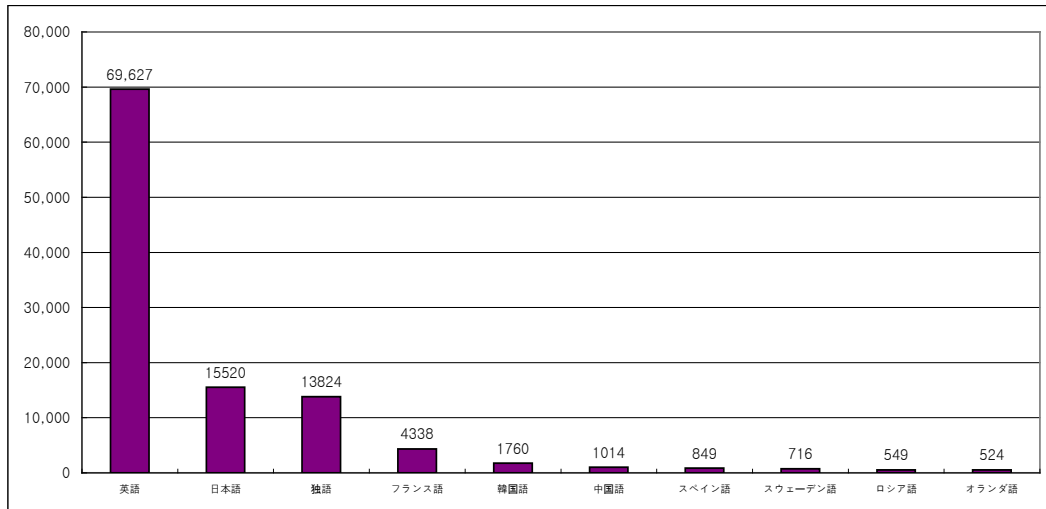
〈表 I -2-18〉 PCT国際出願言語別出願動向

(単位:件、%)

言語別	国語	英語	日本語	合計
出願件数	1,764	1,176	2	2,942
占有率(%)	(60.0%)	(40.0%)	(0.1%)	(100%)

韓国語は2002年に世界第5位の出願言語に成長した。韓国語出願が1999年12.1日から始まったことを考慮すれば短時間内に世界第5番目の出願言語になったことは驚くほどの成果だ。国語出願件数は出願時の便利さのために継続増加することと予想される。

〈図 I -2-5〉言語別PCT国際出願現況



へ. 多出願10位代理人別出願現況

2003年代理人を選任した出願が2,718件(92.4%)で大部分代理人を通し、手続きを遂行したし、PCT出願を代理する代理人の数も順次増加傾向だ(2002年321人⇒2003年363人)。10大多出願代理人の出願比重は28.1%(826件)で2002年の32.2%に比べて、4.1%P減少した。

〈表 I -2-19〉多出願10位代理人別現況

(単位:件、%)

順位	代理人	‘99	‘00	‘01	‘02	‘03
1	イ・ヨンピル	32	87	76	99	189
2	ユーマー特許法人	20	65	140	214	129
3	朴チャンオン	22	52	61	67	94
4	朴レボン	11	9	11	11	80
5	バン・ヘチョル	1	-	12	41	63
6	チャン・ソング	29	32	37	67	61
7	ハン・サンヒョク	-	-	-	-	58
8	イ・コンジュ	116	80	62	56	55
9	李サンヨン	2	-	-	-	53
10	L&K特許法人	-	10	31	36	44
	計	233	335	430	591	826



### 3. 2004年展望

#### イ. PCT国際出願予想件数

PCT国際出願の最近5年の年平均増加率は36.2%を表している。我が国が国際調査機関および国際予備審査機関として業務開始と国語出願が可能になることによって継続的な増加要因として作用していて、2004年予想件数は2000年以後増加率が多少鈍感になっているが大企業のPCT出願が増加しているため約20%程度増加した3,500件に達することと見込まれる。

#### ロ. 韓国に対する国際調査および/または国際予備審査請求予想件数

総出願中韓国を調査機関に選択する比率が2003年には83.7%、国際予備審査請求率は36.7%を記録したこと、2004年予想国際調査件数は総予想出願(3,500件)中約90%である3,100件程度と推定されて、国際予備審査件数はこの中40%である約1,400件程度と予想される。

#### ハ. 外国PCT出願人の国内特許出願(国内段階進入)予想件数

2000年以後鈍感な増加傾向を考慮、2004年には2003年対比5%が増加した17,800件程度と予想されて、韓国の経済規模がますます大きくなることによって国内特許出願を通じた外国企業の国内技術市場攻略がより一層強まることと予想される。

## 第3節 審査

審査調整課工業書記官 ソ・ヒョンヨン

## 1. 総括

2003年審査処理総件数は300,901件で、前年度267,372件より12.5%も増加した。これを権利別に調べれば特許93,433件、意匠40,094件、商標118,796件で、前年対比各々17.7%、3.8%、18.8%が増加した。反面、実用新案は48,578件で前年対比1.5%が減少した。

これと共に審査処理件数が大きく増加したことは先行技術調査などのアウトソーシング拡大と審査官の積極的な努力に起因していることと分析される。

〈表 I -2-20〉権利別審査処理現況

(単位:件)

区分	特許および実用新案			意匠	商標	計
	特許	実用新案	小計			
1998	86,364	58,619	144,983	31,176 (34,416)	117,432 (123,735)	293,591 (303,134)
1999	86,978	57,722	144,700	26,324 (28,553)	72,908 (93,427)	243,932 (266,680)
2000	68,338	68,779	137,117	27,540 (29,446)	83,358 (110,181)	248,015 (276,744)
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,040)	267,372 (305,380)
2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)

- 注) 1. その他処分(審査請求前取下、放棄、無効など)含む  
 2. '99年までは審査終結基準であり、2000年度以後は1次審査処理基準である  
 3. 意匠・商標の場合( )は複数意匠・多類基準である

## 2. 特許および実用新案

## イ. 特許出願審査

特許出願の1次審査処理件数は93,433件で前年対比17.7%増加したし、この中20.9%に該当する19,505件を登録決定して、76.5%に該当する71,526件に対しては意見提出通知をしたし、1次審査に必要とした期間は審査請求日から平均22.1ヶ月として2002年の22.6ヶ月より0.5ヶ月短縮された。

〈表 I -2-21〉特許出願1次審査処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取下・放棄	審査処理 期間
2003年 (構成比)	93,433 (100)	19,505 (20.9)	71,526 (76.5)	2,402 (2.6)	22.1ヶ月
2002年 (構成比)	79,414 (100)	19,520 (24.6)	57,310 (72.1)	2,584 (3.3)	22.6ヶ月

審査を終結した物量は前年対比3.0%増加した合計79,980件でこの中60.1%に該当する48,047件を登録決定して、35.1%に該当する28,077件を拒絶決定した。これは2002年と比較する時、登録決定率は3.6%が減少して、拒絶決定率は3.5%が増加したことであり、出願の取下・放棄・無効は3,856件で全体審査終結処理量の4.8%に値して2002年に比べて、0.1%増加した。

<表 I-2-22>特許出願審査終結処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下・放棄・無効
2003年 (構成比)	79,980 (100)	48,047 (60.1)	28,077 (35.1)	3,856 (4.8)
2002年 (構成比)	77,635 (100)	49,478 (63.7)	24,545 (31.6)	3,612 (4.7)

これと共に1次審査処理量と審査終結処理量が増加したことは増える審査物量に対処して、先行技術調査業務のアウトソーシングなど自救努力を本格的に展開したのに起因していることと分析される。

ロ. 実用新案出願審査

旧実用新案出願は実用新案先登録制度施行('99. 7月)以前に出願された物量の審査請求分に対し審査がなされたためにその物量が急激に減少して、2003年に1次審査は前年対比42.5%が減少した2,230件を処理したし、この中31.4%に該当する701件を登録決定して、67.7%に該当する1,509件に対しては意見提出通知などをした。

<表 I-2-23>旧実用新案出願1次審査処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取下・放棄
2003年 (構成比)	2,230 (100)	701 (31.4)	1,509 (67.7)	20 (0.9)
2002年 (構成比)	3,879 (100)	1,538 (39.6)	2,168 (55.9)	173 (4.5)

審査を終結した物量は前年対比57.8%減少した2,484件でこの中56.8%に該当する1,410件を登録決定したし、42.4%に該当する1,054件を拒絶決定した。

〈表 I-2-24〉旧実用新案出願審査終結処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下・放棄
2003年 (構成比)	2,484 (100)	1,410 (56.8)	1,054 (42.4)	20 (0.8)
2002年 (構成比)	5,893 (100)	3,299 (60.0)	2,421 (41.1)	173 (2.9)

実用新案先登録出願は前年対比2.0%増加した46,348件に対する基礎的要件を審査して、この中80.0%に該当する37,096件を設定登録依頼をしたし、18.9%に該当する8,742件に対しては補正命令などを通知した。

実用新案先登録出願の技術評価は前年対比14.0%減少した14,390件を処理して、その中65.9%に該当する9,483件を登録維持決定したし、これは前年より1.6%p下落した数値だ。

〈表 I-2-25〉実用新案先登録出願審査現況

(単位:件、%)

区分	基礎的要件審査				技術評価		
	登録 依頼	補正 命令など	取下・ 無効	計	登録 維持	登録 取消	計
2003年 (構成比)	37,096 (80.0)	8,742 (18.9)	510 (1.1)	46,348 (100)	9,483 (65.9)	4,907 (34.1)	14,390 (100)
2002年 (構成比)	36,632 (80.6)	8,289 (18.3)	507 (1.1)	45,428 (100)	11,288 (67.5)	5,444 (32.5)	16,732 (100)

3. 商標および意匠

審査基準課書記官 ソン・ビョンジュ

イ. 商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理物量は前年度に比べて、16%増加した157,800件で、この中50.5%に該当する79,633件は公告決定、49.3%に該当する77,762件は意見提出通知をした。

審査処理期間は審査期間の短縮のための審査官の積極的な努力で‘03年末基準10.7ヶ月で‘02年基準11.9ヶ月より1.2ヶ月が短縮された。

<表 I -2-26>商標登録出願1次審査処理現況

(単位:件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他通知	審査処理期間
2003年	157,800	79,633	77,762	405	10.7ヶ月
(構成比)	(100)	(50.5)	(49.3)	(0.2)	
2002年	136,041	67,635	67,969	437	11.9ヶ月
(構成比)	(100)	(49.7)	(50.0)	(0.3)	

注)多類商標基準

審査を終結した物量は151,230件で前年度より10.6%増加して、この中73.3%に該当する110,815件を登録決定、26.7%に該当する40,415件は拒絶決定したし、登録決定率は73.3%で前年度より0.6%p増加した。

〈表 I -2-27〉商標登録出願審査終結処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	登録決定率
2003年	151,230	110,815	40,415	73.3
(構成比)	(100)	(73.3)	(26.7)	
2002年	136,735	99,415	37,320	72.7
(構成比)	(100)	(72.7)	(27.3)	

注) 多類商標基準

## ロ. 意匠登録出願審査

意匠登録出願の1次審査処理物量は前年度に比べて、4.4%増加した42,419件で、この中64.7%に該当する27,443件は登録決定、35.2%に該当する14,919件は意見提出通知をした。

審査処理期間は審査官の積極的な努力で‘03年末基準7.3ヶ月で‘02年基準8.4ヶ月より1.1ヶ月が短縮された。

〈表 I -2-28〉意匠登録出願1次審査処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他通知	審査処理期間
2003年	42,419	27,443	14,919	57	7.3ヶ月
(構成比)	(100)	(64.7)	(35.2)	(0.1)	
2002年	40,618	25,390	15,199	29	8.4ヶ月
(構成比)	(100)	(62.5)	(37.4)	(0.1)	

注) 複数意匠基準

## 第2章 知識財産の出願・登録・審査・審判処理現況

審査を終結した物量は42,680件で前年度より8.1%増加して、この中87.7%に該当する37,446件は登録決定、12.3%に該当する5,234件は拒絶決定したし、登録決定率は87.7%で前年度より2.3%p増加した。

〈表 I -2-29〉意匠登録出願審査終結処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	登録決定率
2003年	42,680	37,446	5,234	87.7
(構成比)	(100)	(87.7)	(12.3)	
2002年	39,477	33,721	5,756	85.4
(構成比)	(100)	(85.4)	(14.6)	

注) 複数意匠基準



## 第4節 登録

発明政策局登録課書記官 ク・コンホ

## 1. 新規設定登録現況

2003年産業財産権の新規設定登録は155,840件で前年対比1.8%増加した。

産業財産権新規設定登録を各権利別に見れば意匠、商標は前年同期対比各々4.2%、13.4%の増加を見せた反面、特許、実用新案の場合は各々2.5%、6.7%減少した。

〈表 I-2-30〉新規設定登録現況

(単位:件、%)

年度別 権利別	1999	2000	2001	2002	2003
特許	62,635 (18.4)	34,956 (44.2)	34,675 (0.8)	45,298 (30.6)	44,165 (2.5)
実用新案	32,868 (27.8)	41,745 (27.0)	43,842 (5.0)	39,957 (8.9)	37,272 (6.7)
意匠	19,636 (21.2)	18,845 (4.0)	18,650 (1.0)	27,235 (46.0)	28,380 (4.2)
商標	32,968 (44.7)	30,849 (6.4)	33,683 (9.2)	40,588 (20.5)	46,023 (13.4)
合計	148,107 (9.2)	126,395 (14.7)	130,850 (3.5)	153,078 (17.0)	155,840 (1.8)

注) ( )は前年対比増減率

## 2. 産業部門別特許・実用新案新規登録現況

2003年度の全体新規設定登録件数中で技術発展の牽引車の役割をする特許・実用新案登録件数は81,437件だ。これを産業分野別登録現況で調べれば、電気通信分野が35.7%、機械分野は21.8%で、この二つの分野の占有率が57.5%で他産業分野に比べて高い比重を占めていることが明らかになった。また他の産業分野を見れば土木建設9.9%、雑貨9.3%、化学7.8%などの増加を見せている。しかし採鉱金属分野は前年同期対比17.3%の減少を見せている。

<表 I-2-31>産業部門別登録現況(特許・実用新案)

(単位:件、%)

区分	機械	化学	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務 用品 印刷	農林 水産	雑貨	合計
登録件数	17,788	6,309	2,069	29,067	8,023	2,376	4,941	1,149	2,119	7,596	81,437
占有率	21.8	7.8	2.5	35.7	9.9	2.9	6.1	1.4	2.6	9.3	100.0
前年対比 増減率	0.8	11.7	0.8	6.6	6.7	17.3	0.4	15.5	11.1	4.4	4.5

## 3. 個人・法人、内・外国人別新規登録現況

2003年度の新規設定登録件数中で個人と法人の占有率を調べれば、個人35.4%、法人64.6%であり前年対比でほとんど変化がないことが明らかになったし、内国人と外国人の占有率でも内国人83.8%、外国人16.2%であり前年対比ほとんど変化がなかった。また、外国人登録を国家別に調べれば合計25,320件中日本とアメリカが68.6% (17,380件)でこれら二国の登録件数が大部分を占めている。

外国人登録件数中国家別、権利別上位国家を調べれば、日本、米国、ドイツ、台湾、オランダ、スウェーデンは特許および実用新案が相対的に多く、反面、フランス、英国、スイス、イタリアは商標登録が多いと分析された。

<表 I-2-32>個人・法人および内・外国人登録現況

(単位:件、%)

区分		1999	2000	2001	2002	2003	前年対比 増減率
個人 法人	個人	35,055 (23.7)	47,175 (37.3)	49,638 (37.9)	56,443 (36.9)	55,117 (35.4)	2.3
	法人	113,052 (76.3)	79,220 (62.7)	81,193 (62.1)	96,635 (63.1)	100,723 (64.6)	4.2
内外 国人	内国人	117,265 (79.2)	106,363 (84.2)	109,433 (83.6)	127,588 (83.3)	130,520 (83.8)	2.3
	外国人	30,842 (20.8)	20,032 (15.8)	21,398 (16.4)	25,490 (16.7)	25,320 (16.2)	0.7
合計		148,107 (100.0)	126,395 (100.0)	130,831 (100.0)	153,078 (100.0)	155,840 (100.0)	1.8

<表 I-2-33>外国人(国家別)登録現況

(単位:件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	スイス	英国	その他	合計
登録	10,939	6,441	1,831	985	801	552	3,771	25,320
構成比	43.2	25.4	7.2	3.9	3.2	2.2	14.9	100.0

#### 4. 年次登録現況

産業財産権は新規設定登録以後にも所定の年次登録料を権利の存続期間の間納付してこそ権利として存続できる。年次登録は権利者の産業財産権の保有・活用意志を見せる指標として、2003年281,076件で7.4%増加したし、権利別には特許、実用新案7.7%、意匠5.9%増加した。

〈表 I -2-34〉年度別年次登録現況

(単位:件、%)

区分	2000	2001	2002	2003
特許	67,438	103,780	143,550	154,575
実用	35,919	61,310	79,620	85,776
意匠	30,153	35,064	38,465	40,725
計	133,510 (27.9)	200,154 (49.9)	261,635 (30.7)	281,076 (7.4)

注) ( )は前年対比増減率である

#### 5. 登録・消滅・存続権利現況

我が国の産業財産権登録は1948年11件(特許4件、実用新案2件、意匠5件)を始め2003年末現在合計1,671,015件が登録されたし、この中で存続件数は1,126,866件で、存続期間満了・登録料未納・権利放棄・無効審決などで全体登録件数の32.56%である544,149件は権利を行使できない消滅した権利だ。

これを内国人と外国人で区分してみれば、内国人の場合は合計1,283,987件中存続権利857,042件と消滅権利は426,945件で、外国人の場合は合計387,028件中存続

権利269,824件と消滅権利は117,204件だ。

<表 I-2-35>権利別登録・消滅、存続権利現況

(単位:件、%)

権利		内国人		外国人		内・外国人計		占有率		
		2003	累計	2003	累計	2003	累計	登録	消滅	存続
特許	登録	30,525	236,953	13,640	160,491	44,165	397,444	23.8		
	消滅	11,005	43,995	7,691	50,147	18,696	94,142		17.3	
	存続	19,520	192,958	5,949	110,344	25,469	303,302			26.9
実用	登録	36,597	300,349	675	11,887	37,272	312,236	18.7		
	消滅	22,153	106,628	681	7,943	22,834	114,571		21.1	
	存続	14,444	193,721	6	3,944	14,438	197,665			17.5
意匠	登録	25,680	293,799	2,700	25,984	28,380	319,783	19.1		
	消滅	12,977	169,140	1,126	14,338	14,103	183,478		33.7	
	存続	12,703	124,659	1,574	11,646	14,277	136,305			12.1
商標	登録	37,718	452,886	8,305	188,666	46,023	641,552	38.4		
	消滅	11,376	107,182	3,732	44,776	15,108	151,958		27.9	
	存続	26,342	345,704	4,573	143,890	30,915	489,594			43.4
計	登録	130,520	1,283,987	25,320	387,028	155,840	1,671,015	100		
	消滅	57,511	426,945	13,230	117,204	70,741	544,149		100	
	存続	73,009	857,042	12,090	269,824	85,099	1,126,866			100

## 6. 産業財産権消滅予告事前通報

登録料未納による権利消滅現象を見れば新規登録時納付する設定登録料の場合には新規登録時一時に納付するので納付期間と関連して、問題がないが、第4年次分以後1年ずつ納付する年次登録料の場合には新規登録日から相当期間が過ぎた後に納付期間が渡来するようになるので権利の存続意思があるにもかかわらず納付期間を守れなくて権利が消滅する場合が発生する。

これに伴い特許庁はこのような場合を予防するために権利の消滅予告通知制度を実施してきたが2000.12月までは4年目の方に対してだけ権利消滅2ヶ月前に消滅予告通知をしたが2001.1月からは通知対象を新規設定登録、商標更新登録出願はもちろんすべての年次分に拡大して通知時期も権利消滅5ヶ月前に通知するように改善することによって権利者の錯誤または不注意による産業財産権の消滅を最大限防止するようにした。

また2002.7月からはすべての年次分に対し正常納付期間満了2ヶ月前に登録料納付案内を事前通知して追加納付期間満了2ヶ月前は消滅予告案内を再度通知したが2003.1月からは追加納付期間満了3ヶ月前に消滅予告案内を再度通知するように改善したし、返送分に対しては自治行政部住民コンピュータ・ネットワークを活用、権利者の住所地を把握・再発送している。このような事前通報制の施行で2001年末95,856件、2002年末270,553件、2003年末401,402件の登録料納付および消滅予告通知をしたことがあって、今後大切な登録権利が納付期間経過によって権利が消滅することがないように持続的に制度を改善していく計画だ。

## 第5節 審判

特許審判院審判行政室書記官 イ・ジェウ

### 1. 審判請求および処理現況

審判請求件数は2003年9,149件で2002年8,498件に比べて、7.7%増加したし、権利別に見れば前年対比特許13%、実用新案11%、意匠8%、商標7%の増減率を見せている。このように全般的に審判請求が増加した原因は知識情報社会で知識財産の付加価値が高まることによって知識財産に対する関心度が高まったためと判断される。

一方、審判処理件数は2003年7,858件で2002年7,414件に比べて、6%増加したことが明らかになった。審判処理期間は2003年末基準で見る時、1997年13.5月に比べて、大きく短縮された平均8.7月の水準でも、2002年末7.8月に比べて、多少増加した。

<表 I -2-36>審判請求および処理件数現況

(単位:件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
請求	特許	2,277	3,298	1,994	3,004	3,376	3,821
	実用	758	783	591	904	887	788
	意匠	584	629	508	529	560	604
	商標	2,762	2,703	2,787	3,048	3,675	3,936
	計	6,381	7,413	5,880	7,485	8,498	9,149
処理	特許	2,264	2,481	2,413	2,415	3,022	2,836
	実用	1,137	729	550	608	766	728
	意匠	1,091	696	535	548	458	576
	商標	3,328	3,373	2,896	2,942	3,168	3,718
	計	7,820	7,279	6,394	6,513	7,414	7,858

<表 I -2-37>年度別審判処理期間

(単位:月)

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
特許・実用	15.1	7.4	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0
商標・意匠	12.9	7.9	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6
計	13.5	7.8	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7

## 2. 特許法院訴提起および判決現況

特許法院開院(1998年3月1日)以後特許審判院の審決に対し訴を提起した件数が年平均798件で訴提起率が年平均23.3%に至っていて、特許審判院の審決を取消した判決は210件で年平均審決取消率(取消判決件数/判決件数)が26.8%に達することが明らかになった。これは2002年度民事訴訟控訴審で1審判決取消率(合議事件基準) 26.7%とほとんど同じ水準を見せている。

一方2003年度審決取消率は27.4%で2002年30.4%に比べて減少したが、これは審判官の専門性を向上して正確な審判を遂行するための特許審判院の審判官教育および審・判決文DB構築事業などの完了にともなう効果が明らかになり始めたことと分析される。



〈表 I -2-38〉特許法院訴提起および判決現況

(単位:件、%)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003
審判院審決	7,820	7,279	6,079	5,995	6,890	7,120
訴提起可能審決	3,559	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605
訴提起	685	995	797	726	840	747
提訴率(%)	19.2	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7
判決件数	662	911	791	796	776	752
取消判決	176	235	188	217	236	206
取消率(%)	26.6	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4

## 3. 大法院上告提起および宣告現況

最近6年間の特許法院の判決に不服して大法院に上告した件数は年平均331件で上告率が42.3%と明らかになったし、上告審で特許法院の判決を破棄した件数は年平均41件で破棄率は12.2%程度と明らかになった。2003年度上告件数は300件で2000年以後継続して低くなっている傾向にある。

〈表 I -2-39〉大法院上告提起および宣告現況

(単位:件、%)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
特許法院判決	662	911	791	796	776	752	
上告	件数	311	316	393	355	308	300
	上告率(%)	47.0	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9
大法院宣告	283	241	365	461	368	283	
破棄	件数	35	24	27	66	61	32
	破棄率(%)	12.4	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3

## 第2章 知識財産の出願・登録・審査・審判処理現況



## 知識財産の権利化

---

第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

第2章 特許行政分野電子政府

第3章 知識財産権の徹底した保護

第4章 知識財産分野の国際協力強化

第5章 特許顧客感動行政の具現

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

### 第1節 人材および組織構造改革

#### 1. 審査チーム制および審査官等級制施行

審査調整課工業書記官 ソ・ヒョンヨン

審査官の過剰にともなう審査担当官の業務負担を軽減させて、審査業務の討論を活性化するために技術分類別に審査官を4～5名ずつグループ化して、運営する審査チーム制(2000年導入)を2002年79審査チームから2003年には92チーム(審査2局32、審査3局24、審査4局36)に拡大運営している。これを通じて、所管技術分野別で特許要件の判断に対し研究・討論する一方、PCT国際調査および国際予備審査結果に対し審査チーム員が共同で検討することによって審査誤謬を防止して経歴審査官の審査ノウハウを伝授して、審査の効率性極大化を追求している。

また、審査官の審査経歴および能力にともなう審査業務管理の効率化のため、2001.1月から審査官を審査経歴により等級化して、7年以上は首席審査官、5年以上は責任審査官、3年以上は先任審査官、3年未満は審査官の4段階で区分して、首席審査官には最終処分以外の審査関連通知事項を審査担当官に報告しないで独自に施行できるようにしていて、責任審査官および先任審査官にもその経歴に相応して、審査担当官に報告する事項を省略するようにしている。

## 2. 審査人材増員および職制改正

革新人事担当官室書記官 クァク・ヨンモク

### イ. 推進方向

21世紀知識情報化時代に知識財産の早急な権利化を通し、国家技術競争力を確保して創造的知識基盤社会化を先導する組織基盤を構築するのに特許行政組織体制の改編方向を定めて特許行政の効率性向上と生産性向上のための組織体系の確立方案で急変する新技術・知識産業環境に体系的で能動的に対応するための組織体系の改編、審査・審判処理期間短縮および審査の質を先進国水準で向上させるための所要人材拡充と新しい機能に相応した審査機構の新設、マドリッド議定書加入(‘03.4.10)等審査制度および基準の国際化に対応した体制整備など審査・審判期間短縮のための人材拡充と組織機能の力量を強化するのにその重点をおき、職制改編を推進した。

### ロ. 審査・審判人材増員推進

産業財産権出願は最近10年間に年平均10%増加して‘03年度には290千件を出願して、世界4大出願国に浮上して、このような傾向は知識情報産業化の加速、経済規模(GDP)の増加、R/D投資拡大などの持続で2007年度に合計390千件に達することと見込まれる(年平均5%増加)ことにより現審査人材で審査する場合、特許審査待機期間が28ヶ月(’02年22.6ヶ月)に増えて、先進国に比べて遅れて(ドイツ10ヶ月(’02)、米国16.7ヶ月(’02)、日本22.0(’01))、審査官1人当たり400件(’02年342件)を担当審査するようになり審査負担の加重で審査の質の低下が憂慮されている。

また、商標・意匠出願の持続的な増加予想で2007年度に審査待機期間が商標21ヶ月（‘02年11.9ヶ月）、意匠9ヶ月（‘02年8.4ヶ月）に増えて、特許審判処理期間も21.1ヶ月（‘02年11.1ヶ月）に長期化される予想なので特許行政の効率性向上のための自救努力と共に審査・審判期間短縮のための年度別の中・長期人材増員対策が要求された。

これに対する自救努力の一環で特許出願先行技術調査アウトソーシング、審査決裁権の大幅下部委任、審査官能力向上のための専門教育訓練の強化および審査官等級制・審査官チーム制および協議審査官制など自救努力を講じることと共にそれでも不足した人材に対し2007年まで5年間で特許審査人材450人、商標・意匠審査人材68人（商標51人、意匠17人）等の合計518人の年次別人材増員計画を樹立・推進したし、その結果2003年度に特許・実用新案審査官（5級）60人、商標・意匠審査官（5級）13人、審査補助人力（6級）10人および審判官（4級）2人など合計85人を増員して、審査・審判部署に配分し、今後、2007年までに年度別に所要労働力増員を継続推進する計画だ。

#### ハ. 職制改正推進

現在審査部での名称が審査1・2・3・4局などで、顧客が部署の遂行業務をよくわからない不便な点を考慮して、審査局業務を民願人が簡単に知ることが出来るように審査1局を商標意匠審査局、審査2局を機械金属審査局、審査3局を化学生命工学審査局、審査4局を電気電子審査局にして、情報資料館をその業務遂行機能に合うように情報企画官とし、半導体1審査担当官を半導体審査担当官に、半導体2審査担当官を応用素子審査担当官にする1官4局2担当官の機構名称変更（案）を行政自治部など関連部署と協議および審査を終えて2004年1月中（1月29日）公

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

布・施行する計画で推進した。これは1977年以来使用してきた審査機構(局)名称を初めて民願人の便宜中心に変更することで、画期的な変化と評価している。

一方、最近の特許出願はナノ(NT)・情報(IT)・バイオ(BT)・環境(ET)および宇宙航空技術(ST)等の先端新技術の急速な発展によりこれと関連した分野の出願が持続的に増加(‘02年全体出願28%)し、今後もこれと関連して融合技術出願が急激に増加すると予想されて、審査の専門性確保のために、新しい次世代新技術関連の局単位審査部署新設を推進中であり、その他マドリッド議定書加入にともなう国際商標出願審査、PCT国際出願および国際機構担当、発明政策支援、審判企画および特許など訴訟業務専担部署の改編・新設など21世紀知識情報化時代新しい役割変化に業務力量を集中させて、特許行政の専門性と効率性向上のための特許行政機構改編(案)を行政自治部に提出関連部署と協議中であり、今後同職制改編が成し遂げられるように継続推進していく計画だ。



### 3. 審判人材増員推進

特許審判院審判行政室書記官イ・ジェウ

知識財産権に対する認識向上および知識財産権紛争の増加によって特許審判請求件数は継続して増加している。2003年には前年対比7.7%増加して2004年にも10%以上の急激な増加傾向を維持すると見込まれる。審判請求の増加によって審判処理期間が2000年7.1月から2003年8.7月まで持続的に増える傾向にある。

このように毎年増える審判処理期間短縮のために根本的な解決策として審判人材の増員を積極的に推進している。2003年12月に審判人材2人を増員して2004年以後にも年度別に審判人材増員を行政自治部など関係部署と協議して、持続的に推進していく計画だ。

## 第2節 審査・審判の専門性強化

### 1. 特許・実用新案分野

審査調整課工業書記官 ソ・ヒョンヨン

2003年には特許行政の最優先順位を審査の生産性向上に置いてこれを達成するために自律審査制度を推進すると同時に審査の専門性を強化する各種施策を推進した。

まず先行技術検索および特許要件判断など審査段階別の事例中心の教育プログラム運営と類似技術分類別に審査基準の一貫性を維持して、審査の質と処理速度が皆向上できるように審査担当官室、審査チーム単位の学習プログラムを用意することによって仕事をして勉強する学習組織を構築した。

また審査官の資質向上のために担当技術分野別の専門技術学会加入を2002年49ヶ所から2003年50ヶ所に拡大して、急激に発展する技術を持続的に習得できる体制を用意する一方、情報技術(IT)、生命技術(BT)、ナノ技術(NT)等の新技術習得のために関連技術分野の外部専門家を招請して、合計49回のセミナーを開催して、審査官に最新技術を教育するためにソウル大半導体技術課程など専門教育機関に89人の審査官を委託教育させた。

一方審査処理課程中発生する難しい問題を正確に解決するために審査業務Help Deskを構築して、複合技術出願に対し技術分野別審査官が共同で審査できるよう

に協議審査電算処理システムを用意して、運営していて、審査官間審査ノウハウを共有できるように意見提出通知、拒絶決定など審査結果通知書をデータベース化した検索システムを構築した。

## 2. 商標・意匠分野

審査基準課書記官 ソン・ビョンジュ

### イ. 新規審査官教育プログラム運営

#### 1) 背景

商標・意匠初任審査官は審査事務取り扱い規定により、経歴審査官の指導下に共同で審査をするようになっている。

しかし初任審査官の審査業務を指導する経歴審査官の業務負担加重で商標または意匠審査全般に関する体系的な指導に困難があり、これを解消して審査官の審査力量を強化しようと審査1局にOJT教育プログラムを開設して‘00.5.9以後施行している。

#### 2) 教育方針

商標・意匠初任審査官は審査環境に適応する期間を短縮するために必ずOJT教育を履修するようにしたし、また経歴審査官をして審査事例と現場中心の講義を実施して、紛争事例および民願が頻発する分野をたくさん紹介して、初任審査官が早期に審査能力を培養できるように教科課程を編成・運営した。

### 3) 運営実績

‘03年末まで合計18回にわたり、合計47人に対し教育を実施したところ、「意匠転入審査官教育プログラム」の場合には意匠分類体系、意匠関連法令および審査基準、意匠無審査制度、意匠審査事務処理システムなどを中心にして、第8次教育を実施した。

一方、教育履修者を対象にアンケート調査を実施した結果大部分非常に役立つ教育だったと肯定的な反応を表したし、教育の効果を極大化するためには短期間に集中的な教育を実施する必要があると建議した。

## ロ. 審査官合同会議開催

### 1) 背景

審査官間の審査関連知識の共有・拡散を通し、審査の専門性を向上させて、商標・意匠審査関連問題に対する討論の機会を用意することによって審査の一貫性を確保するために商標および意匠審査官の皆が参加する審査官合同会議を開催している。

### 2) 開催実績

‘00.1月に第1回審査官合同会議を開催して以来合計16回の会議を開催して、審査の専門性および一貫性確保を追求した。

‘03.1月に開催された商標・意匠審査官合同会議では商品・図形商標および意匠分類説明会を主題に開催したが商標・意匠分類基準、分類事例説明および審査官との意見交換の順に進行された。

また、'03.6月に開催された意匠審査官合同会議では意匠法および審査基準改正内容などの説明があつて、'03.12月には画像デザイン関連意匠検索システム使用要領に関する説明および討論があつた。

## ハ. 商標・デザイン制度改善研究会運営

### 1) 背景

商標・デザイン審査の公正性・一貫性・専門性を維持して審査結果の質的向上を図り、審査業務の発展と躍動的な審査環境を作るために2000年3月から商標・デザイン制度改善研究会を構成して、運営している。

商標・デザイン制度改善研究会は各審査担当官室の審査関連業務中で審査の一貫性と統一性の維持が必要な事項、大法院および特許法院判例中で審査に反映が必要なことと判断される事項、審査基準の解釈が曖昧な事項、商標・デザイン審査手続きの発展のために改善が必要な事項中で局課長会議の決定が必要な案件に対し研究・討議した後その結果を審議・決定する役割をする。

### 2) 運営実績

商標・デザイン制度改善研究会構成以後2003年12月まで合計68余回の会議を開催したし、同会議で決定された事項は商標・デザイン法改正と審査および関連制度改善時に反映した。2003年度には米国商標法、インターネット上での商標法保護、パリ協約と関連した研究などを遂行することによって商標およびデザイン制度発展に寄与した。

### 3. 審判分野

特許審判院審判行政室書記官 イ・ジェウ

#### イ. 「審判便覧」改正推進

審判の専門性確保と効率的な審判業務遂行のための審判実務指針書である審判便覧が1978年に発刊されて以来これまでの間、五回の改正があつて、以後にも産業財産権4法および下位法令改正、民事訴訟法全面改正、審判関連規定の制・改定などで審判便覧の修正と補完が要求されて、2003年6月審判便覧改正推進班を構成して、4回の審判便覧改正委員会議を開催して、2003年10月中に改正草案を用意したし、2004年上半期に「審判便覧」を発刊する目標で再度補完を推進した。

#### ロ. 資料調査研究報告会開催および判決文要旨集など発刊

2002年度判決された特許法院および大法院の判例を分析・要約・整理して、審判および訴訟業務に活用して審判制度研究に役に立つように「意匠判決文要旨集」と「商標判決文要旨集」を発刊・配布して、2002年度「資料調査研究発表会」で月別で審判の争点事項および関連判例などを調査・研究して、発表した資料を集めて「審判資料調査研究集」を発刊・配布した。

また、資料調査研究報告会で資料調査および研究した合計367件の資料中審判に参考にするほどの重要資料65件に対し商標・意匠、特許・実用分野別で毎月1回 賢

料調査研究発表会」を開催した。

#### 4. 訟務分野

特許審判院審判行政室書記官 イ・ヨンナク

多年間審査・審判業務に務めて、経験が豊富な審査官で構成された訟務遂行専任チーム(訟務チーム)を特許審判院に設置して、特許法院および大法院の特許関連訴訟事件中で特許庁長を被告にする決定系事件に関する訴訟業務を専担するようになっている。

現在決定系訴訟事件の推移を調べれば、2003年特許審判院で処理した決定系事件合計4,421件中1,342件が棄却審決になって、その中14.5%に該当する194件が特許法院に提訴されたし、これは1998年対比32%が増加したのである。

第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

<表Ⅱ-1-1>決定系審判事件に対する訟務遂行現況

□特許法院

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003
審判請求棄却審決		1,070	1,567	1,281	1,208	1,177	1,342
訴提起	件数	147	284	250	206	193	194
	提訴率(%)	13.7	18.1	19.5	17.1	16.4	14.5
特許法院判決		63	245	245	209	216	198
棄却判決	件数	54	208	191	161	174	160
	提訴率(%)	85.8	84.9	78.0	77.0	80.6	80.8
審決取消	件数	9	37	54	48	42	38
	提訴率(%)	14.2	15.1	22.0	23.0	19.4	19.2

□大法院

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003
特許法院判決		63	245	245	209	216	198
上告	件数	20	85	82	58	56	71
	上告率(%)	31.7	34.7	33.5	27.8	28.6	37.8
大法院宣告		5	41	59	70	53	65
破棄	件数	-	1	2	7	6	12
	破棄率(%)	-	2.4	3.4	10.0	11.3	18.5



訟務チームが遂行しなければならない訴訟事件の増加により設立(1998. 3. 1)初期訴訟遂行者6人(意匠・商標分野3人、特許・実用分野3人)で運営したものを6人をさらに補強して、2003年末現在12人(意匠・商標分野4人、機械・金属分野2人、化学・生命工学分野4人、電気・電子分野2人)に拡大・運営している。

また、訴訟遂行者の専門性を高めるために大韓弁理士会で主管する‘民事訴訟実務課程’、国際特許研修部で実施する‘訴訟遂行者実務課程’、そして検察庁の‘民事訴訟実務課程’等各級公共機関で実施する教育課程はもちろん、民間団体などで主催する技術関連セミナーと教育課程に参加したし、訴訟遂行者が遂行した特許法院および大法院事件中で審査・審判に重要な影響をおよぼしたり業務遂行に参考になることができる判例を分析・整理して2001. 12月‘主要訟務事例集(Ⅰ)’発刊を始め2003年には第3集である‘主要訟務事例集(Ⅲ)’を発刊して、訴訟業務遂行に活用している。

訴訟遂行人材増員と訴訟遂行者の専門性向上努力の結果2003年決定系事件の審決取消率は19. 2%(198件中38件)で当事者系事件の審決取消率(30. 3%)より低いことが明らかになった。

今後変化する関連制度および判例傾向にともなう持続的で体系的な訴訟業務の開発と業務処理指針などの改善を通し、特許訴訟業務の深みある発展を試みて、円滑な対外業務遂行のために訟務チームを別途の組織で独立させる方案も考慮してみるべき程である。

## 5. 国際特許研修部教育訓練現況

国際特許研修部学事課行政事務官 ユ・ビョンドク

国際特許研修部では社会各分野で21C知識基盤産業社会を先導していける知識財産権専門人材の養成を目標に、公務員および企業体などの知財権業務担当者・各級学校教師および学生・開発途上国公務員などを対象にする多様な教育課程を運営している。これを教育需要者の特性により大きく公務員課程・民間人課程・発明振興課程・外国人課程などの院内教育と、各級学校を巡回して実施する院外教育で分けられ、2003年度には全部で50の院内教育課程を運営して合計93回にわたり、4,556人を対象に知識財産権分野の研修を実施した。また合計102の小・中・高校を巡回しながら、学生18,986人を対象に発明教育を実施した。

### イ. 公務員課程

2003年度には24の公務員課程を運営、合計2,226人に対する研修を実施したし、この中で共通専門課程は6課程に493人、選択専門課程は18課程に1,733人が教育を履修した。

公務員課程の教育運営目標は“世界一番の審査・審判官養成”と“中央及び地方政府の知財権関連公務員に対する職務遂行能力強化’にあつて、2003年度にはこのような目標の効率的達成のために教科課程を教育需要者中心により専門化・多角化した。すなわち課程別必修課目再調整を通し、教育期間を短縮する代わりに教科編成を専門分野別に細分化して、教育実施回数を増便する一方、できるだけ教育対象者の職級制限を緩和してより多い数の公務員が便利な時期に教育を受け

られるように教育機会を拡大した。また、特許庁公務員を対象に編成された課程中半日制で運営された「中堅審査官課程」など一部課程を全日制に転換して、教育運営の充実を期して教育実施効果の極大化を図った。

既に編成された6の共通専門課程中「新規審査官課程」と「審判官課程」という事例研究、役割実習などを通じた問題解決能力向上に重点をおき、教育対象者を職務および技術分野別で分班して、討論式教育を実施した。選択専門課程中一部類似教育課程を統廃合して、課程別教育内容を差別化する一方、教育評定点数を上方修正して、教育需要の創出拡大および教育需要者の便宜を図った。

特に、地方化時代を迎えて、地方自治体特産品に対する固有ブランドおよびデザイン開発を支援するための『地方自治体商標・意匠権利化課程』、産業財産権法令改正などともなう審査官特別教育および『マドリッド システム課程』など、特許庁の政策需要に相応するためのオーダーメイド型特別教育課程を運営した。

これと共に各種公務員教育課程の効率的な運営を通し、特許庁職員をはじめとする関連部署公務員の知財権関連業務遂行能力を高めただけでなく対国民審査・審判サービスの質的向上にも寄与した。

第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

<表Ⅱ-1-2>2003年度公務員課程教育訓練現況

(単位:回、名)

区分	課程名	研修対象	実績	
			回数	人数
共通 専門 教育	審査官養成	特許庁5級昇進審査対象者	2	18
	新規審査官	審査官新規任用予定者	2	92
	中堅審査官	新規審査官課程履修後一定期間経過者	2	92
	審判官	中堅審査官課程履修後一定期間経過者	2	90
	産業および技術行政実務	特許庁および他部署6級以下公務員	2	117
	産業財産権実務	〃	2	84
小計			2	18
選択 専門 教育	特許法専門	特許庁公務員	1	25
	商標法専門	〃	1	19
	デザイン専門	〃	1	22
	知財権関連法	〃	2	67
	PCT	〃	2	56
	マドリッドシステム	〃	1	31
	外国の知財権制度	〃	1	21
	訴訟遂行	〃	1	25
	知財権紛争事例	〃	1	21
	知識財産権	5級以上公務員(特許庁除外)	2	79
	知財権指導要員	通関、輸出入、検・警察、地方自治体公務員	3	159
	地方自治体商標意匠権利化	地方自治体公務員	1	36
	管理職情報化	中央部署4級以上公務員	11	273
	情報化能力開発	特許庁公務員	2	44
	弁理業務実習	〃	1	19
	新規審査官特別教育	〃	1	27
	審査官特別教育Ⅰ	〃	5	491
審査官特別教育Ⅱ	〃	1	318	
小計			38	1,733
合計			50	2,226

## ロ. 民間人課程

民間人課程では企業体・研究所・特許法律事務所などの知財権関連業務従事者および弁理士試験合格者を対象に合計14課程1,098人に対する研修を実施した。

この中で基礎課程では2課程を運営して、505人を対象に知財権全般の基礎理論を教育したが、特に団体研修課程は特定企業の注文による教育需要者主導型教育課程として教育施設の開放を通じた民間との知財権教育システム共有はもちろん企業体役職員に知識経営の重要性を浮上させる機会を活用された。

専門課程では新設になった『マドリッド システム課程』を含む合計12課程を運営して、593人を対象に知識財産権各分野に対する深化教育を実施することによって企業体など民間部門の知財権専門担当者養成を通じた知識財産権の創出および管理能力向上に寄与した。

<表Ⅱ-1-3>2003年度民間人課程教育訓練現況

(単位:回、名)

	課程名	研修対象	実績	
			回数	人数
基礎 課程	産業財産権課程	企業体、研究所、弁理士事務所職員など	8	398
	団体研修	企業体役職員など	4	107
専門 課程	弁理士実務修習	弁理士試験合格者	1	206
	特実課程Ⅰ(情報加工)	企業体、研究所、弁理士事務所職員など	2	65
	特実課程Ⅱ(明細書)	〃	2	71
	特実課程Ⅲ(意見書など)	〃	1	31
	特実課程Ⅳ(紛争事例)	〃	1	39
	特実課程Ⅴ(PCT)	〃	1	17
	商標	〃	1	33
	意匠	〃	1	15
	生命工学特許	〃	1	37
	電子商取引特許	〃	1	23
	マドリッドシステム	〃	1	31
	外国の知財権制度	〃	1	25
合計			26	1,098

## ハ. 発明振興課程

国際特許研修部では汎国家的発明の雰囲気拡散政策の一環で2003年度には合計8個の教育課程を運営した。まず発明教育者課程を見れば、小・中・高校の校長・教頭・奨学官などを対象にする『教育管理者課程』で4回430人、発明班指導教師対象の『学校発明指導自過政』で2回169人、『大学教授課程』で2回37人など合計1,123人に対する研修を実施、各級学校学生の発明意欲鼓吹のための体系的な発明教育技法などを伝授したし、発明教育の正しい方向定立と学校発明教育の活性化を図った。

一方、夏休み期間を利用、小・中学生を対象に2回にわたり『学生発明キャンプ』を運営したが、48校から179人が参加したし、発明工作実習と科学館見学・夜間天文観測活動などの体験学習プログラムを通し、学生達をして発明夢の木としての基本的素養である創造的思考力と問題解決能力を涵養できる契機を用意した。また、各大学発明サークル会員を対象にする『大学発明サークル課程』には21校245人が参加して、発明アイデアの権利化などに関する多様な情報を交換した。この他にも創造的女性実業家および発明家のための『女性発明家課程』、企業体・大学・研究所などの研究員のため『職務発明課程』を新設して、彼らが開発した技術の権利化・事業化に必要な知財権関連知識を提供した。発明振興のためのこのような一連の教育課程は究極的には汎国家的知財権創出基盤造成のための人的インフラ構築にも寄与するようになる。

〈表Ⅱ-1-4〉 2003年発明振興課程教育訓練現況

(単位:回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
教育管理者	小・中・高校長・教頭、科学担当奨学官(士)	4	430
学校発明指導者	小・中・高発明指導教師、科学担当奨学官(士)	2	169
大学教授	大学(専門大学含む)教員	2	37
大学発明Ⅰ	大学発明サークル学生および一般大学(院)生	1	140
大学発明Ⅱ	大学発明サークル学生	1	105
発明キャンプ	発明工作教室設置小・中学校学生	2	179
女性発明家	女性実業家、個人発明家	1	25
職務発明	企業体職員、大学(職員)、研究所研究員など	1	38
<b>合計</b>		<b>14</b>	<b>1,123</b>

## 二. 外国人課程

1987年、WIPO(世界知識財産権機構)の資金支援下に設立された国際特許研修部はアジア・太平洋地域開発途上国公務員に対する知財権専門研修機関として毎年3回以上の外国人教育課程を運営してきている。2003年度には3課程を運営して、合計109人が参加した。

2003. 6. 19から7. 2まで2週間実施した『韓国の知財権制度』課程にはエジプトなど12ヶ国の知財権関連公務員20人が参加して、我が国の知財権制度全般に対する基本知識を習得することはもちろん、産業現場見学および文化遺跡地探訪などを通し、韓国に対する理解と友好を増進する契機になった。

2003. 9. 2から9. 5までWIPOと共同で実施した『アジア・太平洋地域知財権教育担



当者国際セミナー』には23ヶ国の知財権教育担当者とWIPO関係者など合計50人が参加して、知財権教育分野での経験と情報を交流したし、特にセミナー参加者にK IPO-NETをはじめとする私たちの特許庁の先進業務処理システムを広報する機会も持つことができた。

また2003. 12. 17から12. 19まで開催された『WIPOアジア・太平洋地域知識財産権学術セミナー』にはアジア・太平洋地域20ヶ国の知識財産権専門家と国内の企業・研究所・大学の知財権関連従事者など合計39人が参加して「知識財産管理においてライセンスの積極的活用方案」という主題で多様な知識と情報をやりとりした。

〈表Ⅱ-1-5〉 2003年外国人課程教育訓練現況

(単位:回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
韓国の 知財権制度	開発途上国公務員など知識財産権 関連業務従事者	1	20
知財権教育担当者国際セ ミナー	アジア・太平洋地域知識財産権教育担当者	1	50
WIPOアジア・太平洋地域 知財権学術セミナー	アジア・太平洋地域国家の知財権関連 教授・公務員・弁理士など	1	39
合計		3	109

#### ホ. 学生発明巡回教育課程

学生発明活動促進巡回講演会は10万発明夢の木養成事業の一環で1987年から継続的に実施してきていることとして、小・中・高等学校および職業専門学校、技能大学校学生などを対象にして、発明教育を通じた学生達の創造力開発と科学的考え方の涵養を教育目標にしている。

2003年度には合計641校の教育申請学校中で102校を選定、巡回講演を実施したが特に、学生発明活動を促進するためには地図教師と父兄の関心と配慮が重要だと判断して、教育対象を教師と父兄に拡大したし、その結果合計18,986人の学生・父兄・教師などが講演会に参加した。

### 6. 公務員教育訓練実績

革新人事担当官室 金泳三

#### イ. 公務員教育訓練概観

公務員教育訓練は公務員たちに国民全体の奉仕者としてそろえなければならぬ精神的姿勢と引き受けたこと職務を効果的に遂行できる技術と能力培養を目的にしている。

特許庁では上のような公務員教育訓練法上の教育目的を達成して、21世紀知識基盤時代をむかえて『知識財産の権利化』、『知識財産の事業化』体系化のため

に審査・審判遂行および審査官資質向上のための教育プログラムの運営と職務分野別専門性強化に重点をおいて教育訓練を実施している。

このような特許庁の教育訓練は一般的に国内教育と国外教育に区分されて国内教育は再び精神教育・職務教育および委託教育で国外教育は長・短期国外訓練で分けて、実施されるところ2003年度分野別教育訓練実績は次のとおりである。

## ロ. 国内教育訓練実績

国内教育訓練は全職員を対象にする精神教育、職務との関連性が高い職務教育、外部機関に公務員教育を委託させる委託教育などに区分される。

### 1) 精神教育

精神教育には政府施策を全公務員らに教育させる施策教育とセクハラ予防教育など分野別公務員がそろえなければならない基本素養を教育させる素養教育がある。

2003年度には2回にわたり、1,820人を対象に施策教育を実施したし、素養教育は11回にわたり、69人を対象に実施した。

### 2) 職務教育

職務教育は公務員が職務を担当しながら、新しい知識を習得して、既存の職務関連知識を向上させる教育課程で基本教育、共通専門教育および選択専門教育に区分される。

### 3) 委託教育

委託教育は国内大学院や研究所などに公務員教育を委託させる教育課程をいう。2003年度には行政自治部で主管する委託教育に10人、忠南（チュンナム）大学校特許法務大学院、漢南大学校特許法務大学院、Baeje大学校特許法務大学院など私たちの庁では自主的に実施する委託教育など全部で158人に対し教育を実施した。

<表Ⅱ-1-6>2003年度国内教育現況

区分		教育課程数 (教育回収)	教育実績 (名)	備考
精神教育	施策教育	2	1,820	
	素養教育	11	69	
職務教育	基本教育	3	31	
	共通専門	20	345	
	選択専門	93	603	
委託教育	行政自治部	-	10	
	自主	-	158	
計	-	129	3,036	

## ハ. 国外教育訓練実績

公務員国外訓練はその実施期間が6ヶ月以下である短期国外訓練と6ヶ月以上である長期国外訓練に区分される。短期国外訓練にはチーム制訓練、短期個人訓練などがあり、長期訓練には学位課程と職務訓練課程がある。

特許庁では審査・審判の専門性確保と特許権/実用新案権/意匠権/商標権など産業財産権の国際的な流れの把握、そして急変する新技術動向を把握して、審査・審判に反映させようと毎年20人内外の公務員を対象に公務員国外訓練を実施している。

### 1) 短期国外訓練

2003年度国費単価の国外訓練実績で6人の審査官を米国、豪州、日本、中国に派遣して

- コンピュータ ソフトウェア関連特許制度研究
- 審査結果相互認証のための豪州特許制度研究
- 化学物質特許の特許要件に関する研究
- 商標国際登録・出願および同審査実務研究
- 超高速知的半導体メモリー消磁新技術開発に関する研究
- 中国転移覆審委員会制度と我が国特許審判制度の比較研究を通し、国政改革課題など知財権分野の懸案課題解決に活用している。

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

### 2) 長期国外訓練

2003年度長期訓練課程には米国、カナダ、ドイツ、スペイン、チェコ、フィリピンなど先進国および開発途上国家に10人を派遣して

- 知識財産権の価値評価技法に関する研究
- 米国の先端新技術分野知識財産権保護関連法制研究
- 知識財産権の制度変化にともなう情報化推進戦略および方向に対する研究
- 米国の知識財産権関連訴訟制度研究を通じた国際紛争対処方案研究
- 知識財産権の国際的なライセンスと独占禁止法の適用に関する研究
- 情報技術の発達にともなう環境変化と知識財産権効力の実質化方案研究
- 東南アジア諸国の私たちの知識財産権侵害に対する当事国らの対処事例研究
- 東ヨーロッパ国家の知識財産権制度に対し研究するようにした。

<表 II-1-7>2003年度長・短期国外訓練現況

区分	課程	対象職級	人数(名)	訓練国家	備考
長期訓練	学位課程	4～7級経歴職	5	2	
	職務訓練課程	〃	5	5	
短期訓練	個人訓練課程	〃	6	5	
計	-	-	16	-	

## 7. 次世代成長技術の保護のための審査基盤構築

### イ. 生命工学(BT)分野

化学生命工学審査局遺伝工学課化工事務官 イ・正熙

#### 1) 概 観

人間遺伝体をはじめとする多様な生物体の遺伝体研究が完成段階に入り、今日世界各国はこれら遺伝体情報から有用遺伝子および蛋白質を探索するためのポストゲノム(post-genome)時代に進入している。急速に進行している生命工学分野の技術発達は医療分野以外にも食品、農水産、環境など多様な産業に影響を及ぼしていて情報技術、ナノ技術など先端技術との融合にともなう新技術創出でその影響力が産業全般に早く拡大している。進んで、幹細胞を利用した研究開発が拡大しながら、難病治療という肯定的効果に対する期待感と共に倫理性問題もまた論議になっている。

技術の先進化、複雑化を反映するように生命工学分野の特許出願の発明内容と水準も日増しに複雑・多様化している傾向であり、それに符合する審査の質の向上と一貫する制度変化が要求されている。これに伴い特許庁は遺伝工学審査担当官室を中心に生命工学分野の技術開発推移に歩調をそろえて、審査の専門化を試みて優秀特許の権利保護に全力を尽くしている。

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

### 2) 出願動向

生命工学分野の特許出願は2003年度に2,936件で、出願が本格的に増加した1997年以来、年平均9.8%の増加傾向を見せている。

1997年までは外国人出願が内国人出願より多かったが、1998年以後に着実に増加して'02年以後では内国人出願が外国人出願を2倍以上追い抜く現象を見せている。このような現象は国内生命工学産業が着実に発展していて、特許の重要性を認識することに起因したものと見られる。

<表Ⅱ-1-8>最近7年間生命工学分野特許出願現況

(単位:件)

区分	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年
内国人	746	857	998	1,550	1,896	1,983	1,938
外国人	928	773	826	1,042	1,110	963	998
計	1,674	1,630	1,824	2,592	3,006	2,946	2,936

\* 当庁のバイオ特許研究会提供、2003年12月末まで公開および未公開資料基準

### 3) 審査対処努力

#### イ) 審査インフラの拡充

特許庁は生命工学分野の特許出願増加に効率的に対処して審査専門性を向上するため、該当分野専門審査人材を持続的に確保していて、2003年12月末現在生命工学技術専門審査人材は該当分野博士学位所持者23人を含み、約30人余りで形成



されている。

生命工学分野出願技術の審査に対する標準運営手続きを確立しようと1998年生命工学の部分産業部門別審査基準を制定して以来、人間遺伝体の完成および『生命倫理および安全に関する法律』の制定に際して、2000年と2003年に新しく改正作業を推進することによって時代的变化を反映、補完していて、米国・日本・ヨーロッパ特許庁など主要国との審査協調体制を構築するなど審査の一貫性と合理性向上のために多方面で政策を推進している。

また、核酸またはアミノ酸関連発明の迅速正確な検索および序列DB構築のために1999年以後に特許出願された発明に対しては核酸塩基およびアミノ酸序列データの電子ファイル提出を義務化して、序列関連DBを入れた生命工学検索システムを構築、審査に活用している。今後には韓国生命工学研究院との業務協力を通し、研究院の検索システムを直接利用したり特実検索システムと連携することによって審査インフラを継続的に拡充する予定だ。

#### ロ) 『バイオ特許研究会』の運営

国内外的に関心が集中している生命工学分野の最近議論を点検して、技術および特許動向を分析するために関連分野の庁内外人々で構成されたバイオ特許研究会を運営している。庁内会員はもちろん、外部の研究または知財権分野専門家を招請して、セミナーおよび討論会を開催することによって最新技術と情報を習得・交流する機会を用意していて、年間活動報告書を発刊して、配布するなど審査の質向上と生命工学技術の伝播にも積極的に努力している。

ロ. ナノ技術(NT)分野

化学生命工学審査局無機化学課化工事務官 チャ・スングァン

1) 概観

最近ナノ サイズ(1nm=10<sup>-9</sup>m)材料を基盤にするナノ技術(Nano Technology)が電子、材料、医薬、エネルギーなどの技術分野で応用性が拡大することによって21世紀技術開発の核心分野で登場して、これに先進各国はナノ技術の大きい潜在力と波及力を認めて、ナノ技術を国家核心技術に選定して基礎技術と研究基盤構築に積極的に投資していて、わが政府も去る2001年‘ナノ技術総合計画’に続き2002年‘ナノ技術促進法’まで制定して5大ナノ強大国として背伸びするために国家的次元の総合支援に総力を期している。

最近ナノ技術がこのように脚光を浴びる理由はナノ大きさの物質が持つ特異な現象に起因した新素材開発、IT(Information Technology)、BT(Bio-Technology)等最先端技術分野への応用性にあって特にナノ技術の後押しがなしでは最先端技術分野の科学的進歩には限界があると判断しているためだ。

現在までナノ技術分野は全世界的に応用研究、製品化において初期段階水準にあるけれど、各国政府の莫大な支援などに力づけられて、今後技術開発および特許出願がより一層急増することと予想されて、特に技術特性上IT、BTなど他技術との融合化により複合技術形態の出願が多いことと見込まれる。

## 2) 出願動向

ナノ技術分野は1998年まではその出願が微小だったが、1999年から2003年まで年平均71%の急激な増加傾向を見せていて、全体出願中で内国人出願比重は77.7%で外国人出願(22.3%)が内国人出願に比べて低調だがこれは国内ナノ技術応用分野市場がまだ成熟しなかったこと等に起因したものと推定される。

〈表Ⅱ-1-9〉最近国内ナノ技術出願現況

(単位:件)

区分	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03
出願計	16	31	33	68	156	241	343	581
国内人	6	17	15	34	120	184	288	477
外国人	10	14	18	34	36	57	55	104

\* 当庁のナノ技術研究会提供、2003年12月末まで公開および未公開資料基準

## 3) 審査対処努力

### イ) 『ナノ技術研究会』運営

2000年3月に国内ナノ技術開発の底辺拡大のために作られた自然発生的学習組織である特許庁ナノ技術研究会は2003年末までナノ技術研究集8種発刊、専門家招請セミナー6回開催、庁外セミナー4回発表、オンライン上外部委託教育2回実施、ナノ技術の特許出願動向に対して韓国化学工学会発表などの活動を通し、審査の専門性確保のために一助となってきた。合わせて産・学・研・官と特許技術および知識を共有して、国内ナノ技術開発の底辺拡大のために努力してきた。

また、オンライン上で運営されている研究会ホームページ([www.freechal.com/](http://www.freechal.com/))

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

nano、会員数:1,312人)の会員は大学、研究所、企業などで勤めるナノ技術専門家たちで構成されているのでこれらを通し、オンライン上で行われた幅広い情報共有および討論結果はナノ技術に対する審査の専門性強化に少なくない寄与している。

今後には、既存の冊子発刊、セミナー開催などの活動をはじめとして、様々な経路を通し、習得された最新ナノ技術資料らを整理した研究会情報誌を定期的に製作してこれを審査官らに配布して、最新ナノ技術を持続的に習得するようになることでナノ技術に対する審査の質向上により積極的に寄与する計画を持っている。

### ロ) 『協議審査制度』活用およびナノ技術専門担当者拡充

ナノ技術の特性上IT、BTなど他技術との融合化にともなう複合技術形態の出願に対しては他審査官と協議して、審査できる『協議審査制度』を積極的に活用して、審査に臨んでいて、進んでナノ技術分野審査専門人材を確保するために2003年末現在までナノ技術関連博士4人を特別採用して今後も持続的にナノ技術分野審査専門人材を拡充していく予定だ。

## ハ. 環境技術(ET)分野

化学生命工学審査局精密化学課化工事務官 金ソンス

### 1) 概要

最近政府は環境技術の革新で国民の生活の質を向上させて環境産業を次世代国家戦略産業で育成するために環境技術開発および支援に関する法律第3条により環境部主管で環境技術開発総合計画を樹立した。上の計画では5年単位の環境技術発展目標を提示してこれを達成するための各種研究開発事業推進、環境技術インフラ構築および実用化促進などに関する中期計画としてBT、NTおよびITなどとの接続を通じた環境技術分野の次世代核心・源泉技術または融合技術を集中開発して、技術競争力を確保するのを推進戦略で採択している。

しかし、日増しに増える国内外環境規制と合わせて基本的に環境管理条件が不足した我が国としては環境技術を次世代国家戦略産業に育成発展させることが容易なことでないことは周知の事実だ。したがってこのような条件下で環境技術の競争力を確保して高付加価値を創り出すためには何よりも環境分野の特許技術を正確に分析して、二分野に技術開発を集中することによって知識財産権を確保して、事業化に投資することが望ましい方向になるだろう。

## 2) 特許出願動向

環境技術分野はどれか一つの細部技術に分類するのが難しい複合技術の総体といえる分野だ。この中、環境化学の分野に範囲を限定して、1999年から最近5年間の特許出願動向を分析した結果、年平均10.8%の一貫する増加傾向を見せていて、全体出願中内国人出願比重は74.5%、外国人出願比重は25.5%と調査されて、国内の環境技術開発が活発に進行されることが明らかになった。

<表Ⅱ-1-10>最近5年間国内環境技術特許出願現況

(単位:件)

区分	'99	'00	'01	'02	'03
出願計	2,895	3,598	3,969	4,273	4,310
国内人	2,280	2,867	3,270	3,594	3,753
外国人	615	731	699	679	557

\* 当庁の環境素材・工程研究会提供、2003年12月末まで公開および未公開資料基準

## 3) 審査対処努力

### イ) 『環境素材・工程研究会』運営

2003年5月に国内外環境技術開発動向の調査および普及のために作られた自然発生的学習組織である特許庁環境素材・工程研究会は2003年末まで専門家招請セミナーおよび庁内会員間の研究課題発表を通し、審査の専門性確保のために努力してきている。

特に、研究会の性格を庁内審査関連職員の学習組織から一歩進み、名実共に民間共同研究の集いに跳躍するために庁外会員の募集と民間専門家の積極的招聘を

推進した。

今後、国内最大の環境技術関連学会である大韓環境工学会と協調して、大韓環境工学会傘下に仮称『環境知財権専門委員会』を新設して、専門委員会次元で学会議に積極的に参与して、環境技術関連特許出願動向の研究結果を普及して、合わせて民間をして環境技術分野の知識財産権を創り出すのに寄与しようとする。

**ロ) 環境技術分野専門担当者拡充**

環境技術は単一分野の技術というよりは複合技術形態の特許出願の様相を見せるので既存担当審査官をして一貫する学習および教育を通し、専門性確保に主力を注いでいて、生ぬるい部分に対しては『協議審査制度』を積極的に活用して、審査に臨んでいて、また環境技術分野審査専門担当者を確保するために博士特別採用および経歴者転入などを着実に施行している。

### 第3節 審査・審判の生産性向上

#### 1. 先行技術調査外部用役拡大

審査調整課機械事務官 朴ヒジュ

先行技術調査外部用役事業は審査業務の一部である先行技術調査業務を外部専門機関に依頼することで審査官の過重な業務負担を軽減して、審査の質的・量的水準を皆向上するのにその目的がある。これは『特許庁長が必要だと認める時、専門調査機関に先行技術に対する資料調査を依頼できる』と規定した特許法第58条を根拠としている。

先行技術調査外部用役事業は1990年改正特許法で法的根拠を用意して準備期間を経て、1992年から推進されたし、初期には特許庁の特許関連資料のDB構築が不十分な関係でインターネットを通じたOn-Line検索システムが特許庁より相対的に有利な産業技術情報院に外国人特許中技術内容が高度なことを対象にして、調査を依頼した。

その後1995～1997年自動車業者と半導体を中心にした電子業者の出願急増で審査停滞物量が累積して、審査処理期間が37ヶ月以上必要とすることによって審査処理期間の短縮が最大の懸案事項に台頭した。

このような審査停滞の累積を審査官の増員で解決するには限界があるとみて先行技術調査業務の外部用役を通し、出願増加に弾力的に対応するために1997年から本事業を拡大実施した。



1997年には8千件、2000年には29千件、2003年には103千件を用役依頼したし、2004年には審査物量の増加を考慮して、全体審査物量の50%水準である130,500件を用役依頼する計画だ。

1995年までは先行技術調査外部用役事業を産業技術情報院(KINITI)に用役依頼したが、1996年からは発明振興法により設立された特許技術情報センターを、2002年からは特許技術情報センターから名称変更された韓国特許情報院を専門調査機関に指定して、運営している。

<表Ⅱ-1-11>年度別先行技術調査外部用役事業推進現況

区分	'92~'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04(計画)
調査機関	産業技術情報院 (KINITI)	特許技術情報センター (KIPRIS)				韓国特許情報院 (KIPI)				
調査対象	国外特許	国内 実用	国内 特許・実用		国内・外 特許・実用					
調査依頼 件数(件)	1,877	558	8,000	32,000	30,000	29,000	39,000	65,000	102,500	130,500

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

現在我が国の審査官の1人当り審査処理件数は年間320件程度で他の国家に比べて多すぎた水準であり、また特許出願が持続的に増加していることを考慮する時、審査処理期間を短縮して審査の質を高めるために本事業は今後より一層拡大しなければならないことと考えられる。

### 2. 国際特許分類(IPC)業務のアウトソーシング実施

審査調整課機械事務官 朴ヒジュ

国際特許分類(IPC)というIPC協定により制定された国際的に統一された特許文献の分類体系として特許文献の分類と検索、実体審査官指定などの目的に活用されている。特許分類付与外部用役事業は国際特許分類付与業務を外部専門機関に用役依頼する事業だ。

これは『特許庁長は特許出願の審査に必要だと認める時には政府機関・当該技術分野の専門機関または特許に関する知識と経験が豊富な者に協調を要請したり意見を聞ける。この場合特許庁長は予算の範囲の中で手当てまたは費用を支給できる』と規定した特許法第58条を根拠としている。

本事業は2000年『国際特許分類付与専門機関指定に関する運営要領』を制定した後、2001年から始めた。これはIMF経済危機で1997～1998年の間減少傾向にあった特許出願が1999年6月から増加傾向に反転して、2000年には前年対比25%増加して、分類審査官の持続的な増員なしでは分類付与を適期に施行できなかつたためだ。施行初年度である2001年には前年度二月分まで含み、157千件、2002年には140千件、2003年には153千件を遂行したし、2004年には174千件を用役依頼する計

画だ。

2001年には‘特許技術情報センター’が特許分類付与専門機関と指定されて、用役を遂行して、2002年以後には‘特許技術情報センター’から名称変更された‘韓国特許情報院’が遂行している。

これと共に特許分類付与業務に対し用役を施行することによって誤分類率が減少するなど特許分類の専門性が強化されたし、審査官をして実体審査にだけ専念するようにすることによって審査処理期間短縮と審査の質的水準の向上を持ってきた。

### 3. 商標審査業務のアウトソーシング推進

審査基準課行政事務官 オ・ソンベ

特許庁は2003年から商標審査の一部である商標分析および検索業務を外部に委託して、処理している。商標分析および検索外部用役事業は商標審査業務の一部である出願商標の意味を分析して出願商標と同一・類似である先出願・先登録商標DBを検索する業務を外部専門調査機関に委託処理して、審査官の審査負担を軽減することで適正審査期間を維持して審査の質的水準を向上しようとするのにその目的がある。

同事業は商標法に基づき、施行されたことで商標法第22条の2第1項は「特許庁長は商標登録出願の審査において必要だと認める場合には専門調査機関に対し商標検索を依頼できる。」と規定している。

特許庁は同事業のために専門調査機関申請公告をして申請機関中“韓国特許情報院”を専門調査機関に指定したし、同事業の専門性確保のためで、事業施行以前に同事業を遂行する専門調査員に対し商標法および商標審査ノウハウに対する

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

教育を実施した。

‘03年4月から同事業を始めて’ 03年12月まで2003年審査処理物量の20%水準である商標登録出願30,000件に対する商標分析および検索を外部に委託して、処理した。

2003年度に外部用役処理結果に対する自己分析結果これは審査官4人の増員効果および審査待機期間を1ヶ月短縮させる効果を持ってきたことと分析された。

特許庁は今後にもアウトソーシングを持続的に施行する予定だ。‘04年にも審査処理物量の20%水準である33,000件に対し外部用役を実施する計画であり、外部用役の品質向上のためにシステム改善と商標調査員に対する持続的な教育を実施する計画だ。

#### 4. 審査審判の効率性向上のための制度改善

##### イ. 特許・実用新案施行令および施行規則改正

審査調整課機械事務官 キム・ジュンヌアン

###### 1) 改正背景

2002. 12. 11公布された特許法の改正内容を反映する一方、特許制度が国際的に統一化されていく傾向により特許協力条約(PCT)規則の改正内容を反映して、1特許出願の要件も特許協力条約と調和を作り出すようにした。その他に出願および審査手続き関連の運営上不備点を改善した。

###### 2) 改正内容

特許法施行令の改正内容では請求範囲の記載方法において独立項も請求項を引用する形式で記載できるようになり従属項と形式的な面で差がなくなったので記載形式の関連規定の用語を請求項に整理した。また、審査実務および判例を反映して、1特許出願の要件に特許協力条約(PCT)の規定を導入して、補完した。(2003. 6月)

特許法施行規則の改正内容では法令に特別な規定がある場合を除外したすべての書類を電子文書で通知できるように電子文書通知対象書類を拡大して、提出された書類の瑕疵と不備を補正できなくて返還しなければならない場合を明確にし、特許協力条約(PCT)出願の国際公開用翻訳文を提出しない場合優先日から1年4月以内に提出するように補正命令をして補正期間以内にも翻訳文を提出しなかったり加算料を納付しない場合には取り下げになったことと見るようにしてPCT条約の改正内容を反映した。(2003. 5月)

### 3) 期待効果

特許協力条約(PCT)規則の改正などを反映して、制度の国際化を図って、請求範囲の記載方式、返還対象などに関する規定を明確にしたし、電子文書通知対象書類を拡大して、出願人の便宜を向上できるようになった。

## ロ. 商標制度改善

### 1) 地理的表示保護制度導入推進

審査基準課行政事務官 チョン・ヒョンチョン

#### イ) 推進背景

現在進行中のWTO DDA(ドーハ開発アゼンダ)交渉では農産物輸入開放などが議論されていて、農漁民らがこれに積極的に対応できるようにするためには地域特産品の製品差別化が必要だし、地域特産品の製品差別化は地理的表示に権利を付与して正しい者に限り、地域特産品に地理的表示を商品の名前で付着できるようにして第三者の不当な使用を一般的に排除させられる制度や装置が用意される時、成功的に形成されると見る。

ところが、現行商標法上では地理的表示に関して、ワインおよび蒸留酒に関する地理的表示の場合にはこれを含んでいる商標は商標登録を受けることができないし、一般的な地理的表示の場合には地理的表示だけで構成された商標は商標登録を受けることができないように消極的に規定されていて、また地理的表示を虚偽で使用する場合にはワインおよび蒸留酒に関しては酒税法による“酒類の商標使用に関する命令委任告示”により、使用が禁止されて、一般的地理的表示に関

しては地理的表示の使用により、一般人に原産地に対する誤認混同を招く場合に限り、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律により、使用が禁止されるようになっているなど色々と限界がある。

したがって、団体標章制度を改善したり証明標章制度を導入することによって地理的表示を知識財産権で権利化して、第三者の使用を排除する必要がある。

#### ロ) 推進現況

特許庁は地理的表示の知識財産権化のための事前研究および準備作業で2001年に“証明標章制”に関して、研究用役を実施したのに続き2002年には“地理的表示の効率的保護方案”、2003年には“地域特産物名称の地理的表示保護対象の可否に関する研究”に関して、用役を実施したし、2002年末には庁内外専門家で地理的表示保護戦略委員会を構成して、2003年上半期まで4次にわたり、会議を開催して、地理的表示の効率的保護方向および細部争点事項などに関して、議論した。2003年8月には庁内外の意見を取りまとめて、団体標章制度を改善、地理的表示に対し団体標章登録が可能なようにする内容の商標法中改正法律案を用意したし、2003年9月には改正法律案に対する立法予告および公聴会を開催して、関係機関である農林部および海洋水産部と協議を開始して、継続推進している。

## ハ) 今後の推進計画

特許庁は2004年上半期中に農林部および海洋水産部との協議を終えた後、2004年下半期には商標法改正法律案の法制処審査および国会手続きを終えると同時に下位法令の改正作業に拍車をかけて、2005年中に法施行が可能なように推進する計画だ。

## 2) サイバースクワッティング防止のための不正競争防止法改正

審査基準課行政事務官 オ・ソンベ

### イ) 推進背景

特許庁はサイバースクワッティング行為を禁止する実定法的根拠を用意することで商標権者など正当な権利者を保護してオンライン上の健全な取引秩序を確立しようと不正競争防止および営業秘密保護に関する法律(以下“不正競争防止法”という)の改正を推進した。

サイバースクワッティング(Cyber-squatting)行為とは商標などの表示とドメイン名間紛争の1類型として商標などの表示が持つ信用(good will)から利益を得るために、不正な目的(in bad faith)を持って商標などの表示と同一または類似のドメイン名を登録、保有、移転、使用する行為をいう。



ロ) 主要改正内容

(1) ドメイン名定義

法に新しく規定されるドメイン名に対する明確な定義をして、法適用および法解釈を容易にするためにドメイン名を定義した。

“ドメイン名”というものはインターネット上の数字からなる住所に該当する数字・文字・記号またはこれらの結合をいう。

(2) サイバースクワッティング行為を不正競争行為の1類型と規定

商標権者に売ろうとするなど不正な目的(in bad faith)で他人の有名商標などの表示をドメイン名として登録、保有、移転、使用する行為を不正競争行為の1類型として新設してこれを禁止した。

“不正な目的”を①商標などの表示に対し正当な権原がある者または第三者に販売したり貸与する目的、②正当な権原がある者のドメイン名の登録および使用を妨害する目的、③その他の商業的利益を得る目的として具体的に羅列した。

(3) サイバースクワッティング行為に対する救済手段としてドメイン名に対する登録抹消請求権規定

サイバースクワッティング行為を実効性あるように規制して紛争の終局的解決のために該当ドメイン名に対する登録抹消を請求できるようにドメイン名の登録抹消請求権を明白に規定した。

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

### (4) 損害賠償および信用回復請求

サイバースクワッティング行為に対する救済手段として他の不正競争行為と同じように損害賠償および損害回復請求ができるようにした。したがってサイバースクワッティング行為によって営業上の信用失墜および損害が発生した場合には正当な権原がある者は法院に不正競争防止法第5条および第6条に基づき、信用回復および損害賠償を請求できる。

### (5) サイバースクワッティング行為に対し刑事罰排除

改正法律は商標権者など正当な権利者保護とインターネットの自由な利用との適切な調和のために、刑事罰を排除した。サイバースクワッティング行為に対し刑事罰を賦課することは商標権者などの保護に過度に偏重してドメイン名の自由な使用を阻害する恐れがあって何の罪の意識なくドメイン名を登録した行為に対し懲役または罰金刑を賦課することは苛酷でまたサイバースクワッティングに対する救済はドメイン名に対する登録抹消や損害賠償などの救済措置により、十分な救済が可能だと判断したのでサイバースクワッティング行為に対しては刑事罰を排除した。

## ハ) 結論

不正競争防止法改正案は、'03. 12月22日国会を通過した。改正法律の施行日は公布後6ヶ月以後だ。この程の不正競争防止法改正でこれまでの間に問題になった有名商標など表示に対するサイバースクワッティングが禁止されるためサイバー空間(cyber-space)上で、商標権者など正当な権利者の権利が忠実に保護されてオンライン(on-line)上で健全な取引秩序が確立されることと期待される。

## ハ. 意匠制度改善

審査基準課行政事務官 チョン・スン Chol

### 1) 推進背景

「物品の液晶画面など表示部に表示される図形など」を保護することによってアイコンおよびグラフィック使用者インターフェース(GUI)等情報通信技術の発達にともなう新しい形態の意匠の創作を奨励して、また文字を応用した意匠の創作がより一層奨励されるようにするために2003. 7. 1意匠審査基準を改正した。

### 2) 主要内容

①「物品の液晶画面など表示部に表示される図形など」が物品に一時的に具現される場合にもその物品を工業上利用できる意匠と取扱う(意匠審査基準第3条第1号ハ目)。

②物品に表示された文字、表示はひたすら情報伝達のために使用されているのを除いては意匠を構成することで取扱う(意匠審査基準第3条第3号ト目)。

③「物品の液晶画面など表示部に表示される図形など」の類似可否判断に関する基準を新設した(意匠審査基準第4条第4項カ目)。すなわち、画像デザインが表示された表示部を持つ物品に関する意匠の類似可否は同一・類似物品間にあるだけで判断して、画像デザインの類似可否判断は意匠に係る「模様」の類似可否判断と同一に判断する。

## 二. 審判制度改善

特許審判院審判行政室書記官 イ・ジェウ

### 1) 訂正審判に対する審判事件分類基準調整

訂正審判は審判制度導入以後、当事者系事件に分類されてきたが、請求人だけ存在する審判事件を決定系事件に分類して、請求人と被請求人間の対立構図を取る審判事件を当事者系事件に分類する現行基準で見ると、訂正審判は特許権者が請求人になり、その登録された特許権の明細書や図面に不明瞭または不完全な記載がある場合これを審判手続きにより訂正する制度として決定系事件に該当するのでその分類を当事者系事件から決定系事件に変更して分類コードも“定(105)”として新設した。ただし、オンライン審判システムの修正などを考慮して、2004年度受付分から適用することにした。

### 2) 審判手続き続行通知脱落防止方案工夫

既存オンライン審判システムでは権利者変更情報がリアルタイムに提供されるには限界があり、審判継続中に権利移転があつたにもかかわらず譲渡人である前権利者を当事者に審決して、新しく権利を譲り受けた実質的な権利者が審決文上排除されて、審決結果を分からなかったり訴提起期間をのがしてしまう不合理な場合が発生した。このような問題を解決するためにオンライン審判システムに登録原簿上現権利者を表示する権利移転事実のお知らせ機能を新設して、審判手続き続行通知脱落問題を基本的に解決できるようにした。

### 3) 産業財産権審判および侵害訴訟情報共有推進

産業財産権紛争の迅速適正な解決のために法院の侵害訴訟情報とこれに関連した特許審判院の審判情報を相互共有するようにする内容を2001. 2. 3改正特許法に反映したが細部推進手続きなどに対する具体的な協議が形成されないため履行されずにおいて、2003年9月「産業財産権審判および侵害訴訟情報共有方案」協議が完了して「特許審判院に対する訴提起通知に関する例規」の改正(法院行政処、2003. 10. 1施行)および「侵害訴訟と審判間の情報共有細部処理指針」の制定により情報共有のためのプログラム開発が推進された。

情報共有プログラムの開発により法院では侵害訴訟と関連した無効審判などが請求されたことを把握できて、訴訟手続きの中止可否を早期に決定できるようになっただけでなく、特許審判院の審決事実を直接確認することによって審理を速かに進行できるようになって、

損害賠償などの判決があった後、特許が無効になる時には、不当利得返還など他の法律問題を引き起こせたが、審判と侵害訴訟間の情報共有を通し審決と判決の係が可能になるため紛争の効率的解決が可能になった。

### 4) 複合技術に対する審判官指定改善

従前までは複合技術審判事件の場合主技術分野の審判官3人が参与する合議体を構成して主技術以外の関連技術分野の審判官は合議体に参与できない不合理な点があったが、これを改善して、複合技術事件の場合には関連技術分野の審判官も3人合議体に参与するようにしたし、これに伴い関連技術分野の審判官が参与できるようにオンライン審判システムの審判官指定関連プログラムも改善した。

**5) オンライン審判関連業務処理手続きの改善**

2002年3月決定系、2002年7月当事者系オンライン審判システムが開通した後、審判業務の効率性を向上するために持続的にオンライン審判システムの改善を推進してきた。2003年度には審判履歴照会時に発送文書別受信人の詳細情報を確認できるようにして、審決文・決定文をオンライン上でリアルタイムに電子化する機能を追加する一方、訂正審判を決定系事件に分類することに伴った分類機能を開発したし、侵害訴訟と関連した審判事件に対する情報を共有する機能を開発して、オンライン審判システムの機能を向上した。

民願人および一般人のために特許審判院ホームページ改編を推進して、ホームページの全体デザインを新しく企画して、提供資料の機能別・特性別再分類および電子投票機能などを追加したし、審決文検索機能など特許審判関連一括サービスを提供するようにした。

## 第4節 国際傾向を反映した知識財産権制度改善

### 1. 特許実体法条約議論動向および対応方案

審査調整課工業書記官 キム・ヒテ

#### イ. 特許法統一化議論経過

特許法統一化議論は1986年米国が猶予期間(grace period)の国際的統一を提案することによって初めて議論され始めた。その後特許制度全般に議論が拡大して、1990年まで8次にわたった国際専門家会議を通し、特許法統一化条約基本案が用意されたが、クリントン政府の出帆以後、米国が先発明主義の固守立場に回帰するのにもない条約妥結に失敗した。

1995年以後WIPOの主導で統一化の障害になった特許実体に関する事項を除いて特許手続きに関する事項に対し議論を進行した結果、去る2000. 5. 11から6. 2までスイス、ジュネーブの世界知識財産権機構(WIPO)本部で開催された外交会議で特許法条約(PLT)が締結された。2000. 11月にはWIPOの主導で特許実体に関する事項に対し統一化議論が再開され、現在WIPOが作成した特許実体法条約案(SPLT)を基礎として特許要件を統一するための国際専門家会議が進行している。

ロ. 特許実体法条約の主要内容

特許実体法条約は同一発明に対する各国の特許要件を一致させるために特許対象、新規性、進歩性、先出願主義、新規性擬制、先行技術、請求範囲解釈、拒絶および無効事由など特許実体に関する事項を含んでいて、この中で先出願主義採用、特許対象の拡大、猶予期間の延長、明細書の開示要件などに関する問題が主要争点になっている。

ハ. 今後の展望

2000. 11月米国は先発明主義が特許法統一化の最大障害要素であることを認めて、先発明主義放棄の可能性を示唆した。米国が先発明主義を守る場合、特許実体法の統一化議論が失敗に終わることであるから最大国外出願国であり、特許実体法統一化の最大恩恵国になる米国が先発明主義を最後まで守ることは難しいと見込まれる。

しかし米国はこの議論過程で先発明主義放棄の条件として特許対象の拡大を図ることが予測される。米国が先発明主義をあきらめれば特許実体法統一化議論が急進展されるのであるから、この時には国際事務局は2003年頃特許実体法条約が締結されて、2005年頃発効されることが見込んだが、2003. 5月に開催された第9次特許法常設委員会(SCP)でも米国は先発明主義放棄に対し立場を表明しないことにより条約の妥結が長期化する可能性もある。



## 二. 対応方案

特許庁は特許実体法条約の議論課程で我が国の立場を最大限反映して条約発効に先立ち特許法改正および電算システム補完作業をつまずくことなく遂行して、国際的環境変化に対して国内産業界などが事前対応できるように2002.3月庁内業務推進部署および庁外専門家で構成された特許法統一化企画団を発足して、運営している。

## 2. 商標・意匠審査制度の国際化

### イ. 商標制度の国際化

審査基準課行政事務官 ク・ヨンミョン

特許庁は2003.1.10に商標の国際登録のための‘マドリッド議定書’に加入して、2003.4.10から同議定書にともなう国際出願および審査業務を開始した。国際商標審査および関連業務の効率的運営のために国内手続きおよび通知書式などを国内外規範に符合するように整備した。

2003.10月特許庁は北ヨーロッパ地域の商標意匠政策調査および審査効率性向上方案などに関する議論のために‘ベネルクス商標意匠庁’および‘スウェーデン商標庁’と商標意匠分野の高位級会議を開催したし、同会議で両地域の商標意匠制度に関する多様な意見を交換して、今後両庁間の審査専門家会議開催および商標・意匠関連情報の交流協力を強化することを合意した。

また、商標審査実務に対する関連法令および審査基準の国際化のために日本、中国、ヨーロッパ商標デザイン庁と商標審査官で構成された商標専門家会議を開催して‘外国語文字商標審査’、‘地理的表示構成商標の審査’、‘団体標章制度を通じた地理的表示保護制度’、‘商標図形要素の識別力’、‘著作権と抵触

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

可能な商標審査’、‘マドリッド国際出願制度’等に関し深い議論をおこなったし、議論結果を土台に審査関連法令および基準改正のための検討を進行した。

### ロ. 意匠制度の国際化

審査基準課行政事務官 チョン・スンチョル

特許庁とヨーロッパ商標デザイン庁(OHIM:Office for Harmonization in the Internal Market(Trademarks & designs))は2003.4月スペイン アリカンテで第2次韓-OHIMデザイン専門家会議を開催して、両庁の意匠分野制度および一般現況に対する情報交換、字体およびグラフィック シンボル(画像デザイン含む)の保護範囲、類似性判断基準および出願登録事例に対する両庁間の意見を交換した。

また2003.12月には大田(テジョン)で第3次韓-OHIMデザイン専門家会議を開催して、両庁のデザイン出願手続きおよびデザイン関連統計、デザイン検索および検索範囲、他特許庁で発行した優先権書類の内容およびフォーマットの受け入れの可能性、OHIM意匠審査基準などに対する両庁の意見を交換した。

一方、2003.10月には日本の東京で日本特許庁(JPO)と第3次韓・日意匠審査官会議を開催して、日本の画面デザイン保護に関する検討状況および韓国の画像デザインおよび字体の保護に関する現況、新ヘーグ協定など意匠保護の国際的動向に関する事項に関する両国の意見を交換した。

## 第5節 審査・審判基準および指針整備

### 1. 特許・実用新案審査指針書全面改正

審査調整課工業書記官 ホン・スンピョ

2001. 2. 3特許法および実用新案法が改正されて、2001. 7. 1から施行された。これに伴い審査官が改正された規定により出願された発明を正確で一貫性あるように審査ができるように改正法令による『特許・実用新案審査指針書』の全面改正を推進して、2003. 4月改正作業を完了した。

本審査指針書は改正規定の内容中の電気通信回線を通じた公開、公知例外主張出願、補正制度および優先権主張制度などの審査と関連して、変更された制度を旧制度と合わせて詳細に説明している。特に、2001. 2. 3改正法を通して導入した新規事項追加禁止規定に対する判断基準と審査処理手続きを拒絶理由通知段階別に提示する一方、新規事項追加可否に対する判断事例を補正個所別に比較して、整理・提示することによって審査の参考にすることを容易にしたし、これまでの間、審査時に論議になってきた複数の補正がある場合の審査対象明細書の確定方法と審査手続きを明確に提示して、その他審査時に頻繁に発生しない場合でも各場合に対する詳しい処理手続きおよび基準を提示した。

また改正完了した審査指針書は審査官の審査業務処理だけでなく出願書や補正書を作成する場合にも役立つように参考とすることができて、代理人や発明家が知ることが出来るように特許庁ホームページに掲載したし、今後は本審査指針書をより一層補完・改善させる計画だ。

## 2. 商標および意匠分野

### イ. 商標審査関連指針整備

審査基準課行政事務官 ク・ヨンミョン

当庁は2003年商標審査の正確性向上および一貫性維持のために法令解釈が不明な懸案や審査基準上規定が不備な部分に対する指針を用意して、審査結果の質的向上と信頼度向上のための努力を持続的に遂行した。

特に、二重更新出願の処理、不適法な変更出願時の原出願取り扱い、1商標1出願の適用範囲、部分優先権主張出願の取り扱いなどに関する審査指針を用意して施行したし、これらの指針中、主要事項は2004年中の審査基準改正内容に反映する計画だ。

### ロ. マドリッド議定書施行対比商品名の英文化および商品解説書発刊

審査基準課行政事務官 李チュヨル

#### 1) 推進背景

マドリッド議定書体制が2003年4月から施行されることによって韓国分類の商品名を英文化して、マドリッド議定書体制を通じた国際出願に備えて、商品に対する解説書も用意して、出願人の商品指定時商品に対する情報を提供して、出願人の便益を増進させる必要性があった。

## 2) 韓国商品分類の英文化

韓国商品分類表に例示されている商品名をニース(NICE)分類の趣旨に合うように用途、材料にともなう英文化作業を遂行して合わせて英国、日本の分類表も参考にして、商標出願の国際化傾向に相応するようにした。

## 3) 商品解説書発刊およびインターネット サービス提供

### イ) 推進必要性

審査官の商品審査は商品に対する理解と様々な商品のあいだの比較分析を必要とする判断作用だ。このような商品審査の専門性および一貫性を向上するために商品各々に対する解説書を用意することが至急な課題であり、商標出願時に出願人が困難を経験する部分の一つが商品の指定で、出願人の商品指定時のガイド冊子として出願人の便宜を提供するための目的で商品解説書発刊を計画するようになった。

### ロ) 推進実績

商標法施行規則別表上の商品中で誰でも簡単に理解するある商品は解説対象から除外して約5千個余り商品に対し商品の定義、解説および図を収録して、誰でも簡単に理解できるようにして冊子を発刊したし、特許庁ホームページに掲載して、出願人が検索できるサービスを提供した。

### ハ) 今後の推進計画

2004年には商品の英文名と商品解説サービスの不十分な部分を改善して合わせて商品指定時に出願人が心配している点などに対して一般ガイドライン冊子を発刊して特許庁ホームページに掲載して、出願人の要求に相応するようにする計画だ。

## ハ. 意匠物品の細分類調整および‘分類指針書’発刊

審査基準課行政事務官 チョン・スン Chol

### 1) 推進背景

特許庁は2000年に意匠検索システム開発を完了して2001年度に意匠参証資料のDB化を推進して、2002年9月に完了したが、既存の分類体系をそのまま維持する場合には、ぼう大な参証資料によって審査の効率性を向上しにくいことと判断されて、審査参証資料の適正数を維持して審査の効率性を向上するために既存の分類体系を改善しなければならない必要性が提起された。

### 2) 推進実績

私たちの分類体系よりさらに細分化された形態分類を使用している日本の1998年度意匠分類表の我が国分類への適用の可能性を検討して、その結果、日本が私たちに比べて、多様化されていて資料の分散と共に審査の効率性向上に寄与できるという長所があるが日本の形態分類は自国の資料を基礎にしてあり、私たちの実情とは合わなかった。

したがって私たちの独自の形態分類を開発しなければならない必要性が明らかになることによって同一小分類内にだいぶ多い数の異種物品が存在していて審査の効率性を低下させている小分類中の先図面の数が1,000件以上である小分類を対象にして、形態分類および小分類記号の新設を推進した。このように付与された形態分類および小分類を反映して、意匠分類表による分類基準および具体的分類事例を例示した「意匠分類指針書」(A群～D群)1次分を2002.12月に発刊するようになった。

### 3) 期待効果

既存の分類体系を改善して、同一小分類内に多数の異種物品が存在する小分類を対象に新しく形態分類および小分類を付与するのにもない、審査参証資料の適正数を維持して審査の効率性を向上していけることと判断されて、これを反映して「意匠分類指針書」(E君～N君)を2005年までに完刊することで、客観的な基準による一貫性ある意匠物品分類を通し、意匠審査の専門性が大きく向上するだろう。

### 3. 審判分野

特許審判院審判行政室書記官 イ・ジェウ

#### イ. 審判便覧改正検討

##### 1) 推進背景

審判事務の適正性と透明性を保障して審判手続きの標準化のために‘01年9月の審判便覧改正以後に3回の産業財産権4法および下位法令の改正’と02年3月(決定系)と7月(当事者系)に導入されたオンライン審判システムによる方式手続きの変更および‘02年7月の全面的な民事訴訟法改正内容と最近の判例を調べて審判便覧に反映しようと、2004年度上半期に発刊する目標をたてて改正作業に着手した。

##### 2) 主要検討内容

最初に審判に関する諸般手続き中で審決文作成要領、オンライン審判請求による審判記録取り扱いおよび審判請求書方式審査要領、確定に対する手続きおよび事例、審判費用予納金取り扱いなどを明確にした。

二つ目、無効審判が却下される場合、訂正請求の処理方案、不適法な訂正請求の取り扱い、商標無効審判にあつて後発的無効事由による存否判断の基準、権利範囲確認審判にあつて専用実施権者が請求人になることができるのかの可否、特許無効審判中で訂正審判審決がある場合の意見提出機会付与、権利範囲確認審判にあつて(イ)号補正に関する判例などを追加して、手続きを明確にした。



三つ目、当事者系審判に分類された訂正審判の決定系審判への分類変更、訂正審判手続き追加、訂正審判の一部引用・一部棄却の審決可能可否および関連判例追加、再審請求に関する内容訂正、再審事由に関する判例などを追加した。

四つ目、面談要請書など書式追加と審決文・口述審理指定期日通知書など多数の書式を訂正して、審判の手続きを明確にしたし、審判便覧全般にまたがる民事訴訟法など関連準用条文を訂正した。

#### ロ. 日本審判便覧翻訳発刊

私たちの特許審判法制と類似の日本審判便覧を翻訳発刊して、審判制度に対する比較研究および制度改善と審判実務に参考資料として活用するために翻訳発刊した。

#### ハ. 海外研修報告書発刊

2000年以後、特許審判院で実施した先進国審判制度研修の後に報告した各種報告書および資料を一目瞭然に整理して、今後の海外研修時に不必要な分野の研修を止めて多様な審判制度視察と資料収集を通し、私たちの特許審判制度の制度改善参考資料として活用しようと発刊した。

## 第6節審査官および審判官の士気高揚

### 1. 優秀審査・審判部署褒賞

審査評価担当官室農業事務官 李キュアン

当庁で審査・審判業務は最も基本的で重要な業務として審査・審判の早急な処理と審査の適正性と公正性が要求される。

審査・審判の処理期間の短縮のために先進主要国より多い量の審査・審判を処理していて、また審査の品質向上のために審査官の審査を評価するなどの努力を傾けている。

優秀審査・審判部署の褒賞は審査・審判官の士気を高揚して組織員間の善意の競争を誘導するために優秀な審査・審判部署を選抜して褒賞する制度だ。

優秀審査・審判部署の褒賞は半期別で延べ2回実施して、優秀審査部での選定は審査局別に区分して、評価をしながら、審査担当官室別審査の処理量と審査評価結果で明らかになった審査の品質を総合して、審査評価担当官室で優秀審査担当官室を選定して、優秀審判部での選定は審判部別審判処理量と品質などを評価して、選定している。2003年には半期別最優秀5部署、優秀5部署、奨励5部署で年間30部署に対し褒賞を実施した。

優秀審査・審判部署の褒賞は部署内では共同の目標を提示して団結と和合が形成されて、部署間には善意の競争が誘発されることによって審査の品質向上と迅速な審査処理の目標を同時に達成するのに寄与している。

## 2. 優秀審査事例褒賞

審査評価担当官室農業事務官 李キュアン

優秀審査事例褒賞は審査官が特許・実用新案・意匠・商標出願の審査過程で関連法規や規定を遵守することはもちろん、より良質のサービスを提供した優秀な審査事例を選抜して、該当審査官に褒賞をする制度だ。

優秀審査事例褒賞は半期別で延べ2回実施して審査局別に優秀審査事例を推薦受けて、各審査局別に優秀審査事例選定委員会を構成して、特許要件判断、通知書記載、先行技術調査などの項目に対し評価をして、最優秀・優秀・模範事例を選定して、2003年には最優秀8件、優秀17件、模範41件で合計66件の優秀審査事例に対し褒賞をした。

優秀審査事例の褒賞は審査官に審査の品質向上のための動機を誘発して士気を培ってくれて優秀な審査事例を通し、関連知識を拡散させて教育資料として活用するなど審査の品質を向上させることによって、究極的には国民に対し特許行政の満足度を高めるのに寄与している。

### 3. 公務員叙勲実績

企画管理観革新人事担当官室行政主事 チョン・ヒョンゴン

公務員に対する褒賞は国家観、使命感が透徹して誠実で創意的な姿勢で業務発展に寄与した公務員に授けることで、褒賞勲章別の種類を見れば、大きく勲章、褒章、大統領表彰、国務総理表彰、機関長表彰などに区分できる。褒賞は在職公務員だけでなく退職公務員に対しても授けられる。

2003年度の当庁の叙勲受賞者現況を見れば庁長表彰が234人、優秀・模範公務員褒賞が20人、退職者褒賞が6人、その他5人で合計265人が受賞した。

このように叙勲の目的は業務実績や態度などが優秀な職員の褒賞だけでなく他人の目に浮かばない中で黙々と誠実で創意的に仕事をしながら、功績をたてた有功者を積極的に発掘して、褒賞で疎外されることがないようにすることによって該当公務員たちの士気を 振興して自負心を鼓吹させて、窮極的に特許行政の発展を図るところにある。

<表Ⅱ-1-12>2003年度公務員叙勲実績

区分	庁長表彰	優秀公務員	模範公務員	退職者褒賞	その他	計
人数	234人	14人	6人	6人	5人	265人

## 第7節 審査評価制度の効果的運営

### 1. 審査評価制度運営

審査評価担当官室工業書記官 キム・ウンテ

#### イ. 目的

審査評価制度は審査評価規定(特許庁訓令第324号、2001. 3. 8)に基づき、特許・実用新案・商標・意匠登録出願に対する審査の質を向上させるために事前モニタリングを通し、不良審査を防止して改善事項を発掘して、伝播することによって審査官の審査の質を最高水準で向上させて、顧客に良質のサービスを提供するためだ。

#### ロ. 審査評価計画

半期別(6ヶ月)で特許・実用新案の場合、審査官1人当たり4件(登録決定2件、拒絶決定2件)をサンプリングして、審査評価をして、商標・意匠の場合、審査官1人当たり12件(登録決定8件、拒絶決定4件)をサンプリングして、審査評価を実施している。サンプリング方法は審査官が決定書を作成した後で出願人に発送される直前に電算で無作為抽出するのを原則としている。

## ハ. 審査評価結果

### 1) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合は396人の審査官を対象に1,236件の審査包袋に対し評価し、44件の指摘事項が発生して再検討するように通知した。商標・意匠の場合は75人の審査官を対象に832件の審査包袋に対し評価し、16件の指摘事項が発生して再検討するように通知した。

### 2) 下半期審査評価結果

特許・実用新案の場合は375人の審査官を対象に1,186件の審査包袋に対し評価し、58件の指摘事項が発生して再検討するように通知した。商標・意匠の場合は74人の審査官を対象に856件の審査包袋に対し評価し、14件の指摘事項が発生して再検討するように通知した。

## ニ. 審査評価結果活用

審査評価結果は審査官に直接通知することと同時に審査官の審査の質向上のために審査部署にフィードバック (feed back) させ人事評定および昇進時に反映するように誘導していて、審査優秀部署褒賞時に審査の質および量が優秀な部署を選定する時に、審査の質の評価基準として活用している。また、審査評価結果が不十分な事例に対しては定期的に事例集を発刊、配布していて研修院教育課程に反映して、審査官の教育資料として活用している。

## 2. 審査評価規定および指針改正

審査評価担当官室工業書記官 キム・ウンテ

### イ. 改正背景

特許法および審査指針書の改正事項を反映して審査評価手続きおよび規定を明確で簡潔にして、実用新案先登録出願の評価対象を明文化するなど審査評価運営上明らかになった不備点を改善するために2003. 5. 27審査評価規定および指針を全面改正した。

### ロ. 改正内容

#### 1) 審査評価規定

審査の瑕疵と不備の範疇を従来の2範疇(再検討、勧告)から3範疇(第1範疇、第2範疇、第3範疇)に細分化して、瑕疵と不備の類型を明確にしたし、従前は評価対象出願の標本抽出依頼を審査局の主務課長がするようになっているが、これを審査評価担当官がするようにしてその手続きを簡素化して、従前は実用新案先登録出願を審査評価対象にしているものの審査評価規定に規定されていなかったのをこれを明文化した。また、評価対象出願が電子出願の場合、従来は審査局で出力された紙文書に移管するようにしたがこれを省略して、評価関連手続きを簡素化した。

#### 2) 審査評価指針

評価項目に特許法などの改正事項を反映して評価項目を従来の17から15に縮小調整したし、審査瑕疵と不備類型を56類型に分類して、審査の瑕疵と不備の範囲

## 第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

および基準を明確にする一方、評価官が公正に評価するように誘導して、類型別の審査の瑕疵と不備コードを導入して、審査評価結果を容易に分析できるようにした。また、最後の拒絶理由制度など特許法および審査指針書上改正された内容を反映した。

### 3. 審査の質指数の科学的管理

審査評価担当官室機械事務官 キム・ジョングァン

#### イ. 意義

審査の質は審査に対する出願人の満足度、拒絶決定不服審判請求率、異議申請率など多様な変数と関連があつてどれ一つの変数だけでは全体審査の質を表すことは難しい。

審査の質指数はこのような審査の質を代弁するすべての変数を抽出してそれぞれの変数にその影響度により加重値を付与して計量化して、前年度対比の当該年度の上記計量化された審査の質の増減を一つの数値で表示して、審査の質の改善の可否を把握して、ひいては審査評価政策の樹立に活用しようと開発された。

#### ロ. 算出方法

審査の質指数分析のために使われる変数は①審査評価票の平均得点②アンケート調査結果③拒絶不服審判の取消還送率④異議申請の原決定翻意率⑤無効審判の引用率など合計5種類だ。



この中、主要変数は審査評価票の平均得点であり、審査の質の向上可否は審査評価担当官室で作成した審査評価票が最も客観的な資料となることができ、審査評価票で明らかになった全体審査官が獲得した点数を平均して、これに最も多い比重を置いて反映したのである。

## ハ. 分析結果

### 1) 2003年度審査の質指数分析

2003年度審査の質指数は2002年度対比6.01%増加したことが明らかになった。このような増加要因としては肯定的影響を代弁するアンケート調査結果が34.43%上昇して、否定的影響を代弁する拒絶決定不服審判の取消還送率と無効審判の引用率が各々14.09%、9.67%大きく減少したのに反して、

否定的影響を代弁する異議申請の原決定翻意率だけが22.06%増加したのによるものと分析される。

一方、審査評価票の平均得点が多少増加することになった要因は2003年度初めに経歴審査官の離職と新規審査官の増加があったが、

新規審査官が処理した件の場合、指導審査官との共同審査結果により、審査の適正性がある程度保障されたと見ら、特に2003年度の場合、評価対象絶対件数が少なかった2002年度(審査官1人当たり年1件)に比べて、意見書のない拒絶決定も評価対象に抽出されて、相当部分適合と評価された結果平均得点上昇に肯定的要因として作用することと判断される。

2) 審査変数別増減比率

〈表Ⅱ-1-13〉

(単位:%)

審査の質を表す変数		反映率(A)	増減率(B)	A*B
肯定的 変数	審査評価票の平均得点	40	1.51	0.60
	アンケート調査結果	15	34.43	5.16
否定的 変数	拒絶決定不服審判の取消還送率	15	14.09	2.11
	異議申請の原決定翻意率	15	22.06	-3.31
	無効審判の引用率	15	9.67	1.45
		計	6.01 %	

ニ. 今後補完および活用対策

1) 通知書記載内容の理解度向上

通知書記載内容が顧客が理解しやすく具体的に作成されるように持続的な管理が要望される。

2) 登録決定された件に対する審査評価の強化

登録決定された件に対する評価サンプリング件数を増加させて、登録決定された件に対する審査評価を強化する必要があるとあって、意見書なしで拒絶決定された件を評価対象から除外する。

**3) 技術分野別(IPC別) 審査評価の充実**

拒絶決定不服審判での取消還送率および無効審判での引用率が高い特定技術分野(IPC別)に対する審査評価を強化する必要がある。

**4) 審査の質向上のための環境造成およびシステム構築**

審査官1人当たり処理件数を適正化して審査チーム制を活性化して、研究する審査の雰囲気を作って、審査官の法律知識と技術知識などの専門知識を体系化して、審査官の業務力量充実する必要がある。

**5) 優秀審査担当官室褒賞基準の改善検討**

現行審査の量と質だけを各々50%ずつ反映した既存の褒賞基準を拒絶決定不服審判請求後の取消還送率および無効審判請求の引用率などが適切に反映される審査評価体制への転換が必要だ。

## 第2章 特許行政分野電子政府

### 第1節 未来型特許行政情報システム開発推進

#### 1. 次世代特許ネットKIP0netII構築推進

情報企画官室情報開発課電算事務官 シン・ヨンジュ

##### イ. 推進経過

特許法条約妥結など知識財産権規範の統一化議論にともなう急激な法・制度の変更に対応して、多様化・高級化傾向にある特許顧客のサービス期待水準を積極的に受け入れるために、特許庁は2002年4月から11月まで約8ヶ月の間、対内外専門家のコンサルティングを受けて、次世代特許ネット(KIP0net II)開発のための情報化戦略計画を樹立した。

樹立された同計画は10大重点推進課題および約50個余りの細部推進課題を軸に2003年から2005年まで3ヶ年にわたり、段階的に特許行政情報サービスの水準を一步進んだ水準で格上げさせる推進戦略などを含んでいる。

##### ロ. 2003年度推進事項

2003年度上半期には現在運営されている特許ネットシステム全般に対する統合分析作業を遂行した。同統合分析作業を通し、2002年に遂行された情報化推進戦略で発掘された推進課題の優先順位および推進日程を用意したし、特許文書標準の変更およびインターネット網/特許網統合など特許ネットシステムの核心要素

技術の変更に必要な諸般事項を綿密に検討して、今後の推進基盤を用意した。

また、特許顧客の要求事項中で至急に改善されなければならない部門を選別して、2003年度開発完了しなければならない課題として推進した。至急改善課題として2003年に推進完了された事項は下表のとおりだ。

〈表Ⅱ-2-1〉 2003年推進完了された開発事項(KIPOnetⅡ)

推進分野	推進内容
事前登録手続き	出願人コード付与申請および電子文書利用申告を単一申請可能なようにオンライン事前登録手続き簡素化 使用者人的情報などをホームページを通したオンライン変更支援
手数料 管理体系	過剰支払手数料オンライン返還体系構築 手数料受納詳細情報管理システム構築
電子出願 ソフトウェア	電子出願ソフトウェアの自動アップグレードおよび自動情報連係支援 メールを通した通知書受信支援 優先権証明書類の翻訳文の提出方式改善など
序列目録 提出方式	序列目録の提出方式を記載方式で貼付方式で改善 大容量序列目録提出手続き改善
使用者 コンピュータ環境	使用者PC性能改善にともなう事務処理システム改善
PCT	指定概念廃止および見解で作成制度変更にともなう関連プログラム改善
基盤資源 高性能化	サーバー統合を通した基盤資源の高性能化作業にともなう応用システム変更

## ハ. 今後の推進計画

2003年度に推進された特許ネットシステム全般に対する分析および設計作業を基礎に、2004年度には電子民願システムを中心に改善作業を推進する予定であり、2005年度には庁内事務処理システムを中心に改善作業を推進する予定だ。

## 2. 知能型検索システム開発推進

情報企画官室情報開発課機械事務官 キム・ムギョン

私たちの庁が遂行している業務中、本来の業務で核心的な業務として審査と審判業務がある。このような業務は電算化された審査・審判システムおよび検索システムを活用して業務処理をしているが、審査・審判処理物量の増大および加速化されている情報化により、迅速で正確な審査・審判業務支援のための未来指向的な知能型検索システムの開発必要性が提起された。

コンピュータによる自動検索および利用者中心の高効率検索機能提供など検索便宜性を極大化させた知能型検索システム開発は3ヶ年にわたり、段階的に推進計画を樹立して、'03年度に1次年度開発を完了して、知能型検索システムの基盤を確保した。

## イ. 知能型情報検索機能開発

論文・学術誌など非特許文献に対する検索を統合して、提供して、PMS(個人DBクライアント)プログラムと関係させる非特許文献統合検索システムを構築したし、商標検索部門では検索質疑語を自動で生成して、審査官が願う検索結果を類

似度別に区分して、提供する知能型類似商品検索システムを構築した。

#### ロ. 高効率インターフェース構築

意匠・商標検索結果を項目別にグループ化して、ユーザーの望む検索結果を速くに見られるように提供して、特に、意匠の紙屏風の審査環境を二台のLCDモニターを通して審査および検索できる環境に改善した二重モニター体系の電子屏風システムを構築して、意匠審査官の多くの呼応および関心を持つこともした。

#### ハ. 他システムとの関係強化

意匠・商標検索結果の引用対象項目および参証図面を通知書に自動で入力する機能を構築して、意匠審査図面内に審査意見をメモしてメモが作成された図面が通知書に自動で添付されるなど検索システムで検索された結果を審査事務処理システムとの関係を強化させて、審査処理の動線の短縮に寄与した。

今後2,3次年度には知能型検索核心要素技術の適用と最適化させる段階を経て、最小化された試行錯誤と完成度高いシステムになることができるように使用者および開発者は皆より一層努力するだろう。

### 3. 国際出願電子出願システム構築推進

情報企画官室情報開発課機械事務官 チェ・イルスン

過去‘04年1月からPCTによる国際出願をCD-Rに記録して、電子的に提出するサービスを開始した。これに伴い国内出願人は電子出願時に285,000ウォンに達する電子出願手数料の減免恩恵を受けている。また国際出願の全面オンライン出願支援、PCT事務処理ペーパーレス(paperless)化およびWIPOとのオンライン資料交換などを目標に過去‘03年から’04年まで2ヶ年の間PCTオンラインシステム開発を推進しており、‘05年オープンを目標にしている。

#### イ. 電子出願システム開発

国際出願書を含んだPCT関連40余種の民願書式をインターネットを通し、オンラインで提出できるように電子文書作成機をはじめとする電子出願ソフトウェアを開発中にある。

#### ロ. PCT事務処理ペーパーレス化

国際出願と関連した書類を電子的に生成、流通管理できるように準備しており、自動方式審査の範囲拡大、通知書オンライン発送などを具現するようになれば、包袋移送にともなう業務の非効率性および紛失の危険性などが除去されて、業務効率の向上が予想される。



#### ハ. WIPOとのオンライン資料交換

PCT関連文書をWIPOと書面交換を中心にするものの、一部文書に対しては電子媒体に記録して交換している。しかし、'05年にPCTオンラインシステムを運営して、発生する電子データをオンラインで送付する計画でまず特許庁で、電子的に保有している優先権証明書類は'04年9月からオンライン送付して順次種類を拡大するだろう。

また、WIPOで送付を受ける指定官庁書類を'05年からは書面や電子媒体の代わりにオンラインで受領できるようにWIPOと準備中であるので、オンラインで受領するようになれば迅速な受領が可能で、業務の効率性向上が期待される。

#### 4. 国際商標(マドリッド)登録審判事務処理システム構築

情報企画官室情報開発課行政事務官 李スンチョン

標章の国際登録に関するマドリッド議定書加入('03.1.10)を通じた国内企業の海外商標出願手続きの簡素化および国内商標制度の国際化を支援するために'02年度に特許ネットシステム中の出願、審査および新規登録業務にわたったプログラムを一次に開発して、マドリッド議定書支援システムを構築('02.12)した。

これで国際商標出願および審査業務開始('03.4.10)に支障がないように適期に支援して、国際商標変動登録および審判業務が'03年下半期に発生予定であることによってマドリッド議定書支援システム2次事業を通し、国際商標変動登録および審判業務に対する電算化構築を'03年末に完了することによって国際商標関連諸般業務の一貫性を確保して、統合されたシステム構築を完了した。

**イ. 国際商標関連変動登録業務分野**

変動登録書類受付、方式および登録原簿更新など国際商標関連変動登録業務を適期に支援するために登録関連特許ネットシステム変更作業を推進して、また、審査および審判システムとの関係を通し効率的な変動登録業務処理ができるように支援した。

**ロ. 国際商標関連審判業務分野**

審判請求書類受付、方式および実体審理など国際登録商標と関連した当事者系、決定系審判事件の国際および国内業務処理手続きを支援したし、登録権利者および原簿照会のための登録システムとの関係など諸般審判関連業務を効果的に支援した。

2次年度にわたったマドリッド議定書関連業務を支援するために出願、審査および新規登録業務に対する1次事業構築完了（'02.12）に続き変動登録および審判部門に対する2次事業構築を完了（'03.9）することで国際商標全部門にわたり、電算化が完了して、対民間サービスの品質向上および高効率の事務処理が可能なように支援することによって名実共に国際化・情報化時代に先んじる特許庁の国際的な地位向上および国家競争力確保に寄与した。

## 第2節 電子民願の高度化

情報企画官室情報開発課司書事務官 ク・ヨンフェ

### 1. 証明書類のオンライン申請/即時発給体制構築

’03年度以前には特許庁で発給する各種事実証明民願および包袋複写は訪問、郵便およびファックスなどにより、申請・発給した制度を’03. 1月から出願事実証明、優先権証明および審判請求事実証明などすべての事実証明民願(7種)および出願包袋、登録包袋、拒絶包袋などすべての包袋複写(8種)に対しオンライン申請とオンラインで発給されるようにシステムを開発した。

今後審判包袋(’84年以後分)もオンラインで発給されるようにする計画であり、審判包袋サービス開始と同時に民願人が特許権の権利変動確認を無料サービスで受けられるように関連法規および電算システムを改善する計画だ。

また、民願申請人の便宜増進のために諸証明および包袋複写を多量申請時毎度のような人的事項を繰り返し、入力するようにしたことを出願人コード、代理人コードまたは特許庁ホームページIDだけ入力すれば民願申請者の人的事項が自動入力されるように電算システムを改善する計画だ。

### 2. オンライン手数料納付機関拡大

特許庁では’99年からオンラインでも電子出願ができるようにしたが、特許手数料は民願人が出願後直接金融機関を訪れて納付しなければならなかった。このような不便を減らそうと特許手数料をインターネットで出せるオンラインシステムを開発’00. 10. 18日から農協インターネットバンキングを通し、納付できるよう

## 第2章 特許行政分野電子政府

にした。その後納付機関を農協から、新韓、ハンビット、平和銀行にサービスを拡大した。

‘03. 3. 3から財政情報システムを利用して、オンラインで納付できる金融機関をセマウル金庫、郵便局などを含んだ25の全都市銀行に拡大した。これは既存のオンライン納付時には特許庁で手数料を確認するのに2-3日の時間を必要としたが、納付即時リアルタイムで確認できるようになることによって再証明発給と特許行政処理にあつて時間を短縮するようになった。

今後財政情報システムを利用したインターネット指路およびインターネットバンキング納付制度のサービスを向上しようとしてオンライン納付後の領収書発給欄に納付者の人的事項だけでなく出願人および登録権利者の姓名も表記されるように財政経済部および金融決裁院と業務協議を終えたし、現在システム開発中にある。

特許手数料オンライン納付率を見れば’01年1,556億ウォン中202億ウォン(12.9%)、’02年1,426億ウォン中393億ウォン(27.6%)、’03年1,750億中559億ウォン(31.9%)と毎年増加している。

### 第3節 特許技術情報のDB拡大および品質管理

#### 1. 検索DBの持続的拡充

情報企画官室情報管理課電算事務官 マ・ジョンユン

##### イ. 概要

特許庁では国内・外特許情報に対する先行技術資料を迅速・正確に検索できるように1999年から産業財産権検索D/Bを構築して、運営していて、特許資料交換政策により21ヶ国、4ヶ機関から合計65種の特許情報を入手して、この中で米国、日本、EPO、WIPOなど主要特許先進国に対する特許情報を検索D/Bに持続的に搭載している。

2003. 12月現在検索D/Bに搭載された特許情報は約10,200万件に達して、毎年600万件程度の増加傾向を見せている。

また2003年にも意匠カタログに対する電子化事業を遂行して、その産出物を検索D/Bに搭載した。

第2章 特許行政分野電子政府

ロ. 検索D/B構築現況

<表Ⅱ-2-2>特・室検索D/B構築現況

(単位:千件)

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	' 47 ~	Text	1,630
	抄録	' 47 ~	Text	1,629
	公開イメージ	' 83 ~ ' 98.3	Image	786
	公開SGML	' 83 ~	SGML	1,038
	公告SGML	' 79 ~	SGML	713
	専門イメージ	' 47 ~ ' 98	Image	727
	KPA(韓国特許英文抄録)	' 79 ~	SGML	439
日本	書誌	' 75 ~ ' 98	Text	9,539
	特室公開公報	' 75 ~ ' 92	Image	10,080
		' 93 ~	SGML	4,061
	特許抄録	' 75 ~ ' 96	Image	5,394
	PAJ	' 76 ~	SGML	6,373
ヨーロッパ	IFD	' 74 ~	Text	34,309
	FPD	' 74 ~	SGML	4,408
	ESPACE-A	' 78 ~	SGML/Image	1,366
	ESPACE-B	' 78 ~		476
	ESPACE-W	' 78 ~		813
米国	特許公告明細書	' 75 ~	Image	2,993
	特許公告明細書	' 76 ~	Text	2,757
計				89,531

〈表Ⅱ-2-3〉意匠検索D/B構築現況

(単位:千件)

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	先出願	'60 ~	Text/Image	2,184
	先出願全文イメージ	'60 ~ '98	Image	187
	国内公報	'66 ~	Text/Image	2,889
	拒絶包袋全文イメージ	'92 ~ '98	〃	36
	カタログ	'80 ~	Text/Image	3,649
日本		'97 ~	〃	1,197
WIPO		'99 ~	〃	120
計				10,262

〈表Ⅱ-2-4〉商標検索D/B構築現況

(単位:千件)

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	'50 ~	Text	1,432
	見本イメージ	'50 ~	Image	1,199
	拒絶包袋全文イメージ	'89 ~ '98	Image	151
計				2,782

## 2. 特許文書電子化センター運営

情報企画官室情報管理課行政事務官 キム・ドンギ

### イ. 概要

特許文書電子化センターは特許庁にON-LINE出願ではない書面または郵便などによって提出される出願書、中間書類、審判書類、異議申請、登録書類などのすべての書類を電子化して、特許ネットシステムで活用できるようにするために2001. 1月特許庁ソウル事務所に設置した。

特許文書電子化センターは特許法令により、特許文書電子化機関と指定された(財)韓国特許情報院に委託運営していて、委託範囲は電子化対象書類の電子化の他にインターネット公報発刊に必要な書面またはFD資料の電子化および特許公報のCD-ROM製作・発刊配布、そして特許文書統合システム運営および関連S/W、H/W管理など電子化関連業務全般だ。

### ロ. 運営成果

2003年にはマドリッド議定書加入にともなう商標国際出願書を電子化するなど電子化対象書類が2002年の390種から469種に大きく増えたとし、電子化処理量も2002年407千件から420千件に3.2%増加して電子化処理期間は2002年平均4.2日から2.2日に短縮された。

特に2003年度から電子化業務の効率性を向上するためにこれまで特許庁で推進してきた大田受付分の書面出願書類に対するスキャニングおよび電子化業務を特



許文書電子化センターに移管して処理するようにすることで、電子化業務の一貫性を期して電子化書類の品質向上のために貼付書類までもカラスキャンニングが可能な電子化工程環境を構築することによって審査官の審査便宜を提供するようになった。

<表Ⅱ-2-5>特許文書電子化センター書面書類電子化実績

(単位:件)

計	出願書					中間書類				審判書類	異議申請	登録書類	国際商標	公報書類
	小計	特許	実用	意匠	商標	小計	補正	意見	その他					
420,104	41,904	6,523	7,918	6,303	21,160	203,596	23,570	32,036	147,990	17,358	7,076	140,893	103	9,174

### 3. データ管理センター運営

情報企画官室情報管理課電算事務官 マ・ジョンユン

#### イ. 推進経過

1999.1月から本格稼動した特許ネット システムが順次安定化されながら、特許庁データ政策の方向がデータの量的拡充からデータの正確性確保を通じた質的高度化に転換された。

特許庁は既存の庁内各部署で推進した電子化事業を一元化されたデータ管理組

## 第2章 特許行政分野電子政府

織を通し、一貫性あるように過去と現在のデータを生産、整備、分析して、書面書類の電子化過程で発生したデータ誤謬を治癒して今後発生するデータ誤謬を予防しようと2002.5月データ管理専担組織人『データ管理センター』を出帆させた。

### ロ. 運営成果

データ管理センターでは既開発されたデータ管理システムを適用して、2002.1～3月に模範運営をしたし、これを土台にデータ生成から分析までの工程、日程、人材別運営計画をテストして、実際の運営の試行錯誤を最小化した。同センターは特許情報専門機関である（財）韓国特許情報院に委託運営することによって特許情報専門機関を通したデータの品質向上はもちろんデータ事業に対する効率的な管理と予算節減部門にも寄与するようになった。

出帆初年度である2002年一年間はデータ管理センターでは46人の人材を投じて、データ生成工程で意匠カタログ、書面包袋など62千件の過去分書面資料を電子化したし、データ整備分野である検証工程では特許庁検索および特許ネットDBの誤謬、脱落データを85千件整備して、データ分析工程では過去および現在の誤謬データを相互比較、分析・治癒した後データ標準を確立することによって今後発生できるデータの誤謬類型を事前予防した。

また同センターではデータ生成、検証、分析業務と合わせて各工程をプロセス別に分析、調整して、効率的に管理することによってデータ品質のために努力した。

同センターでは文字商標の円滑な検索のために2003年から新規出願分に対しデータ生成工程に追加して、運営中だ。特許庁は今後にも『データ管理センター』

を通し、民願人はもちろん審査・審判官が業務に積極的に活用できる良質のデータを問題なく提供する計画だ。

〈表Ⅱ-2-6〉データ管理センター処理現況

(単位:件)

区分	生成					検証		データ分析	
	意匠 カタログ	完結 包袋	登録 MOD 変換	登録 MOD 索引	文字 商標	検索	特許ネット 比較	論理 誤謬分析	例外 処理
実績	339,918	59,916	587,619	48,000	139,820	108,720	184,173	227,000	4,591

#### 4. 韓国特許英文抄録発刊および普及

情報企画官室情報管理課電算事務官 ホン・ソンフン

##### イ. 概要

海外での国内特許技術を保護して、国家間の特許情報を交流して、国内の先行技術検索のための補助資料として韓国特許英文抄録(KPA)を作成・発刊している。KPAは特許公報に記述されている発明の要旨を迅速・正確に判断できるように平易な英文で簡潔に記載された英文要約書であり、書誌事項・要約文・代表図面で構成されている。

## 第2章 特許行政分野電子政府

書誌事項は公報発行時点の情報を基準に英文化されており、英文要約文は明細書全体を理解、要約して、解決しようとする目的が記載された“PURPOSE”部分と技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された“CONSTITUTION”部分に分けて、英文50～250単語範囲で作成される。

### ロ. 推進経過

英文抄録作成事業は1986年度に1979年から発刊された登録特許公告分を対象に英文抄録を作成して以来、英文抄録冊子を発刊してきたし、1997年には特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)で共通に使用するMIMOSAS/Wを通し、検索と照会が可能なC-D-ROM形態で英文抄録を発刊し始めた。

また、国内出願技術の保護を強化するために2000年度からは英文抄録作成対象を登録特許公告から公開特許公告にその範囲を拡大したし、2001年からは英文抄録(公開特許分)の作成方法を改善して、公開特許分の作成時に優先権主張出願件に対しPAJ(日本特許英文抄録)を活用・作成することによって予算を節減して、PCT出願件は作成対象から除外した。

## ハ. 推進実績

〈表Ⅱ-2-7〉韓国特許英文抄録作成現況

(単位:件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	計
公開特許	-	-	-	-	58,221	69,481	61,455	105,722	294,879
登録特許	59,676	5,500	6,500	11,200	22,822	72,144	9,704	6,328	193,874
小計	59,676	5,500	6,500	11,200	81,043	141,625	71,159	112,050	488,753

## ニ. 発刊および配布

海外での国内特許技術保護と国家間特許情報交換を目的に国内特許技術である韓国特許英文抄録(KPA)をCD-ROMで製作して、国内・外関連機関に無料で配付している。

国内の場合、産業財産権関連15機関と23地域の特許情報支援センターに配布していて、海外の場合には米国、日本を含んだ40ヶ国特許庁と3個の国際機関、その他6個の海外機関に配布していて、当庁の英文ホームページを通しても検索サービスを提供している。

<表Ⅱ-2-8>韓国特許英文抄録国内外配布現況

区分	海外特許庁	国際機関	その他海外機関	国内庁外機関
配付処	米国、英国、日本、 中国、フランス、 豪州、カナダ、 ニュージーランド、 スイス、 ドイツなど40ヶ国	EPO WIPO ARIPO (3国際機関)	APCTT(India) Derwent(UK) JAPIO JIII ユーラシア 中国特許研修院 (6ヶ海外機関)	国立中央図書館、 大統領府政策資料室、 韓国発明振興会、 国立中央科学院など(15ヶ) 地域特許情報支援センター (23ヶ)

## 第4節 特許ネット システムの安定的・効率的運営

### 1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画官室情報開発課行政事務官 朴ジンファン

特許ネット システムの運営を民間IT専門業者に委託したことは、専門民間業者の情報技術ノウハウを活用して、運営の効率性を図って、最新情報技術を適時に反映して、庁内・外使用者の要求に迅速に相応することによって業務処理の効率と顧客満足度向上を図ろうとすることにある。民間委託運営は1998年12月企画予算処方針により

公共機関としては最初に当庁が1999年1月に特許ネット開通と同時に始めた。委託方法は応用S/W部門とH/W部門で分離して委託をしていて、委託業者は応用S/Wは特許ネット開発業者である

LG-CNSがH/Wは供給業者である韓国HPが受け持っている。委託対象業務では特許ネット事務処理システム・検索システム・知識管理システム・電子文書システム・ホームページ・データ管理など43の応用システムの運営および維持補修とサーバー・DB・ネットワーク・電算センター・保安など基盤技術の運営などで大部分の特許ネット システム運営にまたがる。このために2003年度には約55億の予算と合計89人の専門担当者が投入された。詳しい内容は応用S/W部門とH/W部門で分けて、説明する。

## 第2章 特許行政分野電子政府

### イ. 応用S/W部門

1999年に委託業務を始める当時、特許庁応用ソフトウェアのシステム数は22であり、委託人材は55人だった。だがすべての特許行政業務の電算化のために毎年開発される応用システムを次期年度に運業者であるLG-CNSが委託受けて運営するようになることによって、委託するシステム数が増加するほかはなく、これによって2003年には43システムになったし、これを運営する人材もまた70人になった。

2002年には出願から登録、審判などすべての産業財産権民願の100%オンライン化が完成された。2003年にはオンライン諸証明請求/交付システム開通およびマドリッド議定書関連システムの構築完了と一緒に知能型検索システム1次年度開発事業が完了して、特許ネット システムが一層安定的に運営されている。特に、2003年には国際知識財産権の法・制度環境変化に能動的に対応して、多様で高級化された顧客の情報要求を積極的に受け入れることとともに、最新情報技術(標準)を適用して、システムの最適化・軽量化を達成するためのISP作業を遂行して、次世代特許ネット開発の基本計画を完成した。

### ロ. H/W部門

H/W部門は大きく電算機、ネットワークおよび電算センター運営を担当していて、特許ネット システムのH/W電算資源の安定的で効率的な運営で世界最高のサイバ一特許庁構築および電子政府完成に一助となっている。2003年H/W部門主要運営規模は電算機50台、ディスク23TB、ネットワーク装備279台でこれは政府機関では最大運営規模に値して、5台都市銀行のH/W運営規模と比較してもほとんど対等な水準といえる。



大規模H/W電算資源に対する去る5年余りの間の運営経験を土台にシステム管理手順書、システム運営手順書、障害処理手順書などを樹立、改正して実際のシステム管理業務に反映して、システム管理業務水準を持続的で積極的に改善・向上させることで、韓国品質認証センターで実施した2003年度当庁の「特許ネットシステムの開発、運営および付加サービス」に対して2度にわたったISO 9001事後管理審査で民間IT業者よりも飛び抜けたシステム管理業務水準を確保しているという評価を受けた。

## 2. 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

情報企画官室情報管理課電算事務官 キム・ヒョンス

1999.1月に特許ネットシステムが開通した以後、持続的にサービスが拡充されることによってシステムの量的な増加と使用者の多様な要求事項を充足してサービス品質を高級化するためにシステムの安全性と効率性を向上すると同時にシステム基盤環境の高度化を持続的に推進した。

2003年度の特許ネットシステムの稼働率は99.99%(目標値:99.90%以上)、オンライン稼働率は99.97%(目標値:99.50%以上)、オンライン3秒内の応答時間は98.41%(目標値:98%以上)として皆目標値を上回ったし、このような安定した運営はシステム容量管理、構成管理、変更管理、バックアップ管理、障害管理など日常業務だけでなく運営の効率性と性能向上のための次の業務を遂行することによって達成することができた。

最初に既存の老朽化されたサーバーを高性能サーバーに統合交替して既存サーバーを再配置して、稼働率を向上させる一方、サービス追加に備えて、サーバー

## 第2章 特許行政分野電子政府

の拡張性を確保して管理対象を縮小することによって業務の効率性を増進させ、新規バックアップ装置およびバックアップドライブを導入して、全体バックアップ時間を短縮した。

二つ目、バックアップソフトウェア、データベース管理システム、データベース性能ツール、試験自動化ツールなど商用ソフトウェアに対するアップグレードおよび新規開発システムに対する商用ミドルウェアの適用でシステム性能を向上させ、使用者の応答時間改善のために持続的にプログラム チューニングを遂行して、安定した応答時間を提供した。

三つ目、‘障害管理シナリオ’を修正・補完して、ハードウェア、ネットワークおよびソフトウェアの各種発生障害に対する類型別対処方を効率的に作成・運営することによって障害発生時に迅速な復旧を可能にした。

四つ目、ネットワーク管理ツール(スニーポ)を導入して、ネットワークの性能および品質を向上させ、IP管理ツール(IPスキャン)を通じたIP管理の自動化を実現した。

### 3. 電算設備増設および商用S/Wの持続的なアップグレード

情報企画官室情報管理課情報管理課 ノ・ソクヒョン

’99年特許ネット開通以後、システム安定化を持続的に追求してきたが、産業財産権の出願件数が急増するのにもない審査業務が増加しただけでなく統合検索システム拡充などで電算資源不足現象が発生した。また特許ネットⅡの基盤構造全体の3Tier構造導入に合わせて、既存個別サーバー別Web、応用、DB環境で特許ネット全体の3TierのためのDBサーバー(’02年度文書統合サーバー)、応用サーバー(’03年度統合サーバー)、Webサーバー(’04年度、’05年度推進予定)の段階別推進に合わせてH/Wと商用S/Wの導入を推進して、サーバー1台、サーバー性能改善25台、ディスク12.5TBおよび商用S/W32種(既存分増設含む)等の装備を導入した。

特に、特許庁の最も重要なサーバー(出願行政サーバー、登録サーバー)を1台の大型サーバーに統合することによって48%程度のサーバー応答時間の短縮を得たし、夜間配置作業の場合33%(3時間45分→2時間32分)の時間短縮効果を得た。

### 4. 特許ネットシステム利用者支援チーム運営

情報企画官室情報管理課電算事務官 ハン・サンヨン

産業財産権の出願から審査、登録、審判に達する産業財産権業務全般にわたり、第一次産業財産権行政情報化7ヶ年計画[1992～1998]と、第2次特許行政情報化3ヶ年事業[1999～2001]により開発された1999年「特許ネットシステム」および2000年「新特実検索システム」を成功的に開通した以後、特許庁ではシステムの安定化、高度化のために、先行技術検索をオンラインで支援する統合検索システム、

## 第2章 特許行政分野電子政府

行政業務のPaperless電算化のための電子決裁システム、知識情報の活用のための知識管理システム、サイバー民願窓口としてのサイバー統合民願システムなど特許ネット システム拡充事業に心血を注いできた。

特許ネットシステムを直接利用する使用者は庁内1,200人余り、庁外38,000人余り(電子文書利用申告者基準)であり、将来に使用する潜在的な使用者は60万人余り(出願人コード申請者基準)に至っている。このように急増する庁内・外使用者が特許ネット システムを使用しながら直面する不便および問い合わせ事項、障害状況などの様々な問題点を速かに支援して、特許ネット システムの機能改善関連要求事項などを体系的に収斂、反映するために特許庁では1999.1月から使用者支援チームを運営してきた。

使用者支援チームは庁内・外使用者の不便および要求事項を電話で受け付けて、処理する『特許顧客コールセンター』とPC、プリンタなど庁内使用者の電算資源を管理してH/W、S/W環境設定と障害状況に対して現場訪問を通し、支援する『現場支援チーム』で形成されている。この中で特許顧客コールセンターは民願相談と、特許ネット支援に分けて運営して、2003年365,962件の相談を処理したし、現場支援チームは24,918件を支援した。

使用者支援チームは使用者が特許ネット システムを便利に利用できるように使用者の目の高さで常に迅速なサービスを提供したし、また処理結果に対し満足度を調べて、問い合わせおよび答弁事項に対しD/Bを構築する一方、使用者要求事項、障害類型などを体系的に分析してみて質高い顧客サービスを提供するために努力している。

## 5. 特許ネット サービス水準の向上

情報企画官室情報開発課行政事務官 朴ジンファン

当庁は1999年1月特許ネット システムを全面開通して以来、特許ネット使用者の多様な要求事項を迅速に反映して、特許ネットを使用した特許行政業務の迅速性、正確性および便宜性を持続的に改善するなど特許ネット サービス水準を向上させるための多くの努力を傾けている。特に、2001年11月「特許ネット システムの開発・運営および付加サービス」に対するISO 9001認証獲得を契機に2002年から延べ2回定期的な特許ネット顧客満足度を調べて、特許ネット使用者の満足程度と要求事項を把握してこれを特許ネット改善に反映する主要指標で活用している。

特許ネット顧客満足度調査は大きく特許ネット全般に関する部門と個別システムに関する部門で調査を実施している。特許ネット全般に対する顧客満足度は2002年77%から2003年86%に大幅上昇したし、出願・審査・登録・審判など個別システムに対する顧客満足度も2002年89%から2003年92%に上昇した。

特許ネット システムに対する顧客満足度が持続的に上昇しているのを見れば、特許ネット運営サービス水準がある程度定着段階に入ったと見られ、今までの特許ネット運営ノウハウを土台に使用者の意見を積極的に反映するなどシステム改善も安定化段階に進出した結果と評価できる。

## 6. 特許ネット情報保護体系整備

情報企画官室情報管理課電算事務官 キム・ヒョンス

特許庁はe-特許行政体制構築および電算化された特許情報急増により特許庁電算体系全般に対する情報保護体系を整備した。

最初に国家情報院にシステム保安点検を要請して、9の改善課題、1,449の保安弱点を導き出し、解決したし、情報保護振興院主体の情報保護コンサルティングを遂行するなど外部専門機関の保安診断を強化した。

二つ目、情報保護資料と新種ウイルス出現予報を知らせるオンライン上の掲示板を新設して、職員に対する情報保護マインドを向上したし、アウトソーシング業者のストライキおよび災難に備えて、周期的な訓練を実施するなど内部運営力量を強化した。

三つ目、最新技術および管理方法を適用した体系化された情報保護政策、指針、手続きを樹立したし、年度別に段階的な情報保護体系改善計画を用意して、一貫性がある段階的な中長期情報保護体系のビジョンを提示した。

## 7. 知識管理システム運営活性化

情報企画官室情報開発課行政事務官 朴ジンファン

全庁的な知識経営推進活動の一環として去る2001年9月に知識管理システムが導入された以後、'02年の適応期を経て'03年には完全に定着する様相を表している。

すなわち、個人の知識を組織の知識に還元するための誘引策として、知識活動成果褒賞金支給を通じたインセンティブ提供および制度改善作業が着実に進行された。

'03年一年合計4回にわたり、合計230人余りの知識活動優秀者に対する褒賞が形成されたし、『知識管理および補償に関する指針』の改正('03. 3月)を通じて、知識マイレージ付与対象を拡大して、マイレージ運営体系を新しく整備した。

現在知識管理システムに登録された知識は合計6,220件(月平均60余件登録)、知識登録、評価、質問および答弁、照会など各種知識活動は194,000件(月平均6,928件)に達するなど高い実績を記録していて、これは果敢なインセンティブ提供と共に予算および制度の適切な後押しが表わした結果といえる。

知識管理システムの活発な運営は知識活動の活性化と軌道を共にして、特許庁内の知識重視の組織文化および知識共有体系を構築する成果まで続いた。

すなわち、庁内の効率的なコミュニケーションチャンネルが用意されて、水曜アカデミー、新技術動向調査会、特許実務研究会など多様な学習組織の活動がよ

## 第2章 特許行政分野電子政府

り一層内実を固めるようになって、研究結果物に対する対民間サービスの質も大幅に向上する成果を上げている。

また知識管理システム導入趣旨に似合うように民間部門に対する知識普及も活発に、推進された。

KMS登録知識中で対外公開が困難な一部知識を除いては良質の特許知識を特許庁ホームページ政策資料室コーナーを通し、一般国民に提供することによって、一般国民の知識財産権マインド向上に寄与している。

このような各分野の成果を土台に知識管理システムのより前向きな姿に対する議論が着実に形成されている。

現在特許ネットⅡ構築事業の一環で電子文書システム、ホームページ、知識管理システムおよびその他行政情報システムなどが統合・関連した名実共に知識ポータルシステム構築を目標に知識基盤の業務環境造成作業を進行中であって、2005年中に結実を結ぶようになることを展望している。



## 第5節 電子出願制度の定着

### 1. 権利別・提出人別電子出願現況

情報企画官室情報企画課行政事務官 李テジン

特許庁は21世紀知識情報化社会に備えるために電子出願および事務処理システムである‘特許ネット’システムを開発して’99年1月から運営している。民願人は特許ネットシステムを通し、特許庁を直接訪問しないで、茶の間でEメールを送るように特許出願書など産業財産権に関するすべての書類をオンラインで提出できるようになった。

電子出願率は特許ネットを開通した新年である’99年には74%だったが、その後毎年増加して’03年には86.5%を達成するなど電子出願が短期間に成功的に定着した。

権利別電子出願率現況を調べれば、特許94.7%、実用新案80.9%、意匠83.4%、商標80.7%で特許が他分野に比べて高い水準だ。これは特許出願が他分野に比べて、個人出願が少なく、代理人を通じた出願が多いためだ。また、提出人別電子出願率現況を見れば代理人出願の場合98.8%、直接出願する個人は30.4%、法人は48.7%が電子出願をした。

一方、電子出願率が毎年増加しているがその増加幅は毎年鈍化している。これは代理人出願の電子出願率が100%に近接して、その増加がほとんどないし、代理人がない直接出願は電子出願が低くその増加率が低調なためと分析される。

特許庁は訪問出願人の電子出願を助けるために’03年から大田（テジョン）とソウルの民願室に電子出願専用PCと電子出願ヘルパーを配置した「電子出願支援室」

第2章 特許行政分野電子政府

を設置・運営している。合わせて電子出願利用の不便を改善するために事前登録手続きの簡素化、電子出願S/Wの機能改善など持続的に民願人の電子出願便宜性を高めて行くために努力している。

<表Ⅱ-2-9>年度別電子出願率

	'99	'00	'01	'02	'03
電子出願率(%)	74	79.4	81.4	83.6	86.5

<表Ⅱ-2-10> 2003年権利別電子出願現況

区分	特許	実用新案	意匠	商標	計
電子出願	112,324	33,011	31,360	87,916	264,611
	94.7	80.9	83.4	80.7	86.5
書面出願	6,328	7,814	6,247	21,001	41,390
	5.3	19.1	16.6	19.3	13.5
計	118,652	40,825	37,607	108,917	306,001
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

<表Ⅱ-2-11> 2003年提出人別電子出願率現況

	代理人を 通した電子出願	直接出願	
		個人	法人
電子出願率(%)	98.8	30.4	48.7

## 2. 多様な利用者支援制度運営および広報強化

情報企画官室情報企画担当官室行政事務官 李テジン

特許庁は電子出願の底辺拡大のために多様な電子出願支援制度を運営している。

まず、特許ネットを通し電子出願する場合手数料を減免している。書面出願時には基本料の他に明細書・図面・要約書1面ごとに1,000ウォンの加算料を納付しなければならないが電子出願の場合には面当たりの加算料を出さなくてもよい。例をあげれば、出願人が100面分量の特許を電子出願する場合書面出願に比べて、約100,000ウォンの費用の節減を受けられる。

二つ目、電子出願ソフトウェア無料配布および無料教育を実施している。電子出願教育に対する需要増加に相応して電子出願を活性化するために特許庁ホームページを通し、電子出願ソフトウェアおよび使用説明書を無料で配布していて、地域知識財産センターおよび発明振興会などを通して、無料で電子出願教育を実施している。’03年発明振興会を通し、ソウル、大田（テジョン）、釜山（プサン）、光州（クァンジュ）などで合計20回にわたり、865人を対象に電子出願および特許情報検索に関する教育を実施した。また、地域知識財産センターを通し、地方に居住する民願人を対象に電子出願、特許情報検索など各種説明会を開催した。

三つ目、書面出願のために訪問した民願人の電子出願を助けるためにソウルと大田（テジョン）の総合民願室に電子出願支援室を設置・運営した。電子出願支援室では電子出願時必要な事前登録手続き案内、電子出願S/Wを利用した書式作成、作成された文書のオンライン伝送補助、電子出願隘路事項および問題点相談など民願人の電子出願便宜性を向上するために多様な努力を傾注している。またこれを制度化するために電子出願支援室運営規定も制定した。

## 第2章 特許行政分野電子政府

一方、特許行政の顧客に電子出願システムの優秀性、迅速な民願処理など電子出願の長所、電子出願時の手数料減免にともなう費用節減などを広報するために電話広報(200人余り)、郵便広報(2,500人余り)、CRMを利用したEメール広報(20万名)、電子出願ガイドリーフレット配布(3,000部)、電子出願教材およびCDなどを配布した。

これと共に特許庁は顧客の電子出願に対する認識を向上して、誰でも簡単に電子出願を利用できるようにその底辺拡大のために今後も積極的に努力するだろう。

### 3. 電子出願100万号記念

情報企画官室情報管理課電算事務官 ノ・ソクヒョン

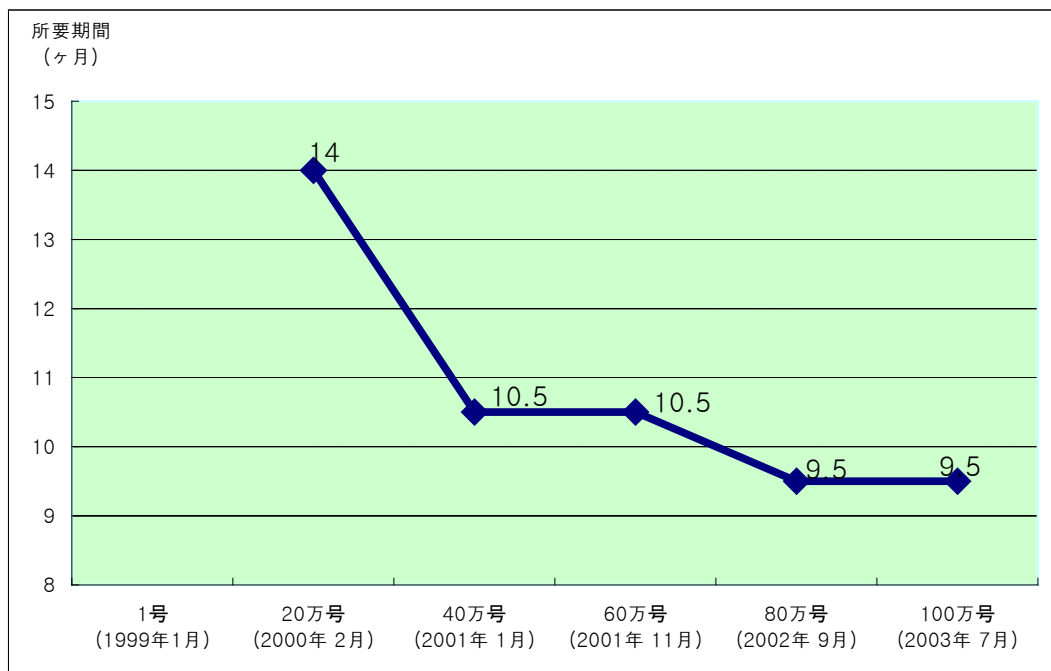
1999年1月2日三星電子の“半導体装置およびその製造方法”で世界最初でインターネット基盤の電子出願時代を開いた特許庁が4年6ヶ月ぶりに電子出願100万号時代を迎えた。毎20万号別の達成期間を調べれば、最初の電子出願以後14ヶ月の2000年2月に20万号が達成されたし、40万号と60万号は各々10.5ヶ月、80万号と100万号は各々9.5ヶ月であり、達成期間が順次短縮されている。

このように電子出願率が急激な増加傾向を見せることは、私たちの国民のインターネット使用率および‘98年のソウルから大田(テジョン)への移転に備えた特許ネットシステムの開発および持続的な電子出願システムの改善、使用者教育および電子出願振興のための特許庁の各種努力の産物でもある。

これと共に4年6ヶ月という短い期間に100万番目の電子出願が達成されたことは大韓民国ITインフラの優秀性、私たちの国民のインターネット活用能力の優秀性、特許電子出願システムの優秀性が互いに交わった結果で、我が国が情報化水準が世界最高水準の国家であり、世界の知財権情報化分野で先頭走者であることをよく立証させてくれたという点にその意味が非常に大きいだろう。

一方100万番目の電子出願の光栄は“傾けるセンサーを利用した3次元イメージ眺望機能を持つハンドヘルド(hand held)装置およびこれを利用した3次元イメージディスプレイシステム”を特許出願した(株)ドゥモーション(代表理事ホ・ウン)であった。

〈図Ⅱ-2-1〉 20万号別電子出願達成期間



## 第6節 対外機関評価参与で特許ネット優秀性広報

### 1. 中央行政機関情報化水準評価最優秀行政機関選定

情報企画官室情報企画課行政事務官 李テジン

特許庁は国務総理傘下情報化推進委員会が43ヶ中央行政機関を対象にした2003年情報化水準評価でA等級と評価された。

13人の民間専門家で構成された情報化評価委員会で情報化基盤力量、知識情報資源力量、組織革新力量、組織構成員力量、対国民サービス力量など5領域にわたり評価した結果、特許庁、情報通信部、農林部、環境部、関税庁など10機関がA等級(80点以上)を受けたし、この中で特許庁は総合評価結果87.53点を記録して、中央部署中で2位に該当する評価を受けた。

細部評価内訳を調べれば、5種類評価領域中情報化基盤力量(情報化ビジョン・戦略、情報保護・保安、情報システム運営)と組織構成員力量(一般組織構成員、管理者層、情報化専門担当者)は各々95.75点と93.46点を受けて、すべての部処中で最高点数を受けた。

また、同評価結果総評によれば特許庁の情報化水準は政府部署内で最高水準を維持していて、特に機関情報化計画、次世代情報化システムなどの未来情報化計画などが断然引き立って見えて、組織構成員力量でも最高水準であるが、これは庁内に自生的に根をおろしている非公式集団の集いの旺盛な活動に起因したことで認められている。

特許庁は毎年情報化水準評価で最上位にランクされることによって我が国の電子政府のBest Practiceとして評価を受けているということをもう一度見せた。

ただし、行政自治部が評価した対国民サービス力量(ホームページ評価)部分で一部補完事項が指摘されて‘04年度にはこれを反映するためにホームページの全面改編を推進する予定だ。

## 2. 国家情報院主管情報保護最優秀行政機関選定

情報企画官室情報管理課電算事務官 キム・ヒョンス

特許庁は1999年に世界最初であるインターネット基盤の『特許ネットシステム』を開通した後、急激に変化する国内・外情報保安条件に効率的に対処するために各種侵入遮断システム、侵入探知システムなど特許ネットシステム保安装備を適期に拡充して、

知能化および高度化される外部ハッキングなどによる情報保安阻害要因から特許ネットシステムを完全に保護できるように情報保護施設を構築・運営したし、米-イラク戦の発生にともなうサイバーテロおよび1.25インターネット大乱、7.6世界ハッカー大会などに対してハッカー防止対策班の構成、保安システム モニタリング、自らの非常監視および即時通知体系を構築して運営するなどハッキングに備えた細部的な対応策を用意して、施行することによって外部ハッキングによる被害を完全に予防する効果を上げた。

また大規模特許ネットシステム電算資源を運営している委託運営業者のストライキなどにもなうシステム運営中断を防止するために特許庁職員の実際の運営

## 第2章 特許行政分野電子政府

能力の培養訓練を実施したし、委託運営管理に対する諸般補完策を用意して、施行するなど非常時に特許ネットシステムを安定的に運営できる基盤を用意した。

その他にも遠隔地災難復旧システム構築推進および特許庁の情報保護水準向上のための中・長期総合改善方案の樹立および施行など政府の情報保護体系基盤を高度化するのに大きく寄与して、03年国家情報院情報通信保安部門『国家安全保障牌』を受賞した。



## 第3章 知識財産権の徹底した保護

### 第1節 知識財産権保護のための広報および教育強化

発明政策局産業財産保護課行政書記官 キム・ドンウク

#### 1. 大型電光掲示板を利用した広告推進および広報物配布

##### イ. 都心地域大型電光掲示板を利用した広告推進

偽造商品流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為として健全な商取引秩序に混乱を招き、国内固有ブランド開発を阻害して国際的通商摩擦を引き起こし、国家経済発展の障害物になる。

このような点を広く認識させるために、多数の偽造商品が見られる都心繁華街に大型電光掲示板を設置して、偽造商品追放に対する広報を効率化した。

これと共に偽造商品追放のための対国民への啓導・広報のために、国政広報処と協議して、毎月1回ずつ全国主要都市に設置された118個の大型電光掲示板を活用して、同時文字表出方式による偽造商品追放のための啓導・広報をした。

##### ロ. 『主に盗用される国内・外商標集』および各種広報物発刊・配布

偽造商品取り締まりと関連して、検察と警察そして地方自治体の不正競争防止担当公務員が取り締まり業務をより効率的に遂行できるように取り締まり実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度などを考慮して主に盗用される国内商標11、外国商標73など合計84個の商標を選定した後『主に盗用される国内・外

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

商標集』1,500部を発刊して、地方自治体、検察、警察および関税庁など関連機関に配布した。

登録原簿を毎度確認しなくても、広く知られて主に盗用される指定商品類を中心に商標登録原簿上の権利関係と登録商標などがわかり、収録した「主に盗用される国内・外商標集」という偽造商品広報と取り締まり業務および検・警の事件処理などに参考資料として広く活用するようにした。

また英文広報冊子“Anti-counterfeiting Activities in Korea”を発刊して、駐韓EU商工会議所、大使館などに発刊・配布して、外国に対する私たちの偽造商品根絶努力も積極的に広報した。また、偽造商品を追放して健全な商取引秩序を確立するための“偽造商品を追放しましょう”等の啓導・広報ビラ7,000部を製作して、一般人と商人たちに配布した。

## 2. 放送・新聞を通じた対国民広報強化

知識財産権の保護に対する対国民の認識を高めるために大衆影響力が大きいTV、日刊新聞などを積極的に活用して、広報活動を強化した。特に、日刊新聞に偽造商品の流通実態を報道して、偽造商品追放に対する国民の呼応を呼び起こせるようにした。今後は各種媒体に対する寄稿だけでなく主要放送行事と連係して、多様な広報活動をする計画であり、インターネット広告も実施する予定だ。

## 第2節 偽造商品流通根絶のための取り締まり活動強化

発明政策局産業財産保護課行政事務官 チェ・ビョンヨン

### 1. 全国的な偽造商品流通実態調査および取り締まり強化

偽造商品取り締まり活動は『不正競争防止および営業秘密保護に関する法律』により、特許庁と地方自治体を取り締まり班を組み合わせて、定期・特別取り締まり活動を実施して、必要により検・警と合同取り締まりを実施している。

一方、地方自治体別に市・郡・区合同取り締まり班を編成・運営することによって地方自治体の取り締まり公務員の公正で積極的な取り締まり活動を誘導して、取り締まり業務の効率性を向上した。

特許庁は2003年の一年間に検・警、地方自治体と定期および合同取り締まりを合計38回実施して、549件を摘発し、その中332件を立件して217件は是正勧告措置をした。

<表Ⅱ-3-1>偽造商品取り締まりおよび措置内訳

(単位:件、点)

区分		2001	2002	2003
摘発	立件	146	409	332
	是正勧告	645	534	217
	計	791	943	549
物量		33,274	22,133	10,160

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

摘発された主要商標の大部分(1~10位)が外国の有名商標であり、品目別には装身具類、衣類、カバンが大部分だった。

〈表Ⅱ-3-2〉主要品目別取り締まり実績

(単位:点)

区分	2001	2002	2003
衣類	24,464	8,817	2,596
カバン・財布類	1,713	4,147	1,790
履き物類	327	1,170	402
装身具類	4,978	5,600	4,219
その他	1,792	2,399	1,153
計	33,274	22,133	10,160

※ 2003年摘発された合計75商標中国外商標70、国内商標5である

## 2. 偽造商品申告センター運営

偽造商品流通根絶のために取り締まり活動と共に産業財産保護課内に“偽造商品申告センター”を設置して担当者を指定して、申告された偽造商品流通関連事項は管轄の検・警に移行したり必要時には合同取り締まりを実施するなど迅速に措置していて、同センターは全国広域市・道および市・郡・区でも設置運営している。

また偽造商品申告者の便宜のために、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))とサイバー知識財産保護センター([www.kipo.go.kr/ippc/](http://www.kipo.go.kr/ippc/))にサイバー偽造商品申告センターを設置して、電話や書面はもちろんインターネットを通じた申告も可能になるようにしたし、地方自治体でも同じ方法により申告を受けている。

### 3. 偽造商品流通実態にともなう取り締まり強化地域運営

偽造商品の流通実態により梨泰院（イテウォン）、南大門市場など偽造商品流通量が多い‘重点取り締まり地域’（Red Zone）と、相対的に流通量が少ない‘主要観察地域’（Yellow Zone）に分けて、取り締まり活動をすることによって取り締まり業務を効率化した。

重点取り締まり地域に対しては特許庁、検・警および地方自治体の合同取り締まりおよび啓導活動を集中的に繰り広げるなど地域実情に合う取り締まり活動を実施して、偽造商品流通根絶に持続的な努力を傾けた。

### 4. 地方自治体不正競争防止業務推進支援

地方自治体の偽造商品防止担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取り締まり能力を向上するために定期地域巡回教育と特許研修部の専門教育を実施する一方、偽造商品取り締まり要領の冊子と広報ビラなどを発刊して、警察、地方自治体に提供した。

#### <偽造商品識別要領など支援資料>

- ‘主に盗用される国内・外商標集’
- ‘偽造商標追放広報ビラ’
- ‘不正競争防止業務教育教材’

このような持続的な努力で一部地方自治団体は独立的に取り締まり活動が可能な水準に到達するなど、地方自治体の偽造商品取り締まり力量が大きく向上した

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

し、今後もすべての地方自治体が自発的で独立的な取り締まり活動を推進できるように不正競争防止業務を積極的に支援していく計画だ。

<表Ⅱ-3-3>偽造商品取り締まり公務員教育実績

(単位:回、名)

区分	2001	2002	2003
教育回数	22	22	17
教育人数	443	367	401

### 第3節 特許法律救助事業の推進

発明政策局産業財産保護課行政事務官 チョン・トクベ

#### 1. 特許法律救助事業の概要

中小企業、農・漁民、生活保護対象者など経済的弱者が産業財産権を侵害された場合に法律相談、審判または訴訟代理など権利救済をすることで権利行使の公平性を図る一方、これら経済的弱者の特許法律救助を通して発明意欲を鼓吹し、知識財産創出に寄与するための制度として2001年に初めて事業を始めた。

#### 2. 特許法律救助事業運営細則改正および運営強化

特許庁は特許法律救助事業をより体系的で安定的に運営するために2001.4月に「特許法律救助事業運営細則」を制定・施行した後、初めは予算の範囲内で事業施行機関に対しての印紙税など官庁への納品料と交通費など最小所要経費だけ支給したことから支援金額を順次増やし、2002.9月「特許法律救助事業運営細則」改正を通し、審判200万ウォン、訴訟1,000万ウォンまで支援可能になるようにした。

特に申請事件に対する権利救済の必要性、申請人の経済的事情、公益的波及効果などを総合考慮して、特許法律救助審査委員会の審議を経て、このような限度を超過して、全額支援も可能なようにすることによって実質的に支援されるようにした。

合わせて事業申請窓口を大韓弁理士会外に80ヶ所の無料特許法律相談所まで大

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

幅拡大して、事業申請時に従来は産業財産権紛争調停委員会を必ず経るようになっていたが、これを任意手続き化して、審査手続きを簡素化したりもした。

#### 3. 特許法律救助事業広報強化および支援実績

特許庁は事業施行機関である大韓弁理士会はもちろん中小企業振興公団、地方商工会議所、業種別協会などに持続的な広報を通して、より多い人々が法律救助を受けられるようにする一方、韓国経済新聞、毎日経済新聞など主要経済紙1面下段に特許法律救助事業を簡単に理解できるように新聞広告をしたし、地下鉄広告を通しより多い一般大衆が利用できるように広報を強化した。

その結果、2002年9ヶ事件に1,500万ウォンを支援したし、2003年にも9ヶ事件に1,900万ウォンを支援した。特許庁は今後も社会・経済的弱者に対する実質的支援されるように同事業に対する支援を強化していく方針だ。



## 第4節 産業財産権紛争調停制度運営充実

発明政策局産業財産保護課行政事務官 キム・ギョンオク

### 1. 制度概要

産業財産権侵害による紛争が発生した場合大部分の紛争当事者は弁理士・弁護士を通し、法院または特許審判院に訴訟や審判を提起して、紛争を解決している。

しかしこのような紛争解決手続きは莫大な訴訟費用と長い間の所要で当事者の権利行使に多くの支障を招くようになる。特に資金力が弱くて産業財産権に対する専門知識が不足した中小企業や個人発明家にはより大きい負担になるほかはない。

特許庁ではこのような問題を解消するために1995年から発明振興法第29条を根拠に産業財産権に関する紛争を迅速で経済的に解決できる紛争調停機構として「産業財産権紛争調停委員会」を設置・運営している。

紛争調停委員会は特許庁所属の公務員、判・検事、弁護士または弁理士など産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成されており、同委員会が扱う紛争調停の対象は①産業財産権の侵害によって発生した紛争②産業財産権の譲渡または実施に関連した紛争③職務発明補償に関連した紛争④その他産業財産権に関連した紛争件などだ。

紛争調停申請の結果、合意が形成されて、調停調書が作成されれば紛争当事者と調停委員が捺印することによって紛争調停の効力が発生するようになるので、

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

これは紛争当事者間に「民法上和解契約」が成立したと見なされる。

## 2. 運営実績

紛争調停制度が施行された1995年から2003年まで合計69件の紛争調停申請が受け取られて、この中19件は紛争当事者間の円満な調整を通し、紛争を解決するように誘導した。

特に社会的に問題になった白血病治療剤“グリペグ”の強制実施権に関する仲裁事件は2002年産業財産権紛争調停委員会2回、2003年にも1回開催するなど十分な議論結果棄却決定を下した。

〈表Ⅱ-3-4〉産業財産権紛争調停現況

(単位:件)

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	計
調停申請	4	2	13	15	7	5	3	15	5	69
調停成立	2	-	7	4	3	-	-	2	1	19
調停不成立	2	2	6	11	4	5	3	13	4	50

### 3. 紛争調停制度の対国民広報強化

紛争調停制度がより活性化されるためには、より多くの人々が同制度の趣旨と長所を理解して積極的に活用できるように効果的な広報が必要だ。

特許庁では同制度をよりやさしく理解できるようにして産業財産権紛争関連の当事者なども参考資料として活用できるようにするために、これまで処理された紛争調停の事例などを整理した案内冊子と広報パンフレットなどの冊子を発刊して、特許庁民願案内室、特許情報支援センターなどの関連機関に配布して、産業財産権紛争関係者だけでなく産業財産権利用者などが広く活用できるようにした。

また中小企業を対象にした全国巡回知識財産権説明会も開催して、同制度を紹介して案内冊子を配布するなど積極的な広報をした。

また特許庁ホームページだけでなく中小企業振興公団、地方商工会議所および業種別協会など関連機関のホームページにも制度内容を案内するように要請したし、ソウル・釜山地下鉄および8つの日刊紙を通して広告を出すなど持続的な広報活動を展開した。

今後も産業財産権紛争調停制度に対して国民が簡単に接近できるように地下鉄、日刊紙、インターネット上のホームページなどを利用して、積極的に広報する計画だ。

### 4. 紛争調停制度改善

紛争調停制度に対する一般国民と関連業界に対する広報とともに、より効率的な運営を通して紛争当事者が積極的に活用できるように運営手続きの改善、調停手数料賦課などの制度改善を推進する計画だ。

## 第5節 営業秘密保護制度の定着推進

発明政策局産業財産保護課行政事務官 チョン・トクベ

### 1. 営業秘密保護制度の沿革

我が国は1991年12月31日に不正競争防止法を改正して、営業秘密保護制度を導入した。その後1998年の半導体国外流出事件を契機に法名称を“不正競争防止および営業秘密保護に関する法律”に変更して、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額と推定できるようにしたし、特に、営業秘密を海外で流出した者を加重処罰して、前職の役職員が第三者に漏洩した場合も処罰するなど営業秘密侵害行為に対する刑罰規定を大幅強化する法律改正を断行した。

### 2. 営業秘密侵害に対する刑量強化

現代は技術・特許戦争時代と称している。20世紀イデオロギーの対立が終末を告げた以後、世界各国が経済優先の政策を行っている現在では、技術の高度化、先端化のために技術の優位性を持つ国家が経済力でも優位に立って国際社会に強力な影響力を行使できるようになるので、先進国は企業が保有した営業秘密を保護するために侵害者に対する刑事処罰を強化している。

我が国も電子および半導体分野などの先端産業技術が日増しに発展するのにもない先端分野の営業秘密が外国に流出する事例が増加して、2003年には営業秘密保護強化のために、刑事処罰強化、営業秘密保護範囲および対象拡大、親告罪廃止など営業秘密侵害行為に対する刑事罰則を大幅強化する法律改正を推進して、立法予告(2003. 7. 23)、国会通過(2003. 12. 22)後2004年7月21日から施行予定

だ。

### 3. 営業秘密保護制度に対する広報および資料調査

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防するために“営業秘密保護管理標準案”を制定してインターネット ホームページなどに掲載して、多くの企業が利用できるようにした。また現代自動車などの企業体を対象にした特講、中小企業知識財産権保有運動の参与、特許研修部・地域商工会議所を通じた講義を実施して、営業秘密保護に対する企業体の認識向上に努力した。

特許庁では営業秘密保護と関連した国内・外判例および事例を収集・分析して‘営業秘密保護どのようにするか?’という営業秘密保護に関する案内資料をインターネットに掲載した。

## 第6節 弁理士制度の合理的運営

発明政策局産業財産保護課行政事務官 シム・サンヒ

### 1. 2003年度弁理士試験実施

#### イ. 弁理士試験概要

弁理士試験は弁理士法第4条の2および同法施行令第2条の規定により、特許庁長が毎年1回、1・2次に区分して施行している。

1次試験は産業財産権法、民法概論、自然科学概論、英語に対し客観式選択型で5月25日にソウルと大田（テジョン）で施行されたし、2次試験は特許法、商標法、民事訴訟法と選択1課目に対し主観式論述型で8月20, 21日の両日にソウルで施行された。

#### ロ. 施行現況

<表 II-3-5>弁理士試験施行現況

区分	日時	備考
願書受付	4. 1（火）～10（木）	8,391人
1次試験	5. 25（日）	5,758人受験
1次合格者発表	7. 25（金）	1,014人（同点者含む）
2次試験	8. 20（水）～21（木）	1,717人受験
2次合格者発表	12. 23	204人（同点者含む）

\* 1次試験：ソウル6学校、大田（テジョン）1学校

\* 2次試験：ソウル漢陽大学校

2003年度弁理士2次試験の受験者全体平均は40.28点で前年の42.09点よりは1.81点下落し、合格点数は前年の52.50点より2.12点上昇した54.62点だった。

最終合格者の専攻別分布を調べれば、機械・電気・化学など理工系出身が全体合格者の97%である197名で、人文社会系が3%である7人を占め、女性合格者は71人(34%)で前年の63人(31%)より約3%増加して、最近の増加傾向を持続している。これは高級女性人材が21世紀知識基盤社会の代表的専門職である弁理士に対して持続的な選好を表すことと見られる。

#### ※合格者決定方法

1次試験:各科目40点、全科目平均60点以上者中で、高得点者順に2次最小合格人数の5倍数を合格者とする

2次試験:各科目40点以上、全科目平均60点以上得点者

ただし、上記得点者が最小合格人数(200人)に達しない場合は各科目40点以上の得点者中で全科目平均得点による高得点者順で200人を合格者とする

(ただし、同点者は皆合格者と処理する)

## 2. 受験生便宜などを考慮した制度改善推進

### イ. 弁理士試験専用ホームページ開設および100%インターネット願書受付

#### 1) 弁理士試験専用ホームページ開設

これまで特許庁ホームページサーバーを利用してきた弁理士試験ホームページを別途のサーバーを活用した専用ホームページ(<http://pt.uway.com>)に改編して、2003年2月17日開設・運営している。これを契機に弁理士制度に対する概要、

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

資料室、サイバー民願室などのメニューを通し、受験生がより多くの情報をリアルタイムに接することができる場が用意されたし、受験生の自由寄稿欄と質問・応答コーナー、関連サイトなどの受験生便宜のための空間を拡大・改編した。また、サイバー空間の匿名性を利用した誹謗、悪口などを防止するために会員制方式で運営している。

#### 2) 100%インターネット願書受付

弁理士試験専用ホームページ開設に際して、これまでの間、ソウル事務所と大田（テジョン）本庁で形成された弁理士試験受験願書受付を本ホームページを利用した100%インターネット願書受付システムに転換した。これで遠距離受験生らが願書提出のために直接訪問するなどの不便を解消したし、願書受付と関連した行政力を節減できるようになった。

#### ロ. 1次試験仮採点制度導入

特許庁では試験実施後の合格者発表までに2ヶ月の時間的空白があり、受験生が進路決定および受験準備に困難を経験しているという点と、一部私設学院で予想合格線など不正確な予測値を提供して、受験生の混乱を招くという点などを考慮して、受験生の意見収斂手順を踏み、1次試験日後2～3週以内に予想合格線と本人の予想得点を案内してくれる‘仮採点制度’を導入した。

仮採点は全体答案用紙をOMR判読機を利用して採点し、採点の正確度を判断するために答案用紙の一部を標本抽出して、修正業務として対照するなどの手順を踏み進められた。受験生本人は予想合格点数、予想合格人数、本人の予想得点を弁理士試験ホームページを通し確認できる。これは試験後で受験生が最も必要とする情報を最も早い時間に提供するという点で受験生から非常に高い呼応度も得て



いる制度だ。参考として、2003年度1次試験に対する仮採点結果は6月3日に発表された。

## ハ. 放送による試験進行および2次試験の民間委託管理

### 1) 放送による試験進行

弁理士1次試験の場合ソウルと大田（テジョン）の様々な考査場に分散して施行されるので、各考査場別に受験生の注意事項と試験開始および終了などの試験進行において何分かの差が発生し、試験の公正な運営に負担になった。

このような問題を解決するために2003年度の1次試験からは放送により試験を進行するようになった。すなわち、考査場別に放送専担者を指定してあらかじめ放送シナリオを録音して製作したテープを考査場放送室を通し、一括案内することによって受験生に同一時間に同一内容の案内事項が伝えられるようにすることによって試験の公正性を向上して、同時に試験監督官の不注意による案内事項脱落を予防できた。1次試験での成功的な導入を土台に2次試験にも放送により、試験を進行したし、今後にも持続的に改善していく計画だ。

### 2) 2次試験の民間委託管理

これまでの間、弁理士試験執行のために特許庁職員を試験監督官と学校責任者などとして抽出して運営してきたが、試験管理に対する専門性および経験不足などにより、試験管理に負担として作用してきた。これに対して2003年度の2次試験では試験管理専門機関である（財）国際交流振興会のTOEIC委員会に2次試験管理を委託して実施した。

相対的に受験人数が少ない2次試験に示範適用後の評価結果を土台に1次試験に

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

まで拡大するという方針の下に2003年度の2次試験に適用した結果、受験生と試験管理担当部署の皆から満足だという評価を受けたし、2004年試験からは1・2次試験の全てに適用する計画だ。

## 第7節 半導体配置設計権の保護および振興

電気審査担当官室工業書記官 チョン・ソンテ

### 1. 推進経緯

「半導体集積回路の配置設計」というのは半導体集積回路を製造するための設計として各種回路素子およびこれらを連結する導線を平面的・立体的に配置した設計を言い、一種の建築用設計図のようなものだ。

知的労働の産物である創作性ある配置設計を効果的に保護するために、特許法・著作権法などの既存の知財権法体系では限界があり、米国で1985年に特別法として半導体チップ保護法を立法化して、新知識財産権である「半導体配置設計権」が胎動された。

続けて1986.1月日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行して、1989.5月ワシントン条約(チップ保護条約会議)と1991.12月WTO/TRIPs最終合意により国際的な保護に入ったし、我が国も半導体強国としてこのような国際規範の枠組みの中で1992.12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を立法するようになった。

1993.9月に施行されて以来、法律所管は産業資源部が担当して知識財産権専担部署である特許庁は登録業務だけを担当する形態で運営されていたが、効率的法制運営のために1999.1.1から特許庁が「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

1999.9月には担当部署を従来の「半導体集積回路配置設計登録室」から「半導体集積回路配置設計振興室」に改称して、これに伴い2000年からは配置設計権の設定登録行政だけでなく半導体設計技術発展にともなう配置設計保護制度の研究と認識拡散の誘導、配置設計権の創出活性化および半導体設計財産の保護・流通インフラ構築など半導体配置設計技術振興事業を本格着手した。

## 2. 「半導体配置設計技術振興事業」推進現況

### イ. 概要

電子・通信・情報製品の小型化(携帯電話、Hand Held PC)、半導体集積度の急激な増加など半導体分野の急激な技術進歩とこれにともなう市場の適期進入(Time to Market)のために半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。

すなわち、個別半導体の代わりをする半導体設計財産(SIP)を流通市場で購入して単一半導体チップの中にレゴブロックを組み立てるように設計することにより電子製品を具現するシステム半導体(SoC)方式が、過去の印刷回路基板上で個別半導体および部品を組み立てて製品を作った方式を代えている。

半導体設計財産の形態はソフトIP、ポムIP、ハードIPに分類されて、ソフトIPとはハードウェア技術言語(HDL)で(書かれる)使われた論理合成可能な設計財産を意味して、ポムIPとは若干のフロアプランニング(Floor Planning)情報を持ったゲートレベルのネットリストを意味して、ハードIPとは工程が完全に決定されていて、レイアウトが完了した設計資産を意味し、最近では設計技術の発展とシステム半導体の設計および流通にリユースが可能で柔軟性があるソフトIPが主流

をなしている。

このような半導体産業の新しい流れにおいて優位を占めようと米国・日本・ヨーロッパなどの先進国は半導体設計財産を再使用するための標準化、流通システム、法的保護方案研究などに政府と民間が力を入れている現状だ。

これに対して知識財産権専担部署である特許庁は①新知識財産権領域である半導体設計財産に対する法・制度を研究して、②効率的な法制運営のために保護・流通技術(設計技術基準・登録基準・保護流通モデル)を開発して権利の保護・流通システムを構築していて、合わせて民間の半導体設計財産の取引所設立など、取引市場活性化を推進できるように行政的な支援をしている。

また半導体配置設計関連技術振興のために③半導体設計関連中小企業および大学の半導体設計者が半導体設計の知的労働結果を半導体配置設計権という果実として刈り取れるように積極的に支援するなど半導体産業の知識基盤造成にも努力している。

第3章 知識財産権の徹底した保護

ロ. 2003年度事業推進実績

<表 II-3-6>半導体配置設計技術振興事業推進実績

事業内容	事業実績
半導体設計技術振興 条件造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界主要国の配置設計権保護制度案内発刊・配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>§ 主要国(米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、豪州、日本、中国、台湾)の配置設計権法令体系および登録手続き案内</li> </ul> </li> <li>○第4回半導体配置設計公募展開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>§ 大賞(国務総理賞)等9件褒賞(褒賞金9.5百万ウォン)</li> </ul> </li> <li>○優秀半導体配置設計権設定登録費支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>§ 大学、中小企業および個人27件、件当たり35万ウォン</li> </ul> </li> <li>○半導体配置設計統計年報および半導体設計財産知識財産研究など発刊・配布など</li> </ul>
半導体設計財産保護 および流通基盤造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遂行機関:韓国科学技術院半導体設計財産研究センター(SIPAC)</li> <li>○事業費:1,197百万ウォン</li> <li>○事業実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>§ 保護・流通DBおよび検索システム構築(316件登録)</li> <li>§ オンライン上流通モデル構築</li> <li>§ 評価・検証システム構築:遠隔設計財産検証システム運営</li> <li>■設計基準開発:設計財産登録指針書および登録基準、デジタル・アナログ分野設計指針書作成および補完</li> <li>§ 流通市場活性化:ニュースレター6回発刊、AP-SoC 2003開催、ホームページ運営</li> </ul> </li> </ul>
半導体配置設計権 創出活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学および中小企業の優秀半導体配置設計権創出研究支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>§ 支援対象:忠北(チュンブク)大など5ヶ機関</li> <li>§ 支援金額:300百万ウォン</li> </ul> </li> </ul>

## 1) 半導体設計技術振興条件造成事業

### イ) 世界主要国の配置設計権保護制度案内発刊・配布

我が国“半導体集積回路の配置設計に関する法律”の基本概念は先進外国と同一だが、法令の体系や細部的な手続きにおいては相異なった点を見せている。これと共に半導体集積回路の配置設計に対する法的保護方法が国家ごとに相異なり、国内半導体企業等が海外進出するのに隘路事項が多い。

これに伴い半導体企業等の隘路事項を解消するために米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、豪州、日本、中国、台湾など我が国と交易が多い主要国家に対し配置設計権法令体系と細部登録手続きなどに関して、調査研究したし、その結果は我が国業者が海外進出時に活用できるように情報を提供し、企業の海外進出に多くの寄与している。

### ロ) 第4回半導体配置設計公募展開催

国内半導体配置設計の技術向上と開発活性化を図って新知識財産権である半導体配置設計権に対する一般人の認識を向上するために優秀半導体配置設計公募展を開催した。2003年にも、大賞である国務総理賞をはじめとして、産業資源部長官賞、特許庁長賞など応募された40件中厳格な審査を経て、最終9件に対し選定・授賞した。

### ハ) 半導体配置設計権設定登録費補助

優秀半導体配置設計の設定登録を誘導して、半導体配置設計権の創出を拡大するために個人、大学および中小企業に対し半導体配置設計権設定登録費用を支援している。補助金額は件当たり35万ウォンであり、2003年には合計27件を補助した。

2) 半導体設計財産保護および流通基盤造成

イ) 国内外動向

米国は120余りの企業で設計財産標準団体(VSIA)を構成・運営していて、日本も大企業を中心に90年代後半から設計標準を研究中にあって、設計財産取引所の場合は、英国のVCX、フランスのD&R、日本のIPTC、台湾のSIPコンソーシアムなどがある。

反面、我が国はD/B構築・運用技術と流通技術が初期研究段階として国策研究所および大企業において自らの研究結果物に対する設計財産を蓄積している水準に過ぎなくて、国家的な半導体設計財産の収集・分類・供給の体系化が至急だと言えよう。

<表 II-3-7>海外設計財産の標準および取引所現況

機関名	設立年度 (設立主体)	役割	会員社
VSIA (米国)	1996年 (SIP供給/需要者)	○ SIP設計標準/検証 標準、侵害防止技術	三星電子、HP、 ソニーなど120余社
VCX (英国)	1998年 (英国政府)	○ SIP取引所の役割 ○ 法的隘路解決	cadence、ARM、 東芝、UMCなど
SIPコンソー シアム (台湾)	2000年 (政府研究所)	○ SIP取引所の役割 ○ SIP産業育成	台湾内業者
IPTC (日本)	2000年 (東芝、日経BP)	○ SIP取引所の役割	政府、研究所、企業、 弁護士事務室と連係
D&R (フランス)	1997年 (ベンチャー企業)	○ SIP取引所の役割	17千名の使用者会員 190余り企業SIP登録



## ロ) 推進実績

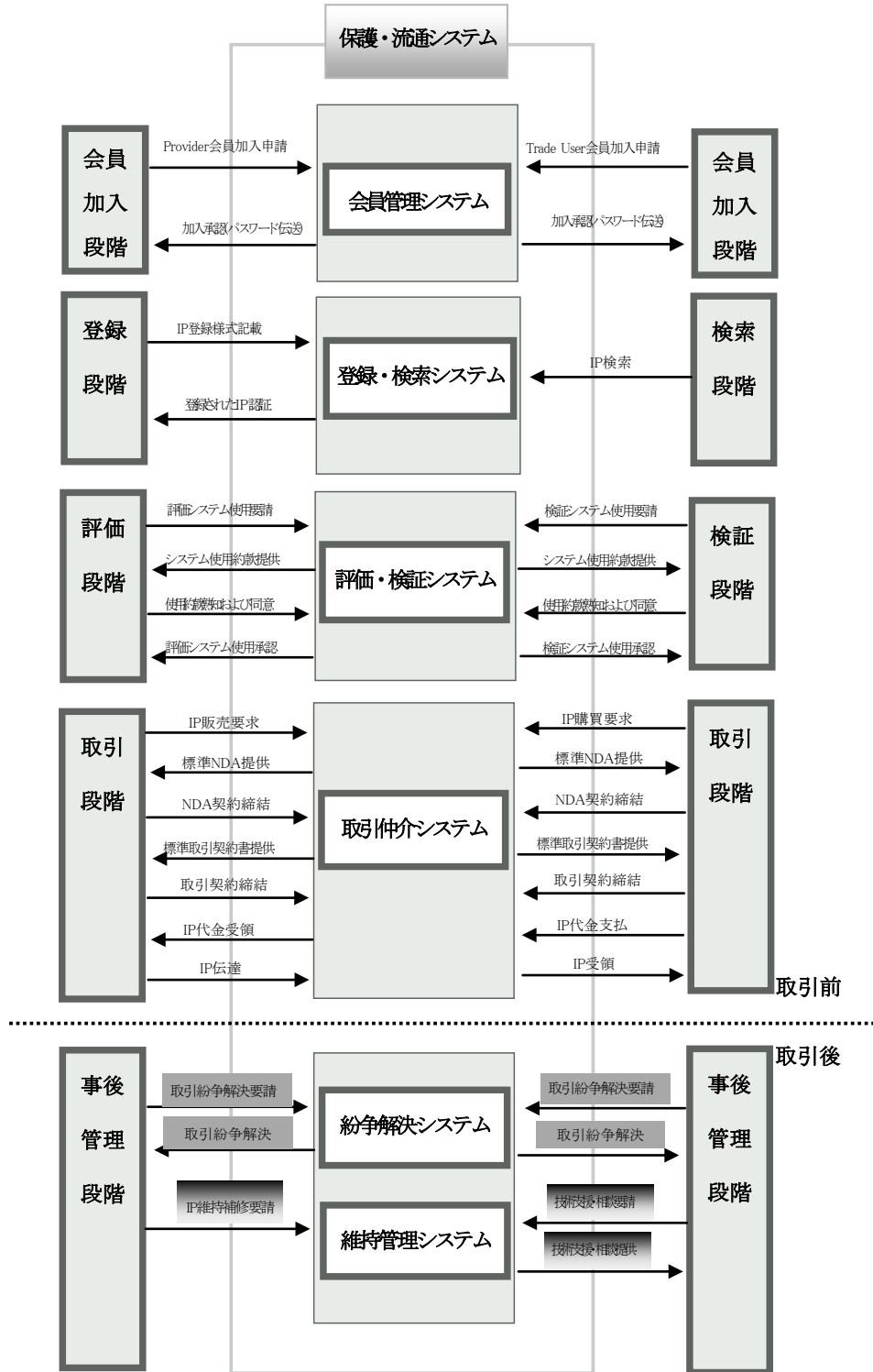
半導体設計財産は反復的实施製品であるから、知識財産権の設定登録課程で公開時に即時第三者が利用可能であり、法的・物理的な保護・流通管理システムがあつてこそ法制運営および流通市場支援が可能だ。

また、半導体設計財産の保護・流通のためには個別半導体の代わりをして、半導体配置設計をレゴブロックを組み立てるのに必要な設計基準、知識財産権付与のための登録基準、流通に必要な標準など保護・流通技術確保が前提にならなければならない。

これと共に半導体設計財産に対する総合的な研究の必要性が台頭することによって2001.7月韓国科学技術院内に「半導体設計財産研究センター(SIPAC)」を設立した。本研究センターでは設計財産DB構築、設計財産評価と検証システム構築、設計財産流通モデル構築、設計基準用意および流通市場活性化方案研究などを遂行して、窮極的に半導体設計財産の保護および利用体系を確立するのを目標にしている。

2003年度は316件の設計財産をDBに登録して、SIPACの流通システムおよび遠隔検証システムを構築した。また再使用可能な設計財産の生産のためにデジタル設計指針書、アナログ設計指針書、設計財産登録指針書および登録基準案を作成・補完したし、ホームページ運営、ニュースレター6回発刊およびAP-SoC 2003を開催するなど設計財産流通市場の活性化に主力を注いでいる。

〈図 II-3-1〉保護・流通D/Bシステム モデル



## 3) 半導体配置設計権創出活性化

## イ) 配置設計権創出研究支援

市場性・技術性が有望な優秀半導体配置設計権を創り出して、設計財産の反復使用と取引の成功事例を通じた認識拡散のために大学および中小企業に配置設計権創出研究費を支援している。2003年度には無線LAN半導体の無線部、モデム、コーデックス、メック、インターフェースなど5ヶ分野の標準化された優秀配置設計権に設計財産創出研究費を支援したし、創出された設計財産をSIPACの流通D/Bに登録して、示範的取引を成功することによって設計財産再使用に対する認識を拡散させていっている。

〈表Ⅱ-3-8〉研究分野および研究機関現況

研究分野	研究機関	参与機関
モデム	忠北（チュンブク）大学校	(株)インソパック
コーデックス	Hosu大学校	全北大学校、(株)ネクシルリオン
メック	全北大学校	-
インターフェー	建国大学校	(株)ピジョンウェオテック
無線部	情報通信大学院大学	全北大学校、弘益大学校

## 3. 半導体配置設計権設定登録現況

特許庁に登録された半導体配置設計権は2003年末現在1,521件だ。この中で内国人による登録は全体の49%である745件であり、外国人による登録は全体の51%である776件だ。登録された配置設計権中で機能別にはリニアIC 32%、ロジックIC

### 第3章 知識財産権の徹底した保護

21%、マイクロプロセッサ17%、メモリーIC 12%、その他IC 18%だ。これは配置設計権に対する侵害の可能性が高い技術を使用した半導体の登録申請件数の多さを見せてくれる。

前年度に比べて、中小企業、研究所および大学の配置設計登録件数が増加した反面、大企業の登録件数が減少したことは国際的な半導体市場の不振と特許・実用などの権利と比較する時、市場進入と製品販売に対する権利化・実用化が容易でない点もその原因と分析されて、中小企業および大学の一貫する増加は半導体配置設計が大きい資本施設の投資なくして小規模の専門担当者と技術、経験などを土台に事業を営める特徴を持っているためと見られる。

〈表Ⅱ-3-9〉配置設計権年度別登録現況

(単位:件、%)

区分	1993 ～ 1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	計	
										占有率
内国	211	100	106	33	26	88	95	86	745	49
外国	197	135	143	97	80	77	31	16	776	51
計	408	235	249	130	106	165	126	102	1,521	100

#### 4. 今後の計画

2001.1月樹立した半導体設計財産権の中長期発展計画(合計92億ウォン投資)により半導体設計財産関連法・制度の研究、公募展開催などを通し、半導体設計技術振興のための条件を作る一方、半導体設計財産の保護・流通のために設計技術

基準と評価基準を開発して、保護・流通システムを構築して、半導体配置設計権創出研究を積極的に支援することによって大学と中小企業の配置設計創出権を積極的に発掘・育成していった。

また特許庁は半導体設計分野で新流通技術の出現(半導体チップ取引→機能ブロック別設計図取引)と流通市場の拡大に対応して、新知識財産権制度を整備して運営基盤を構築する一方、民間の設計財産権取引市場が定着できるように積極的に支援して、電子および半導体産業変革を先導する計画だ。

<表Ⅱ-3-10>年度別・分野別事業推進目標および内容

区分	1段階		2段階		
	2001	2002	2003	2004	2005
事業目標 事業内容	事業基盤造成	事業の 拡大発展	事業の実体化	事業の 活性化	事業の 安定化
1. 制度国際化 研究	①施行規則改正	法・制度研究	法・制度研究	新知識財産権制度確立	
2. 保護、流通 基盤造成	③SIP収集、管理 流通モデル草案	D/B構築 流通モデル発展	D/B試験運営 流通モデル検証	D/B活性化	設計財産権 保護および 民間取引市場の 定着
	カタログ サービス('01年)		民間参与		
	④模範評価および 評価技術開発	模範評価および 評価技術発展	評価自動化 システム構築	評価制度実証	
	⑤設計技術 基準開発	設計技術基準範囲 拡大・発展	設計技術基準の 検証・活用	設計技術基準の 確立	
	⑥実証用半導体 チップ設計	設計基準実証	保護・流通 D/B実証	保護・流通D/B設計 基準実証	
3. 創出研究 支援	⑦半導体設計財産権創出研究支援				

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

### 第1節 国際協約加入拡大および関連制度整備

#### 1. 特許法条約(PLT)の主要内容および加入方案

審査調整課工業書記官 キム・ヒテ

##### イ. 特許法条約の意義

経済と技術の脱国境化により出願人が外国で特許権を獲得しなければならない必要性が高まった。しかし各国の特許法が互いに違い、出願人は外国で特許権を獲得する課程に多くの困難を経験してきた。WIPOはこのような困難を解消するための方案で1970年特許協力条約(PCT)を採択した。

しかしPCTは基本的に一つの国際出願で様々な国に出願する効果を上げるためとして国際出願が国際段階にある時、国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関、出願人などが守らなければならない規範を定めるだけで、国内段階進入以後に各国特許庁で進行される手続きを定めていない。特許法条約は特許出願に対し各国特許庁が自国内で賦課できる手続きの範囲を規定して締約国がその範囲内で手続きに関する法を運用するようにしている。したがって出願人はPCTにより国際出願をして、同出願が国内段階に進入すれば特許法条約によって容易に安全に特許権を獲得、維持できるようになった。

## ロ. 主要内容

特許法条約は特許獲得手続きの統一化と単純化を目的にしている。すなわち、互いに違う各国の特許法を統一化するのではあるが、単純な方向で統一化しようというのだ。その結果、出願人が予測できるように一貫性があることで簡素な手続きを提供して、進んで出願人が誤りを行う可能性を減らすだけでなく誤りを訂正する機会も提供するようになる。

PLTの主要特徴では i) 出願日要件緩和、ii) PCT要件と相応する標準化された要件、iii) 標準様式の使用、iv) 簡素化された対特許庁手続き、v) 意図されない権利の喪失防止などがある。

## ハ. 発効時期展望

WIPO国際事務局は現在議論されている特許実体法条約が2006年頃妥結することと展望している。これに伴い特許法条約と特許実体法条約に時差をおいて加入する場合、2年余り間に2度の大規模法改正および電算システム補完作業を遂行しなければならない負担が発生するようになるので大部分の国では特許実体法条約が妥結した後、特許法条約と特許実体法条約に同時加入することと予測される。したがって特許法条約は2006年頃特許実体法条約と共に発効される可能性が大きい。特許法条約は10ヶ国が加入した後、3ヶ月が経過すれば効力が発生して、2003. 1 2月現在モルドバ、スロベニアなど7ヶ国が同条約に加入した状態だ。

## ニ. 加入方案

特許庁は頻繁な法改正と電算システム修正にともなう人材および予算の負担を減らし出願人などの不便を最小化するために特許実体法条約の妥結を待ち、両条約に同時に加入する方案を推進する計画だ。

## 2. 特許協力条約(PCT)改革議論および展望

審査調整課化工事務官 崔インソン

### イ. PCT改革のための国際的議論の開始

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty;PCT)は1970年6月ワシントン外交会議で採択されて、1978年1月24日発効した以来、会員国が現在123ヶ国に達して2003年の1年に11万余件の国際出願が提出されるなど量的な面で急速な発展を成し遂げてきた。

国際出願量の持続的成長にもかかわらず複雑な手続きはこの制度の利用者に大きい障害があったし、2000年8月に米国が提案したPCT改革案が同年第29次PCT同盟総会でPCT改革議論課題に採択されることによって2001年からPCT改革委員会などを中心に改革議論が本格的に進行されるようになった。

### ロ. PCT改革課題の主要内容

米国が提案したPCT改革課題はPCT手続きを簡素化して特許法条約(Patent Law Treaty;PLT)との調和を図るための1段階改革と、PCT制度全般に関して包括的に改正する2段階改革で構成される。主要提案内容では指定概念の廃止、PLT出願日要件の導入、PLTの脱落した明細書概念の導入、多重国際調査および予備審査の導入、調査と審査の統合など1段階改革課題と、国際機関の地域化、国内出願と国際出願の差別廃止、国際段階結果の国内段階強制など2段階改革課題がある。



## ハ. 国際的議論の成果

今までPCT改革委員会、国際機関会議などを通し、11回の国際的議論が進行されてきたし、その結果はPCT同盟総会の承認を得て、最終確定した。‘01年に国際予備審査請求可否に関係なく国内段階進入期間が30ヶ月に一元化されて、‘02年には国際公開用翻訳文の提出責任を出願人に返して未提出時に国際出願を取下と見なす方案、国際出願書提出ですべての締約国が指定されたことと見なす方案、国際調査機関が追加で見解書を作成するようにする方案などに対し国際的合意が形成されたし、現在国内法に反映されて、施行中にある。

一方、発明の単一性と関連した異議申請の判断手続きを簡素化して序列目録提出命令時に加算料を賦課できるようにするなどPCT手続きを効率化するための方案が今年9月開催されるPCT同盟総会に上程されて、来年度施行が予定されている。

## ニ. PCT改革議論の展望および対応方案

今までのPCT改革は規則の改正を通し、手続きを簡素化・効率化することに焦点を合わせてきたが条約自体を改正してPCT制度を根本的改革しようという主張が説得力を得ていきつつある。今後、国際調査および国際予備審査手続きを一つの手続きで統合したり国際機関の審査結果を締約国に強制するなどPCT制度の根本的改革案が議論される予定であり、当庁と産業界の要求を十分に代弁して議論結果を支障無く国内法および電算システムに反映できる体系的な接近が要求される。

3. 商標法条約(TLT)加入および改正議論に積極対応

審査基準課行政事務官 オ・ソンベ

イ. 商標法条約一般

1) 商標法条約定義

商標法条約(TLT:Trademark Law Treaty)という商標制度の国際的統一化および商標出願・登録手続きの簡素化を追求する世界知的財産権機構(WIPO)の管掌条約への加入国は2003. 12月現在米国、英国、日本など合計31ヶ国だ。

2) 商標法条約加入推進経過

我が国は商標法条約加入のために2001. 2月に商標法改正などの加入に必要な法令を整備して2002年11月25日にWIPOに条約加入書を寄託したし、2003年2月25日に同条約の効力が発生した。

ロ. 商標法条約改正議論に対する積極的対応

1) 改正背景

世界知的財産機構(WIPO)の商標法などの常設委員会(SCT)では技術発展にともなう対応と形式の単純化の追求および特許法条約(PLT:Patent Law Treaty)との調和のために、商標法条約の改正を議論している。

2) 推進経過

商標法条約改正はWIPOのSCT第8次会议から継続的に議論されている。2003年度にも第10次(4月)、第11次(11月)会议で条約改正案に対し会員国間の熱を帯びた議論をしたし、今後も同条約改正に関する議論は当分持続する予定だ。

3) 主要改正事項

イ) 通知(communication)関連規定

出願人と官庁間の通知の様式(form)および手段(means)に関する事項で、現在推進中の改正案が確定すれば締約当事者は自由に通知の様式および手段を選択できて、選択により書面出願を排除して100%電子出願の施行をすることもできる。

ロ) 期間に対する救済手段

期間(法定期間および指定期間)に対する救済手段を新設して、期間を遵守できない場合にこれに対する救済手段として期間延長および手続きの継続または権利回復を規定している。

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

### ハ) 商標使用権制度

WIPOの“商標使用権に関する共同勧告案”の規定内容を商標法条約に反映しようとすることで、商標使用権の種類、使用権設定登録要件などに関する事項を規定している。

### ニ) 総会(Assembly)設立と関連した規定

総会の構成および担当業務に対して規定している。

### 4) 商標法条約改正案に対する積極的対応

特許庁は現在議論されている商標法条約の改正案を出願人の便宜および審査処理の迅速性との調和の側面、同改正案が私たちの法令に及ぼす影響などを十分に検討して、今後議論される商標法条約改正作業に積極的に対応していく計画だ。

## 4. 標章の国際登録に関するマドリッド議定書国内制度整備

審査基準課行政事務官 キム・ホンジュ

### イ. マドリッド議定書概要

#### 1) 公式名称および成立時期

マドリッド議定書は一つの商標出願書を自国特許庁に提出することにより、議定書締約国の外国の様々な国に商標を出願できるようにする国際条約でその公式名称は標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書(Protocol relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks)だ。同議定書は‘89. 6. 27に採択されて’95. 12. 1に発効し、同議定書を施行するための下位規定である共通規則(Common Regulations)が制定されることによって‘96. 4. 1から施行に入った。

## 2) 成立背景

マドリッド議定書はフランス語圏国家を中心に締結されたマドリッド協定が持っている問題点を解消するために採択された。すなわち、マドリッド議定書ではフランス語の他に英語を公式言語として含み、加入国の底辺を拡大して、国内の商標登録だけでなく、商標出願を基礎にして国際出願が可能になったし、指定国家の拒絶理由通知期限も最大1年6月まで延長できるように規定している。

合わせてセントラルアタック (Central Attack) によって国際出願または国際登録が消滅した場合にも、該当指定国でこれを国内出願に転換できるようにして出願人(国際登録名義人)が持つようになる危険負担を除去し、また、締約国が個別手数料を徴収できるようにして審査主義国家の低い手数料負担を緩和する内容を含んでいる。

〈表Ⅱ-4-1〉マドリッド協定とマドリッド議定書差異点

区分	マドリッド協定	マドリッド議定書
加入対象	国家	国家または政府間機構
使用言語	フランス語	英語またはフランス語
国際出願の基礎	国内登録	国内出願または国内登録
拒絶通知期限	1年	1年6ヶ月
国際登録の存続期間	20年	10年
集中攻撃による消滅後再出願	不可能	可能
個別手数料	不認定	認定

### 3) マドリッド議定書の特徴および加入国現況

#### イ) 特徴

マドリッド議定書の特徴は次の通り説明される。出願人は出願しようとする締約国を定めて、公式言語(英語またはフランス語)で作成された一つの国際出願書を本国官庁を通しWIPOに提出して、手数料を納付することによって一つの番号になった国際登録を獲得してWIPO事務局は出願書を指定した国家に通知する。これに伴い指定国家は自国内で商標権の保護付与の可否を国内手続きにより審査して拒絶理由がなければ国内手続きを通し登録されたのと同じ効力を付与するようになる。また出願人(国際登録名義人)は商標権の存続期間満了時にWIPOに1回の更新料を納付することによってすべての国家で更新手続きを進行できる。

## ロ) 議定書加入国現況

‘03. 12月現在英国、ドイツ、フランス、中国、日本を含み、合計62ヶ国がマドリッド議定書に加入している。最近になって議定書加入国が大幅増加する傾向で‘98年以後41ヶ国が加入したが、特に、世界最大の商標出願国の米国が‘03年11月に加入したし、‘04. 4. 1日発効される予定の改正共通規則で英語、フランス語以外にスペイン語を公式言語に含めて、今まで加入に消極的だった中南米国家が加入できる基礎を用意している。

## ロ. マドリッド議定書加入推進背景

マドリッド議定書システムは通常の商標登録出願システムに比べて、出願人および特許庁の側面で多くの長所を持っている。

### 1) 出願人および商標権者の便宜増進および費用節減

マドリッド国際商標出願制度を利用すれば、出願人は国籍国または居住地国の特許庁に英語またはフランス語中でその国家が定めた言語で作成した国際出願書(MM書式)を、商標を登録受けようとする国家を指定して提出することによって、一つの出願書で複数の締約国に出願する効果を得ることができて(全国家1出願システム)、手数料も原則的に国際出願書提出時にWIPO事務局に一度だけ納付すれば良い。また、国際出願段階では商標の登録を受けようとする各国ごとに代理人を選任する必要がないので、個別指定国家で拒絶理由の通知を受けない限り代理人費用を節減できる。

### 2) 権利取得可否の明確

マドリッド議定書制度によれば、指定国官庁は原則的に国際事務局から国際登録指定通知を受けた日から1年6ヶ月以内に拒絶予告通知を国際事務局にしなけれ

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

ばならないので、出願人は異議申請の場合を除いて国際事務局の指定通知日から1年6ヶ月以内に指定国で商標権取得の可否がわかる。

##### 3) 商標権の一元的管理可能

マドリッド議定書制度によれば、商標権者は一つの申請書を通し、複数の指定国家での商標権者の名義変更または存続期間更新などができるので商標権を一元的に管理できる。また事後指定制度を通し、拒絶決定書が発給された指定国中において事後的に拒絶理由が解消された国や、後に議定書に加入した国に対して出願できて、該当国家で登録されれば最初の国際登録と合体して管理できる。

##### 4) 海外投資促進および外国人投資増進

マドリッド議定書を利用すれば外国の様々な国に対する商標出願手続きが簡便になるので国内企業の海外進出および投資を促進できて、外国人の国内進出および投資が増進される。

##### 5) 商標分野での韓国の国際的地位増大

マドリッド議定書は商標分野にあつての重要な国際条約として我が国がこれに加入することによってWIPOなどでの国際的な地位を高められるようになった。



## ハ. マドリッド議定書加入推進経過

当庁は‘95年からマドリッド議定書に加入するための法的検討を始めて‘98年に国際商品分類制度を導入して‘01年に商標法令改正作業を終えたし、‘02年には手数料の整備のために手数料徴収規則を改正した。また‘02年6月にWIPOと共同でマドリッドシステムに関するセミナーを開催したし、‘02年10月にはマドリッド業務関連電算支援システム開発を一次に完了してWIPOとの通知書交換のための電算関連協議を完了した。このような準備段階を経て‘03.1月にWIPO国際事務局に同議定書の加入序を寄託してそれから3ヶ月後である‘03.4.10日に我が国で発効された。

## ニ. 今後の推進計画

マドリッド議定書加入初年度である‘03.12月現在、我が国は審査1局内に臨時組織の国際商標出願審査室において審査官4人を含んだ11人で国際商標出願審査業務を運営している。まだ我が国で外国に出て行く(Out-going)国際出願が外国から我が国を指定して入ってくる(In-coming)国際商標登録出願に比べて出願件数が多くない現状で、一般国民、ひいては国内の企業と代理人事務所を対象に説明会などを開催して、国際商標出願制度の便利性に対する広報を強化する必要がある。これと共に、米国の加入で国際商標出願件数が大きく増加すると予想されることから、国際商標審査業務遂行のための別途の組織の確保と審査人材増員を通し、制度の安定的定着を持続的に推進する計画だ。

## 5. 包括名称導入推進および基本計画用意

審査基準課行政事務官 李チュヨル

### イ. 推進背景

マドリッド議定書体制が施行されることによって国内企業・出願人が国際出願時に包括名称を認めない国内分類体系によって権利範囲が縮小される不合理が明らかになり、一方では外国企業・出願人が韓国を指定して出願すれば包括名称という理由で拒絶される事例が多くなって、外国企業出願人の国際的批判が沸騰するようになったので、韓国分類体系に包括名称を導入する必要性が国内的に提起された。

### ロ. 包括名称導入推進および基本計画用意

#### 1) 外国事例の研究調査

ニース分類上の細目中包括名称と認識される細目を抽出して、韓国分類体系への受容の可能性を検討して、英国、日本の包括名称制度に対する研究を遂行して、先進国の事例の韓国分類への適用の可能性を検討した。

#### 2) 基本計画用意

包括名称の受容方案に対する検討および包括名称の受容が韓国商標法制度全般に及ぼす研究を通し、商標出願の国際化傾向に相応しながら、現商品分類体系を全面的に整備するマスタープランを用意した。

## ハ. 今後の計画

2004年には包括名称導入にともなう新分類体系開発に必要な予算案を用意して推進し、一方では今までの研究成果を土台に包括名称受容のための新分類体系開発の実務作業に着手するだろう。

## 第2節 多者間および両者間協力事業推進

### 1. WTO/TRIPS知識財産権議論への対応

企画管理官室国際協力課機械事務官 朴ヨンス

2003年にはDDA交渉などのためTRIPS理事会が2月、6月、8月、11月の合計4回開催された。主要議論議題は‘TRIPS協定と公衆保健議題’、‘地理的表示関連議題’、‘生命工学関連議題’等があったが、この中で公衆保健関連議題は昨年8月に決定文が採択されて、解決案に対する基本骨格が合意した。

特許の強制実施関連条項であるTRIPS協定第31条(f)は強制実施権が国内市場供給を主目的にするだけで許与されることもあると規定することによって、医薬品生産施設がなかったり不備な国の医薬品供給を事実上不可能にさせた。このような不合理を解決するために、先・後進国はTRIPS理事会で強制実施を通し生産された医薬品の輸出を可能にする案の議論と一緒に強制実施の対象になる病気の範囲および医薬品の種類などに関する交渉を進行した。

激しい激論のあげくついに2002年12月に国内市場供給関連条項であるTRIPS第31条(f)項に対する効力を停止して、各国が病気の範囲に対してある程度裁量を持つことを骨子にする議長草案が提示された。しかし、この議長草案は米国の反対によって、2003年8月まで合意に到達できなかった。結局、2003年10月のカンクン閣僚会議が近づいた2003年8月末、議長草案を基本内容にする最終決定文が妥結した、現在はTRIPS関連条項の改正内容と形式を囲んだ後続交渉が進行中だ。

地理的表示関連議題はワインおよび蒸留酒(wines and spirits)に対してだけ

認められている追加的な保護(additional protection)をワインおよび蒸留酒以外の他の商品に拡大するのを扱う‘地理的表示の追加的保護拡大’問題とワインおよび蒸留酒に関する地理的表示の保護を容易にするためにワインと蒸留酒の地理的表示の通知と登録のための多者間登録体制設立を議論する‘ワインおよび蒸留酒に対する国際登録システム設置’問題がある。

地理的表示保護の拡大問題は地理的表示商品間に差別をおく理由がないという理由で拡大を主張する国家(EC)と、現行保護システムで問題がないし拡大にともなう追加的な経済的、行政的費用発生憂慮にともなう拡大反対国家(米国、日本)の対立構図が続いている。

ワインおよび蒸留酒に対する国際登録システムの設置問題は別途の地理的表示登録制度が存在しない国家に追加的な義務負担を招かない非拘束的なシステムへの賛成国家(米国、豪州)と拘束的なシステムへの賛成国家(EC)間の意見が対立していて、我が国は主に米国、豪州などと類似の立場を取っている。

生命工学関連議題は生命体に対する特許付与、植物新品種の保護方案および伝統知識と遺伝資源の保護などに関することで、生命体に対する特許の制限と伝統知識に対する強力な保護を主張する開発途上国と現在の知財権制度の根幹を守ろうとする先進国の対立が平行線を走っている。

大部分の生命工学議題が平行線を走っているけれど、2003年のTRIPS理事会ではスイス、ノルウェー、EUなどのヨーロッパ国家を中心に遺伝資源と伝統知識を活用した特許出願の出处公開に対しては前向きである立場が表明されたことは注目すべきことである。

## 2. 伝統知識、遺伝資源および民間伝承物に関するWIPO議論と対応

企画管理官室国際協力課機械事務官 朴ヨンス

伝統知識、遺伝資源および民間伝承物に関するWIPO政府間委員会(以下政府間委員会)第5次会议が2003年7月開催された。上記第5次会议では、伝統知識および遺伝資源データベースのための技術協力、防御的保護のための実際的方法、伝統知識および遺伝資源関連特許の公開要件などの議題と一緒に次期政府間委員会の運営方向に対し議論した。

特に、次期政府間委員会の運営方向に対し、開発途上国は伝統知識保護のための国際的規範の確立を目的にすることを主張したが、先進国は国際的規範の設立を排除しないが、主に伝統知識などの保護のための勧告案作成を推進することを主張した。結局、アフリカグループなどの強力な反対によって最終合意案は導き出されなかったし、この問題は結局WIPO総会で追加的な議論を進行することに決定された。2003年9月開催されたWIPO総会では政府間委員会に対し2年の間のMandateを延長することと同時に国際規範の創設も検討するという内容で合意に至った。

伝統知識と遺伝資源に対する強力な保護を主張している開発途上国と現在の知財権制度を通じた保護を主張する先進国の基本的な対立構図が持続しているなかで、WIPO政府間委員会は技術的な部分においては相当な成果を上げているという評価を得ている。

しかし、同議題を扱うのに適した国際機構がどこなのか、伝統知識と遺伝資源

の保護のために新しい国際規範が必要なのか、それならその国際規範の性格は何かなど基本的な事項に対してはきつ抗した対立が進行している。

それにもかかわらず、WIPO政府間委員会での議論は、この問題に強力な立場をとっている開発途上国の立場と、一定部門の政府間委員会の議論に力を与えてWTOなどの規範的性格が強い国際機構での議論を遮断しようとする先進国の立場が結びつき、今後もある程度進展がある見られられるところ、これに対する積極的な対処が必要だろう。

### 3. WIPO関連国際的議論に積極的参与

企画管理官室国際協力課農業書記官 ソ・ウルス

WIPOは知識財産(IP)分野のUN専門機構として全世界的な知識財産創出奨励および保護企図、国際的知識財産関連規範の形成のために国際会議開催を含んだ多様な事業を展開している。

PCT、マドリッド システムによる国際出願および知財権情報資料の電算化と知識財産権グローバル ネットワークおよび電子図書館構築、新しい知識財産権に対する保護手段の用意、技術移転、ライセンスングなどを通じた国際投資の促進、中小企業支援と関連した知識財産権保護強化などを推進していて、最近では遺伝資源、伝統知識と関連した知識財産権保護の研究にも力点をおいている。

特許庁は専門分野別常設委員会などの知識財産権の国際規範形成過程に積極的に参与しているだけでなく、WIPO予算委員会、調停委員会などへの参加とWIPO組織改編議論への能動的参与を通しWIPOの効率的運営と透明性向上に寄与していて全世界的な知識財産権制度の発展のための各種協力事業でも国際的に責任ある役割を遂行するために努力している。

#### イ. WIPO事務総長選出

Mr. Kamil Idris事務総長の任期が2003. 11月満了することによってWIPO調停委員会および総会を開催して任期6年の次期事務総長を選出した。2003. 3. 24-25に開催された第49次WIPO調停委員会で単独立候補したMr. Kamil Idris現事務総長を次期事務総長候補に指名して、2003. 5. 26-27に第38次WIPO総会を開催して、2003.



12. 1～2009. 11. 30任期の次期事務総長に選出した。

## ロ. 2003年WIPO総会

2003. 9. 22から10. 1までジュネーブで開催された第39次WIPO総会で特許庁長は基調演説を通し、我が国特許庁の発明振興政策と発明事業成功事例を紹介して開発途上国の積極的な活用を勧告し、WIPO間に締結された業務協力協定を思い出しながら、開発途上国のIP発展を支援するためのWIPO内Korea Trust Fund造成および2004年の“WIPO最貧国知識財産閣僚会議”開催計画を明らかにした。

合わせてDr. Kamil Idris WIPO事務総長との会議を通し、今後の国際的な知識財産権の発展のために相互協力することにしたし、特に2004年から国際特許研修部(IIPTI)とWIPO Worldwide Academy(WWA)間に共同教育課程を開設して、運営することにした。

総会議論を通し、2004-2005年度のWIPO事業予算を承認して、WIPO調停委員会および事業予算委員会理事国を新しく選出した。特許庁はこれまで推進してきた知財権分野の国際活動について評価を受けて、両委員会の理事国に兼任された。これとともに総会では遺伝資源、伝統知識および民間伝承物に関する政府間委員会(IGC)の今後活動範囲などを集中的に議論した。

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

### ハ. WIPO運営委員会

2003. 4. 29-5. 1に開催された第6次、2003. 9. 8-10の第7次事業予算委員会を通し、2002-2003年度の事業成果を評価してWIPOの2004～2005年事業予算を検討した。特に第7次事業予算委員会では当庁のアン・ジェヒョン課長が議長に選出されて、会議を主宰した。一方2003. 3. 24～25に開催された第49次WIPO調停委員会でMr. Kam il Idris現事務総長を次期事務総長候補に指名した。

### ニ. WIPO内各種常設委員会

特許庁は2003. 4月、11月に開催された商標法常設委員会(SCT)の商標法分野の国際規範形成議論に積極的に参与したし、2003. 5月に開催された特許法常設委員会(SCP)の特許実体法統一化議論に参与した。

商標法常設委員会(SCT)ではインターネット上の国家名称、個人姓名などの保護、商標法条約(TLT)改正などが議論された。

特許法常設委員会(SCP)では特許実体法条約(SPLT)締結を目標に特許対象、先出願主義、遺伝資源、伝統知識関連出願の追加的な要件新設などが議論された。

### ホ. その他会議

2003. 7月開催された伝統知識、遺伝資源および民間伝承物の知識財産権保護に関する政府間委員会(IGC)では遺伝資源および伝統知識関連データベース構築、伝統知識などの先行技術活用問題などとともに政府間委員会の活動期間が2003年末に終了が予定されることによって今後の議論の持続可否とともに運営方向に対し

て議論した。

2003.5月、11月に開催されたPCT改革実務会議では手数料未納加算料金の引き上げ、代表者の住所記載要件削除などのPCT規則改正案を検討したし、2003.9月に開催されたPCT総会では電子出願制度の導入にともなうPCT手数料の改正とともにフィンランド特許庁の国際調査・予備審査機関への追加指定を承認した。

#### 4. 韓・WIPO間知識財産権業務協力関係深化

企画管理官室国際協力課農業書記官 ソ・ウルス

##### イ. KIPO-WIPO業務協力協定締結

WIPO側で私たちの特許庁に開発途上国の知識財産制度および行政発展のための役割モデル(role model)として協力してくれることを要請するのにもない、特許庁はWIPOと2001.11.9大田(テジョン)で「KIPO-WIPO間の協力のための基本協定(Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIPO)」を締結して知識財産分野グローバル問題にあって韓・WIPO間の協力を強化してきている。

同協定は知識財産権分野で両機関の協力が知識財産権制度の発展に寄与するという基本認識下に私たちの特許庁が持った経験を開発途上国に伝播する様々な事業を施行するのを目標にしている、今後、電算化、中小企業支援、PCT、人材開発など9の優先協力分野を中心に両機関が相互協力することにした。WIPOとの相互業務協定締結は私たちの特許庁が単純に179のWIPO会員国中の一つでなく、知識財産分野UN専門機構であるWIPOと対等な業務パートナーとしての地位を認められたことと評価される。

<9優先協力分野>

- ①知識財産権分野での情報技術活用  
(Use of information technology in the field of IP protection)
- ②電子商取引と知識財産権  
(Electronic commerce and intellectual property)
- ③中小企業の知識財産権保護と活用  
(Promotion and protection of IP in SMEs)
- ④伝統知識、遺伝資源および民間伝承物関連知識財産権問題  
(IP issues regarding traditional knowledge, genetic resources and folklore)
- ⑤国際特許制度の発展およびPCT(特許協力条約)の改革  
(Development of the International Patent System Agenda and reform of the Patent Cooperation Treaty)
- ⑥知識財産権執行  
(Enforcement of intellectual property rights)
- ⑦知識財産権分野人材開発(WIPO WWAとIIPTIの協力)  
(Human resources development in the field of IP)
- ⑧国際的産業財産権保護制度の活用促進  
(Promotion of the use of the global IP protection systems)
- ⑨開発途上国知識財産権官庁にあって現代的管理技法活用企図  
(Promotion of modern management practices of IP offices in developing countries)

## ロ. 協力協定履行のための第2次実務会の開催

特許庁とWIPOは2002. 3. 26-27に協力協定履行のための第一次実務会議を開催して、協力協定の具体的な履行方向を議論したのにつき、2003. 3. 26-27にスイス、ジュネーブで第2次実務会議を開催して、これまでの間の協力協定履行状況を点検して今後の相互協力方向を議論した。9の優先協力分野を中心に両者間の相互協力が緊密に推進されたことと評価されたし、今後もこれらの協力分野を中心に相互協力を強化、発展させることに合意した。

## ハ. 今後の計画

「KIPO-WIPO間の協力のための基本協定」という世界知識財産分野にあって中心軸であるWIPOと当庁の相互協力を強固にする基本枠組みと地位を占めることが期待されて、特に2004年からWIPOに設置されるKorea Trust Fund事業が施行されることによってFund事業を中心にした両者間の協力関係がより一層強化されるだろう。協力協定履行のための第3次実務会議は2005年に開催される予定だ。

5. APEC領域内での知識財産権分野協力強化

企画管理官室国際協力担当官室行政事務官 チョン・ドンヒョク

イ. 概要

アジア・太平洋経済協力体(APEC:Asia-Pacific Economic Cooperation)はアジアおよび太平洋沿岸国家の円滑な政策対話と協議を主目的に政府と民間が自発的に参与する“緩いフォーラム(Forum)”形態の協力体だ。

1989年に豪州キャンベラで開催された12ヶ国間の閣僚会議を始めに出帆して、1993年クリントン米国大統領の提案で米国シアトルで第一次首脳会議が開催されたし、2005年には我が国でAPEC首脳会議が開催される予定だ。これまでAPECは会員国が12ヶ国から21ヶ国に成長し、会員国を調べれば、大韓民国をはじめとして、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナムで形成されている。

APECは“開放的地域主義”を標榜しながら、アジア・太平洋地域経済共同体を徐々に達成して領域内の貿易・投資自由化および円滑化を推進して経済技術協力を通し、共同繁栄を追求するのを目標にしている。これは1994年のインドネシアでの‘ボゴール宣言’で明言され、大きく次の2種類の方向軸で整理される。最初は貿易と投資の円滑化および自由化(Trade and Investment Facilitation and Liberalization)だ。ボゴール(Bogor)宣言によれば先進産業国は2010年、開発途上国は2020年までに完全な貿易と投資の円滑化および自由化を実現するという目標を提示している。このために貿易投資委員会(Committee on Trade and Investme

nt)が設置されてその傘下にサービス、投資、知識財産権など11の小委員会が設置された。特許庁は私たちの政府内の知識財産権総括部署として11の小委員会中の知識財産権専門家グループ(IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group)会議に主導的に参与している。

二つ目は経済と技術協力(Economical and Technical Cooperation)だ。1994年のボゴール宣言を通し、APEC核心事業に位置するようになった経済・技術協力は先・後進国間の供与者・受恵者間の協力でなく、パートナー的な対等な関係で推進されていることが特徴であり、人的資源開発、海洋資源保存、農業技術など11の実務グループを通し、協力を推進している。

#### ロ. 2003年度当庁のAPEC協力

APEC内の知財権関連議論は領域内での知財権保護・執行に焦点を合わせていて、自発性、全員合意による決定方式で明確な成果物の導き出しが進まない中でPath finder方式と共に自発性に基づいた拘束的事業遂行が透明性基準の用意および光ディスク不法複製防止のための事業遂行などで繰り広げられている。

このような渦中にも当庁はもちろん我が国全体の立場で2003年は意味ある一年として評価できる。これまでの間のAPECを通した領域内の知財権関連協力を持続してきた結果、我が国が知財権専門家グループ(IPEG)の議長国に選任されて、2004年から2年任期の議長業務を遂行するようになったのである。当庁は2003年カナダ バンクーバーで開かれた第17次APECIPEGに参加して、第18次会議から議長国業務を担当する意志があることを伝達して会員国の全面的な支持を引き出した。議長国はIPEG内で議論される知財権関連議題に関して、議論を主導し会員国間の意見の違いの発生時に調整するなど重要な役割を遂行するので、我が国の立場を反

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

映するのにより有利になったと見られて、知財権先進国としての地位を向上する良い機会になることと判断される。

IPEGが共同で推進している共同実行計画(CAP)の側面でも注目するほどの成果を成し遂げた。2003年に第16次と第17次会议が各々ニュージーランドとカナダで開催したところ、我国代表団は最近APECを通し重要視されている知財権執行に関する議論に能動的に参加した。

特に当庁は‘IP運営改善のための協力’という議題の主導国で活動している。このために2002年度にすでに開発途上国の特許情報化支援プロジェクトの遂行に必要な25万ドルのTILF基金の使用を承認受けた。このプロジェクトはマッチングファンド形式で資金を用意して遂行されたことで、当庁が25万ドルの資金を負担して、合計50万ドル規模で推進された。その結果タイとペルーに対するISP(Information Strategic Plan)コンサルティングを実施したし、2004年にはベトナムに対し事業を実施する予定だ。この事業はAPEC領域内に我が国の優秀な情報化水準を知らせて、さらにひいては当庁のKIP0netシステムを輸出できる機会になることと判断される。

2003年に当庁が成し遂げた成果を土台に2004年からは今後2年間のIPEG議長業務を忠実に遂行していく計画であり、新しい議題開発努力に傾注して、APEC領域内の知財権議論の進展に寄与して国益を増進させるために継続努力していく計画だ。



## 6. 韓・中・日、3国間特許協力関係構築

企画管理官室国際協力課機械事務官 朴ヨンス

### イ. 3国庁長会談推進経緯

当庁は2000年に韓・中、韓・日特許庁長会議で韓・中・日3国間の特許協力関係の構築の必要性を強調し、3国特許庁長会議を提案した。

このような当庁の提案に対し中国と日本特許庁も同意して、2001. 8. 14 - 15、2日間にわたり、3国特許庁長会談開催のための3国実務会議が中国北京で開催され、同会議で3国庁長会談の具体的な日程と協議議題に対し合意した。

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

##### ロ. 第1, 2次会談の成果と意義

2001. 9. 11に日本で開催された第一次韓・中・日3国特許庁長会談は、何よりも3国特許庁長が最初に一ヶ所に集まり意見を交換したし、今後3国間の庁長会談を定例的に開催することによって東北アジア地域の特許協力の基盤を構築したという点で重要な意味を持つ。

第一次会談で3国特許庁長は出願人の便宜性を極大化する統一された特許制度の構築が3国の科学技術発展と経済交易促進に寄与するとの認識を共にして、3国庁長会議の定例的開催、常設実務協議体運営、共同専門家グループ構成そしてアセアン国家との協力体制構築に共同で努力することに意見の一致を見た。また3国特許庁はWTOおよびWIPO次元の知識財産権国際規範議論および形成過程で互いに緊密な協調体制を維持することにした。

第2次3国特許庁長会談は2002. 11. 25ソウルで開催された。同会議では第一次会議開催以後の協力事業の進行現況を確認して、新しい協力事業を発掘する形態で進行されたところ、電算分野の共同専門家グループの構成、特許審査分野に関する各国別業務協議窓口(contact point)の指定および関連資料と情報交換の推進、知識財産権創出、事業化を主題にしたセミナーの共同開催など新しい協力事業に対して3国が共同推進することに合意した。

第一次3国特許庁長会談が東北アジア地域の特許協力の出口を開いたことと評価されたなら、第2次3国特許庁長会談は3国間特許協力の基盤を作ったという点でその意味があると評価できるだろう。

## ハ. 第3次会談の成果と意義

2003年11月北京で開催された第3次3国特許庁長会談は3国間に実質的で可能な協力アジェンダを設定、推進する転機となった。韓国側が提案して合意した3国技術同意語辞典開発を始め、中国側が準備している3国共同ウェブサイト開発などが3次会談で合意したのである。この他にも3国はSARS等で延期になった3国セミナー共同開催をはじめとして、アセアン国家との協力摸索、3国間の優先権証明書類の電子的交換の推進など重要事項に対する合意が成し遂げられた。

短期的に実践可能で、具体的な成果を持ってこれて、3国間の信頼を増進するのに寄与できる共同プロジェクトを発掘した3次会談は、3国特許庁長会談が実質的な成果を創り出す段階に一步進んだことを見せたと評価できるだろう。

## ニ. 今後の推進計画

当庁は、私たちの出願人が東北アジア地域で、より容易に特許獲得が可能で、登録された権利が領域内で十分に保護されるように3国間特許協力を強化していくことであり、順次増加する特許出願に効果的に対応して、世界的に議論されている特許統一化の動きに対処するために、審査結果の相互交換など3国間で協力が可能な分野を摸索している。また、論争が激しくなっている国際知財権問題に対し3国間で共同対応できる部分を探索している。これまでの間の信頼構築を土台に、3国特許協力が建設的な結果を引き出せるように当庁はより一層努力していくだろう。

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

### 7. 主要国家との特許庁長会談の開催

企画管理官室国際協力課行政事務官 チャ・ヒョンニョル

両国間の特許庁長会談の開催は知識財産権の懸案事項に関して、効果的に議論できて、強力な推進力を持って事後措置が進行されるという点で外国との知識財産権協力業務の核心といえる。

2003年上半期にはサーズ(SARS)によって計画中の会談が延期になる状況が発生したにもかかわらず下半期を中心に当庁は両国間特許庁長会談を積極的に推進して、インド、インドネシア、豪州、カナダ、日本、中国などと両国庁長会談を開催して、実質的な両者協力関係の構築のために努力した。

まず、2003.8月にニューデリーとジャカルタで開催された韓・インドおよび韓・インドネシア特許庁長会では韓国特許庁がインドとインドネシアの国際出願に対するPCT国際調査機関および国際予備審査機関の役割をする内容の協定を締結することによって私たちの特許審査システムの優秀性の検証を受けて知識財産先進国としての地位を確固にする契機になった。また二国の特許行政情報化を支援して特許情報を相互交換するようにした。

特にインド特許庁とは特許行政情報化のための人的交流および伝統知識と遺伝資源の保護、発明振興分野で相互協力を強化していくことにしたし、インドネシアとはPCT分野の協力強化のための専門家派遣および情報化関連情報資料を相互交換するようにして浮上する東南アジア市場での知財権協力の踏み台を構築する大きい成果を上げた。

当庁では9月にジュネーブで開催された第39次WIPO総会での基調演説を通し、最近の私たちの知識財産活動を紹介することと共に豪州およびカナダと各々特許庁長会議をおこなった。韓・豪州特許庁長会議で両国は共同専門家会議を開催して行くことと商標分野専門家会議を発足することに合意して、両国間の審査結果の相互活用のための契機の用意に成功したし、初めて持つことになった韓・カナダ特許庁長会議では両国間の知財権分野の高位級会議を定例化して行くことに合意して、今後米州国家との知財権協力が実現される基礎を作った。

2003年11月には、中国北京では第9次韓・中特許庁長会議が開催された。日本に続き二番目に知財権協力が深刻化している中国と優先権証明書類を電子的に交換できるように合意することによって、国内出願人の便宜を増進するようになって、審査・審判官交流を活性化することに合意するのにもない両国知財権システムに対する信頼の向上は両国特許審査システムの向上を期待するようになった。特に中国は最近私たちの進出企業の知財権被侵害が頻発する国家であるために他国に比べて、両国間の特許庁長会議の意味が大きいと見られ、今後の知財権侵害防止のための共同セミナー開催など、私たちの知財権保護のための相互協力も議論された。

2003年12月に東京で開かれた第15次韓・日特許庁長会談では伝統的に緊密な相互信頼関係を再確認して知識財産権協力をより強化する契機になった。特に、今まで持続的に推進してきた先行技術共同調査、商標および意匠審査官会議、電算専門家会議の成果を再確認して

今後これをより一層拡大強化していくことにして両庁間の審査結果の相互活用を通じた知識財産権制度の統一化のための基盤をより一層強固にただけでな

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

く日本でハンゲル商標を審査する場合、発音と意味までも考慮するようにするのに合意することによって私たちのハンゲル商標がより一層強く保護されるようにしたという大きい意味を付与できる。さらに両国は優先権書類翻訳文提出義務を相互廃止していくということに合意して、今後両国民の特許出願の便宜を一層増進することにした。

今後も特許庁は各国との両者会談通じて、今までの協力関係の拡大でより進んで各国との協力の充実を期することによって私たちの国益拡大と知財権保護にも拍車を加えて行く見込みだ。

## 8. 産業財産権分野での南北交流協力推進

企画管理官室国際協力課機械事務官 朴ヨンス

### イ. 南・北間交流協力推進経過

南北は去る1991年‘南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書’（以下‘南北基本合意書’）を採択して、1992年に同合意書‘第3章南北交流・協力’の履行と遵守のための‘付属合意書’で産業財産権保護のための措置を取るよう合意した。

また、南北間経済協力が本格化された時点である2000年度に締結された‘南北間の投資保障に関する合意書’には知識財産権およびこれと類似の権利を投資資産の定義に含めることによって知識財産権保護のための土台を用意した状態だ。

合わせて、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など産業財産権関連国際条約にも同時に加入していて、産業財産権の相互出願および登録の可能性が保障されており、PCTを通した国際特許出願やマドリッドルートを通した国際商標出願が国際法上では可能な状態だ。

しかし、このような交流協力の根拠および我が方の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北側は南側の産業財産権出願や登録を許さないでいて、産業財産権当局間の公式的な交流もまた形成されないでいる。

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

### ロ. 交流協力基本方向

産業財産権分野の交流・協力は中・短期的に南北間経済協力推進の安全弁として機能するべきで、民族知識財産の保護に主眼点をおいて形成されなければならない。

合わせて、長期的には南北経済のバランスが取れている発展を追求できるように統一に備えた南北間の単一産業財産権制度の構築に力点をおいて推進されなければならない。

### ハ. 交流協力推進内容

知識財産権分野で南北間交流協力は‘南北基本合意書および付属合意書’内容の有効性を確認してこれに対する具体的な実践方案を模索するところから始まらなければならない。

当庁の場合、知識財産権分野の交流・協力活動事項を具体化した“南北間産業財産権保護に関する細部合意書(案)”をすでに用意していて、同細部合意書(案)に基づき、南北間の‘実務協議会’を構成して、知識財産権の交流協力事業および相互関心事項を段階的・徐々に推進する計画だ。

南北間の知識財産権分野の交流協力内容中で最も核心的な事項は特許・商標など産業財産権の相互出願・登録保障および保護問題だ。相互間の産業財産権の出願登録の保障を通じた保護が先決されてこそ、商品、サービス、技術および資本の自由な移動が形成されて、これを土台に南北間経済協力も活性化されるためだ。



次に、人的交流および特許情報・資料の交換を通し、南北間の知識財産権制度上の格差を解消して統一化を段階的に推進していった、相互間の知識と経験を共有できる機会を用意しなければならない。

これと共に、中・長期的に南北を連結してくれる特許コンピュータ・ネットワーク構築事業を推進する必要がある。相互関連するコンピュータ・ネットワーク構築を通し、出願人などに対する情報提供および出願・登録などの手続きに伴う時間と費用を短縮できて、知識財産権関連情報の円滑な流れは技術移転および新技術開発を促進できるだろう。

また、南北間の知識財産権分野の交流協力を通し、国際社会で提起されている知識財産権問題に対しての協調も模索できる。特に、南と北が協調してWIPOなどで議論されている国際的問題に対して共同対応したら、国際社会で韓国的位置づけはより一層強化されるだろう。

## 二. 今後の展望

私たちの政府は知識財産権問題を南北会談の議題に含めることを持続的に北側に要請して説得した結果、去る2003年12月に開催された南北経済協力制度実務協議会では産業財産権問題を継続的に議論していくことに合意した。

これは産業財産権問題が4回の経済協力制度実務協議会で最初に議論されたことで、今後産業財産権協力議題が活発に議論される端緒を用意したことといえる。

一方、北朝鮮は中国北京にトンガン科学技術諮問公社を設立、北朝鮮の特許商標業務を総括する海外総代行社に指定することによって北朝鮮を対象にする産業

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

財産権の国際出願に関心を見せていて、また北京に北側で出願する商標と特許の方式審査を担当する審査官を派遣して、外国人による国際出願の便宜を提供していることが分かっている。

当庁は開城(ケソン)公団などの大規模入居を控えて対北朝鮮投資協力事業の安全弁として、私たちの産業財産権の保護および相互出願登録許容のための南北産業財産権協力を推進中であって、近い将来南北当局間の産業財産権議題に対する議論が始まることを期待している。

### 第3節 知識財産権研究機能拡充

#### 1. 『知識財産権研究センター』運営

発明政策局発明政策課事務官 ペク・オンギ

##### イ. 運営現況

知識財産権に関連した国内外の紛争に対して効率的な対応方案を樹立して、国内外の知識財産権の動向および新知識財産権分野の関連問題に対する調査・研究を通し、政府および業界に対内外的知識財産戦略および政策樹立に寄与するために‘97.3.28発明振興法第31条(知的財産研究所)により、韓国発明振興会内に知識財産権研究センターが設立された。現在本研究センターは所長1人、常任研究員8人で構成されていて、専門的な研究遂行を助けるために知識財産分野専門家たちで構成された非常任研究員制度を運営していて、非常任研究員は教授、弁護士、弁理士、教師など80人に達する。

##### ロ. 研究実績

これまでの間の主要研究事業実績では「電子商取引関連技術の知識財産権保護方案研究」等の研究課題66件、「新知識財産権の国際的動向と私たちの保護方案」等の研究用役11件など合計77件の研究を遂行し報告書を作成したし、「知識財産権紛争と対応方案」等の学術セミナー15回、「技術革新と特許制度の相関関係」等のフォーラム4回などを開催して、「米国とインドの紛争に関するWTOパネル報告書」等の外国文献の調査・分析6件、その他知識財産権国際動向分析および判例分析100余件などを作成配布した。他にも知財権研究のインフラ構築のための事業

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

を展開して、知財権関連の国内外文献2200余件のデータベースを構築して、一般に提供している。

##### ハ. 主要内容

知識財産が国富の源泉として登場して、米国とヨーロッパを中心に技術覇権主義が日増しに強まることによって知財権分野に対する研究が重要になっている。このような認識下に特許庁は知財権研究センターの機能を再確立して民間と関連できる新しい枠組みを用意するための努力にまい進している。

まず研究センターの機能を研究、情報の提供、国際協力、コンサルティングなどで分けて、研究センターが知識財産分野で理論的、政策的に対応できるようにする体制を用意した。

特に米国、日本、EUなど主要国の知財権分野情報動向を調査・分析して、週刊でIP Lookを製作して、On-line上で各界に提供するIP情報サービス提供事業を展開している。

また、知財権分野研究遂行にあって民間が要求する課題を発掘して、研究を遂行することによって民間の知財権分野対応能力および発展方向を提示しようと計画している。これと関連して、まず、主要問題に対して学界、業界、政府と一緒に知財権フォーラムを開催して、関連分野で専門家たちの意見を聞いて討論する知識財産権関連機関間連帯構築を積極的に推進中にある。

## 二. 今後の推進方向

知識財産分野の専門家が不足した国内の現実下で、主要政策の開発など多くの研究実績を成し遂げたにもかかわらず、遂行機能の狭小、低い認知度など多くの問題点を表している、これを解決するために研究実績の改善および研究センターの認知度向上方案など改善方案を用意しようと思う。

まず知識財産権研究の活性化のための知財権文献・判例DBシステムを構築して、地方にある学者など国内知財権を研究する学者に情報接近性を容易にして、研究資源を効率的に管理して活用できる体制を構築するだけでなく、また、知識財産権研究センターの研究機能を拡大推進するために日本・米国・ヨーロッパなどの海外知識財産権研究機関との研究員派遣勤務、国際学術セミナー開催など交流活性化を推進して、民間企業の知識財産権研究センターに人材派遣も推進する計画だ。

最後に知財権研究センターの長期発展方案を用意して、韓国発明振興会の所属部署から付設機関化および独立法人化を推進する計画だ。

第4章 知識財産分野の国際協力強化

<表Ⅱ-4-2>最近3年間知識財産権研究センターの研究報告書目録

年度	研究報告書の題名
2003年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知財権関連DDA交渉議題に対する研究</li> <li>○大学技術移転専担組織の発展戦略</li> <li>○国家技術情報分析事業の相互比較を通じた補完方案および特許技術情報分析事業の中長期発展方向に関する研究</li> <li>○不正競争防止および営業秘密保護法改正方向および代案</li> <li>○PCT条約改革（案）に関する研究</li> <li>○意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーブ法加入のための検討</li> <li>○実用新案先登録制度長期発展方案</li> <li>○オンライン上でのBM特許侵害保護方案に関する研究</li> <li>○女性の知識財産権活用実態および活性化方案研究</li> <li>○韓国の国家知識財産権戦略</li> <li>○北米の知識財産権政策に関する研究-米国を中心に</li> <li>○アジアの知識財産権政策に対する研究 - 日本の中心に</li> <li>○ヨーロッパの知識財産権政策に関する研究</li> <li>○北朝鮮の知識財産権制度に対する研究</li> </ul>
2002年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要国の手数料体系および現況分析</li> <li>○知識財産インフラ (Infra) 構築方案</li> <li>○先進国職務発明制度研究</li> <li>○形態模倣(デッドコピー)防止制度の研究</li> <li>○特許技術移転活性化方案</li> <li>○Graphic Symbolなど物品性を欠いたデザインの保護方案</li> <li>○包括名称導入方案検討および導入時商標制度に及ぼす影響分析</li> <li>○特許実体法条約 (SPLT) 内主要争点研究-新規性擬制、先行技術、特許対象などを中心に-</li> <li>○人間幹細胞 (Embryonic Stem Cell) の特許保護問題に関する研究</li> <li>○特許権存続期間延長登録制度に関する外国の例および製薬産業に及ぼす影響研究</li> <li>○インターネット技術発展にともなうコンピュータ プログラムの知識財産権保護方案</li> <li>○知識財産権の委託管理に関する研究</li> <li>○産業財産権に対する国内・外重要判例分析・整理-米国、日本を中心に</li> <li>○海外国家別知識財産権法令および制度分析・紹介-米国、中国を中心に</li> <li>○国内・外IP資料ListのData Base災い-主要3ヶ国を中心に-</li> <li>○国際特許紛争現況および対応戦略</li> <li>○知識財産権教育および研修プログラムの活性化方案</li> </ul>
2001年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2002年度特許管理特別会計歳入推計</li> <li>○特許法条約 (PLT) 反映のための特許法改正案検討</li> <li>○証明標章制度の導入にともなう問題点および導入方案</li> <li>○弁理士制度改善方案研究</li> <li>○審決取消訴訟関連特許審判院と特許法院間の業務協力方案研究</li> <li>○国有特許の効率的な管理方案</li> <li>○米国の知識財産権交渉戦略と韓国政府の対応方案</li> <li>○電子商取引時代の商標紛争および裁判管轄に関する研究</li> <li>○主要国の発明振興施策比較・研究</li> <li>○発明活動の底辺拡大のための階層別発明活動活性化方案研究</li> <li>○生命工学 (Biotechnology) 時代の植物特許改善方案研究</li> <li>○医療発明の法的保護</li> <li>○職務発明ハンドブック</li> </ul>

## 2. 知識財産権海外情報動向資料収集・発刊

発明政策局発明政策課事務官 ペク・オンギ

特許行政のThink Tankとして急変する知財権動向を迅速に把握して、対応方案を樹立できるように知財権分野に関する情報を収集、分析して、普及するIP Look普及事業を知財権研究センターを中心に進行してきている。

このために知財権研究センター研究員は海外研究報告書、ジャーナルなど各種資料を検索して、米国、日本、EUなどで繰り広げられている知識財産権分野の政策および紛争事例を主要問題別にブリーフィング形式の資料で作成し、毎週提供している。特に毎週研究員が一週間の調査・分析した資料を土台に主要問題に対して討論する課程を経る。

現在このようなIP情報動向調査結果は電子メールと知財権研究センターインターネット ホームページを通し、特許庁および業界など民間の部分に提供されている。

2002年に現在の週刊知財権海外動向情報(Weekly IP Look)の形式で始めた後、100余回作成された報告書に含まれた約1000余件の情報は米国、ヨーロッパ、日本など主要国家の知財権関連国家戦略および政策動向、知財権関連主要統計、知財権判例と各国主要企業の知財権関連紛争事例および統計などを収集分析してWTO、WIPOなどの国際機構次元での知財権関連国家間の議論動向および結果等の資料を主要問題別に重点的な観察と分析を通し、情報を収集蓄積してきた。またアセア

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

ン国家および開発途上国の知財権関連主要情報なども収集分類してきた。

このような情報中で継続的な関心を持って収集されている主要国家別、問題別に代表的な重要情報を例示すれば次のとおりである。

- 米国
  - ・米国特許庁21世紀特許政策戦略
  - ・米国商務部および貿易委員会の通常関連知財権戦略
  - ・CFCAの知財権関連主要判例
  - ・ヨーロッパ, アジア南米帝国などとのFTA交渉に現れた米国政府の知財権関連立場
  - ・紛争事例の検討を通じたIT、BT、医薬品関連米国主要企業らの知財権運営戦略
  
- 日本
  - ・知識財産戦略大綱関連日本政府の国家戦略樹立課程および内容
  - ・国際通常関連知財権保護問題
  - ・日本企業の知財権関連戦略および政策
  
- ヨーロッパ
  - ・EU次元の知財権法制度統一化動き
  - ・科学技術革新と知財権制度の運営
  - ・コンピュータ ソフトウェア特許認定可否議論
  
- アジア
  - ・中国の知財権制度発展および現況
  - ・その他Asean国家の知財権関連発展努力
  
- 国際機構
  - ・WTO Doha開発議題関連知財権分野議論動向
  - ・WTO/WHOなどで議論される医薬品関連知財権分野の議論
  - ・WIPOで議論中である知財権関連国際条約の議論動向



### 3. 知識財産権関連シンポジウム開催

国際特許研修部学事課行政事務官 キム・テミョン

#### イ. 韓国の知識財産権制度に関する国際研修実施

国際特許研修部では2003. 6. 19から7. 2まで2週にわたり、韓国国際協力団(KOICA: Korea International Cooperation Agency)の後援でウクライナ、ベトナム、ナミビアなど12ヶ国20人の開発途上国知財権関連公務員たちを対象に韓国の知財権制度を紹介する『韓国の知財権制度課程』を開催した。

現在、我が国の産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)出願件数は毎年約30万件で世界で五指の中に選ばれて、特許庁の電子出願システム(KIPO-Net)は、やはり世界最高水準と認められて、このシステムに対して、台湾・フィリピン・ベトナムなどに技術コンサルティングを実施するなど知財権分野で韓国はすでに先進国水準に来ている。

今回の国際研修課程はこのような韓国の先進知財権システムを開発途上国公務員に紹介して知識財産権制度の最近の動向、特許情報の活用方法などに対する講義と討論を併行することによって韓国の知財権に対する理解を増進させたし、他にも韓国の産業現場の見学および文化遺跡地探訪などを通し、世界各国の参加者に韓国を思いどおりに知らせられる機会を用意した。

これまで我が国の経済規模と国際的地位が高まったにもかかわらず、いまだに世界各国の多くの国では韓国に対する理解が不足して韓国の発展の姿を思いどおりに分からずにいる。参加者は今回のセミナー期間中にSK精油所・浦項製鉄・現

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

代自動車などの韓国の企業体の生産現場を見学して慶州(キョンジュ)など文化遺跡地を探訪することによって発展した韓国経済と私たちの文化に対する理解の幅をひろめる機会を持ったし、また、小グループ別に韓国家庭を訪問するホームビジティング(Home-Visiting)・既存の市場訪問などを通し、韓国人の家庭生活・経済生活像を皮膚で感じる事ができた。

この過程は1987年から続いた課程で、次のような効果を期待している。まず、2週間にわたった韓国生活を通し、相互親睦を図ってお互いの情報を交換することによって参加国間の友好と協力を増進できたし、特に、“韓国を正しく思いどおりに知らせること”の効果と開発途上国公務員に韓国の知財権制度と韓国文化に対する理解増進を通し、韓国に対する開発途上国の友好的な知財権投資環境を造成できる雰囲気造成、そしてこれを通じて、韓国企業の開発途上国進出活性化と開発途上国進出韓国企業の知財権保護に連結することによって国家経済発展に基礎になれることと判断される。

#### ロ. アジア・太平洋地域知識財産権教育担当者国際セミナー開催

国際特許研修部では2003. 9. 2から9. 5まで4日間、世界知的財産権機構(WIPO、World Intellectual Property Organization)と共同でアジア・太平洋地域開発途上国の知財権教育担当者を対象にする国際セミナーを開催した。このセミナーには中国・インド・タイ・ベトナムなど23ヶ国の知財権教育担当者とWIPO関係者を含む合計50人が参加した。

今回のセミナーを通し、各国の知財権教育担当者は効率的な知財権教育方法に対する各国の多様な経験を互いに共有して、電子商取引・BM特許・遺伝資源など

の最新問題に対する多様な情報と知識を習得したし、これを土台に知財権分野での国際的感覚をひろめられる機会を持った。特許庁としてはセミナー参加者たちに特許ネット(KIPO-NET)試演を初め、中央科学館・電子通信研究院などの見学を通し、韓国の知財権制度の優秀性と発明文化をアジア・太平洋地域に広く知らしめる機会になった。

今回のセミナーは‘01年と‘02年に続き今年にも引続き韓国で開催されたことで、国際特許研修部はこれを通じてアジア・太平洋地域の中核的知財権教育機関としての地位を確固にする一方、アジア・太平洋地域の様々な国家との知財権分野の協力事業拡大と友好増進および情報交流に大きく寄与したと評価される。

#### ハ. WIPOアジア・太平洋地域知財権学術セミナー開催

国際特許研修部では2003. 12. 17から12. 19までの3日間、世界知識財産権機構(WIPO、World Intellectual Property Organization)と共同でアジア・太平洋地域国家の知財権専門家たちを招請して『知識財産管理におけるライセンスの積極的活用方案』という主題で国際学術セミナーを開催した。このセミナーには中国・インド・イラン・フィジー・パプアニューギニアなどアジア・太平洋地域の20の開発途上国の知財権専門家と韓国出身のWIPO高位法務官ミン・ウンジュ博士、国内の企業・研究所・大学などの知財権関連従事者など合計39人が参加した。

今回のセミナーには国際ライセンス協会(LESI)のライセンス専門家ウィルリ・マンフリー(Mr. Willy Manfroy、米国)・国際ベンチャーキャピタル専門

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

家ヘリアンティ・ヒルマン(Ms. Helianti Hilman、インドネシア)・韓国特許庁出身米国弁護士ホ・サンム氏・特許庁アン・ミジョン博士など国内外の知財権ライセンス専門家たちが参加して、技術ライセンスの成功技法・技術ライセンス契約締結要領・技術産業でのコンソーシアム ライセンスと特許プール活用方法・商標権ライセンス契約書の主要要素・音盤複製分野にあつての著作権ライセンス契約締結技法など企業・研究所および大学で開発した技術を外国または他の企業にロイヤリティーを受けて移転したり外国または他の企業から技術を導入する時に必要な重要な知識と情報を交換した。

## 第4節 知識財産権専門家養成プログラム運営

### 1. WIPOなど国際機構および主要国家に職員派遣拡大

企画管理官室国際協力課農業書記官 ソ・ウルス

#### イ. 職員派遣必要性

現在海外公館に経済、産業、労働など多くの分野の専門駐在官が派遣されて、該当分野に専門性を持つ外交活動を展開しているが、まだ知識財產業務を専担する駐在官は多くない。知識基盤を中心に世界経済秩序が再編されていて国家間の取引にも知識財産分野が主要懸案に浮び上がることによって主要国の海外公館に知識財産を専担する駐在官の派遣必要性がより一層高まっている。

また、WIPOは知識財産分野のUN専門機構として同機構には約82ヶ国出身900人余りが勤めているが、我が国出身職員の数はきわめて制限されていることが現実だ。したがって、我が国の立場を円滑に陳述して、高級情報を適時に入手して、関連専門家を養成するために同機構に特許庁職員の派遣拡大が必要だ。

#### ロ. 職員派遣現況

2003年末現在、特許庁は駐ジュネーブ代表部、駐EU代表部および駐米大使館に特許官を派遣していて、日本特許庁傘下日本発明協会に課長級職員を派遣している。また、WIPOにはわが国の資金で中小企業関連部署に1人、PCT電子出願関連部署に1人を進出させて勤めさせていて、PCT方式審査官1人は永久就職の形態で勤めている。特に2003年度には当庁出身職員1人がPCT戦略企画局に正式職員(P4級)と

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

して最初の進出をした。

### ハ. 職員派遣拡大方案

特許庁は韓国企業の知識財産権を保護するための現地サービス提供を強化するために、韓国企業の知識財産権侵害が頻発した中国などの国家に追加で特許官を派遣できるように努力する計画だ。また、知識財産分野UN専門機構であるWIPOに進出する私たちの特許庁職員を増やすために適材適所の専門家を選抜、育成して、正式職員として就職するのを積極的に推進する一方、我が国の資金を土台にする職員進出も拡大していく予定だ。

## 2. 審査官および審判官海外訓練実施

企画管理官室国際協力課行政事務官キム・ジョンギョン

私たちの特許庁が特許協力条約(PCT)による国際調査・国際予備審査機関(ISA/IPEA)業務を遂行(1999. 12月)するようになって商標法条約(TLT、2002. 11月加入)、標章の国際登録に関するマドリッド議定書加入(2003. 1月)等一連の国際条約加入により審査、審判の国際化が必要になっただけでなく、遺伝工学、ナノ技術、情報通信など新技術分野の特許出願が増加するのにもとないこれに備えた審査官および審判官の専門性向上が大きい問題になった。

これに対し当庁はUSPTO、EPOなど先進国の知識財産権研修プログラムへの出席、先行技術共同調査事業支援、実務部署推薦課題、主要国との審査官交流など多様な形態の審査官および審判官海外訓練事業を2003年にも推進した。合計242百万ウォンの事業費を確保して、合計21回69人に対して訓練を実施したが主要訓練国家

は米国、日本、英国、フランス、スペイン、イタリア、スイス、オーストリア、中国、EPO、OHIMなどであったし、WIPOセミナーにも参加した。

## 第5節 海外進出企業の知識財産権保護

企画管理官室国際協力課行政事務官 チョン・インシク

### 1. 海外知識財産権保護必要性

世界経済が世界貿易機構(WTO)体制で再編され、商品およびサービスに続き知識財産権が主要な交易要素として位置しつつある。

米国、ヨーロッパ、日本など先進国は知識財産権を貿易と連係させて、海外投資指針として活用して、知識財産権侵害が激しい国家には通商圧力を行使することによって自国企業の国際競争力および企業利益を極大化している。

過去、我が国も例外ではなくて、これら先進国から知識財産権侵害と関連した多くの通商圧力を受けたし、知識財産権侵害国家という汚名を得たりもしていた。

しかし、最近では私たちの企業の技術力が高まることによって、中国などの開発途上国家で私たちの企業の知識財産権侵害事例が急激に増加していて、企業の国際競争力確保に障害要因として作用している。

特に中小企業の場合、海外で知識財産権の侵害が発生する場合、知財権専門担当者の不足と訴訟時の多くの費用に耐えられず、対応が無策であり、侵害にあっている。

したがって、海外の私たちの企業の国際的な公信力と私たちの製品に対する評判維持および販売収益率確保など国際競争力向上の側面で海外での私たちの企業



の知識財産権保護は重要な問題になっている。

## 2. 海外知識財産権侵害現況

海外に進出した私たちの企業の知識財産権侵害事例が増加している理由は、我が国の経済規模が世界13位を記録していることに見られるように、高い技術力を土台に世界市場で私たちの商品の国際的認知度が高まって海外投資もまた増加しているためだ。

最近6-7年の間、特許庁実態調査により把握された海外の私たちの企業の知識財産権被侵害件数は253件で、侵害事例を地域別に分けてみれば、中国などアジア地域が全体侵害件数の54.5%以上を占めていて、最近では開発途上国で製造された模造品が米国、ヨーロッパなど先進国に輸出されて流通する事例も把握している。

〈表Ⅱ-4-3〉地域別被侵害現況(～2003)

地域別	アジア オセアニア	アフリカ	北米	中南米	ヨーロッ パ	その他	計
件数	139	17	21	28	43	5	253

この中で特に商標権に対する侵害が半分以上を占めていて、会社のイメージや商品の品質、出处などを表示する商標権の保護管理に困難があることを直接的に見せている。

第4章 知識財産分野の国際協力強化

<表Ⅱ-4-4>権利別被侵害現況(～2003)

権利別	特許・実用 新案	意匠	商標	その他	計
件数	63	15	159	16	253

\* その他は営業秘密とドメインネーム、財産的価値がある無体財産およびライセンス関連内容を含む

海外知識財産権被侵害事例を類型別に見れば、41%が登録された権利に対する侵害であり、現地人の無断先出願・登録および未登録の権利に対する模造品流通による被害が46%を占めている。このような数値を見る時、知識財産に対する出願・登録を疎かにする場合、その侵害の頻度が大きくなると見られる。

<表Ⅱ-4-5>類型別被侵害現況(～2003)

類型別	現地人の無断先出願・登録(類似含む)	登録権利に対する模造品(類似商品付着など)流通	未登録の権利に対する模造品流通	その他	計
件数	60	104	57	32	253

\* その他はドメインネーム、ライセンスおよび訴えを受けた場合を含む

しかし、上で把握された数値にもかかわらず、実際には企業の内部情報という理由で実態調査で明らかにならない事例がさらに多いと分析されていて問題の深刻性を付加している。

### 3. 『海外知識財産権保護センター』の運営

特許庁では私たちの企業が知識財産権と関連して、海外で経験している隘路事項に対して相談、法律諮問および通商交渉を通じた外交的支援などを提供するために過去‘97年から「海外知識財産権保護センター」を設置・運営している。

同センターの機能は海外での知財権侵害事件に対する申告受付あるいは実態調査により把握された隘路事項に対して各種資料提供および弁理士、弁護士、教授などで構成された法律諮問団で専門的な相談を支援するのだ。

海外知財権保護センターに受け取られた侵害事例の中で(株)ウンソンデベロップメントの場合は、まつげ成形具である‘アイカール’の模倣品が米国・日本などの地で輸入・流通したことについて、関係部署の協調を得て、両者間の貿易実務会談などで該当国家に同懸案の調査を要請したし、諮問法曹人団を活用した無料法律諮問、各種資料などを提供した。

(株)韓国人参公社の‘正官庄’商標紛争や(株)東洋製菓の‘チョコパイ’商標紛争などでは関係部署の協調を得て、特許庁長名の協調要請書信を伝達するなどの対応措置を通し、‘チョコパイ’の場合ベトナム企業の商標登録無効審判に対して原告敗訴判決を受け取ることによって商標権を維持して、‘正官庄’紛争件の場合、香港(‘97)と中国工商行政管理局商標評審委員会から2001. 10月勝訴判決を受けて、すでに商標権を回収して出願状態にある。

また、靴墨生産業体である(株)マルピヨ産業が同社の商標である‘MALPYO’と関連したベトナム内商標権紛争(先登録商標取消審判)で2003年3月勝訴決定を受けて、商標権を回収した。

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

しかし、建物外装材であるプラスチック パネルを生産・輸出する（株）テミョン産業の中国内商標権侵害事件の場合、去る2002年から今年上半期まで商標高位級会談と現地の韓国の公館を通じた関係機関訪問、経緯調査などを通し、積極的に対応したが、同企業が短期的な収益にだけ執着して、訴訟などの手続きの進行時期をのがすことによって対応に失敗した事例だ。

以外にも申告接受された紛争事件の懸案別に両者間の貿易実務会談、経済共同委員会などを通し、これに対する具体的な資料を提示して該当国家関係当局の協調を要請している。また海外知財権紛争の効果的な事前予防のために広報冊子とプロシヨなどを発刊して、関連業者に伝達したし、特許庁長会談時に現地進出業者との懇談会などを通し、知財権保護の必要性および対処要領などに対して積極的な指導および広報を繰り広げている。

## 第6節 情報化分野の国際的役割増大および多者協力拡大

### 1. 特許ネット技術移転のための多者協力推進

情報企画官室情報企画課機械事務官 キム・イルギョ

#### イ. 必要性

特許ネット技術移転事業は当庁のKIP0net技術の普及を通し、知財権行政情報化分野で技術標準の主導権を確保して多者次元の支持基盤確保および開発途上国との戦略的パートナー関係を形成することによって国際社会で国益優先の多者関係形成のための前哨基地を構築してこれとともに民間SI企業の海外市場進出を支援するのにその意味がある。

#### ロ. 推進経過および成果

特許庁は2000年末から政府部署としては最初に自社開発した電算システム(KIP0netシステム)を海外に輸出するために中南米および東南アジア国家を対象にマーケティング活動を推進してきた。2001年のブラジルをはじめとする中国、マレーシア、インドなどの様々な開発途上国の特許庁から当庁の特許ネットシステムに対するベンチマーキング活動が形成されたし、同じ年の11月にはAPECTILF基金のUS 23万ドルを活用して“APEC知財権行政IT国際シンポジウム”を開催して、APEC領域内の先進/開発途上国間のデジタル格差に対する緩和策の用意と特許行政の自動化システムに対する重要性を再認識させる場を作り、特許ネットシステムを広報する機会を持ったりもした。

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

また、特許庁は2002年3月に香港で開催された第14次APECIPEG(知財権専門家グループ)会議でAPEC領域内の15の開発途上国を対象に知財権法制、審査実務および情報技術環境などの分析結果を土台にAPEC開発途上国をグルーピングして、各グループ別特許庁電算システム設計、開発および管理のための情報戦略計画(ISP)樹立を支援するための“APEC情報化技術協力3ヶ年プロジェクト”を提案した。

これに対する領域内の会員国の深い関心と支持の結果で、同事業が‘1次優先事業’に採択されて、7月のBMC(予算運営委員会)で合計92事業中で最大規模の事業で最終承認された。当庁の技術支援を希望した国家らの中でパプアニューギニア特許庁とフィリピン特許庁に対して2002年5月と11月に各々情報化技術コンサルティング事業を遂行した。

特に、台湾特許庁は当庁の特許ネットシステムに対する積極的なベンチマーキング意志を受け入れて、10月と12月、二度にわたり、韓・台湾情報化分野技術協力会議を開催した。またAPEC基金を活用して、2003年6月と9月にタイ特許庁およびペルー特許庁に情報化技術コンサルティングサービスを提供したし、2004年4月にはベトナム特許庁を対象に同コンサルティング事業を遂行した。

このような結実は特許庁が推進してきた多者次元の知財権行政情報化支援事業の結果として、これまでの間、APEC知財権分野協力活動においてわが政府の積極的な役割遂行に対する会員国の高い評価を反映したことであり、ワールドカップ以後“IT(Information Technology)強国Korea”のイメージ向上と、今後の我が国の経済成長の原動力になるSI(System Integration)産業の海外市場進出の可能性を確保できる契機になることと期待される。

## ハ. 今後の計画

今後APEC会員国を対象に提供した技術コンサルティング事業をWIPO会員国を対象に拡大する計画であり、また現在開発運営中の特許ネットPCT電子出願受付システムをモデルとしてPCT電子出願受付システムをWIPOと共同で開発し、開発途上国に普及して、開発途上国内の電子出願の活性化を支援してこれを対開発途上国技術移転事業および民間SI企業海外進出の機会として活用する一方、私たちに有利な方向で知財権行政情報化分野の関連国際標準が定立されるように外交力量を発揮できる契機にするだろう。

## 第4章 知識財産分野の国際協力強化

### 2. 主要国特許庁と情報化協力強化

情報企画官室情報企画課電算事務官 イ・ビョンヨブ

#### イ. 必要性

3極(米国、ヨーロッパ、日本)特許庁技術会議に対応する多者間の技術協議体を用意するために中位圏特許庁間の協力強化の必要性が切実に要求されている。また、WIPO標準の制・改定主導のために、国家別の特性に合って差別化された両者関係の構築と特許ネットの対外技術移転など効果的な知財権情報化分野の多者事業展開および対国民サービスの持続的な改善のために知財権情報化戦略および情報技術の相互交換の次元で主要先進特許庁との両者協力は持続的に推進されなければならない。

#### ロ. 推進経過および成果

##### 1) 韓・中・日3国特許庁間情報化分野協力強化

3国は2003年8月中国北京で開催された韓・中・日情報化専門家グループ会議を通し、3国間の情報化分野に対して専門家運営方案、各庁の自動化システム現況および開発計画情報を交換したし、また優先権書類の電子的交換など国際的問題事項に対し議論して共同対応することに合意した。これで、3国特許庁は特許行政電算化現況および経験に対する情報と意見交換を通し、情報化分野協力をより強化するようになった。このような努力は今後東北アジア時代を準備して領域内特許庁間の実質的な協力の基礎を用意するという点で重要な意味がある。



## 2) 韓・日特許庁間情報化協力強化

韓・日両特許庁は2003年7月に東京で開催された第6次韓・日電算専門家会議で両庁間の情報化現況に対する情報交換、両庁間検索データベース相互交換のための日程を協議したし、日本のAIPN(Asian Intellectual Property Network:アジア知財権ネットワーク)運営関連の相互協力方案を議論した。また2002年8月から施行されている韓・日ネットワークを利用した優先権証明書類の電子的交換の安定的運営のための実質的な協力方案を議論した。

これを契機として、情報化分野の実質的な技術協力が形成されていて、優先権証明書類のオンライン交換の持続とともに、両庁間の特許・実用および意匠検索データを電子的媒体を通して交換可能になり、当庁の審査・審判時により一層水準高い先行技術調査を遂行できることと期待される。

## 3) 韓・ヨーロッパ特許庁間情報化協力強化

2003年5月にオランダ、ヘーグで開催された韓・EPO電算専門家会議で両庁は特許資料分野、自動化分野および特許情報などに対する相互関心事項を議論した。これで、東北アジア3国以外にヨーロッパ特許庁間の情報化分野協力を通し、国際協力拡大の基礎を用意した。

## 4) 韓・中特許庁間情報化協力強化

2003年8月に北京で開催された韓・中電算専門家会議を通し、両庁間の優先権証明書類の電子的交換の必要性を相互認識して交換方法および時期などに対し実務者間協議推進を合意した。また当庁が推進しているAPECISP(Information Strategic Plan)技術コンサルティングに関心を表明して当庁を積極的に支援することに合意した。

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

##### ハ. 今後の計画

〈表Ⅱ-4-6〉主要国特許庁との今後の計画

区分	日程 (2004年)	主要議論課題
韓/JPO	9月	○制7次韓・日電算専門家会議開催
韓/EPO	9月	○韓・EPO電算専門家会議開催
韓/豪州	10月	○優先権書類の電子的交換推進予定 ○第3次韓/豪州特許庁間電算専門家会議
韓/中	10月	○韓・中電算専門家会議開催 ○優先権証明書類電子的交換実施準備
韓/中/日	10月	○韓・中・日電算分野共同専門家グループ構成および 協力分野議論

### 3. 知識財産権情報化技術標準制定参与

情報企画官室情報企画課機械事務官 李ビョンジェ

#### イ. 必要性

知財権行政の情報化および速い情報技術の発達で既存WIPO技術標準の制・改定が活発に進行していて、標準の変更は既存情報システムに多大な影響を及ぼすだけに国家間の技術標準の主導権競争がより一層深刻化している。

当庁は先進知財権情報化システムである特許ネット システムの開発・運営経験を土台に情報技術常設委員会(SCIT)活動を通じたWIPO標準制/改定に主導的に参与することと同時に3国および主要国特許庁との両者協力を通し、知財権情報化国

際標準制/改定活動を強化して、特許ネット標準の国際化および特許ネット システムとWIPO情報システム間互換性を確保しようとする。

## ロ. 推進経過および成果

WIPO情報化分野の国際標準化活動はWIPO情報技術常設委員会(SCIT)を中心に形成されて、SCIT傘下には2つの実務グループである標準・文書化実務グループ(SD WG)と、情報化プロジェクト実務グループ(ITPWG)が活動中だ。標準化活動はSCIT傘下SDWG活動中心に形成されるが、‘特許ネット対外技術移転事業’を通じても特許ネット標準の国際化を達成できるように努力中だ。特に、WIPO技術標準制定に積極的に参加および特許ネットとWIPOシステム間互換性確保のためにWIPO内に当庁電算専門家を派遣している。

### 1) 2003年情報技術常設委員会(SCIT)活動

当庁はSDWGで運営する‘世界単一優先権番号表記’標準など6分野のタスクフォースに積極的に参加することによって国際標準化活動に対する寄与だけでなく当庁標準の世界化に努力している。その結果として‘世界単一優先権番号表記’標準と関連したST. 10/C標準改正議論時に我国標準を積極検討することによって‘公開番号体系’に続きまた一つの我国の標準が国際化される契機を用意した。

また我国がリーダーを受け持っている‘商標関連標準改正タスクフォース’では商標標準の根幹になるXML標準案および標章の図形要素関連標準案制定のためにe-forumを通し、活発に活動していて、標準議論の初期段階から商標標準タスクのリーダー任務を遂行することによって今後関の連標準議論に主導権を確保するようになった。

#### 第4章 知識財産分野の国際協力強化

##### 2) 韓・WIPOマドリッド(Madrid)電算化分野協議

韓・WIPO間のテスト用資料交換および電子文書交換に関する合意文締結で、'04年3月のマドリッド システム開通時にWIPOとマドリッド議定書上の商標国際出願を電子的に交換する計画であり、またマドリッド システム開通後にマドリッド電算システム(MECA)の使用者会議に参加して、我国の立場および要求事項を積極的に陳述していく計画にある。

##### 3) 韓・WIPO間PCT電算化分野協議

当庁は国内出願人に対するPCT電子出願施行のためにWIPOと協力会議を開催した。2003年10月にスイス、ジュネーブ(WIPO本部)でPCT明細書作成機(PCT-SAFE-Editor)にハングル明細書の作成技能追加のための共同テストを進行したし、ハングル明細書作成に必要なハングル フォントをWIPOに提供して、ライセンス紛争を事前に予防した。また、PCT出願書作成機(PCT-SAFE)に当庁と関連した内容が反映されるようにしてWIPO電子出願施行に合わせて、当庁にも電子出願が可能になることによって国内出願人の便宜増進に寄与した。

## ハ. 今後の計画

当庁は持続的なSCIT活動を通しWIPO標準制/改定に寄与することと同時に特許ネット システムとWIPOシステム間の互換性確保のためにWIPO内に当庁電算専門家の持続的派遣などWIPO情報化プロジェクトに主導的に参与しようとする。

<表 2-4-7>情報化技術標準のための今後の計画

日時(2004年)	推進内容
1月	○第4次SCIT/SDWG会の出席
2月	○第8次SCIT総会出席
3月	○WIPO標準ハンゲル翻訳
6月	○商標関連XML標準案用意
10月	○標章の図形要素関連質問案用意
11月	○第5次SCIT/SDWG会の出席 ○第8次MECA使用者会議出席

## 第5章 特許顧客感動行政の具現

### 第1節 民願人の便宜性向上

出願課書記官 チョ・クキョン

#### 1. 総合民願室の機能強化

特許顧客に最大限の満足したサービスを提供するためには特許行政に対する民願の提起方式が過去の郵便、直接訪問などから電話、オンライン(On-Line)、インターネットなど情報通信網を利用した方法へと多様に変化しているという現実を直視して、これに合う多様な方式のサービス提供方案を用意しなければならないという点だ。特許庁ではこのような社会条件の変化に相応して、より積極的な民願サービスを提供するため多様な顧客感動サービスの施策を用意して推進した。

##### イ. 「産業財産権出願案内後見人制度」の導入施行

産業財産権の出願業務は出願事前手続き、出願検索、出願書作成、出願書提出などの様々な段階を経なければならなくて、そのそれぞれの手続きを進行することにも関連書類を正確に作成・提出しなければならないなど老弱者や障害者などが代理人の助けなしで出願手続き全過程を直接進行するには様々な困難があった。特許庁ではこのような出願人が出願課程で助けを受けられるように「産業財産権出願案内後見人制度」を導入して、2003. 6. 10から本格的に施行するようになった。

産業財産権出願案内後見人は産業財産権業務全般に経験が多い総合民願室および特許庁ソウル事務所の専門相談官6人と特許顧客コールセンターの専担相談員

7人を含んだ合計13人で構成されて、特許庁総合民願室または特許庁ソウル事務所を訪問する障害者、老弱者、年少者、国家有功者とその遺族および家族の中で弁理士などの代理人の助けなしでは出願するのに困難を経験する方の補助の要請がある場合、出願手続き進行上のすべての過程で諮問、相談および詳細案内などのサービスをワンストップ(One-Stop)で提供するようになる。ただし、電話、インターネットなど非訪問出願人の場合には特許顧客コールセンターの専門相談員が出願案内後見人の役割を担当するようになる。

特許庁は今回の産業財産権出願案内後見人制度の導入でこれまでの間、出願手続きに習熟しなくて出願課程で困難を経験した障害者、老弱者など社会的弱者に対してもオーダーメイド型ワンストップ(One-Stop)出願案内サービスを提供できるようになったと評価して、今後にも同制度の運営課程に現れた問題点に対しては継続して、検討・補完していく計画だ。

#### ロ. インターネットなど非訪問民願人に対する民願サービス改善

特許庁に対する民願提起方式が従前の郵便または直接訪問から電話、オンライン(On-Line)、インターネットなど情報通信技術を活用した多様な方法へと変化していてこれに合う多様な方式のサービス提供方案の用意が要請された。これに伴い特許庁ではこれら非訪問民願人に対する民願サービスを改善するために、2003.10から特許庁ホームページ内に“書面出願手続き案内”コーナーを新設して、特許庁を訪問しない民願人が特許出願など手続き進行課程を一目で調べて見られるように全過程を流れ図形式で作成して、該当手続きをクリックすれば関連手続きに対する説明と共に関連書式、作成要領なども確認できるように改善した。

また特許庁ホームページの“何でも尋ねて下さい”コーナーを拡大・改編して、

## 第5章 特許顧客感動行政の具現

同コーナーを担当する専担職員を1人から2人に補強して、民願人の質問に対する答弁も当日(即時)または政策的な判断が要求される事項に対しては2日以内に処理するようにすることでインターネットなど非訪問民願人に対する民願サービスを改善した。

### 2. 「特許顧客コールセンター」運営の充実

#### イ. 設置経緯

21世紀知識情報化時代には民願の形式も既存の訪問および書面民願から電話、On-Line、インターネットなど情報通信網を利用したサイバー民願形式へと急速に変化する傾向にある。このような環境変化に対応して、特許行政分野でも電話、インターネットなどを通じた民願人の多様な要求を迅速・正確に処理できる専門機構の設置が切実さを認識した。

これに伴い特許庁では2002.3.20から特許庁内に“特許顧客コールセンター”を設置して、特許・商標など産業財産権全般に対し気がかりなことを持っている民願人が特許庁を訪問しなくても電話、オンライン(On-Line)、インターネットを利用して、産業財産権に関するすべての気がかりなことを一度に解決できるように非訪問民願人に対する民願相談サービスを改善した。



## ロ. 特許顧客コール センター運営の充実推進

2003年度は特許顧客コール センター設置の2年目として1年目の運営成果を土台に特許顧客コール センター運営の安定化を図って内実を固める多様な対策を推進した。

最初は、相談員の専門性確保のために相談課程で問題になった特定分野に対し相談員間の討論を通じた解決策を模索するセミナー式教育を毎2週単位で継続実施して、これまでの間の相談事例と関連制度を一つにまとめて“特許顧客コール センター相談事例集”を発刊・配布することによってコール センター相談員の体系的な相談指針書として活用できるようにした。また相談課程で一部せい弱分野とみなされた‘優先権制度、マドリッド商標出願制度、商標と商号との関係および区別方法’等の特定主題に対し該当分野の専門講師を招聘して合計10時間の教育を実施することによって該当分野の専門性を補完した。

二つ目としては、特許顧客コール センターシステムの補強および効率化を推進した。コールセンター相談課程で民願人が要請する場合、民願書式などをコールセンターシステム内で自動で発送できる自動ファクシミリ機能、相談記録の録音機能およびコール センターネットワークの障害発生に備えたコールセンターシステムの二重化機能などを補強して、コール センターに対する案内コメントを特許庁の業務を集約した簡潔な内容で改善することによって民願人の便宜性向上に寄与した。

三つ目としては、“特許顧客コール センター利用実態および満足度調査”を実施した。同調査の目的は特許顧客コール センター開通(2002. 3. 20)以後の利用実態および顧客満足度を毎半期別で定期的に調べて、運営課程に現れた問題点を発

## 第5章 特許顧客感動行政の具現

掘し、その改善方案を用意して施行したのである。2003年度には6. 26. ～7. 2. (上半期)、12. 10. ～12. 19. (下半期)等の2回にわたり調べて、同調査の結果明らかになった問題点を解決するためにコール センター相談資料データベース(D/B)補強およびコール センター自らの内部講師制度導入などの措置を完了した。

### ハ. 利用実績

特許顧客コール センター相談は開通初期に比べて、着実に増加していて2003年12月には月32, 243件を処理することによって2002年4月の13, 288件対比143%水準に大きく増加した。1日平均相談実績も2002. 4月の月530件水準から2003年12月には月1, 300件水準に大きく増加したし、今後にも継続的な増加が予想される。

### ニ. 今後特許顧客コール センター運営改善方案

特許顧客コール センター運営が比較的短期間に安定状態にのぼったことは事実でも、今後も特許顧客の高まったサービス要求水準に相応して継続的な発展のためにはより専門的な民願サービス提供対策が着実に推進されなければならないこと、PCT(特許)、マドリッド議定書(商標)、ロカルノ分類(意匠)、民願人PC関連技術相談(ハードウェアおよびソフトウェア)等の専門分野に対しこれを専担処理する‘特化相談員制度’を導入する方案と、相談員の通話品質評価および教育などを専担処理する‘教育管理相談員’の指定運営方案などが優先的に検討にしなければならないだろう。

### 3. 民願人のための案内および広報冊子発刊・配布

#### イ. 「特許顧客コール センター相談事例集」

特許庁では産業財産権全分野に対する相談サービス水準を向上させようと出願から登録までのすべての手続きを電話による通話で、一回のクリックで解決できるように2002. 3. 20から特許顧客コールセンターを設置して運営している。

この冊子はこれまでの間、特許顧客コール センター相談課程で特許顧客が頻繁に問い合わせした内容および相談員の答弁内容と産業財産権出願、登録、審査、審判、電子出願などに関連して、相談した内容で、コール センター相談員および民願サービス業務担当者が一目瞭然に調べてみられるように特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願、電子出願などに区分して、各権利内では関連制度、出願、中間手続き、審査、登録、審判など出願登録手続き順に記述することによって、民願業務担当者には民願案内指針書として、特許顧客には産業財産権に関する情報提供資料として十分に活用されることと期待される。

#### ロ. 産業財産権出願登録手続き案内書

特許庁を訪問したり書面で出願する民願人などが特許など産業財産権全般に対する出願手続き進行時に参考にできるように、既存の産業財産権4権に対する出願登録手続き案内書を補完した。

本案内書は特許、実用新案、意匠、商標など産業財産権4権を出願することによって必要な処理手続き、各権利別出願書作成方法、手数料納付方法などを順次的に説明していて、

## 第5章 特許顧客感動行政の具現

特に今回の発刊では出願から登録までの手続きを一目で調べてみられるように出願登録手続きを流れ図形式に改善したし、個人出願人など産業財産権手続き進行に習熟しない方のために‘手続きの詳細な説明’部分をなるべく簡単に作成しようと努力した点が特徴だ。

## 第2節 PCT国際出願業務強化

出願課行政事務官 李ビョンヨン

### 1. 主要国特許庁とPCT出願関連協力強化

#### イ. アジア地域開発途上国国家のための権限あるISA/IPEA役割遂行

特許庁は2003年の一年間にPCT分野で国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) としての役割をより一層確固にした。ISA/IPEA業務開始2年余ぶりに各世界第5位、第6位に背伸びした特許庁は内部的に蓄積された力量を土台に特許庁のPCT業務国際化を積極的に推進した結果、2001年8月フィリピン特許庁に続き2002年5月にはベトナム特許庁が我国特許庁を権限あるISA/IPEAに指定して、フィリピン特許庁から‘02年に13件(国際調査)、’03年に6件(国際調査)を、ベトナム特許庁からは‘03年に2件(国際調査)を依頼受けてPCT国際機関としての役割を遂行した。

また2003. 8月インド特許庁およびインドネシア特許庁が我国特許庁を権限あるISA/IPEAに指定する協定を締結して、2004年度から国際調査および予備審査サービスをすることにした。

#### ロ. 海外顧客基盤拡大のための両者交渉の強化

特許庁ではISA/IPEAのサービス対象国家を拡大するために両者交渉を活発に推進して、シンガポール特許庁、モンゴル特許庁などと継続的な交渉を進行していて、今後PCT加入が予想されるタイ、マレーシアとカンボジアともPCT加入後に当

## 第5章 特許顧客感動行政の具現

庁をISA/IPEAに指定する方案を推進している。

### 2. 出願人のPCT活用力量強化

#### イ. PCT出願奨励のための各種案内冊子発刊および配布

国内出願に比べて、手続きが複雑なPCT国際出願制度の理解を助け、海外特許獲得をしようとする内国出願人のPCT出願を奨励しようと「PCT国際出願ガイド」、  
「特許協力条約および規則」翻訳集などを発刊した。

#### ロ. PCT国際出願説明会開催

最近進行しているPCT改革の主要内容と先進国企業のPCT国際出願戦略を紹介してPCT出願実務を提供することによって内国人出願人のPCT活用力量を強化しようとソウル、釜山(プサン)、大邱(テグ)、光州(クァンジュ)、大田(テジョン)など大都市を巡回してPCT国際出願説明会を開催した。

- ・ 2003上半期:ソウル、釜山、光州で3回500人余り出席
- ・ 2003下半期:ソウル、大邱、大田で3回500人余り出席

### 3. 国内段階進入経過件に対する補正通知制度

改正特許法第203条(2003. 5. 12施行)では国内段階進入意思表示としての書面の提出を明文で義務化して、国内書面提出期間内に同書面を提出しない場合には出願人に補正通知をして、期間経過後にも所定の加算料と一緒に同書面を提出できる機会を与えることによって国内段階進入意思を確認している。

もちろん、外国語で出願した国際出願は同法第201条の規定により国内書面提出期間内に国語翻訳文を提出しない場合自動取下と見なされるか、翻訳文を同期間内に提出して法第203条の書面だけを提出しない場合にはやはり補正の対象になる。

これに伴いこれまで国語で国際出願した後、出願人または代理人の失敗によって出願人の意志と異なり、単に同書面を国内書面提出期間内に提出せずに権利を失うようになる場合があったが、現行法ではこれを制度的に補完するようになったのである。

## 第5章 特許顧客感動行政の具現





第Ⅲ編

知識財産の事業化

---

第1章 特許技術取引活性化支援

第2章 特許技術事業化支援拡大および多様化

第3章 優秀特許製品の流通・販売支援

## 第1章 特許技術取引活性化支援

## 第1章 特許技術取引活性化支援

### 第1節 特許技術取引システムの多様化

#### 1. 特許技術活用実態

発明政策局発明政策課書記官 イム・ジョンシク

我が国が持続可能な長期成長のためには技術力の発展と蓄積、そのためのR&D投資と特許権の獲得が重要だという認識が90年代以後外国との特許紛争を通し浮び上がり始めた。このような認識はR&D投資と特許権獲得と同じ企業行為が企業の生産性を増大させることによって企業が比較優位を形成するという信念に基づくと見られる。

特許庁では発明指向的伝統と創意的な情熱を権利化・事業化に連結させて、知的財産システムの構築に率先している。第38回発明の日記念式で大統領様も難しく取得した特許が産業現場で思いどおりに活用されていられずにいるのを指摘して経営能力が不足した中小企業と個人発明家の特許技術が死蔵されることのないように’特許技術取引‘の持続的な発展を頼んだ。

<表Ⅲ-1-1>休眠特許調査のためのアンケート調査実施現況

年度	調査期間	調査対象	調査方法
‘97	‘97. 5. 20-6. 30 (41日間)	0対象:企業体、研究所、個人(10件以上保有) ・ 発送:1,062ヶ機関(個人) ・ 回答:96ヶ機関(応答率9.0%)	郵便調査
‘98	‘98. 6. 26-7. 31 (36日間)	0対象:企業体、研究所、大学 ・ 発送:2,834ヶ機関 ・ 回答:313ヶ機関(応答率11.0%)	郵便調査
‘99	‘99. 8. 24-9. 30 (37日間)	0対象:企業体、研究所、大学 ・ 発送:3,640ヶ機関 ・ 回答:345ヶ機関(応答率9.4%)	郵便調査 e-mail調査
‘01	‘01. 11. 26-12. 20 (25日間)	0対象:企業体、研究所、大学 ・ 発送:2,000ヶ機関 ・ 回答:1155ヶ機関(応答率5.8%)	郵便調査
‘02	‘02. 4. 17-4. 26 (10日間)	0対象:特許保有企業および個人など1,004ヶ機関 ・ 調査機関:(株)現代リサーチ研究所	電話調査
‘04	‘04. 5. 3-5. 6 (4日間)	0対象:特許保有企業および個人など1,000ヶ機関 ・ 調査機関:(株)現代リサーチ研究所	電話調査

注) ‘00年、’03年には休眠特許現況調査未実施

これに特許庁では‘特許技術の活用’を促進するために特許技術取引市場運営、特許技術事業化資金支援、優秀特許製品販路確保支援などを推進するようになった。

特に、優秀特許技術が休眠化(未活用)になるのを防止して技術移転を通じた事業化を促進するために技術移転、技術評価および技術情報提供など技術移転インフラを構築しながら、インターネット特許技術市場(IP-MART)と特許技術常設市場を運営して、技術移転博覧会を開催している。

〈表Ⅲ-1-2〉年度別休眠特許現況

(単位:件、%)

区分	年度別	存続権利 (A)	実施権利 (B)	休眠権利 (C)	休眠率 (C/A、%)
産業財産権全 体	'97	33,322	7,996	25,326	76.0
	'98	44,549	20,867	23,682	53.2
	'99	45,564	22,098	23,466	51.5
特許および 実用新案	'98	15,950	5,799	10,106	63.4
	'99	23,338	10,222	13,116	56.2
	'01	3,032	1,131	1,901	62.7
	'02	23,298	6,169	17,102	73.4
	'04	22,444	8,731	13,713	61.1

注) '01-'04年アンケート調査は特許・実用新案だけを対象に調査

## 2. インターネット特許技術市場(IP-MART)サービス基盤強化

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

情報技術(Information Technology)とこれにともなう電子商取引(EC)の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で役立つサービスを提供することはもちろん政治・経済・社会・文化など社会あらゆる分野で新しい生活方式での変化を促進している。

このような発達した情報技術を通し、優秀特許技術が広く活用されて、事業化に成功できるようにしようとインターネット上に特許技術市場を構築して'00.4.1からインターネット上にホームページ(<http://www.patentmart.or.kr>)を構築・運営していて、技術需要者と技術供給者間の直取引を推進している。

インターネット特許技術市場では'03年末現在25,500余件の移転対象特許技術

## 第1章 特許技術取引活性化支援

情報D/Bを含み、合計55,000余件のD/Bを構築してインターネットを通し、技術需要者と技術供給者に特許技術移転に関する相談および取引を支援している。

また、技術取引活性化のために、インターネット特許技術市場に情報が登録されればこれを必要とする需要者に自動的に情報が提供されているシステム(Push-Mail)が運営されていて、中小・ベンチャー企業で必要とする技術情報および産業現場の隘路技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。それだけでなく事業化支援のための特許法・税制・金融および会計・マーケティングなどの各種情報が提供されていることによって技術供給者・技術需要者など特許技術移転契約が前より容易になった。

一方‘01年特許法改正時に出願書式の変更を通し、技術移転を出願人が希望する場合、出願公開または登録技術に対しこれをインターネット特許技術市場に登録されるようにして技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘するようにした。

また、インターネット特許技術市場は取引対象技術紹介に限定していて正確な実績把握が難しいけれど実際取引は当事者間の直接相談による個別直取引または特許技術常設市場を通した間接支援により形成されていて特許技術常設市場を通し’03年91件の特許技術が移転になった。

〈表Ⅲ-1-3〉インターネット特許技術市場DB構築現況

	プログラム開発	追加D/B構築	加入会員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ e-mailオーダーサービス</li> <li>○ IPCインデクシング</li> <li>○ Full-Text検索システム</li> <li>○ 会員管理強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複する住民番号検索</li> <li>・ ID、Password紛失時メール発送</li> </ul> </li> <li>○ 利用者Interface拡充</li> <li>○ 登録された技術別利用者の関心度把握機能</li> <li>○ オンライン アンケート調査システム</li> </ul>	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス 開始
2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許技術常設市場技術オンライン関係展示</li> <li>○ システム速度改善</li> <li>○ 人工知能K-2検索エンジン適用</li> <li>○ D/B情報の細分化</li> <li>○ 以前（移転）希望技術の現在進行状態確認方法提供</li> <li>○ 利用者分析、管理tool</li> <li>○ ヘルプ機能強化</li> </ul>	7,000件 (累計42,000 件)	12,120人	
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規構築技術移転情報D/Bは信頼度検証</li> <li>○ リアルタイム書誌情報確認</li> <li>○ Front-end/Back-endサーバープログラム言語変換 (JSP/JAVA Scriptなど)</li> <li>○ 特許技術取引道案内</li> <li>○ My Pageでの一括技術管理</li> <li>○ 本人連絡先選択的公開</li> <li>○ サイト検索機能および結果内検索機能</li> </ul>	7,000件 (累計 50,000件)	16,100人	
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許情報の最新情報自動更新機能</li> <li>○ 利用者の実名確認プロセス構築</li> <li>○ 国有特許の提供情報の多様化</li> <li>○ 特許技術常設市場テーマ別展示技術情報提供</li> <li>○ 大学および研究機関の移転対象優秀特許 技術情報提供</li> </ul>	5,000件 (累計 55,000件)	19,980人	

### 3. 特許技術常設市場設置・運営

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

特許技術常設市場は特許技術市場の一回だけ技術取引機能とインターネット特許技術市場のサイバー上の技術取引機能を有機的に統合・発展させて、特許技術移転および売買など取引機能を常設化したのである。‘00. 11. 17にソウル市江南区（カンナムグ）駅三洞（ヨクサムドン）所在の発明会館3階に展示場、投資説明会場などを185坪規模で開館して’03年に韓国知識財産センター（KIPS）3階に移転設置した。特許技術常設市場には移転希望技術、事業成功技術などが常設展示されており、周期的に交替・展示している。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必須であり、試作品がある場合、該当特許技術に対する理解が比較的容易だ。ところが、大多数の移転を希望する特許技術は試作品がないし、特許明細書が全てである場合が多い。

試作品の製作には多くの時間と費用が必要とするので大きい負担になる。したがって特許技術常設市場では優秀特許技術に選ばれた場合該当技術が商品化された時具現される作動の姿と機能などを仮想のグラフィックで具体化させたシミュレーション（Simulation）動映像を製作・支援している。

これを特許技術常設市場内タッチスクリーンを通し、シミュレーション動映像を上映してインターネット特許技術市場でもストリーミング サービスで提供されていて、該当特許技術の需要者に対する理解を増進させることによって特許技術取引を助けている。



また、技術購買者に客観的資料(技術性、事業性、権利性)を提供するために特許技術評価書も選択的に提供している。

特許技術常設市場は開館以後2003年まで合計1,000件に達する技術動映像および評価書を提供している。

特に技術取引市場の動向、予想収益、技術移転と事業化に対するコンサルティングおよび事後管理に対する相談を助けてくれるために専門流通相談観を配置して、運営していて、技術売買・実施権許与・クロス ライセンシング契約書など技術移転と関連した契約書作成時発明者および投資家が皆満足できる契約の標準モデルを提供している。

‘00. 4月インターネット特許技術市場開設以後特許技術常設市場を通し、技術移転された技術は’00年30件、’01年81件、’02年64件、’03年91件で合計266件に達する。そして’02年度に続き’03年に(11月)特許技術事業化成功事例発表会を開催して、合計14ヶ特許企業の優秀性球事例を発掘および褒賞した。

<表Ⅲ-1-4>権利別技術移転実績

類型別取引実績	’00	’01	’02	’03	合計
特許	29	72	54	48	203
実用新案	1	8	9	28	46
意匠		1		9	10
商標			1	6	7
計	30	81	64	91	266

第1章 特許技術取引活性化支援

〈表Ⅲ-1-5〉類型別技術移転実績

類型別取引実績	'00	'01	'02	'03	合計
権利譲渡		16	2	18	36
実施許与	30	65	62	73	230
計	30	81	64	91	266

一方、特許技術移転博覧会および特許技術大展開催時に技術供給者・需要者および投資家との出逢いの場である特許技術市場を用意して、特許技術を展示して行事期間中専門無料相談コーナーを別途に用意して、中小企業支援のための各種相談および事業化関連支援制度などに対する案内も実施して、'03年には特許技術市場を2回開催して、958件の斡旋相談を実施した。

〈表Ⅲ-1-6〉特許技術市場開催実績

	2003年 第20次特許技術市場 (大韓民国特許技術移転博覧会同時開催)	2003年 第21次特許技術市場 (大韓民国特許技術大展同時開催)
主催	特許庁・韓国発明振興会	特許庁・韓国発明振興会
開催 期間	5. 13 ~ 5. 15 (3日間)	12. 19 ~ 12. 23 (5日間)
場所	COEX	COEX
参加 現況	総51点 (国有特許:51件)	総100点 (企業体:5件、個人:95件)
成果	斡旋相談:438件	斡旋相談:520件

#### 4. 特許技術取引システム間相互活用体系構築

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

当庁は特許技術取引の活性化のために、多様な特許技術取引システムを運営している。オンライン上でインターネット特許技術市場、オフライン上で特許技術常設市場、技術販売者と技術購買者が一ヶ所で会える特許技術移転博覧会などを開催している。これらは相互資料を共有しながら、有機的に運営されている。また、取引対象技術に対してはシミュレーション制作および特許技術評価書支援などを通し展示を支援して、進んで特許技術の新技术動向調査、Patent Map普及、産業財産権診断などを通し、同一技術の重複投資を防止して研究開発方向を提示している。

これと共に技術情報を交流するために韓国発明振興会は産業資源部から「技術取引機関」、「技術評価機関」に指定を受けたし、技術信用保証基金とも業務協約を締結した。これと共に特許技術取引活性化のために韓国発明振興会は韓国技術取引所および技術交流センターなどと情報を交流するなど技術取引連係システムを構築して運営している。

#### 5. 特許技術移転需要常時発掘体制構築および民間投資誘致活動展開

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

取引または移転対象技術の常時発掘体制を構築するために各種技術行事参加、言論報道および各種印刷物などを通し、特許保有者および特許移転希望者などにインターネット特許技術市場、特許技術常設市場、大韓民国特許技術移転博覧会など支援事業を年中集中広報している。

特に、2003年下半期に利用者を対象にしたアンケート調査の結果、インターネ

## 第1章 特許技術取引活性化支援

ット特許技術市場など関連支援事業を認知するようになった経路中インターネット検索(71%)、各種広報物(14%)、展示会(6%)、周囲紹介(5%)およびその他(4%)の順で集計されたが、この結果を土台に今後インターネットなどオンライン広報マーケティング強化だけでなく各種印刷広報物の集中配布などを通しさらに多い優秀な特許技術が死蔵されないで取引市場に出てこれるように誘導して、今後も利用者などを対象にしたアンケート調査を定期的の実施して、意見を取りまとめてこれを積極的に反映するようにする予定だ。

また、多数の優秀な特許技術が取引市場に出てくるようにして、技術を探す需要者がより一層難なく良い技術を接することができるようにするために優秀な特許技術の産室だと見ることができる大学、研究所などが保有した技術を重点的に発掘して、紹介する関連プログラムをより一層強化してこのような技術らがオンラインなどで体系的に整理されて、簡単に検索可能なようにするシステムも合わせてそろえていっている。

特に優秀特許技術を保有した有望中小企業に安定した事業化資金調達の機会を提供しようと機関投資家(ベンチャーキャピタル、創業投資会社など)を対象にした特許技術常設市場投資説明会を年中開催している。

特許技術常設市場投資説明会は‘00年1回、’01年7回、’02年3回、’03年には2回など合計13回を開催したし、合計85億ウォンの投資誘致を成功した。

今後投資説明会を年中開催することによって健全な民間の投資資本を誘致して、成功的に事業化が形成されて技術移転も活性化になれるようにする計画だ。

## 6. 特許技術移転促進

発明政策局発明政策課行政事務官 ペク・オンギ

### ○特許技術移転博覧会開催

大学、研究機関などが保有している源泉・核心特許技術を事業化しようとする企業に移転させる場を作るために、'03.5.13～5.15まで3日間ソウル貿易展示場コンベンションホールで「2003年大韓民国特許技術移転博覧会」を開催して、大学、研究機関の優秀特許技術80点、個人、企業の優秀特許技術20点など合計100点の特許技術を展示した。

同行事は大学、研究機関などが開発した優秀特許技術を企業に移転して、大学教授、研究機関の研究員などには技術移転実施料などのインセンティブを提供でき、発明などを奨励できて、企業は源泉・核心特許技術を基礎で事業化することによってより事業成功の可能性を高いこともあることで技術供給者や技術需要者が皆ウィン・ウィンできる契機になった。

また、同行事期間の間、行事場所内に技術移転関連セミナー、相談コーナーなど多様な付帯行事を開催して、発明と事業化に関する多様な冊子も無料で配布して、行事参加者および訪問者などに発明に対する認識と優秀特許技術に対する認知度をアップした。同行事は1日平均3,300余名ずつ合計1万名が観覧したし、現場で技術移転契約締結件数が仁荷大2件など合計12件が成し遂げた。

今後同行事を毎年定期的で開催して、優秀特許技術の移転をより一層アクティブにしていく計画だ。

## 第1章 特許技術取引活性化支援

### ○特許技術移転促進融資事業推進

‘03年から新規事業として進行していて、事業条件は担保、すなわち不動産、保証書が必要で1人当たり(個人事業) 2億ウォン限度内で支援する。

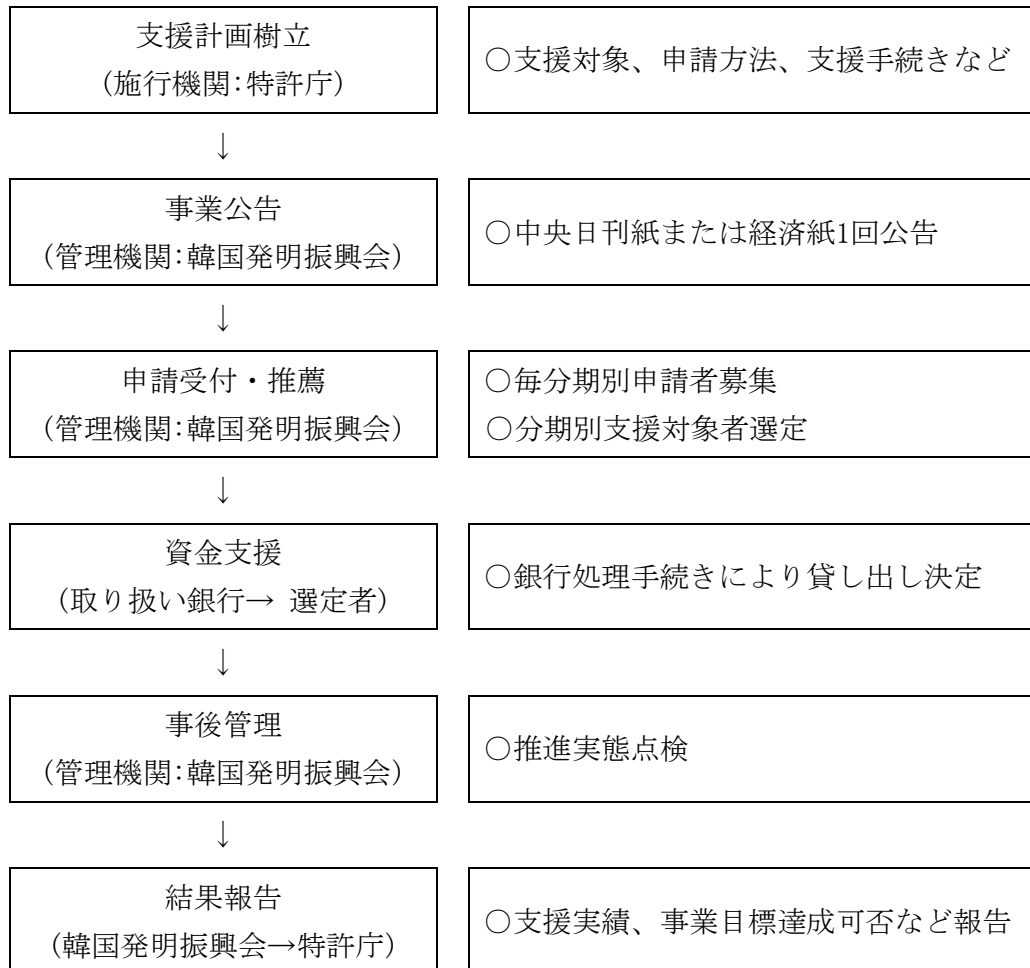
融資支援対象は大学、研究機関などの特許技術を受け継ぎ、事業化する企業で事業化に必要な資金を融資支援して、優秀発明の事業化を促進するためだ。該当企業が申請すれば技術性、事業性などを審議した後優秀発明である場合貸し出し機関である中小企業銀行に推薦されて担保の可否を評価して、支援するようになる。

融資条件と融資手続きは下のとおりだ。

<表Ⅲ-1-6>融資条件

貸出金利	融資期間	貸し出し条件	課題当たり限度額
4.08～4.34% (変動金利)	8年 (3年から5年分割償還)	担保貸し出し	200百万ウォン

〈図Ⅲ-1-1〉融資手続き



‘03年度特許技術移転促進融資事業の支援実績を調べれば、申請・受付実績は14件2,526百万ウォン、審議した後推薦実績は10件1,682百万ウォン、貸し出し実績は3件356百万ウォンだ。

## 7. 特許技術事業化成功事例発表会開催および事例集発刊

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

特許庁と韓国発明振興会は特許技術の事業化成功事例を発掘・収集して、特許技術の事業化に成功した企業のKnow-Howを学ぶことによって今後より一層多くの中小・ベンチャー企業の創業と育成が活性化になれる契機を用意しようと特許技術事業化成功事例発表会を持っている。

成功事例発表会では優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発課程で事業化課程、流通および販売過程など事業化に関するすべての課程に対する内容を発表して現場で金賞(産業資源部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)などを授賞して、副賞として賞金も授けている。

このような成功事例は発明動機、特許事業化隘路要因、特許事業化課程、特許事業化成功の決定的要因等を含んだ成功事例集で発刊されて、中小・ベンチャー企業に配布して、成功事例授賞企業は持続的に言論などに広報を推進している。また、特許技術常設市場の特許技術事業化成功事例コーナーに展示されて事例集および事例発表会資料などをインターネット特許技術市場(<http://www.patentmart.or.kr>)に登録している。

今後、このような発表会を通し、ベンチャー・中小企業が事業の初期段階から緻密な戦略を樹立して、実行して、新しく開発された特許技術の実用化と拡散に主力を注ぎ、経済的収益性を創り出すことによって事業化に成功できるように持続的に支援する予定だ。



## 第2節 特許技術の客観的価値評価基盤構築

発明政策局発明政策課事務官 ペク・オンギ

### 1. 概要

特許技術の経済的価値に対する客観的評価は特許技術の事業化および技術取引のための基礎資料であり、特許技術を財産価値で判断する基本要件になる。

特許庁が特許事業化に対する実態調査を2002.4月に現代リサーチ研究所に依頼して調べた結果報告書によれば登録された特許が事業化に成功した比率は11.2%であることが明らかになった。

したがって、事業化につなげれずにいる優秀特許技術の発明のために研究開発に投資された費用と人材、時間などを考慮すれば発明家や国家にこの上なく大きい損失に違いない。これに特許庁は個人および中小企業、公共研究機関などを対象に特許技術の評価手数料支援事業から発明の評価機関指定、発明の特許技術評価教育プログラム運営など特許技術の客観的経済価値評価のための基礎を用意して、特許技術の事業化率を高めて技術取引を活性化するための努力を傾けている。特許技術の評価は大きく事業性評価、技術性評価で区分できる。どんな技術が市場で価値があるのかの可否に対しては事業性評価を通し提供を受けて、技術性評価は特許技術に対する優秀性の可否を判断することによって技術需要者と供給者間の技術取引を引き出せる。また、技術価値評価を通し、無体財産権である特許権を有体財産性格である現金の流動的価値で作り出せる。

## 2. 発明の評価手数料支援および実績

発明振興法第21条の2の規定により、政府は個人および中小企業者、公共研究機関などが保有した特許技術に対し、技術性または市場性評価を完了した後に評価手数料補助申請をする場合、当該年度に評価完了した発明に限り3千万ウォンの範囲内で評価に必要とした費用の80%まで無償支援している。

申請対象は内国人として申請日現在特許法、実用新案法により登録された権利者とその承継人および専用実施権の許与を受けた者だ。

特許技術の評価結果は発明の事業化前段階として発明品の技術性と事業化の可能性判断、特許技術事業化斡旋センターを通じた権利譲渡、実施権許与、合作投資などの実施斡旋時に客観的資料として活用されて、評価結果が優秀だと認められる場合には技術信用保証基金の技術優待保証支援制度、韓国発明振興会優秀発明試作品製作支援および優秀発明品優先購買推薦など事業化支援のための選定審議時に加点を付与することによって事業化支援時優先的に支援されるようにしている。評価手数料支援対象は評価課題の適正性、具体性および実用性、評価結果活用計画の明確性および国家産業発展の寄与度などを総合的に考慮して、選定するようになって、審議結果同一点数または同一順位で競合になる場合には零細発明者、個人発明者、中小企業者の発明・考案順で支援するようになる。

特許庁では発明振興法第21条の規定により、技術性または事業性評価機関に指定を受けた専門評価機関から‘03年度評価された76件に対し1,074百万ウォンの評価手数料を支援した。

〈表Ⅲ-1-8〉最近6年間発明評価手数料支援実績

(単位:百万ウォン)

区分		‘98	‘99	‘00	‘01	‘02	‘03
予算(直接事業費)		100	100	604	604	800	1,080
申請件数		39	24	1473	50	57	85
支援	件数	39	24	1473	50	57	76
内訳	金額	51	63	559	491	730	1,074

注)1. 予算額は年度別全体予算で人件費、付帯経費などを除外した直接事業費である。

2. ‘00年IP-MART登録技術1,434件評価

### 3. 発明の評価機関指定

特許庁は産業財産権と登録された発明の早急な事業化が必要だと認められる場合、その発明の評価のために関係行政機関の長と協議して、国・公立研究機関、政府出資研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を発明に対する評価機関に指定できるようにしている。

特許技術の評価は高度な技術力、専門性そして客観性を要求するので、評価を担当する専門評価機関を指定する時には当該機関の最近3年間の産業財産権評価実績または類似業務経験、専門担当者および評価業務を遂行するのに必要な施設の保有の可否、評価可能な技術分野および具体的評価技法保有の可否などを総合的に考慮して、指定するようにしている。

評価機関が詐偽その他不正な方法で評価機関の指定を受けた場合には指定を取消して、発明の技術性と事業性に対する評価能力を喪失した場合および発明振興法または同法による命令や処分に違反した場合と評価総合意見脱落、評価意見記録時評価結果判断が難しいあい昧な用語を使用する場合および権利者に有利だったり不利な特定部門だけを評価するなど不良評価で判定される場合には指定を取

## 第1章 特許技術取引活性化支援

消せるようにしている。

また、特許庁では評価対象技術および評価範囲、評価機関に対する資金支援および評価手数料などに対し評価機関と協議して定められるようにしている。ただし、評価手数料の協議をする時には評価対象技術・評価範囲・評価期間などを参酌しなければならない。評価機関は評価を要請した者の同意なしでは他の人に評価結果を公表できないが、公益上必要な場合には特許庁長と協議して、評価結果を公表できる。

〈表Ⅲ-1-9〉発明評価機関指定現況

評価分野	指定機関
技術性評価 (25ヶ)	産業技術試験院、韓国海洋研究院、KT&G中央研究院、 韓国原子力研究所、韓国化学研究院、韓国電気研究院、 韓国生産技術研究院、韓国食品開発研究院、韓国建資材試験研究院、 韓国産業技術評価院、韓国産業銀行、韓国科学技術研究院、 韓国化学試験研究院、韓国電気電子試験研究院、技術信用保証基金、 韓国産業技術情報研究院、窯業技術院、韓国原糸織物試験研究院、 韓国建設技術研究院、韓国機器油化試験研究院、韓国技術取引所、 自動車部品研究院、韓国電子通信研究院、韓国生活環境試験研究院、 韓国保健産業振興院
事業性評価機関 (10ヶ)	中小企業振興公団、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、 韓国科学技術研究院、韓国技術取引所、韓国電子通信研究院、 韓国産業銀行、韓国科学技術情報院、韓国発明振興会、 韓国保健産業振興院

#### 4. 技術価値教育プログラム運営など

特許技術評価の重要性にもかかわらず、評価専門担当者もまたあまりにも不足した状況だ。したがって特許庁は特許技術評価基盤を構築するための事業の一環で韓国発明振興会を通し、特許技術の評価専門担当者養成のためのプログラムを運営している。‘03年度には発明の評価機関担当者など100人余りを専門家を養成した。また、特許技術評価セミナーを5月、12月に各々企業資産の測定・事例発表と優秀発明の評価機関の評価技法事例とは主題で開催して、発明の評価機関などが相互評価技法などを共有した。今後産業財産権実務課程、技術事業化実務課程、技術評価および投資実務者課程などで運営して、特許技術評価書標準モデルを各発明の評価機関に普及して、技術価値評価の公信力などを向上して、私を行く計画だ。

以外、特許技術の評価および評価結果の活用に関する優秀事例を発掘、分析して、普及することによって特許技術評価に関する認識向上および特許技術の活用を促進する目的で優秀評価活用事例集である「特許技術適正価格受けること」を1,500部を発刊して、評価専門担当者養成教育生、発明の評価機関などに配布して、活用するようにした。

## 第2章 特許技術事業化支援拡大および多様化

### 第1節 特許技術事業化資金支援財源確保

#### 1. 「特許技術事業化協議会」資金支援拡大

発明政策局発明政策課書記官 イム・ジョンシク

21世紀知識基盤経済時代に技術力中心の産業構造改編と国家競争力向上のためには特許など知識財産権を確保した核心技術を通し、世界市場を先導しなければならない。しかし、特許庁で2002年に現代リサーチ研究所に依頼して、1,000人の特許権者を対象にアンケート調査したことによれば特許技術中で事業化につながる技術は26.6%に過ぎなくて、事業化に成功した比率は11.0%で明らかになったし、事業化の主要隘路要因では事業化資金不足(37.9%)、マーケティングおよび営業困難(19.5%)等で明らかになった。

特許庁では事業化されない優秀特許技術の事業化に必要な資金支援のために産業資源部、中小企業庁などと協調して‘99.11月に「特許技術事業化協議会」を構成して、技術開発、デザイン開発、創業保育、施設・運転資金など特許創出および事業化段階別に多様な支援事業を展開している。

‘03年度に特許技術事業化協議会では融資1,215億ウォン、出捐204億ウォン、補助32億ウォン投資20億ウォンで合計1,471億ウォンを支援する計画で事業を推進して、計画対比121.5%である1,788億ウォンを執行した。

〈表Ⅲ-2-1〉 2003年特許事業化資金および支援条件

区分	資金名 (支援資金および資金運営主体)	支援条件
融資 (1,358億ウ オン)	開発および特許技術事業化資金支援 (316億ウォン、中小企業振興公団)	-年5.75%、所要資金の100%、最大5億 (運転資金の場合最大3億) -純粋信用貸し出し
	産業技術開発融資事業中 先端技術製品開発事業および資本財試 作品開発事業、新技術普及事業 (308億ウォン、発明振興会)	-年5.91%、所要資金の80%、最大50億 - 3年据置5年分割償還
	中小ベンチャー企業創業および育成資 金 (711億ウォン、中小企業振興公団)	-年6.25%、最大10億(運転資金最大5億) -施設資金:3年据置5年分割償還 -運転資金:2年据置3年分割償還
	産業技術開発融資事業中 デザイン部門 (14億ウォン、デザイン振興院)	-年5.91%、所要資金の80% - 3年据置5年分割償還
	特許技術移転促進事業 (4億ウォン、発明振興会)	-年4.63%、3億ウォン以内 -担保、保証書部貸し出し
	国際出願費用融資事業 (5億ウォン、発明振興会)	-年4.63%、1億ウォン以内 -担保、保証書部貸し出し

第2章 特許技術事業化支援拡大および多様化

区分	資金名 (支援資金および資金運営主体)	支援条件
出捐 (359億ウ オン)	中小企業技術移転開発事業など4事業 (23億ウオン)	-中小企業技術移転開発事業 ・全体開発費の75%、1億ウオン以内
	産業革新技术開発事業 (76億ウオン、産業技術評価院)	-段階別に区分して、出捐金来年支給 ・1段階:5千万ウオン内外 ・2段階:1.5億ウオン内外 ※ 2段階は1段階評価で “継続”で判定された場合に限ること
	新技術創業保育(TBI)事業 (181億ウオン、産業技術評価院)	-総所要資金75%、最大1億まで支援 (無担保、無利息) -成功課題50%技術料徴収
	中小企業技術革新開発事業 (44億ウオン、発明振興会)	-総所要資金75%、最大1億まで支援 (無担保、無利息) -成功課題30%技術料徴収
	デザイン革新商品開発支援事業 (35億ウオン、デザイン振興院)	-支援限度:デザイン100百万ウオン、 包装・視覚・ブランド・キャラクター各30百万ウオン -成功課題技術料徴収 (中小企業20%、大企業40%)
補助 (32億ウ オン)	特許技術評価支援(11億ウオン、発明振	- 90%無償支援
	優秀発明試作品製作支援(8億ウオン、)	- 80~100%無償支援
	外国出願費用支援(5億ウオン、)	- 1企業当たり最大3件 最高120万ウオン支援
	産業財産権診断事業(3億ウオン、)	- 50%無償支援
投資 (39億ウ	特許技術常設市場(5億ウオン、)	- Simulation製作支援 件当たり100万ウオン
	特許技術事業化投資組合 (39億ウオン、発明振興会)	-特許権を事業化して、創業後7年未 満の中小ベンチャー企業



<表Ⅲ-2-2>特許技術事業化協議会を通じた支援実績

年度	支援内訳	備考
‘00	支援計画377億ウォン対比73%である277億ウォン支援	
‘01	支援計画506億ウォン対比110%である559億ウォン支援	
’02	支援計画1,039億ウォン対比105%である1,135億ウォン支援	
’03	支援計画1,471億ウォン対比121.5%である1,788億ウォン支援	

## 2. 特許技術事業化投資組合(1号)結成

発明政策局発明政策課行政事務官 ジョンイク

特許庁が2002年専門調査機関に依頼・実施した特許事業化調査結果によれば、開発された特許技術が事業化につながる比率は26.6%に過ぎなくて事業化の最大隘路事項は資金不足であると明らかになった。

このために2003. 6月特許庁は特許権など知識財産権を事業化する中小・ベンチャー企業を支援して、進んで民間流動資金の健全な活用を誘導するために民官合同の特許投資組合(1号)を結成して専門投資会社が運用するようにした。

この組合は特許庁20億ウォン、韓国産業銀行30億ウォン、(株)キボキャピタル50億ウォンなど合計100億ウォンを出資して、結成したし、莫大な費用をかけて開発された特許技術が事業化資金不足で死蔵されるのを防止して技術開発が経済成長につながれるように支援するためだ。

投資組合は登録または出願中の特許および実用新案権を事業化した創業後7年未満の有望中小・ベンチャー企業を投資対象にして、特許庁の特許技術情報、産業銀行の資金、民間投資会社の専門性が結びつき、優秀特許技術の事業化を促進することによって国内産業の技術競争力を強化して景気活性化にも寄与すると期待される。

### 3. 投資説明会開催を通じた特許技術事業化資金支援

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

特許庁では特許技術常設市場投資説明会を開催して、優秀特許技術を開発したにもかかわらず事業化に必要な資金が不足して、事業化できない個人または中小企業に対する民間投資が誘致されるように支援している。

常設市場の投資説明会は説明技術に対して技術の特徴と長・短所、事業展望などを説明する。説明は特許技術の完成度および機能を動映像またはシミュレーションで製作・上映して、これと共に業界動向と市場動向および予想収益などを説明することによって投資意欲を鼓吹させている。

また投資説明会開催時特許庁審査官・技術取引社などで構成されたHelp-Deskを運営して、知識財産権、技術移転および事業化支援など発明の権利で事業化成功までの隘路点を相談して助言している。常設市場の投資説明会は‘00年1回、’01年には7回、’02年には3回‘03年には2回など合計13回が開催されて’03年には91件を技術移転するのに成功した。

今後投資説明会を年中開催することによって民間の投資資本を誘致したり技術移転を活性化できるようにする計画だ。

## 第2節 優秀特許技術保有中小・ベンチャー企業創業支援

### 1. 特許技術の試作品製作支援

発明政策局発明政策課書記官 イム・ジョンシク

優秀発明品試作品製作支援事業は内国人として個人・中小企業者が保有した特許・実用新案と登録された権利を対象に事業化の可能性、技術的優秀性、国家産業発展寄与度、事業化推進意志、事業化経営能力などを選定基準で考慮して、特許技術の本格的な事業化に先立ち試作品を製作するのに必要とする費用を国庫で負担して、事業化を支援する制度だ。

支援申請は毎年1月にしながら支援金額は1件当たり3,000万ウォン以内(超過分は本人負担)であり学生および零細発明家は試作品製作費全額を、個人発明家は試作品製作費の90%範囲内で、中小企業者は80%範囲内で支援する。

評価機関により優秀だと認められた発明・考案、産業財産権診断支援事業により開発された発明・考案、中小企業庁の各種技術開発事業結果成功した技術中優秀技術共同審議団で選ばれた発明・考案、職務発明補償制度を実施する企業の発明・考案に対しては選定審査時に優待している。

試作品製作費の支給は試作品製作が完了すればこれを検収して製作費用を精算して、試作品製作者に支給するようになって、申請は韓国発明振興会特許技術事業化斡旋センター(02-3459-2844)にすれば良い。

今後は、特許技術の事業化率向上のために、製作支援後でも1年ないし3年の一

## 第2章 特許技術事業化支援拡大および多様化

定期間の間「特許技術事業化協議会」の支援機関と連携して、事業化資金、販路開拓などの支援を推進している。

〈表Ⅲ-2-3〉最近5年間試作品製作支援実績

(単位:件、百万ウォン)

区分		'99	'00	'01	'02	'03
予算 (直接事業費)		253	600	600	700	700
申請件数		116	166	237	249	223
支援 内訳	件数	28	36	39	35	40
	金額	234	595	589	669	671
事業化数		10	27	27	24	-
(比率)		(35.7%)	(75.0%)	(69.2%)	(68.6%)	-

注) 予算額は年度別全体予算で人件費、付帯経費などを除外した直接事業費である。

## 2. 特許出願中である技術に対するベンチャー企業確認支援

発明政策局発明政策課行政事務官 朴ジュヨン

特許庁は特許保有企業および特許出願中である技術を保有した企業に対してベンチャー企業指定を通じた事業化を支援するためにベンチャー企業育成に関する特別措置法第2条の2規定により特許出願中である技術に対し担当審査官の技術性検討を経た後ベンチャー企業対象技術確認証明書発給事業を施行していて、またベンチャー企業の出願に対しては1999年度から優先審査対象にして一般出願件より優先して審査をしている。

ベンチャー企業中の特許関連企業は2003.12月末現在でベンチャー企業指定業者合計7,898中、特許権保有または出願中の企業と関連した新技術分野ベンチャー

企業は1,754で合計22.2%に該当している。

ベンチャー企業支援制度が用意された以後特許庁が施行したベンチャー企業関連証明書の発給内訳および優先審査処理実績は次のとおりである。

〈表Ⅲ-2-4〉年度別ベンチャー企業関連証明書発給実績

(単位:件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	計
申請	370	691	587	381	229	222	2,480
発給	216	430	311	221	118	123	1,308
不可	154	261	276	160	111	99	1,061

〈表Ⅲ-2-5〉ベンチャー企業の出願に対する優先審査実績

(単位:件)

区分	1999	2000	2001	2002	2003
申請	104	310	467	654	861
優先審査認定	87	297	450	640	861

## 第2章 特許技術事業化支援拡大および多様化

### 3. 中小企業優秀特許技術に対する優先購買支援

発明政策局発明政策課書記官 イム・ジョンシク

特許庁は中小企業の優秀特許技術製品に対し優先購買支援を通し、技術開発投資資金の早期回収および適正利潤の確保を支援するために発明振興法第27条の規定により国家機関、地方自治体、国家または地方自治体が投資出捐する機関およびその傘下機関などを対象に韓国発明振興会を通し選ばれた特許技術製品に対し優先購買推薦事業を施行している。

優先購買推薦対象選定のための審査基準では品質の優秀性(既存製品との性能比較)、購買効果性(輸入代替効果、能率の向上など)、製品の経済性(予算節約、経費の節減など)、購買対象機関の適格の可否、その他製品生産および供給能力などにして、選定して同事業の運営実績は次のとおりである。

<表Ⅲ-2-6>優秀発明品優先購買推薦実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	'98	'99	'00	'01	'02	'03
申請件数	18	15	45	15	19	13
推薦件数	17	14	44	15	18	13
購買件数	11	3	17	6	8	2
納品金額	3,087	56	8,389	499	3,972	1,284

## 第3章 優秀特許製品の流通・販売支援

### 第1節 優秀特許製品流通促進

#### 1. 大韓民国特許技術大展開催

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

大韓民国特許技術大展は優秀特許技術者を選定して褒賞し、優秀発明品の展示を通し、汎国民的な発明意識の風土を作るのに目的がある。ともに、この行事を通し、技術移転および優秀特許技術の早期事業化を促進して優秀特許製品の流通を支援する。

特許技術大展の開催時期は毎年11月～12月頃で特許庁が主催して韓国発明振興会が主管して、産業資源部、大韓商工会議所、全国経済人連合会、大韓弁理士会などが後援する。

特許技術大展の展示分野は一般展示コーナー、特別展示コーナー、特許技術事業化支援コーナーに区分される。一般展示コーナーでは個人や企業体の特許・実用新案・意匠で出願または登録された発明品、機械・金属・繊維・化学、電気・電子・情報通信、生活文化など技術分野別展示と女性発明家の優秀特許製品に対する別途コーナーを運営して、特別展示コーナーでは国庫補助支援試作品、国際発明品展受賞品、職務発明競進大会入賞発明品、特許技術賞受賞品などを展示する。また特許技術事業化支援コーナーでは審査官、弁理士、公認会計士、経営指導士、技術取引社などが発明で権利化・事業化までの全般的な隘路事項および手続きを無料で相談する。

〈表Ⅲ-3-1〉大韓民国特許技術大展出品現況および観覧人数

(単位:件、ミヨン)

年度	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03
出品 申請	429	382	328	374	381	267	172	316	255	393	257
展示 件数	155	163	188	180	117	103	150	138	120	192	160
観覧 人数	29,541	81,574	129,587	77,100	60,000	60,000	30,300	31,350	30,100	115,724	25,200

大韓民国特許技術大展では優秀発明品展示とともに発明家の士気高揚および汎国民的発明意識向上のために一般展示品を対象に大統領賞、国務総理賞、WIPO事務総長賞、特許庁長賞など各種褒賞をしている。

褒賞品選定は主管機関の褒賞推薦審査会議を経て、特許庁の公的審査委員会で最終決定して中小企業および個人発明者を優待する。この行事で一般展示に参加したり褒賞を受ける発明品に対する恩恵では展示特許技術の売買・譲渡およびライセンスの機会を付与して、次期年度“発明の日”行事時に出品企業または褒賞者に加点が付与されて、褒賞企業に対しては各種金融支援推薦と優先購買申請時に優待している。



## 2. ソウル国際発明展開催準備

発明政策局発明政策課行政事務官 ハン・ジェヨン

世界各国の新技术展示および発明家らの交流の場を開き、全国民の発明意識高揚と産業技術の競争力向上のために、'02年に初めて開催されたソウル国際発明展は隔年制に開催される予定だ。

'02年ソウル国際発明展は中国など34ヶ国から376ヶ発明品を出品した中で2002年12月4日から8日までソウルKOEX太平洋ホールで大韓民国特許技術大展と同時に開催された。

また、'04年12月に開催予定であるソウル国際発明展を準備するためにIFIAおよびWIPOなどと協力を強化していく計画だ。

## 3. 100大優秀特許製品選定および広報

発明政策局発明政策課事務官 ハン・ジェヨン

100大優秀特許製品選定事業は特許技術の事業化実態調査(現代リサーチ、'02.4)によれば最も大きい隘路事項として、資金不足(37%)とともにマーケティングおよび営業(19%)を上げていることを考慮して、優秀な特許製品の販路拡大を支援するための事業だ。特許発明を製品化した優秀特許製品を選定して、授賞・広報することによって特許製品を生産する中小企業の販路拡大と市場進出を支援するために2002年度に初めて始まった。

韓国日報が主催して当庁が後援した2003年度優秀特許製品選定事業は事業の内

### 第3章 優秀特許製品の流通・販売支援

容と選ばれた製品を言論紙面を通し、紹介することによって事業の効果を高めて、実質的な役に立てるように進化した。事業の内容は100大優秀特許製品を選定することにしてこれを上下半期で分けて、各50選ずつを選定したし、特許新製品と特許ヒット製品を半々に含まれるようにした。選ばれた製品に対しては大韓民国特許技術大展とともに特別展示することによって広報効果を高めて、優先購買申請時優待していて、韓国日報に関連特集記事を掲載した。また100台製品中で再び審査を通し、国務総理賞、産業資源部長官賞、特許庁長賞、韓国日報社長賞などを授賞した。

100大優秀特許製品選定は生活用品、機械製品、電子製品、化学・生命工学製品など4種類分野に分けて実施したし、技術性、事業性、デザインなどを評価基準とした。

#### 4. 特許製品電子商取引システム構築・運営

発明政策局発明政策課行政事務官 李イクヒ

特許製品電子商取引システム(e-marketplace)は特許または実用新案と登録された優秀特許製品だけを取引するシステムとして中小企業と個人の特許技術賞品販売と流通を支援するための電子取引インフラだ。サーバーなど必要な装備を購入して、電子商取引S/Wを開発して、取引に必要な基盤機能を構築してB2B取引とB2C取引を実施する予定だ。

バイインベンション(www.buyinvention.com)と命名されたこのシステムは韓国発明振興会で構築と運営を担当するようになるので取引手数料を安くして、特許情報などの多様なコンテンツを提供して、立派な発明品を生産してもマーケティ

ングで困難を経験する中小企業の利益実現を助けてくれる。

システムが2004年10月からサービスを開始することによって特許庁は研究開発を通じた発明と発明の権利化、特許発明の事業化そして特許製品の販売による利益実現を通し、再び研究開発投資につながるようにする全体的な発明支援体制を構築するようになる。

2003年にイーマーケットプレイスを構築するための基本計画を樹立してシステム開発を始めて、特許製品取引情報化推進戦略(ISP)を樹立したし、特許製品検索分類体系を標準化した。

またB2B基本取引システムを構築して500点の入店商品を募集して、電子カタログを製作した。2004年には取引システム開発と取引支援システムも構築も完了して、マーケティング戦略を樹立して、取引活性化を図る予定だ。また入店商品の拡充と電子カタログ作成も持続的に推進するだろう。

入店業者の資格は特許(実用新案含む)技術を保有(権利者または実施権者)していて、該当技術を商品化して、国内に製品を供給できる者として中小企業、個人、団体または組合である。入店商品の要件は国内企業保有の特許製品として供給可能な在庫を維持してB2BまたはB2C電子取引に適していた物品であることである。入店商品の選定は関連分野専門家で構成された品質評価委員会で技術性、商品性、品質保証性、物品調達性および事業推進度などを総合的に審議して決定するようになる。

2003年9億6千万ウォン、2004年12億3千万ウォンの予算が投入されるこの事業は

### 第3章 優秀特許製品の流通・販売支援

e-ビジネス国家拡散戦略に相応して、特許製品取引電子インフラを構築して運営するのだ。これを通じて、発明活動を促進することによって産業発展を図って、電子商取引市場での迅速な対応を追求している。合わせて既存の電子取引関連業者・機関と戦略的に提携を推進するなど発明特許製品の広報と販売の支援基地の役割を遂行するだろう。



第IV編

知識財産の創出条件造成

---

第1章 発明夢の木の養成

第2章 知識財産創出促進

第3章 女性の発明活動に対する支援強化

第4章 発明振興のためのインフラ構築

第5章 公務員・研究所発明の活性化

## 第1章 発明夢の木の養成

## 第1章 発明夢の木の養成

### 第1節 発明教育活性化のための協力体制構築

#### 1. 発明教育研究・模範学校運営活性化

発明政策局発明政策課行政事務官 キム・ジメン

特許庁では発明教育の質的水準を向上させて、発明教育の新しい代案を開発するために市・道教育庁と協力で発明教育研究・模範学校を指定運営している。

1997年から始まった発明教育研究・模範学校は市道教育庁別に1校ずつ毎年16校を指定して、2年課程で運営していて、年間約7百万ウォンの運営費を支援していて、発明教育研究・模範学校担当教員は教育公務員昇進規定により、毎月0.010点の昇進加点を与えられるようになる。

2003年度には市道教育庁と協議を経て、2002年から指定されて、2003年まで運営される継続指定学校5校と2003年から2004年まで運営される新規指定学校9校など合計14校に各7百万ウォンずつ合計98百万ウォンを支援した。

〈表IV-1-1〉 2003年発明教育研究模範学校支援現況

地域	支援学校	地域	支援学校
ソウル	空港小学校	江原道	丹邱小学校
ソウル	首都電気工業高等学校	忠北	南川小学校
仁川	タンバン小学校	忠南	光洞小学校
釜山	槐亭小学校	慶北	皇南小学校
大田	内洞小学校	慶南	昌寧小学校
蔚山	香山小学校	全北	所聲小学校
京畿	仙府中学校	済州	済州南小学校

## 2. 学生発明促進全国巡回講演会拡大実施および活性化

発明政策局発明政策課行政事務官 キム・ジメン

特許庁は学校発明班活動など学生発明活動を促進するために国際特許研修部と共同で全国巡回講演会を開催している。

巡回講演会は年初に各級学校および機関から教育申請を受けて、申請地域、過去未実施学校の可否、講演会対象(学生、教師、父兄)等を総合的に考慮して、選定実施しており、1998年39件、1999年82件だった巡回講演申請件数が特許庁の10万発明夢の木養成事業の結果、2000年以後急激に増加して、2001年には419件、2002年には513件、2003年641余件に至っている。

2003年には641申請機関中の102機関に対し講演会を実施したが、2001年122回、2002年150回に比べて、縮小して実施した。これは2002年までは増える講演需要に積極的に対応して、実施回数を大幅拡大してきたが2003年には巡回講演の外形上



拡大よりは講演会の質を向上させるという趣旨で調整されたのである。

このために経験と能力のある有能な講師だけを厳選して、積極的に活用した結果、どの年より内実ある発明講演会になり、参与した学生および教師・父兄などの知識財産権関連知識と発明に対する関心を大きく増大させた。

<表IV-1-2>巡回講演会実施現況

学校別	申請学校	選定学教	実績	
			回数	人数(名)
・職業専門学校・技能大学	8	3	3	855
・高等学校	106	19	19	3,434
・中学校	206	26	26	5,875
・小学校	311	50	50	8,072
・教育庁・その他	10	4	4	750
合計	641	102	102	18,986

### 3. 知識財産教育センター建設推進

発明政策局発明政策課建築事務官 イ・ヨンミン

知識財産教育センター建設事業は特許庁で持続的に推進してきた発明夢の木養成事業の一環として各地域の発明工作教室の中心の役割をしながら、専門化されて多様な発明教育サービスを提供することによって優秀な発明人材を育成するために推進された。

‘02年度に同センターの基本計画を樹立して、’03年度に設計案を確定したし、

## 第1章 発明夢の木の養成

‘04年度から本工事を着手して’05年度下半期に開館を予定している。

同センターは大徳（テドク）研究団地内に合計1,000余坪規模で建設されて、発明教室など一般発明教育施設の他に視聴覚室、体験展示室などを用意して、展示物の体験および操作を通し、発明に対する興味を培って発明課程を体得できるようにする予定であり、大徳（テドク）研究団地と単に近隣の優秀な科学技術人材と施設を利用して深い発明教育をする予定だ。

また優秀な発明教育プログラムの開発・普及などを通し、各地域発明工作教室、国際特許研修部などで散発的に行われる学生発明・特許教育を体系化する中央発明教育機関の役割をするようになる。

## 第2節 学校発明班・サークル活性化支援強化

### 1. 小・中・高校発明班運営支援

発明政策局発明政策課行政事務官 キム・ジメン

幼い時から発明の生活化を通じた発明人口の底辺を拡大して、学生達の創造力と探求力を培養して優秀な発明人材を発掘・育成するために各級学校に発明班を構成することを積極的に推奨してきた。

学校発明班は学生発明活動の基礎産室として全国の小・中・高等学校で‘80年代後半以来、着実に設置されて活発に運営されていて、特許庁は全国のすべての学校で発明班を運営して‘1校1発明班活動’実現を目標として発明班数を持続的に伸ばすように誘導する計画だ。

学校発明班は特別活動または裁量活動時間や放課後活動などの形態で運営されていて、各種発明創作活動および発明品の製作そして発明現場の見学など運営の内容はもちろん学生数も小さい場合は3～5人水準で、多い場合は2～3学級に達するなどその規模もまた多様だ。

特許庁では全国各級学校に発明班活動を推奨して優秀発明班運営事例を発掘・伝播するために優秀発明班を選定して、発明班活性化支援金を支給しており、2001年は各市道教育庁と協議を経て、全国的に150学校に1百万ウォンから3百万ウォンまで合計188百万ウォンを支援したし、2002年は合計101校に2百万ウォンずつ202百万ウォン、2003年は合計106校に212百万ウォンを支援した。

## 第1章 発明夢の木の養成

また特許庁では発明教育の全国的な活性化のためには、地域別発明教育基盤の強化が必要だとみて、2001年から発明教育教科研究会など発明教育教員団体などの活動を支援することにした。

発明教育教科研究会は主に各級学校発明班指導教師らが中心になり構成された団体として各種地域発明教育行事および教師研修などの開催を通し、学校発明班運営のノウハウと情報資料を共有することによって地域別発明教育を活性化させられる主要な活動単位だ。

2003年度に合計11団体に4百万ウォンずつ44百万ウォンが支援されたが、その選定基準として事業遂行の能力、事業計画の内容、事業の効果を重点的に評価して支援したが、これに伴い全国的に地域別発明教師団体の構成と活動が活発に形成されていて、これは地域的発明教育基盤構築を通した発明教育の底辺拡大と活性化に寄与することと見込まれる。

また、発明教育活性化のためには各級学校の管理者をはじめとする教育関係者の認識向上および指導教師に対する体系的な教育訓練が必須といえるのに、特許庁では知財権専門教育機関である国際特許研修部と韓国学校発明協会を通した教育訓練と各級教育庁および地域発明班指導教員団体を通した各種研修を支援している。

教育管理者課程は各級学校の校長・教頭先生と奨学官・研究者を対象に2泊3日間の24時間で運営していて、発明指導者課程で各級学校教師を対象に10日間60時間で運営しており、主要教育内容としては知識基盤社会と発明教育の重要性、特許庁の発明教育振興施策、学校発明班運営技法、知財権法基礎課程で形成されて

いて、2003年には教育管理者課程に480人余り、発明指導者課程に320人余りが参加した。

## 2. 発明教育資料の開発および普及

発明政策局発明政策課行政事務官 キム・ジメン

全国各級学校の発明班運営および発明工作教室などの体系的発明教育のために多様な媒体と学校級別水準にともなう学習資料の開発普及が重要だし、これは現場発明教育指導教師らの終始一貫した希望でもある。

全国の発明工作教室と地域発明教育指導教師団体などで自主的に多様な学習資料が開発普及している。これはソウルと慶尚北道（キョンサンブクト）、釜山（プサン）などの地で非常に活発な方であり、釜山（プサン）では教育委員長認証図書として発明教育教材が発刊されたりもした。

また発明教育研究模範学校運営報告会および全国教員発明研究大会などを通し、各種発明教育資料が整理されて普及する。このような学習資料は大部分が発明班や発明工作教室の運営プログラム次元でアプローチして、教育現場で適用の可能性が高いし、地域ごとに各発明班ごとに特性ある発明教育プログラムを見せている。しかし学校級別に体系化されない点と知識財産の重要性と内容または事例提示などを通し、学生達に発明と特許の重要性に直接的にアプローチするよりは創造力向上のためのプログラム中心という点であることは今後補完していく課題と見られる。

## 第1章 発明夢の木の養成

そして、2002年5月に開院した韓国発明振興会のサイバー国際特許アカデミー過程で社会教育環境の変化と情報技術の発展に基づき、知識基盤情報化時代に相応した知財権専門人材の育成のために青少年分野、一般人分野などのサイバー知財権教育を運営しており、特に青少年分野のオンライン無料教育、ああ！発明、やろうティーンティーン コーナーのコンテンツなどは学生達の高い呼応を受けている。

特許庁では2002年12月に韓国学校発明協会を通し、小学生用カラー版「発明生活」を発刊普及したが、これは学校級別体系的学習資料開発のための初めての段階の試みであり、今までの学習資料がほとんど教師用指針書的な性格を持ったのに比べて、学生達の教材用として製作されたという点で意味が大きい。もちろん本教材は教師指針書を別途に持っている。

2003年には産業財産権の重要性と種類、手続きおよび発明の技法など直接産業財産4権の分野別内容を漫画形式で発刊し、普及して、小中学生の子供たちのため「ああ！私も発明できるよ」というマンガ本を発刊配布して若い学生達が簡単に発明活動に近付ける機会を提供している。

### 3. 大学発明サークル活動支援

発明政策局発明政策課行政事務官 クァク・ソンミ

特許庁では潜在的な予備産業人材である大学生らの知財権に対する認識向上および創意性を発揮した発明活動を促進することによって核心発明人材養成を通し、国家競争力向上に寄与するために大学発明サークル活動を支援している。

まず、5月と11月まで6回にわたって主に大学新生らを対象に知財権の重要性を強調する内容はもちろん特許情報の活用と特許出願実務、一步進んで特許技術の事業化戦略などを含み、知財権実務能力を培養するための無料教育を実施した。首都圏偏重教育を止めるために地方と首都圏地域で分散教育を実施した結果、合計160大学の919人が受講したし、ここで深化教育課程の拡大および連続教育の必要性が提起された。

また安定した事業推進と学生達の自発的な参与機構を通した発明活動を促進するために全国38の発明サークルで構成された全国大学発明サークル連合会を支援している。

大学生らは発明サークル連合会を通し、夏発明キャンプ、インターネットサイト運営(www.inventplus.net)、広報館運営などの活発な活動を見せた。

合わせて学生達の発明意欲を鼓吹して技術革新事例発表を通した予備産業技術開発人材養成のために第2回全国大学発明サークル競進大会が開催された。これは大学生らの参加および費用負担を緩和しながらも、発明として権利化にともなう発明アイデア創出能力と実務能力はもちろん発明サークル活動実績に対する多面

## 第1章 発明夢の木の養成

評価を通し、全体的な大学生らの発明活動を促進する効果があった。

同大会は大学生らの発明アイデアに対する仮想事例発表として行われて、アイデア創出課程、特許情報分析および先行技術情報分析、出願明細書作成、補正および変更などの課程を発表対象にして、発明の高度性および実用性、特許情報分析および適用能力、出願登録実務能力、試作品の完成度、発明サークル運営実績などを評価する。その結果本大会で25大学53 チームが参加して、大賞(産業資源部長官賞)など9大学11 チームが受賞した。



### 第3節 発明工作教室設置・運営支援

発明政策局発明政策課行政事務官 キム・ジメン

#### 1. 発明工作教室設置拡大

発明工作教室とは、発明振興法第7条に基づき、各市・郡・区地域教育庁単位で設置された地域発明創作活動の中心センターとして各地域の学生や一般人らが自身のアイデアを直接具現して見るができるように各種工具および機資材をそろえて専任教員が配置されて運営される発明実習の場だ。

発明工作教室は各級学校学生発明班活動の中心センターとして父兄らの発明認識向上のための‘お母さん発明教室’運営および管内学校発明班指導教師はもちろん一般教師たちに発明班運営および発明教育に対する底辺拡大のための各種プログラムを運営している。

2003年度発明工作教室は各市・道教育庁から17ヶ所の設置申請が受け取られて、そのうち15ヶ所が選ばれたが、選定基準として学校長および指導教師の関心度、自らの予算確保程度、交通の便利性、余裕施設の規模、施設変更可能の可否などが考慮になった。発明工作教室設置時には各発明工作教室当たり特許庁と市・道教育庁が各5千万ウォンずつ1億ウォンを共同投資して設置して年間運営費は各市・道教育庁別途1千万ウォンから3千万ウォンまで支援している。

選定手続きを見れば、市・道教育庁の推薦→市・群教育庁および設置対象機関の申請書と運営計画書受付(韓国学校発明協会)→書面審査→現場審査→審査委員会審議→特許庁最終決定の手続きにより選ばれる

## 第1章 発明夢の木の養成

発明工作教室は特許庁が1995年7月にソウル銅雀教育庁管内インホン中学校に模範設置された以後1996年仁川（インチョン）、全南（チョンナム）、忠南（チュンナム）の3ヶ所が設置されて、1997年には教育部とソウル市教育庁が38ヶ所、1998年には特許庁とソウル市教育庁が3ヶ所を設置したし、1999年以後には特許庁と各市・道教育庁の協力で毎年市・道別に16ヶ所を追加設置して、2003年末現在全国に126ヶ所の発明工作教室が設置・運営されている。

〈表IV-1-3〉年度別発明工作教室設置現況

年度	‘95	‘96	‘97	‘98	‘99	‘00	‘01	‘02	‘03	計
設置数	1	3	38	3	18	16	16	16	15	126ヶ所

発明工作教室は学生達を対象に基礎課程である短期課程と実習中心の高級課程である長期課程、発明キャンプおよび各種発明行事開催など多様なプログラムで運営されていて、各市道教育庁の調査結果によれば2003年度基準で延べ教育人数が30万名に至っている。また学生達に対する発明教育を活性化するためには父兄および教師たちの関心と支援が何よりも重要なので発明工作教室では父兄教室および地域別教師研修課程を通し、発明教育の基盤を固めていっている。

<表IV-1-4>年度別発明工作教室年間教育人数

区分	短期課程		中長期課程		休み 課程	父兄 教育	教師 研修	その他	計
	初等	中等	初等	中等					
1997年	15,798	8,648	3,656	1,830	1,741	4,521	1,937	1,006	39,137
1998年	33,966	20,917	8,727	5,095	5,502	9,541	4,704	8,295	96,747
1999年	40,986	27,989	10,016	5,848	5,431	9,498	3,911	7,526	111,205
2000年	45,116	35,921	14,025	9,216	7,789	12,783	6,253	18,989	150,092
2001年	58,829	37,167	18,656	13,837	9,315	17,505	6,300	27,145	188,754
計	194,69	130,64	55,080	35,826	29,778	53,848	23,105	62,961	585,935
	325,337		90,906		29,778	53,848	23,105	62,961	

※その他\*：一日発明教室など教育委員である

※資料：『発明工作教室白書(韓国学校発明協会)』

<表IV-1-5> 2003年新規発明工作教室設置機関現況

地域	所属教育庁	設置機関	地域	所属教育庁	設置機関
大邱	達城教育庁	花園小	忠北	沃川教育庁	竹香小
蔚山	江北教育庁	裕谷中		永同教育庁	永同小
京畿	加平教育庁	加平小		鎮川教育庁	サムス小
	坡州教育庁	儉山小		清原教育庁	角里小
	安山教育庁	ペクソン小		丹陽教育庁	丹陽中
全北	高敞教育庁	サムイン学習場		慶北	栄州教育庁
全南	順天教育庁	城東小	慶南	河東教育庁	辰橋小
忠南	泰安教育庁	南面小	合計	15ヶ所	

第1章 発明夢の木の養成

<表IV-1-6>全国発明工作教室設置現況

市・道	設置場所(運営主体)	市・道	設置場所(運営主体)
ソウル	蠶院小、聖水中 奉天中、科学教育院 成一中、滄川小 九老中、上溪女子中 成一中、亜州中 空港小、敦岩小 ソウル科学高校、漢城科学高校 首都工業高校、ユンジョン小 阿硯中、新昌小 ケナム初	京畿	梅山小、一山中、ナクセン高、 長岩小、熙星小、ジザン小 軍浦高、仙府中、深谷小 加平小、儉山小、ペクソン小
		江原	草溪学生修練場、 江原道科学教育院 魯岩小、丹邱小、サンジャン中
		忠北	三原小、清州中、三山小、南川小、 槐山北中、南新小、竹香小、永同小 サムス小、角里小、丹陽中
釜山	釜山子供会館、 釜山科学教育院 周禮女子中、槐亭中 シンド小、釜山科学高校 城南小、蓮山中 ネソン小	忠南	保寧科学教育センター、天安中 光洞小、長項中央小 秋富小、南面小
		全北	ジョンイル小、金堤女子中 群山中央小、淳昌中 裡里小、インボン小、サムイン学習 場
大邱	南山小、大明女子中 達城小、教育科学研究院 凡一中、ソンソ小、花園小	全南	社倉小、羅州女子中 麗水中央小、海南女子中 一老小、玉果小 第一小、城東小
仁川	鶴翼小、タンバン小 東仁川女子中、教育科学研究院 仙鶴小、ブマ小、安山小	慶北	皇南小、尚州教育館 金泉発明教育研究院、上大小 ヨンガ小、鳳山小 南部小、中央小、梧溪小
光州	クムダン中、牛山小 松汀中、新光中 光川小	慶南	南海教育庁、大亜中 キョンワン高、陝川小 昌寧小、慶南航空高 泗川高、辰橋小
大田	大興小、ユドゥン中 内洞小、東新中 忠南機械工高	済州	西歸西初、中央中 翰林中、済州南小、城山中
蔚山	ヨムポ小、香山小、 裕谷中		

## 2. 発明工作教室運営の充実支援

特許庁では特別に発明工作教室指導教員に対しては、発明工作教室設置運営事業の主管機関である韓国学校発明協会を通し、特殊分野教育訓練を実施している。

去る1999年以後、韓国学校発明協会は教育部に特殊分野教育訓練機関として登録されて、7期にわたり、740人を教育したし、2001年にはソウル特別市特殊分野研修機関として移転指定されたが2002～3年4期にわたり、320人に対する職務研修を実施した。

特許庁は2000年まで自費負担で運営された職務研修を支援して、無料で教育を受けられるようにしたし、特許庁長をはじめとする各種機関の有名人を特別講師として招聘して、知識基盤社会での学校発明教育の重要性に対する教養教育と発明材料加工法、Solar cell car製作法、ブレーンストーミング法、振動車製作、ロボット制御、三重構造物製作など主に発明工作教室で活用される実習中心の教育を遂行している。

これだけでなく、7月には新規発明工作教室の設置選定機関の関係者50人を対象に発明工作教室の設置および運営要領に対する特別研修をソウルのチャンジョン小学校で、11月には全国の発明工作教室関係者300人余りを対象に1泊2日間で忠北の丹陽でワークショップを開催した。

## 第4節 学生発明活動促進のための各種行事開催

発明政策局発明政策課行政事務官 キム・ジメン

### 1. 「発明奨学生」選抜事業

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励して、優秀発明人材の理工系分野への進出を促進させるために2003年に「発明奨学生」選抜事業を初めて施行した。

第1回発明奨学生として大学生180人、高校生176人、中学生125人が選ばれて、最高3百万ウォンの奨学金が支給された。発明奨学生は産業財産権の出願および登録実績、学生発明大会参加および入賞実績および発明班活動など発明活動実績を評価して選ばれた。

### 2. 大韓民国学生発明展示会開催

大韓民国学生発明展示会は若い学生時代から発明に対する創造力を啓発して発明を生活化するようにすることによって未来高度産業社会の主役になる発明の夢を発掘・養成するのにその目的がある。

2003年第16回大韓民国学生発明展示会は3月4日から4月4日まで合計4,137点の作品が出品されて、2003年7月23日から7月27日まで韓国綜合展示館(COEX)で400余点が展示された。

同展示会の出品対象は小・中・高・大学生の発明および考案品で出願および登

録の可否と関係ないし、受賞作品は書類審査→先行技術調査→現物審査→特許庁  
公的審査の課程を経て選ばれる。

毎年展示会に出品された作品に対しては個人賞と団体賞に分けて、授賞してい  
て、受賞作品に対しては地方展示会に展示、発明キャンプ、指導教師海外研修な  
どの機会が与えられて、特に高校在学中の受賞学生には特技者選考として大学に  
入学できる機会が与えられる。

〈表IV-1-7〉大韓民国学生発明展示会開催現況

(単位:点)

年度	出品数	全試作品数	授賞作品数	展示場所
1991	741	331	93	発明奨励館
1992	1,259	339	89	“
1993	1,149	346	106	“
1994	1,338	227	106	“
1995	1,501	180	106	“
1996	1,720	184	106	“
1997	1,871	211	106	“
1998	1,873	257	108	COEX
1999	3,605	393	149	COEX
2000	5,715	495	151	COEX
2001	4,143	419	186	COEX
2002	4,260	400	178	COEX
2003	4,137	423	182	COEX

## 第1章 発明夢の木の養成

地方巡回展示会は奨励賞以上の受賞作品と歴代国務総理賞以上の受賞作を展示対象として、2003年には論山(9月)と亀尾(10月)で開催されて、奨励賞以上の受賞学生に対して7月に2泊3日間発明キャンプを実施したし、特に金賞以上の受賞学生の指導教師に対しては発明指導意欲鼓吹および学生発明活性化のための雰囲気拡散のために日本研修を実施した。

### 3. 全国学生発明想像画・キャラクター描画大会開催

類似の創作実技大会が統合されることによって1996年から開催されてきた全国学生発明想像画描画大会は2001年から「全国学生発明想像画・キャラクター描画大会」として分離開催されている。

5月から7月までの全国的な予選を経て、8月に本戦を開催するために、予選には10,000人余りの学生達が参加していて、本戦大会にはこれを通過した800人余りの学生達が参加している。小学生を対象にする発明想像画部門には286人が参加して、55人が授賞し、小・中高校生を対象にする発明キャラクター部門では534人が参加して、126人が受賞した。特に2003年には発明キャラクターの部分に高等部門を追加して、最近の学生達のデザインおよびキャラクター分野の高い関心を反映して、大会を進行した。

本大会は学生達の直接的な発明に対する創意性を表現してこれを評価するための大会として、普通公募を通し、郵送された作品を審査するのではなく、現場で作品の主題を付与して直接描き出した作品を審査して、授賞するところに特徴がある。



#### 4. 「全国学生創造力オリンピック」開催

全国学生創造力オリンピックは今まで個別的に開催されてきた特許庁主催「全国学生発明創作競進大会」の実技部門と韓国学校発明協会主催「全国学生発明頭脳オリンピック」および三星電子主催「三星創造力オリンピック」の3大会を一層発展させるために一つの大会に統合して、特許庁と三星電子の共同主催で韓国学校発明協会が主管して、2002年1月29日から1月31日まで成均館大学校自然科学キャンパス(水原(スウォン))で初めての大会が開催されて、2003年には1月10日から2日間にわたり、二番目の大会が開催された。

この大会の特徴は5～7人の学生達が1チームとして参加して、科学、数学、音楽、美術、工作技能など総合的な創意性を土台に、事前に与えられた課題(長期課題)と大会現場で与えられる課題(現場課題)の解決課程において、学生達の創意性を評価するもので、米国で開かれる‘世界青少年創造性競進大会(DINI)’にその原形をおいた学生総合創意性競進大会といえる。

#### 5. 全国教員発明品競進大会および発明研究大会開催

「全国教員発明品競進大会」という学生発明の指導教師の直接的な出品と授賞を通し、発明指導の質を高めて発明教育を活性化して進んで発明意欲の鼓吹のために去る1999年に新設され、2003年現在で第5回を迎えている。

2003年の第5回全国教員発明品競進大会には合計131人の教師が参与して、奨励賞以上の金賞まで13人の出品作が入賞した。

そして、特許庁では発明班指導教員の研究意欲を高めて、各級学校発明教育を

## 第1章 発明夢の木の養成

活性化しようと1996年から韓国学校発明協会の主管で毎年全国教員発明教育研究大会を開催している。

この大会は発明班指導教員を対象に発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して、表彰しており、入賞した教員には教育公務員昇進規定により入賞等級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられるようになる。

2003年には合計86編の論文が受け取られて、研究計画書審査(5月)→本論文書面審査(10月)→本論文発表審査(11月)を経て、35編の研究論文が選ばれたし、12月には選ばれた論文を論文集として製作配布した。

<表IV-1-8>全国教員発明教育研究大会開催現況

(単位:編)

年度	提出論文数	授賞論文数	授賞内訳
1996	61	18	金賞:3、銀賞:6、銅賞:9
1997	65	26	金賞:4、銀賞:9、銅賞:13
1998	81	32	金賞:5、銀賞:11、銅賞:16
1999	172	50	金賞:8、銀賞:17、銅賞:25
2000	98	36	金賞:6、銀賞:12、銅賞:18
2001	78	31	金賞:5、銀賞:10、銅賞:16
2002	95	37	金賞:7、銀賞:14、銅賞:16
2003	86	35	金賞:6、銀賞:12、銅賞:17

## 第2章 知識財産創出促進

### 第1節 知識財産権に対する中小企業の認識向上

発明政策局発明政策課書記官 キム・ヨヌアン

#### 1. 推進背景

特許庁は21世紀知識基盤社会で企業競争力の核心要素である知識財産の創出力量強化を支援するために去る1999.7月以後「中小企業知識財産権保有運動」を持続的に展開してきているが、当時の私たちの中小企業の知識財産権保有現況は国内5人以上の中小企業体で約9万1千余の中の約4.4%に過ぎない4千余企業だけが特許権や実用新案権を保有している状況だった。

#### 2. 主要内容

中小企業知財権保有運動は地域別巡回説明会および主要業種団体別説明会事業の推進と共に“知識経営のための特許管理ガイドブック”、“知識財産説明会基本教材”、“発明漫画”、“発明技法および事例集”等を発刊・普及して、“発明が国力だ”という広報ビデオの製作および普及事業を推進している。

2003年度からは本説明会事業を含んだ知識財産権創出促進事業の中で民間主導事業として推進することが望ましい事業に対しては事業推進体系を改編して、特許庁は基本計画および関連予算を確保してその執行部門は韓国発明振興会と各市道地域の商工会議所および大学などに設置運営している地域知識財産センターで担当するようにしている。

## 第2節 権利化のための支援強化

### 1. 海外での知識財産権獲得支援

発明政策局発明政策課機械事務官 ペク・オンギ

国内個人、中小企業が激しい国際技術競争で生存できるように内国人の優秀発明に対する海外出願および権利確保を奨励するための必要性が提起されることによって特許庁では海外出願費用補助事業と海外出願費用融資事業で外国に出願する特許または実用新案の出願費用を支援している。

#### イ. 海外出願費用補助事業

申請資格は内国人として外国に特許または実用新案登録出願をした個人または小企業であり、技術性評価結果優秀な発明に限り申請日基準過去2年以内に送金した出願費用に対し補助していて、PCT国際出願人場合国内段階が進行された場合限り、国際段階費用まで遡及して支給している。

補助金支給は出願件別に200万ウォンの限度内で支援するものの、申請人1人当たり年間3件以内に制限している。この場合1個の発明を多数国に出願する場合各指定国家別出願を1件として、同一発明に対しては出願国家ごとに1回に限り、支給する。

申請書類では外国出願証明書類写本1通、外国出願費用証憑書類写本1通、申請人の印鑑証明1通、発明の詳細な説明・図面および請求範囲が記載された出願書写本1部と取引銀行の口座番号であり、これを韓国発明振興会に提出すれば良い。補

助金に対する申請期間は毎年1.1から12.31までで、補助金の支給は補助金を申請した分期の次の分期に支給する。

**ロ. 海外出願費用融資事業**

‘03年から新規事業として進行していて、事業条件は担保、すなわち不動産、保証書が必要で1人当り(個人事業) 1億ウォン限度内で支援する。

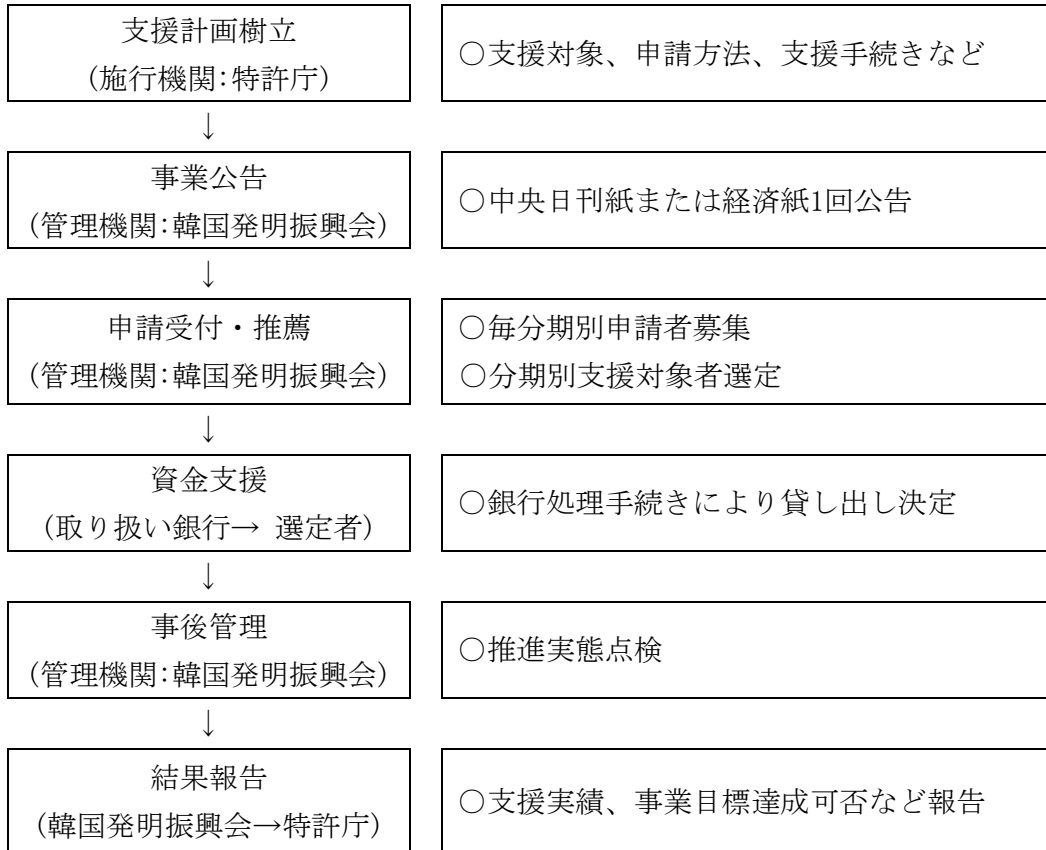
融資支援対象は外国に特許または実用新案を出願した個人または中小企業であり、申請すれば技術性、事業性などを審議した後優秀発明である場合、貸し出し機関である中小企業銀行に推薦して担保の可否を評価して、支援するようになる。

融資条件と融資手続きは下のとおりだ。

〈表IV-2-1〉海外出願費用融資条件

貸出金利	融資期間	貸し出し条件	課題当たり限度額
4.08～4.34% (変動金利)	8年 (3年から5年分割償還)	担保貸し出し	100百万ウォン

<図IV-2-1>海外出願費用融資手続き



ハ. 支援実績

<表IV-2-2>海外出願費用補助事業申請および支援現況

(単位:件、百万ウォン)

区分	申請件数(A)	支援件数(B)	支援額	支援率(B/A)	備考
‘01	428	257	299	60.0%	個人154 中小企業103
’02	938	391	462	41.7%	個人217 中小企業174
‘03	985	334	556	33.9%	個人150 中小企業184

注) ‘98年以前には個人優先支援後中小企業を支援したが ‘99年以後

区分なしに技術性評価後支援の可否決定で個人・中小企業区分なしに支援

〈表IV-2-3〉海外出願費用融資事業申請および支援現況

区分	申請	推薦	支援	備考
‘03	22件 2,126百万ウォン	19件 1,372百万ウォン	7件 519百万ウォン	個人、 中小企業

〈表IV-2-4〉外国特許出願所要費用

(単位:万ウォン)

国家名	米国	日本	中国	英国	豪州	台湾	フランス	ヨーロッパ (5ヶ国基準)
総費用	950	1,100	800	800	650	800	900	1,900

注)国内代理人手数料150万ウォン(平均)、外国代理人手数料4,000\$、翻訳料96万ウォン(20page基準)、成功報酬料150万ウォン、通信料など45万ウォン、印紙代150万ウォンなど含む

## 2. 中小企業に対する産業財産権診断支援

発明政策局発明政策課書記官 キム・ヨヌアン

産業財産権診断事業は先進国の特許攻勢から中小・中堅企業に対する保護体制を構築して、技術開発過程で外国の特許権との抵触可否を診断して適正技術開発の方案を提示する一方、特許技術情報の活用を促進するための事業だ。

診断に必要とする費用の75%は中小・中堅企業が研究開発に着手したり技術導入を推進すること以前に関連した技術に対する総合的な診断を実施するのを奨励するために国庫で補助して、残り25%は診断を申請した機関が負担するようにし

## 第2章 知識財産創出促進

ている。

診断の主要内容は関連技術の国内・外先行技術調査、技術情報原文収集、収集技術情報の分析を通じた技術情動的、経営情動的、権利情動的に活用できるPatent Map作成、核心技術実態分析、市場および技術動向分析、国内・外競争企業実態分析などを通じた研究開発推進方向提示および問題技術の発掘と特許紛争に対する事前対応策樹立などだ。

事業遂行主体は事業管理機関として韓国発明振興会を置いていて、大学、研究所および特許法律事務所など技術分野別専門性を確保している機関を診断機関に指定して、分野別技術診断を実施している。

事業の遂行手続きは保有または研究開発推進中の課題に対して産業財産権技術診断を受けようとする中小企業体から申請書を受け付けて、産業体・学校・研究所・政府機関の専門家たちで構成された運営委員会の審議を経て、費用支援対象課題を選定して、選ばれた課題に対し指定された診断機関で権利侵害の可能性可否、有利な技術開発方向などに対する診断を実施する。

〈表IV-2-5〉産業財産権診断事業運営実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
件数	36	26	22	15	17	21	21	25
予算	308	239	225	209	238	238	257	348
民間負担	239	171	146	112	134	161	162	93



### 3. 地方自治体ブランド・デザイン権利化支援

審査基準課行政事務官 李ソミョン

#### イ. 推進背景

特許庁は『2002韓・日ワールドカップ』で形成された国家イメージ上昇効果を各地域の伝統・文化商品および特産品の世界商品化に連結するために、地域特産品などに対する地方自治体次元の自社ブランドおよびデザイン開発を積極的に奨励して、これを商標および意匠などの知識財産権として出願して権利化するように誘導するために、地域巡回説明会など支援事業を積極的に推進した。

#### ロ. 推進実績

特許庁の商標・意匠審査官を中心に権利化諮問団を構成して、地方自治体の現地訪問教育を通し、出願および権利化方法を案内してブランド・デザイン権利化に従う隘路事項などを把握したし、該当地域では関連公務員、営農後継者、作目班(同じ作物を作る集まり)所属の営農者、伝統文化商品生産者などが説明会に参加して、審査官の説明を聴取して、疑問事項に対する質問・応答に積極的に参与するなど大いなる関心と熱意を見せた。

特許庁は今後、行政自治部および各市・道と緊密な協調体制を構築して、各地方自治体公務員の知識財産権に関する認識および専門性を向上するための体系的な教育を実施することと同時に各基礎自治団体別の営農団体および特産品生産業体などの特性に合う個別巡回教育を併行実施するなど各地域の伝統・文化商品および特産品の世界商品化のために、地方自治体のブランド・デザインの権利化を

第2章 知識財産創出促進

積極的に支援していく計画だ。

<表IV-2-6>地域巡回説明会回数および出席人数

(単位:機関、ミョン)

区分	江原	京畿 仁川	忠北	忠南 大田	全北	全南 光州	慶北 大邱	慶南 釜山 蔚山	その他	計
自治団体	5	9	6	7	10	11	6	6	6	66
教育人数	220	421	435	248	500	1,277	819	385	646	4,951

注)2003.12月末現在

### 第3節 地域知識財産創出基盤造成事業

発明政策局発明政策課書記官 キム・ヨヌアン

#### 1. 地域知識財産創出基盤造成事業推進背景

特許庁は21世紀知識基盤社会において地方中小企業の知識財産創出活動を積極的に支援するために、地域別に拠点を用意して知識財産サービス強化するために市・道商工会議所を中心に設置運営している“地域特許情報支援センター”を2004年1月から地方知識財産センターに拡大改編するようにして同地域知識財産センターで特許情報提供の他に知識財産創出、事業化支援および教育プログラムの運営と説明会など総合的な支援機能を担当するようにすることと共に同センターの円滑なサービス機能のために韓国発明振興会、地方自治体、大学との有機的な特許協力体制を構築できるように支援している。

#### 2. 地域知識財産総合サービス体制の構築および参与機関の役割

地域の知識財産創出基盤造成のための特許協力事業の参与機関別の役割を調べれば、特許庁は地域発明振興のための総合的な支援施策の用意および地域の知識財産センターの運営予算および各種特許技術情報支援業務を担当して韓国発明振興会が地域知識財産センターの専担職員に対する教育および各種教育教材の発刊普及、評価など運営支援機能を遂行して、地域知識財産センターは領域内の地方自治体などの関連機関および大学などとの緊密な協力体制を構築することと共に、地域の発明家、学生、企業大学など知識財産サービス需要者に対する知識財産総合サービス業務を担当する。

## 第2章 知識財産創出促進

地方自治体は開発技術の権利化および特許技術の創業保育などに必要な事業を発掘支援して地域所在の大学は研究人材および領域内の中小企業との共同研究などを通じた技術開発支援を担当するようになる。

特許庁は地域別の特許サービス強化努力と共に関連機関との円滑な協力方を模索するために2003. 11. 27-28間にわたり、地方自治体公務員、地域知識財産センター担当職員を対象にワークショップを開催して'03. 12. 3日には地域知識財産センターの運営機関責任者と特許庁長が招請する昼食懇談会を開催した。

特許庁のこのような近接特許総合サービス体制の構築は今後、地方所在の中小企業、個人発明家、大学が技術開発の開始段階から開発された技術の権利化および事業化に達する全過程にわたり、政府の支援サービスをより容易に供給を受けられるようになり、地域産業の知識財産創出力量強化に多くの助けになることと期待されている。

### 3. 地域知識財産センター運営および支援内容

地域知識財産センターは地方商工会議所、テクノパーク、中小企業支援センター、大学、韓国発明振興会地域支部などに業務委託形態で運営していて、受託機関に対してはセンターの活性化のために、情報検索のための施設、装備と知識財産権全般にわたった民願相談を処理する専担人材と物品購入費、人件費などを支援している。

<表IV-2-7>地域知識財産センター設置運営現況

連番	機関	職員	電話	所在地
1	韓国発明振興会 (釜山)	イ・ムンギ	051)645-9683 4	釜山市南区門硯3洞243門硯会館1階 (608-043)
2	大邱商工会議所	チャン・ヘリョン	053)751-9189	大邱市東区新川3洞107 (701-702)
3	仁川商工会議所	キム・ジョンスク	032)810-2838	仁川市南洞区論硯洞447 (405-300)
4	韓国発明振興会 (光州)	イ・ファシン	062)954-3841 2	光州光山区道泉洞621-15河南3次公団中小企 業振興センター2階(506-301)
5	蔚山商工会議所	イ・ウンジョン	052)228-3083	蔚山市南区新亭3洞 589-1 (680-013)
6	水原商工会議所	呉ビョンミン	031)244-3453	水原市長安区亭子2洞30-17 (440-302)
7	韓国発明振興会 (春川)	崔ドンホ	033)258-6580	春川市後坪洞ハイテクベンチャータウ ン生物産業棟1階(知識財産センタ ー) (200-161)
8	清州商工会議所	朴チソン	043)254-4281	清州市上当区北甲路街 116-84 (360-012)
9	天安商工会議所	チョン・ジョンオ	041)556-7131 3	天安市院城洞286-7 (330-070)
10	亀尾商工会議所	キム・タロ	054)454-6601 (5)	亀尾市松亭洞454 (730-090)
11	浦項商工会議所	キム・ジョンミン	054)274-2236 (6)	浦項市南区上島洞10-2 (790-150)
12	馬山商工会議所	キム・ジョンサム	055)241-4125	馬山市合浦区山湖洞17-5 (631-480)
13	全州商工会議所	ペク・スンマン	063)288-3013	全州市完山区殿硯街 140-11 (560-040)
14	順天. 光陽 商工会議所	ソン・ホギル	061)741-5511	順天市長泉洞58-2 (540-190)
15	済州商工会議所	オ・ヨンソク	064)757-2164 6	済州市二徒2洞1176-53 (690-022)
16	昌原商工会議所	朴ヒソク	055)283-0608	慶尚南道昌原市新月洞97-6 (641-738)

第2章 知識財産創出促進

17	(財) 江原道中小企業支援センター	チョ・ヨンヒョン	033)749-3310	江原道原州市牛山洞 405-29(220-952)
18	晋州商工会議所	イ・キウン	055)753-0411 3	慶南晋州市上大洞341-3(660-320)
19	仁川市教育委員会 富平図書館	ユン・ハンジン	032)526-9301	仁川市富平区十井洞 186-454(403-130)
20	釜山市テクノパーク	ジュ・ウンシン	051)313-1486	釜山市沙上区嚴弓洞51-1(617-729)
21	安山市テクノパーク	リュ・ジョンミン	031)500-3007	京畿道安山市四1洞1271(425-791)
22	(財) 大田市中企業 支援センター	チェ・テヨン (朴ジョンピル)	042)864-4502	大田市儒城区長洞23-14(302-789)
23	江陵商工会議所	キム・キルラム	033)643-4411 3	江原道江陵市林塘洞146(210-080)
24	金泉大学	シン・キョンファ	054)420-4154	慶北金泉市三楽洞754(740-704)
25	ソウルジョンス技能大学	キム・ジスク	02)2001-4106	ソウル市龍山区普光洞238 2007号 (140-823)
26	安東大学	ユン・ジョンハク	054)820-6161	慶北安東市松川洞388(760-749)
27	東西大学	バン・キラ	051)320-2073	釜山市沙上区所禮洞169-1(617-716)
28	大眞大学	朴サンホ	031)539-1277	京畿道抱川市仙壇洞山11-1(487-711)
29	永同大学	チャン・ヒョンスン	043)740-1335	忠北永同郡永同邑雪溪里山12-1 (370-701)
30	朝鮮大学校	ヤン・ジス	062)230-7229	光州市東区瑞石洞375(501-759)
31	韓国發明振興会大田支部	朴ビョンヨン	042)864-4307	大田市儒城区長洞23-14(302-789)
	韓国發明振興会 (運営支援)	ホ・ドンウク	02)3459-2821	ソウル市江南区駅三洞647-9 韓国知識財産センター

## 第3章 女性発明活動に対する支援強化

発明政策局発明政策課行政事務官 ジョンイク

我が国が国民所得2万ドル時代を達成して先進国へ跳躍するためには労働市場外部にある潜在女性人材を活用することが何より重要だし、特に豊富な感性と繊細さを持っている女性を発明家として養成して、女性の発明活動を持続的に推進できるように支援する必要がある。

このために特許庁では2002. 12月、女性の発明に対する創造力を開発して優秀女性発明人力を養成するための各種政策をより効率的に樹立・推進するために発明振興法を改正、女性発明活動奨励根拠条項(第6条の2)を用意した以後、女性を‘知識財産権創出および活用の軸’として養成するための多様な施策を樹立・推進した。

### 第1節 女性の知識財産権認識向上事業展開

#### 1. 女性発明活動および知識財産権に対する認識向上

女性の生産的経済活動が活性化になる国際的傾向の中で、2003年の我が国の女性の経済活動参加率は52.5%に該当するが、女性の産業財産権出願は14,037件で全体出願304,713件の約4.4%に過ぎない状況だ。

特許庁はこのような状況変化の土台の上で2001年から女性発明活動および知識財産権に対する認識向上事業を着実に繰り広げてきている。

### 第3章 女性発明活動に対する支援強化

まず、女性の発明活動と知識財産権に対する認識を向上して発明を生活化する発明マインドを拡散するために‘01年度にソウル・釜山(プサン)など5大都市を対象に展開した“女性知識財産権保有説明会”を全国に拡大して、女性発明に対する大々的な認識向上活動を強化した。

女性に対する知識財産権説明会は女性が日常生活の中で発明に関するアイデアを捜し出してアイデアを発明と連結させる技法および開発された技術を特許・実用新案権などと同じ産業財産権として権利化して、活用する方法など多様な内容で形成されていて、2003年の女性知財権保有説明会には約2,000人の女性が参加するなど呼応が非常に高かった。

#### 2. 女性発明情報誌(月刊“発明する人々”)持続発刊

女性発明に対する日常的な情報、知識財産権の動向に対する情報、政府の知財権創出促進事業紹介などを内容にする月刊誌“発明する人々”が韓国女性発明協会の主管で‘02年7月創刊された以後、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者および登録権者などに配布されることによって女性発明の底辺拡大に寄与した。



## 第2節 女性発明活性化環境造成

### 1. 女性発明団体自立基盤強化

女性発明活動は政府の努力だけでなく民間の自律的な団体結成、団体の自立基盤構築および発明活動努力が共に形成される時、その効果を倍加できる。特許庁では女性発明団体の自立基盤構築と共に会員確保が緊要だという認識下に、韓国女性発明協会の自立基盤構築および会員確保努力を支援した結果、2003年に約280人余りの会員を確保したし、今後も協会の全国的基盤構築のために2001年設立された全羅北道支会を踏み台として支会設立を積極的に推進する予定だ。

### 2. 女性発明競進大会開催

女性発明競進大会は女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供して、進んで創作アイデア啓発に対する意識高揚により発明の活性化を図るために、これまでの間、開催されてきた「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展して、2003年初めて開催された行事として、従前の単純な手記公募方式から脱皮して、発明内容を発表して審査する方式へと改善したし、同時に女性発明家の士気高揚のために授賞規模と格式も高めた。

### 第3章 女性発明活動に対する支援強化

#### 3. 女性発明優秀事例発表会開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性を土台に斬新な発明アイデアを開発して女性発明活動の模範を見せた優秀事例を発掘して、紹介することによって、女性の発明意欲と潜在された創造力を呼び覚ますために開催した。

発表会で女性発明家達は発明をするようになった動機と研究開発課程、権利化課程そして事業化課程などの現場で経験した生き生きした話を伝えることによって、女性が生活の中で簡単にアイデアを開発して、これを権利化して、事業化で成功させられるノウハウ(Know-how)を伝達してくれる良い機会になった。

#### 4. 女性発明人褒賞など優待

女性発明家の士気高揚と発明の雰囲気拡散のために特許庁の各種褒賞にあつて女性発明家を優待した。「発明の日」の行事時に女性発明家に対する褒賞を実施したし、新知識特許人の選定時に女性発明家を優待して特許技術賞の選定時にも女性発明に対する加点付与など優待措置を実施した。

### 第3節 女性発明事業化促進支援

#### 1. 女性発明家に対する特許技術事業化協議会資金支援拡大

女性発明家の場合、零細な中小企業を運営したりまたは事業化資金不足で創業段階にも至っていない場合が多くて、女性発明家に対する事業活動を支援するために各種施策にあつて女性発明優待措置を施行した。

2001年特許事業化資金支援時に女性発明家を優待支援できるように“特許事業化協議会運用要領”第12条第6項に‘女性発明家が申請した特許技術に対しては加点付与などを通し、まず支援する’という規定を新設した以後、女性企業に対する特許事業化資金支援は’01年40件1,733百万ウォン、’02年95件2,900百万ウォン、’03年98件8,700百万ウォンに大幅拡大した。

#### 2. 女性用品および発明品博覧会開催

女性企業の優秀発明品を発掘・展示することによって女性発明活動に対する動機付与および優秀製品販路開拓を通じた優秀特許技術の事業化を支援するために’01年から毎年COEX展示館で女性発明品博覧会を開催してきた。

2003年の博覧会には103業者が参加して、289ブースを設置・運営したし、行事期間中に約53,000人余りが観覧するなど、女性発明家には骨を折った発明品を広く広報・販売できる機会を提供したし、観覧客には展示された発明品観覧を通し、発明に対する興味を誘発して、自ら発明に参加できる動機を付与する機会の場を提供した。

### 3. 関連機関との有機的な協調体制構築

2001.1月女性部の新設を契機に女性人材の養成・活用のための政府の女性政策機能が強化された。特許庁でも女性発明家の創業および事業活動を支援するために女性関連部署と緊密な協調体制を構築して同時に女性経済人協会、女性団体協議会など民間女性団体とも有機的な協力関係を構築している。

特許庁は今後、女性部、韓国発明振興会、韓国女性発明協会および関係団体と相互ネットワークの構築を通し、女性関連支援政策に対する情報交流、各種女性関連施策に対するベンチマーキングなどを通し、女性発明活動奨励・支援のための施策開発を持続的に強化していく計画だ。

## 第4章 発明振興のためのインフラ構築

### 第1節 発明ブーム造成のための汎国民的努力の展開

発明政策局発明政策課行政事務官 ナム・ヨンテク

知識基盤社会で国家と企業競争力の源泉は特許技術と同じ知識財産だ。このような知識財産創出を促進するためには社会各界の各層で発明の底辺を拡大できる法的・制度的インフラが構築されなければならない。これと共に、考慮されなければならない重要な要素は社会全般にわたり、発明の重要性に対する認識を共有できる発明文化の造成だ。

このような認識下に、‘03年度に当庁では全国民の発明の重要性に対する認識を向上して、発明文化暢達を通し、国民生活の中に発明活動を定着させるための多様な努力を展開した。大統領ご夫妻が参加した中で「第38回発明の日」記念式を挙げて、5月一ヶ月を「発明の月」として指定して、学生・女性・中小企業人・研究員など社会各界各層の構成員のため多様な行事を開催した。これと共に新聞・TVなど各種大衆媒体を活用して、発明など知識財産権関連内容を積極的に広報できるように努力した。

## 第4章 発明振興のためのインフラ構築

### 1. 「第38回発明の日」記念式開催

「発明の日」とは、世宗大王の測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念するために去る1957年に法定記念日として指定され、最初の記念式を挙げて以来、発明人の祝祭としての地位を占めてきた。

‘03年度「第38回発明の日」記念式は、大統領ご夫妻と発明有功者、優秀発明業者、発明学生および指導教師など約1,300人余りが参加した中で5月19日(月)CO EXで盛大に挙行された。

記念式では発明および特許分野に貢献してきた有功者80人に金塔産業勲章(韓日セメント チョン・ファンジン他1人)等政府褒賞があったし、付帯行事として優秀事例発表会、広報映像上映、KIPO-NET試演、優秀発明品などを展示して、一般人の大いなる関心と参観を誘導した。

この日記念式の祝辞で大統領は特許審査処理期間の短縮、特許技術取引市場の活性化、特許紛争関連の制度改善を通じた経済的弱者の特許権保護、地方に対する特許情報サービス提供拡充などを表明してこれに対する格別の関心を頼んだ。

### 2. 各種発明行事を通じた発明文化暢達(発明の月行事)

昨年、当庁では学生・女性・中小企業人・研究員などの各界各層を対象に発明意識を鼓吹して知識財産創出の底辺を拡大するために多様な発明行事を開催した。

特に、5月の「発明の月」には汎国民的な発明の雰囲気拡散のために“女性発明優秀事例発表会”、“職務発明競進大会”、学生を対象にする“発明品競進大会”

等の合計184回の発明奨励行事を開催した。これと共に、“特許技術評価セミナー”、“特許審判院主催セミナー”、“女性知財権説明会”、“業種別団体知財権説明会”等の合計28回の各種学術セミナーおよび講演会を開催した。

また、特許技術および製品の販路開拓を支援するために“大韓民国特許技術移転博覧会”、“特許技術常設市場投資説明会”、“女性企業発明品博覧会”等を盛況裡に開催して、“離島子供招請”、“全国発明標語公募大会”等各種イベント行事開催を通し「発明の月」に対する一般人の関心を誘導するために努力した。

### 3. 大衆媒体を通じた発明の重要性広報

昨年、当庁では発明活動を促進して知識強国を建設するために社会全般にわたり、発明家、科学者、技術者を尊敬する社会風土の造成と発明を崇めたてる国民意識の拡散の必要性を認識して大衆媒体を活用して、国民の発明・特許に対する認識向上努力を展開した。

特に、5月の「発明の月」には日刊新聞に発明と特許関連内容を集中的に掲載して、新聞寄稿29回、庁長インタビュー4回、特集記事6回、社説1回、その他記事91回など合計148回の言論広報を実施した。また、TV、ラジオなどを通してインタビュー、ニュースなどに知識財産権内容が17回にわたり放送された。

## 第2節 特許技術情報活用のためのインフラ構築拡大

### 1. オンライン特許技術情報サービス (KIPRIS) 強化

情報企画官室情報企画担当官室行政事務官 李ジョング

特許制度は国家が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに出願内容を一般人に公開して、技術発展を促進することによって産業発展に尽くすための制度だ。したがって、最新の特許技術に関する情報は特許庁審査・審判はもちろん研究所、企業の研究開発において核心的な情報であり、特許技術調査を通して、重複研究の防止とスキ間技術の発見などを成し遂げられる。

大部分の先進特許庁では自国の技術保護と産業技術の発展のために自国の特許情報をインターネットを通し、無料でサービスしていて、その範囲を拡大している状況だ。このような世界的なサービス傾向に対応して国家産業競争力を向上するために特許庁は2000. 1. 1から特許技術情報サービス (KIPRIS) を通した国内特許情報を無料でサービスしている。KIPRISのサービス範囲と使用方法の改善などを持続的に推進して、2003年には海外特許とBM特許を追加で提供していて、商標、意匠、および審判検索システムを新しく改善した。

2004年度には韓国特許英文抄録 (KPA) サービスを改善して、行政処理事項およびハングル公報データ全文も3月からサービスする計画であり、使用者の満足度および検索の便宜性向上のために、新概念の特実検索システムを開発して、7月にサービス開始する予定だ。統合検索機能および意匠、商標、審判検索システムも順次的に使用者Needsに合うように機能改善を推進する計画だ。



国民は特許技術情報無料サービスによって、容易に自由に先行技術に対する検索が可能になり、新しい分野に対する産業財産権の出願と技術・知識集約的ベンチャー企業の活動を促進しただけでなく、重複研究開発を防止して新技術開発を促進するなどの効果を上げている。

<表IV-4-1>年度別KIPRIS(特許技術情報サービス)の提供情報現況

(2003. 12月現在)

区分		提供範囲	提供件数(千件)
国内	特・実	書誌、抄録、代表図面、公報専門	8,269
	意匠	書誌、代表図、公報専門	697
	商標	書誌、商標イメージ、公報専門	2,934
	登録	登録事項	1,651
	小計	-	<b>13,551</b>
海外	米国特許	書誌、抄録、Full Text	2,765
	ヨーロッパ	書誌、抄録、代表図面	4,595
	日本特許	書誌、抄録、代表図面	6,615
	小計		<b>13,975</b>
計			<b>27,526</b>

#### 第4章 発明振興のためのインフラ構築

〈表IV-4-2〉年度別KIPRIS(特許技術情報サービス)の使用者現況

区分		～’99年	‘00年	‘01年	‘02年	‘03年
KIPRIS 使用者 登録現況 (新規加入者)	大企業	221	10,698	9,736	10,135	10,139
	中小企業	1,302	22,598	23,626	18,512	17,129
	弁理士	343	417	372	400	315
	研究所	107	3,705	3,449	2,593	2,387
	個人	700	69,334	64,352	61,332	64,388
	その他	-	10,449	16,544	13,444	13,883
	合計	2,673	117,201	118,079	106,416	108,241
ホームページ Hitting回数	期間別 (増加率)	569,900回 -	1,601,220回 (181%)	3,279,085回 (105%)	3,764,818回 (15%)	4,103,616回 (9%)

## 2. サイバー国際特許アカデミー運営

情報企画官室情報企画担当官室電算事務官 ハ・テジン

サイバー国際特許アカデミー(www.ipacademy.net)は知識財産権関連の専門担当者の養成・供給を通じた国家産業の発展および技術保護を目的にしている、究極的には、サイバー上で時間と空間の制約なしに多様な先端教育技法を通し、誰でも高品質の知財権教育を受けられる生涯教育機関として、国際的な知識財産権専門サイバー教育機関に育成する予定だ。

主要機能ではインターネットを通し、青少年、一般人および専門家に対する知財権教育を実施する“サイバー特許生涯教育院”と、知財権学士学位課程をインターネット上に開設して、知財権分野の人材を育成して他のサイバー大学および

オフライン大学と単位交流などの提携を併行する“サイバー特許大学”で構成されている。

サイバー国際アカデミーのシステム構築内容は仮想講義およびセミナー、オンライン受講申請および評価、学士管理などの機能を具現していて、講義教材製作、アニメーション講義、インターネット放送などのサービスを提供している。コンテンツ分野では青少年課程、一般人課程、発明班指導教師課程、専門家課程、資格証明課程などの生涯教育課程がある

推進内訳では‘01.10月にサイバー国際特許教育院を構築して韓国発明振興会に運営委託を実施して‘02.5月にコンテンツ8課程で正式に開院して、‘03年末現在57課程を開発・運営していて、青少年専用サイト開設および3大学との学术交流、国際特許研修部との業務協定を締結した。‘03年末現在会員数は24,300人を確保したし、受講生数は35,900人がサイバーアカデミーを受講している。

今後の計画はサイバー国際特許アカデミーの中長期発展戦略を樹立して、大学との学术交流拡大および多様で特性化されたコンテンツを持続的に拡充して知識情報社会に相応する発明特許e-Learningサービスの質的な高度化を推進する計画だ。

第4章 発明振興のためのインフラ構築

〈表IV-4-3〉サイバー国際特許アカデミーコンテンツ細部内訳

(2003. 12月基準)

区分	教育対象	2001年	2002年	2003年	備考
青少年分野	小中高生	§ 子供エジソン教室<初級>	§ 発明の灯をつけろ<中級> § 発明! 共に立ち上がる<初級>	§ 発明英才がなってみよう<高級> § 国内外発明成功事例と学生発明優秀事例<中級> § 発明大会参加すること	
	指導教師	§ 発明班指導教師課程<初級>	§ 発明班運営および出願指導<中級>	§ 効果的な発明指導法<高級> § 発明品製作実務指導	
	父兄			§ うちの子発明英才で育てること	
	小計	2	3	6	11
一般人分野	一般人<基礎、中級>	§ 知識財産権基礎 § 特許情報検索器初	§ 解かりやすい特許管理 § 特許情報道案内 § 発明者のための特許の話 § 効率的な特許獲得および管理戦略	§ 特許明細書作成(I) § 特許情報検索器初 § 電子出願実習 § 特許明細書作成(II)	
	専門家<高級>		§ デジタル時代の知識財産権と企業経営 § e-Biz時代、SW特許の管理戦略	§ 特許明細書作成(III) § 特許情報検索高級 § 共同開発(2ケ) -意匠法 -商標法 § 研修部導入(1ケ) -特許法	
	資格証明		§ 弁理士1次試験“2002既出問題解答(解釈)” § 弁理士2次試験“2002既出問題解答(解釈)”	§ 弁試1次(3ケ) -特許/実用新案法 -商標法 -意匠法 § 弁試2次(3ケ) -特許法 -商標法 -意匠法	
	英文コンテンツ			§ IP for Business	
	小計	2	8	16	26
知財権コンテンツ合計		4	11	22	37
その他教養課程		-	10	10	20
総計		4	21	32	57

### 3. 特許情報の国家的活用のための制度的基盤用意

情報企画官室情報企画担当官室電気事務官 チョン・ソンチャン

世界各国は国家競争力強化のために技術革新のための研究開発費の拡大と投資効率性のための努力をしている。我が国もまた政府部門で年間5兆ウォン規模のR&D投資が形成されていて、特許庁では2002年から特許情報を使用して、国家研究開発投資の効率性を検討し始めた。すなわち、特許庁は1億件を越える国内・外特許情報を持っており、これを活用して、国家研究開発事業の効率化方案のための摸索をしてきている。

その一環として、特許庁は2002年7月“第10回国家科学技術委員会’に国家研究開発関連政策の樹立および研究開発事業遂行時に特許情報を体系的に活用して、技術革新力量強化を目的に『技術革新力量強化のための特許情報活用拡散方案(案)』を報告した。

同報告の後続措置として、内部的には1983年から2001年まで国内に出願公開された特許を分析して『韓国の特許動向2002』を、1983年から2002年まで国内に出願および登録公開された特許を分析して『韓国の特許動向2003』を各々発刊して、国家科学技術委員会と関連した中央行政機関政策立案者、政府出資研究所研究員および民間委員らに配布した。

外部的には国家研究開発事業を遂行する部処を相手に特許情報活用の実態を調べて国家研究開発事業時特許情報を活用するように勧告して、教育人的資源部は『産学教育振興および産学協力促進に関する法律施行令』第29条‘産学協力団の

#### 第4章 発明振興のためのインフラ構築

支出’で経費項目に‘知的財産権の取得および管理費用’を含むように改正（‘03.9.19）して、科学技術部は『ナノ技術開発促進法施行令』第5条‘ナノ技術指導の作成’に‘ナノ技術の特許に関する分析’をするように制定（‘03.6.25）して、また『特定研究開発事業処理規定』第35条‘研究管理の情報化’で研究成果として特許発生時に研究管理システムに入力を明示するように改正（‘03.5.30）するなど、一部部署を中心に特許情報活用のための関連法令の改正を引き出す成果を上げた。

今後、特許庁は現在一部部署の個別法令として特許情報活用のための制度化が形成されたが、科学技術基本法第11条（国家研究開発事業の推進）の規定による国家研究開発事業の企画・評価および管理に関して必要な事項を規定することを目的にした『国家研究開発事業の管理などに関する規定』の改正を通し、国家研究開発事業の企画および課題選定の各段階で特許情報の活用が十分に検討になるようにして特許情報の国家的活用のための制度的基盤造成に努力するだろう。

特許庁のこのような一連の活動は特許情報の国家的活用のための制度的基盤の用意を作った重要な一年であり、特許庁はより一層、特許情報活用の伝導師の役割を誠実に遂行してR&D投資効率の極大化を通じた国家競争力強化に一助となるだろう。

#### 4. 国家科学技術委員会運営委員会に特許庁長参与

情報企画官室情報企画担当官室電気事務官 チョン・ソンチャン

科学技術振興のための主要政策および計画を樹立・調整して各部署別に推進している研究開発事業の事前調整と予算の効率的運営に関する事項などを審議しようとして政府は、'99年1月大統領を委員長にする科学技術政策の『最高意志決定機構』として『国家科学技術委員会』を発足した。

国家科学技術委員会(以下“国科委”という)は短期的な研究開発事業の調整だけでなく、中長期の科学技術政策および戦略を樹立する『知識基盤拡充』および『科学技術立国』の産室として、普通延べ3回(4, 7, 12月)の定例会議と必要時に随時開催をしている。

国科委に上程する案件をあらかじめ検討して、大統領令が定めるところにより国科委が委任した案件を審議するために、国科委に運営委員会と特別委員会をおいて、運営委員会には分野別専門委員会を、特別委員会には実務委員会をおける。(科学技術基本法第9条7項)

ここに特許庁は、2002年7月の“第10回国家科学技術委員会”に『技術革新力量強化のための特許情報活用拡散方案(案)』報告して、同報告には国家研究開発政策の樹立などに特許情報活用と関連した意見提示などのために国科委運営委員会に特許庁長が参与する検討内容を含んでいる。

政府部門では、年間5兆ウォン規模のR&D投資が国家研究開発事業として形成されており、特許庁は特許情報を通じた国家研究開発事業の効率化方案のために国

#### 第4章 発明振興のためのインフラ構築

科委に案件報告するなど多くの努力をしてきた。この結果、2003年7月の科学技術基本法施行令第10条(運営委員会の構成および運営)の改正を通し、国科委運営委員会委員に特許庁長が含まれた。

国科委運営委員会は i) 国科委上程案件の事前検討・調整 ii) 国家研究開発予算編成と関連した意見 iii) 国家科学技術政策樹立に必要な企画・施行に関する事項 iv) 政府投資機関に対する研究開発投資勧告などの業務を遂行している。

特許庁長は2003年12月“第14回国家科学技術委員会”に国家研究開発事業の推進時に特許情報の活用を制度化して研究開発成果に対する評価および管理体系を改善することによって国家研究開発事業の効率化を期しようとして『特許で見た国家研究開発事業現況と効率化方案』を報告した。

同報告の主要内容は i) 国家研究開発事業の企画および課題選定時の特許情報の活用を段階的に制度化 ii) 研究開発成果物に対する評価時に特許指標を活用 iii) 国家研究開発事業の成果物の特許出願時に発注機関、事業名および固有コードなどを表記するように義務化して特許庁はこれをD/B化することで構成されている。

特許庁長の国科委運営委員会の参与は我が国R&D投資の効率性を高めて、科学技術革新を通じた国家競争力強化の一助になるだろう。R&D投資規模を先進国水準に上げるには、事実上私たちの経済条件では限界を有する。結局投資の効率性を高めることによって規模の劣勢を挽回することが私たちの立場ではより実効性がある。

すでに開発された技術の重複投資防止ができるなど、特許情報の長所を活用し



て、国家研究開発事業で企画、課題選定および評価の各段階で十分に特許情報が活用されるようにできる踏み台を用意した。

また、今後IT、BT、NTなどの重要な国家研究開発事業では、特許庁長の参与は特許情報活用を通じたR&D投資効率化を高めるはずだ。

### 第3節 特許技術地図(PM)および新技術動向調査

情報企画官室情報企画課電気事務官 ファン・ウンテク

#### 1. 事業推進背景

##### イ. PMの定義

PM(Patent Map)は特許技術地図と直訳でき、日本で1960年代末から使われ始めた用語で、我が国でもすでに1980年度初めから通常的にPMという用語がそのまま使われている。韓国と日本以外の国家ではPatent Analysis(特許分析)、Patent Portfolio(特許ポートフォリオ)という用語を広範囲な意味で使用している。

私たちがよく知らない所を行こうとする時に必要なのが地図であるように、Patent Mapは研究技術開発がいかなる方向に進行され、今後どうやって行かなければならないのかを教えてくれる道案内になるといえる。具体的には特許情報の各種書誌事項と技術的事項の分析項目を整理・加工・分析することによってその結果をひと目でわかりやすく図表化したことで、過去から現在までの技術動向、出願人動向および権利関係などを簡単に表現したものといえる。

## ロ. PM事業および新技術動向調査事業推進背景

21世紀に入り、知識財産権が注目され、PMの重要性がより一層大きくなるにもかかわらず、国内の場合、大多数の国内企業が資本および人材の不足のためにPM作成が一般化されておらず、特許庁では、PMの有用性を広報してこれを普及・拡散するために2000年からPM事業を施行している。PM事業は韓国発明振興会を事業主管にして24個の技術分野別の専門PM作成機関を選定して、国内・外特許技術を分析している。

また、特許庁は1億2百万件（'03年12月基準）の技術資料を蓄積していて、機械、化学、電気などすべての技術分野を網羅する専門技術者力の審査官を保有している。このような人的・物的資源を活用して、国家の核心技術に対する技術動向を調査・分析してその結果を普及するという目標で、2000年から核心産業分野に対して技術動向調査を本格推進するようになった。同事業の推進は特許庁の24の特許審査部署で毎年推進する課題を選定して、新技術動向調査会を構成して、調査を進行している。

## ハ. PM事業と新技術動向調査事業の統合

先に述べたように、PM事業は韓国発明振興会に用役を依頼して推進しており、新技術動向調査事業は特許庁審査局自体で推進し、事業推進体系が違うが、両事業は皆毎年24個の同じ課題を選定していてPM事業では該当技術分野の特許技術情報を中心に分析・整理し、新技術動向調査事業では同PMの内容を土台に一般技術文献の分析を追加して、該当分野の全般的な技術動向と展望が含まれた報告書を生産するなど両事業の業務範囲が一部重複する問題があった。このように類似の目的の事業を並行して推進することによって特許庁審査官の業務負担の加重、予

## 第4章 発明振興のためのインフラ構築

算などの問題を解決するために2003年度には両事業を統合推進するようになった。すなわち2003年度PM事業範囲に全般的な技術動向および分析など新技術動向調査事業内容を追加し、MAP委員会と新技術動向調査会会員を同一人として選定するなど別途に推進された両事業を相当部分統合するようになった。

### 2. 主要事業推進内容

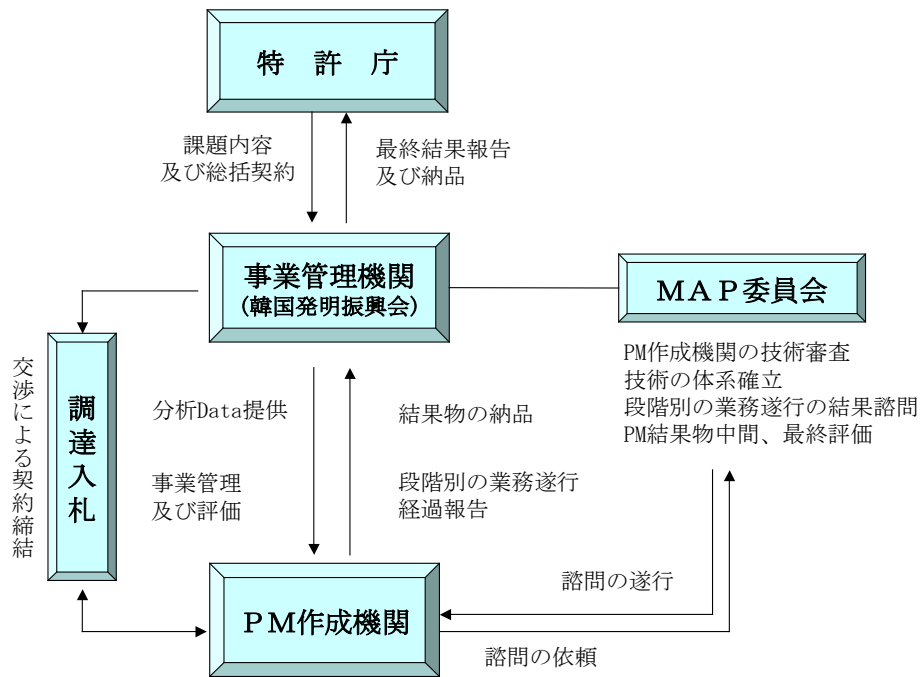
#### イ. 事業推進体系

特許庁は事業の総括指導・監督および長期発展計画を樹立して、事業管理機関をおき、事業管理・運営指針作成(事業管理および作成機関細部指針)とMAP委員会の構成運営、技術分野別PMの共通事項の作成管理(PM作成シナリオ、特許MAPの種類および実例、検索式など)、事業全般に関する遂行結果の分析、PM結果物の普及および広報業務を担当するようにしている。

PM作成機関では技術の系統図の作成、先行技術調査およびRaw Dataの加工および整理、技術動向分析、文献技術情報収集、技術分野別定量および定性分析、要旨list作成、技術用語解説および最終結果物のdata加工および納品を担当する。

Map委員会ではPM作成機関の優先順位交渉対象者選定のための技術審査、課題遂行にともなう中間および最終評価などを遂行する。MAP委員会は技術分野別で24あって1委員会は3人の特許庁審査官、3人の外部技術専門家の合計6人で構成される。

〈図IV-4-1〉 PM事業推進体系



ロ. 課題選定

PM事業の作成課題を選定するために産業分野別で成長が有望な技術分野、中小・ベンチャー企業で活用度が高い技術分野、導入技術分野、先端技術分野などの企業で直接に技術を応用できる課題を対象に毎年庁内・外の需要調査および会議を通し、技術分野別の課題を発掘する。

2003年度には機械/金属分野で精密切削加工、ハイブリッド自動車など8つ、化学/薬品分野で高分子フィルムなど4つ、環境 /エネルギー分野で植物改良技術など4つ、電気 /電子分野で光信号伝送技術、多機能携帯電話技術など8つの合計24課題を選定した。

## ハ. PM作成機関選定

PM作成機関として参与申請ができる機関は、発明振興法第21条による発明の評価機関として指定された機関、特許庁長が認めた産業財産権診断機関、国・公立研究機関、民法または法律により設立された法人、その他教育法により設立された大学および特許法律事務所など特許関連業務の遂行機関でPM事業を遂行する能力があると判断される機関で、技術専門家および特許専門家を保有したり外部専門家を委嘱して、コンソーシアムを構成した場合にした。

PM作成機関は24技術分野別に調達庁を通し、公開競争入札方式で選定していて、PM事業作成機関募集公告にはPM事業の内容、志願資格、申請期間、説明会開催、PM課題名、事業者選定評価項目および基準、入札時留意事項、提案書作成要領および契約特殊条件などを明記している。2003年度には4月にPM事業説明会を開催してPM作成希望機関から提案書を受け付け、受け付けられた提案書に対して該当分野の専門家で構成されたMAP委員会で技術審査と価格審査を通し、優先交渉対象者を選定する交渉価格入札方式で最終業者を選定した。

2003年PM事業作成機関に選ばれた業者を調べれば特許事務所が7ヶ所、特許情報業者2ヶ所、研究所および研究院が7ヶ所、大学1ヶ所が選ばれた。

## ニ. 2000年作成したPM結果物をアップデート

過去の2000年のPM開発後、最近3年の間、各該当課題の技術研究開発および持続的な特許出願が形成されることによってこれに対する特許技術動向および技術発展推移を追加・補完する必要性が提起された。これについて2000年に作成されたCNC工作機械、高分子新素材、PDP関連技術など24技術課題に対して技術分野別専門担当者を構成して、2000年から2002年までの3年間の特許技術動向、核心技術現況分析、要旨発展図および要旨リストなどを作成した。

## ホ. PM活用実態調査

国内企業などのPM作成および活用実態、既作成されたPM結果物の利用および活用実態、次期年度の対象課題の調査および発掘のために韓国ギャラップに依頼して、2003. 7. 25から8. 7まで合計15日間、需要者満足度アンケート調査を実施した。調査対象は国内企業、国公立研究機関、公共機関、大学などの特許関連担当者および研究員、韓国発明振興会会員社など約1,500人余りを対象にしたし、この中で合計459人が答えた。

調査結果を見れば、PM結果物は全体回答者の66.4%が閲覧したことが明らかになったし、大企業(72.5%)と国公立研究機関(81%)の閲覧が多かった。PM結果物の活用は企業で‘技術開発時一部活用’(41.3%)したり‘実質的研究開発に活用’(12.5%)していると調査されたし、‘単純に閲覧’だけしたと答えた比率も46.2%と調査された。また特許技術開発動向および技術の概要の部分が詳細になっていると分析されたが、これに反して、核心技術現況推移および今後の展望の部分を補完して作成されることを希望すると調査された。

### 3. PM結果物の普及および活用促進

#### イ. CD-ROMおよびインターネットなどを通じた結果物配布

PM結果物の利用および活用度向上のために産業分野別CD-ROMを製作・配布して、結果物の広報および多数の利用のためにPM専門ホームページを運営している。

CD-ROMは国会(産業資源委など)、産業資源部、科学技術部、中小企業庁など政府関係部署および大韓弁理士会、経済4団体、10大多出願多登録企業など関連企業、特許技術評価機関および産業財産権診断機関など特許関連機関、ソウル大など国内主要総合大学および特許ネット模範大学、関連技術分野の特許審査官および特許情報支援センター、PM関連セミナーおよび教育時参加者、中小・ベンチャー企業およびPM技術指導要請企業などに24課題別で5種3,000セットを配布した。

またウェブサーバー構築([www.patentmap.or.kr](http://www.patentmap.or.kr))と運営を通して、既作成されたPM結果物を専門に無料で提供していて、PM概要、特許情報概論、情報広場などを通し、多様な情報を提供していて、日本のPM事業課題現況と特許情報関連サイトもリンクしている。

参考として、2003年12月末基準では107,742人が接続したし、これを平均値で分けてみれば、月平均3,872人がPMホームページに接続し、接続現況を見れば個人、中小企業、大企業、ベンチャー企業の順で大いなる関心を持っていることが明らかになった。



## ロ. PM教育および企業体現場訪問指導

PMをよくわからない需要者にPM結果物をよりよく活用できるように企業などを直接訪問して、2003年度に作成された24技術分野別のPM結果物に対する教育を101回、1,148人に実施した。

企業体訪問指導の実施手続きは、まず国内中小・ベンチャー企業、研究所などにE-mailを通して技術訪問指導実施案内をし、技術訪問指導を申請をした機関に限り技術指導士2～3人を組み合わせて、該当機関を直接訪問して遂行する。主要内容ではPMの一般的概論および作成方法、課題別の定量および定性分析方法、空白特許および今後の技術展望の説明、研究開発時の特許の権利範囲解釈などを説明した。

またPMに対する基本的な理解、作成方法および活用能力などを培養するために企業体、研究所研究者などを対象に韓国発明振興会、KAISTおよび仁川（インチョン）商工会議所などで合計5回にわたり、354人を対象に教育を実施した。

## ハ. 発表会開催

2003年度に作成されたPM結果物の広報および普及のためにPMおよび新技術動向調査発表会を2003年12月22日から24日までCOEXコンファレンスセンターで合計24回わたり開催した。同発表会には合計4,854人、課題別に平均202人が参加したし、技術課題別にPMおよび新技術動向調査事業に参加した技術専門家、審査官、特許分析機関などが該当分野技術動向、特許分析結果などを直接発表した。

また、2003年12月23日の毎日経済新聞に同発表会と関連して、特許庁長インタビュー、24技術分野別の介などが報道されて、他にもK-TV、KBSラジオなどを通して同発表会の内容が紹介された。

第4章 発明振興のためのインフラ構築

<表IV-4-4>2003年度PM課題名および作成機関

PM課題名	PM作成機関名
精密切削加工技術	韓国科学技術情報研究院
自動車用乗客安全装置	ディーエス特許事務所
エレベーターおよびエスカレーター	韓国科学技術情報研究院
ガソリンエンジン噴射制御技術	ソ・チョンソク特許法律事務所
ナノ計測技術	ハンリムアイピーエス
自然親和型空調システム	新千年特許事務所
ハイブリッド自動車	韓国自動車工学会
新溶接技術	浦項産業科学研究院
高分子フィルム	チョン・チクカ特許事務所
感光材料	チョン・チクカ特許事務所
水質汚染防止技術	浦項工科大学教
天然物医薬および化粧品	韓国生命工学研究院
ファインセラミックス	窯業技術院
先端染色加工技術	生活産業研究所
植物改良技術	ユニース特許事務所
組み立て式建築物	韓国建設技術研究院
光信号伝送技術	ソウルテック特許事務所
ネットワーク保安技術	ソ・チョンソク特許事務所
デジタルビデオ編集技術	ウエルチョ国際特許
多機能携帯電話	インフォベース
半導体製造用蒸着技術	ユニース特許事務所
半導体パッケージ技術	ユン・ドンニョル合同特許事務所
デジタル放送映像処理技術	ウエルチョ国際特許事務所
インターネット情報検索技術	インフォベース

## 第5章 職務発明の活性化

発明政策局発明政策課行政事務官 朴ジュヨン

### 第1節 事業推進背景

#### 1. 推進背景

職務発明制度は、発明ができるように研究開発(R&D)投資および施設などを提供した使用者と、創造的知的労力を提供して発明をした従業員間に、合理的な利益配分を配分することによって使用者をしてより積極的な投資を誘導して、従業員をしてより創造的発明をするインセンティブ(補償金)を提供して、発明を促進するために用意された制度だ。

このような職務発明制度は特許法で職務発明に対する概念と補償などに関する事項を規定していて、発明振興法では政府の職務発明補償制度などの実施に関する支援施策の樹立施行、職務発明の出願留保などを規定している。政府では職務発明競進大会の開催、企業・研究所・大学などを対象にした巡回説明会の開催、職務発明制度に対する認識向上のための広報活動などを通し、制度運営のブームを作って各企業の従業員、研究機関研究員、大学教授および公務員などの発明を促進させて、企業の成長はもちろん国家産業の技術競争力を高めようと本事業を推進するようになった。

## 2. 職務発明の重要性

今日、国家間、企業間の激しい技術競争時代を迎えて、技術競争力の確保の可否は国家や企業の生存・発展に重要な要素の一つになった。技術競争力を確保するためには優秀な新技術をたくさん開発するべきなのに、今日、大部分の核心・源泉技術の開発は組織化された企業、大学および研究集団などによって開発されている。

これは産業が高度化されて、これを裏付ける技術が複雑・多様化することによって、既存の技術を飛び越える新しい技術の開発は大規模研究施設と人材および莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能なためだ。したがって今日ではエジソンと同じ飛び抜けた個人発明家による発明は少数に過ぎなくて、企業、研究集団および大学などにより形成される職務発明が大部分を占めていて、技術が高度化されるほど職務発明の比重はより一層高まっている。

このような現象を反映するように、下表で見ると我が国の場合、職務発明の比重が2003年度に82%だったが、国・公立大学・国立研究機関などの特許出願件数は全体特許出願の1%で不十分な状況だった。

したがって政府は主に核心・源泉技術を開発する大学・研究機関などで職務発明として生成された特許権を民間の部分に技術移転させたり事業化して、国家の成長動力の源泉として活用するように努力している。

〈表IV-5-1〉最近我が国の職務発明推移

(単位:件、%)

年度 区分	‘97	‘98	‘99	‘00	‘01	‘02	‘03
個人発明(A)	7,231	9,121	13,959	23,883	21,083	19,711	21,294
職務発明(B)	85,503	66,067	66,683	78,127	81,928	84,280	97,165
計(C)	92,734	75,188	80,642	102,010	103,011	103,991	118,459
職務発明比率(B/C)	92.2	87.9	82.6	76.6	79.5	81	82

注) 上記統計は年度別特許出願件数中職務発明、個人発明の比重である。

### 3. 職務発明補償

企業・研究機関および大学などの大部分の発明が職務発明である現実に合わせて、職務発明を保護して奨励・育成することが国家技術の競争力次元でかなり重要だ。職務発明を奨励・育成して活性化するためには“どのようにすれば職務発明の主体である従業員・研究員・大学教授(以下“従業員など”という)にとって発明意欲を培って、使用者をして技術開発投資を積極的にするようにして技術開発を引き出すだろうか”という問題と“職務発明により発生した会社利益を従業員と使用者間でどのように正当にそして合理的に配分するだろうか”が、補償を受ける権利を規定して正当な補償額を決定することによって、その発明により使用者などが得る利益の額とその発明の完成に使用者などおよび従業員などが貢献した程度を考慮するようにしている。

特許法第40条により、従業員などが正当な補償金を支給されるためには、職務発明の要件を満足するべきだが、特許法第39条で規定した通り、最初に、発明が従業員などにより創出されなければならないで、二つ目、従業員などの発明が性

## 第5章 職務発明の活性化

質上使用者の業務範囲に属するべきで、三つ目、発明をするようになった行為が従業員などの現在または過去の職務に属しなければならない。これと共に職務発明の要件を満足する場合、従業員などは出願補償、登録補償、実施補償、処分補償金などの補償を受けるようになる。

### 4. 職務発明の補償実態

大・中小企業、研究機関・大学などは、職務発明補償規定を自主的に用意して実施している。このような規定により、従業員に支給される補償水準は一般的に下表のとおりだ。ただし、公務員の職務発明補償金は‘公務員職務発明の処分・管理および補償などに関する規定’により特許50万ウォン、実用30万ウォン、意匠20万ウォンが支給されている。またこれら特許権などの処分に関する補償金支給は処分収入金により10～30%の範囲内で支給される。

〈表IV-5-2〉企業体および研究所などの職務発明補償水準

区分		大企業	中小企業	公共研究機関	公務員
出願補償	特許 実用 意匠	5万ウォン～20万ウォン 2万ウォン～ 5万ウォン 1万ウォン～ 3万ウォン	10万ウォン 5万ウォン 3万ウォン	該当機関の 職務発明規 定	-
登録補償	特許 実用 意匠	5万ウォン～ 100万ウォン 3万ウォン～ 20万ウォン 3万ウォン～ 10万ウォン	10万ウォン～100万ウォン 5万ウォン～ 50万ウォン 3万ウォン～ 10万ウォン	“	50万ウォン 30万ウォン 20万ウォン
処分・ 実施補償		技術料の5～10%	技術料の5～10%	実施料収入の 50%以上	実施料収入の 10～30%

## 第2節 大学教授などの職務発明活性化のための制度整備

### 1. 必要性

技術革新が多様な分野にわたるようになって、費用がたくさん上がるだけでなく、市場競争が強化されることによって、企業と国家は技術革新を内部力量だけで推進することに限界を感じるようになって、技術導入に対する重要性が増加するようになった。こういう脈絡で、技術移転は一国家の競争力を左右する重大な問題として提起されて、特に高級人材が集約されており、源泉技術の産室といえる大学および研究所の発明の産業界での活用は国家政策的に重要な課題として台頭している。

今まで国内で大学発明が産業界に移転されない最も大きい原因は、大学教授および研究員発明の所有権が不明だという問題点と、産業界に連結するのに必要な適切な機能(財政的、事務的)をそろえた技術移転事務所(Technology Licensing Office: TLO)が整備されないことと指摘された。

米国の場合1980年に特許法を改正(バイドール法)して、公共資金で開発された特許権を大学や研究所が所有するように許すことによって、これら発明が産業界に活発に提供され、米国経済の活性化を担ってきたと評価されている。

我が国の場合、1999年技術移転促進法が制定されることによって国家次元の技術移転システムが構築されたが、国公立大学の特許権の国家所有など公共技術として開発された特許権の所有および管理を取り巻く非効率性と、技術移転事務所(TLO)の設立および運営と関連した政府の支援政策が不足するという点によって、

## 第5章 職務発明の活性化

実質的な効力を発揮するのに限界があると指摘されている。

このような問題を解決するために政府は、2001年12月に特許法と技術移転促進法の改正を通し、国公立大学内に技術移転専担組織を設置できるようにして、これまでの間、国家が所有していた大学教授の特許権も所属大学の技術移転専担組織にまわせる根拠を用意して、大学教授・研究員などの職務発明を活性化して、これら特許権の活用を促進するために制度的な装置を用意し、これらの法が改正されることによって下位法令を整備するようになった。

### 2. 国・公立大学教授の発明およびその活用の促進のための下位法令整備

国公立大学内で特許を専担して、管理できる根拠を用意するために技術移転促進法第9条第1項に技術移転専担組織を設置・運営できるように法律を改正して、これら大学教授の職務発明に対する特許権を技術移転専担組織が所有できるようにしたし、また、この法施行前にこれまでの間、国家が所有していた特許権も技術移転専担組織に移転できるように特許法第40条第2項を2001年12月に改正した。

これらの法が改正されることによって、下位法令を整備するために「公務員職務発明の処分・管理および補償などに関する規定」と技術移転促進法施行令を2002. 6月に改正して、7月1日から施行している。

下位法令改正の主要内容では、国公立大学を含んだ公共研究機関で開発された技術を民間に移転したり事業化して収益を出す場合、該当する大学教授や研究員に支給するインセンティブを従前の純収入額の10～30%から50%以上に大幅引き上げ調整したのである。



以前は、国立大学教授や国立研究機関研究員の特許は国家が所有するように法で規定していたが、実際に大部分は国家でない教授個人が所有している状況だった。

これと関連した制度が整備されることによってこれら特許権を大学内に設置された技術移転専担組織の所有にして、制度圏の中に引き入れたし、これによって技術移転専担組織から民間部門に技術移転して発生した収入金を教授や研究員にインセンティブとして提供することによって、彼らが研究開発にだけ専念できるようにした。

### 第3節 国有特許権の活用

#### 1. 国有特許概念

現行法上国有特許とは、国家名義として登録された特許をいう。

特許法第39条第1項および第2項によれば、公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学教職員は除外)がその職務に関して、発明したことが性質上国家や地方自治体の業務範囲に属して、その発明をするようになった行為が公務員の現在または過去の職務に属する発明に対しては、国有または共有であると規定している。

したがって政府機関または国立研究機関などの国家公務員が職務と関連して、発明した特許権は国有特許だ。これと共に国家が継承した公務員の職務発明に対する特許権は国有で、その特許権の管理は国有財産法の規定にもかかわらず、特許庁長がこれを管掌するように特許法第39条第4項で規定している。この場合、国有特許が民間部門に移転されて、処分収入金が発生する場合、公務員職務発明の処分・管理および補償などに関する規定(大統領令)により登録補償金および処分補償金を支給している。

#### 2. 国有特許の登録現況

2003年12月末基準で国有特許(実用新案、意匠含む)は下表に明らかになった通り、合計1,001件が登録されている。

<表IV-5-3>年度別国有特許保有現況

(単位:件数)

区分	新規登録					消滅	累計					備考
	特許	実用	意匠	海外特許	計		特許	実用	意匠	海外特許	計	
'93	5	1	4		10		19	9	4	-	32	
'94	8	1	-	-	9		27	10	4	-	41	
'95	2	3	-	-	5		29	13	4	-	46	
'96	14	2	1	-	17		43	15	5	-	63	
'97	29	7	1	2	39		72	22	6	2	102	
'98	99	16	-	2	117		171	38	6	4	219	
'99	91	12	14	2	119	4(実用)	262	46	20	6	334	
'00	113	46	24	3	186		375	92	44	9	520	
'01	102	36	18	4	160	3(実用)	477	125	62	13	677	
'02	124	30	26	7	187	2(実用)	601	153	88	20	862	
'03	120	16	7	2	145	6(特2、意4)	719	169	91	22	1,001	

3. 国有特許の実施現況

<表IV-5-4>年度別国有特許実施現況

年度	区分	実施許与(件)			実施料収入
		有償	無償	計	
'92		1		1	2,510,390
'93		1		1	25,153,160
'94		4		4	9,046,480
'95		4		4	8,129,220
'96		5		5	1,224,138,170
'97		5		5	5,345,180
'98		15	3	18	87,806,690
'99		21	3	24	92,209,090
'00		29	7	36	67,319,550
'01		62	-	62	198,335,690
'02		55	-	55	188,884,880
'03		52	-	52	218,000,000
計		202	13	215	1,908,878,500

第5章 職務発明の活性化

4. 国有特許の登録・処分補償金支給現況

<表IV-5-5>国有特許登録・処分補償金支給現況

(単位:ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関補償金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
'92	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
'93	10(特5、実1、意4)	6,700,000	1	3,615,300		
'94	9(特8、実1)	8,500,000	4	2,209,200		
'95	6(特3、実3)	4,500,000	4	2,025,840		
'96	18(特15、実2、意1)	16,300,000	5	125,703,830		
'97	39(特28、実8、意3)	32,900,000	5	1,471,320		
'98	32(特26、実3、意3)	27,350,000	2	603,210		
'99	114(特96、実18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
'00	166(特29、実15、意22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
'01	231(特57、実15、意29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
'02	193(特148、実20、意25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
'03	106(特87、実4、意15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000

## 第4節 企業従業員の職務発明活性化のための制度改善推進

### 1. 推進背景

今日、我が国だけでなく先進国家でも個人発明よりは従業員の職務発明が大部分を占めている。産業革命の黎明期に形成された発明が、主に天才のインスピレーションに依存したものだだったが、科学の複雑な進展が形成された現代の発明は、組織力と投資資本にともなう企業活動の成果として形成される。発明が単純に個人の天才的才能と偶然なアイデアに依存することよりは莫大な設備と人材、蓄積された知識と伝授された技術を土台に形成されるほかはない高度技術社会の特性上、従業員の職務発明はその比重がより一層大きくなるものと見られる。

これに伴い各国で使用者と従業員間の発明に対する権限の帰属と発明者に対する補償問題が重要な関心事になっている。職務発明補償制度は勤労者の研究開発意欲と創意性を裏付けて、国家技術開発を促進する制度という点で、各種発明奨励施策中でも特に重要な制度といえる。特に企業体の自発的な職務発明補償制度の施行は、最近国内外的に増加一路にある職務発明関連の紛争を事前に予防して、使用者と従業員間の葛藤を緩和させることによって新技術創出の社会的費用を減少させてくれるという点でかなり重要だ。

これと共に、職務発明に対する合理的な報償金支給を通し、技術開発を促進して新製品を販売して得た企業の利潤を再投資する技術開発および職務発明補償の先循環構造が定着する時、21世紀知識基盤社会、無限競争時代において我が国が主導的な役割を遂行するようになる。

## 2. 企業従業員の職務発明に対する補償現況

特許法第40条には従業員の仕事発明に対する正当な補償を規定しているが、2001年に労働部で実施した職務発明補償制度実態調査によれば、どんな形式でも従業員の職務発明に対し補償を実施している企業体は、質問対象全体企業の15.6%に過ぎないことが明らかになった。また発明を通し企業が利益を残したり第三者に譲渡した場合、これを補償する実施補償および処分補償は各々5.6%、1.1%に過ぎなくて、従業員に対する正当な補償が不十分なことが明らかになった。企業規模別の補償実態を見れば企業規模が大きいほど補償制度の実施率が高くて、中小企業の場合には補償制度自体に対する認知度が低いことが明らかになった。

一方、同アンケート調査では職務発明補償制度を実施するようになった理由に対し、職務発明を活性化して企業競争力を強化するためにと答えた企業が最も多かったし、職務発明補償制度実施効果に対しては、勤労者の勤労意欲が高まって職務発明の活性化で企業競争力が向上したという答弁が大部分を占めて、職務発明補償制度の実施が企業と従業員皆に役立つ制度であることを表している。

### 3. 企業従業員の職務発明に対する補償規定改正推進経過

政府は企業および民間研究所などの職務発明を活性化するために、特許法第40条第2項の規定による企業体の従業員の職務発明補償額を決定することにおいて、その発明により使用者などが得る利益の額とその発明の完成に対する使用者および従業員などの貢献度も考慮するように特許法を2001年2月に改正した。

これに伴い企業の従業員、民間研究機関の研究員などの職務発明に対する特許権処分時に一定部分を発明者に配分するように特許法第40条第2項の“正当な補償”の具体的な基準を用意するために、業界、労働界および関係部署などから幅広い意見を取りまとめて、正当な補償に対する支給基準を規定した大統領令案を用意して改正手続きを進行したが、関連社会団体および部署間の合意を引き出せなかった。

以後、政府では企業体の従業員に対する補償制度改善のため、より合理的な方案を用意するために先進国の職務発明補償制度に対する研究用役を遂行（‘02.1）する一方、民間部門に対する政府介入は最小化しながらも、企業体の自発的な職務発明補償制度の実施を誘導できる様々な制度改善方案と、特許法および発明振興法など20個余りの法律に散在している職務発明の関連規定を統一化する方案に対する検討作業に入った。

## 第5節 職務発明の活性化のための行事開催および広報

### 1. 職務発明競進大会開催

企業、大学、研究所の研究開発を活性化して職務発明を促進するためには、職務発明制度に対する認識向上と動機付与および優秀職務発明家の士気高揚の企図などが切実に要求され、特許庁では“職務発明競進大会”を‘94年から毎年開催している。

‘03年の第10回職務発明競進大会は5月28日韓国知識財産センター(KIPS) 19階大会議室で開催され、合計34チームが参加した。

<表IV-5-6>職務発明競進大会開催実績

区分	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
開催日時	‘94.11.17	‘95.4.11	‘96.4.25	‘97.4.16	‘98.5.7	‘99.5.7	‘00.5.9	‘01.5.10	‘02.5.14	‘03.5.28
参加現況	8社 10人	12社18人	21社 25人	20社 25人	11社 16人	14社 18人	14社 16人	18社 21人	19社 19人	34社 34人
褒賞	通産部長官賞など10	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11	大統領賞など11

<表IV-5-7>職務発明競進大会授賞現況

年度	区分	授賞内容	受賞業者
‘94		商工資源部長官賞(1)、特許庁長賞(3)、 韓国発明振興会長賞(3)、 大韓弁理士会長賞(3)	(株)金星社など 10業者
‘95～’03 (9年)		大統領賞(1)、国務総理賞(1)、 産業資源部長官賞(2)、特許庁長賞(2)、 中小企業庁長賞(1)、韓国発明振興会長賞(2)、 大韓弁理士会長賞(2)	LG電子など 99業者



〈表IV-5-8〉職務発明競進大会受賞者名簿

説明	所属	職位	姓名	発明の名称
大統領賞	現代自動車(株)	課長	チョン・チャンホ	レーザービーム調査信号最適化によるレーザー溶接方法
国務総理賞	LGフィリップスディスプレイ(株)	先任 研究員	チョン・ソンハン	平面形カラー陰極線管用軽量化パネル
産業資源部長官賞	浦項工科大学校	教授	イ・シウ	銅の化学蒸着に役立つ有機銅電球体
産業資源部長官賞	未来産業(株)	首席 研究員	ソン・ジ ェミョン	ハンドラーによる半導体素子のローディングおよびアンローディング制御装置および方法
特許庁長賞	三星電子(株)	首席 研究員	ハン・ホ ンギョ	コンボシステムおよびそれに適用される複写誤動作防止方法
特許庁長賞	農村振興庁	農業 研究家	イ・ヒサ ム	強精効果を持つ蚕雄蛾またはこれを含有する食品および薬剤学的組成物
中小企業庁長賞	漢陽大学校	教授	ク・チャ ェン	ハイブリッド型高周波の部分放電検出センサー
韓国発明振興会長賞	(株)ポスコ	課長	キム・ヒ ヨン	振動ロールを利用したブレード面液状異物除去装置
韓国発明振興会長賞	国立水産 科学院	水産 研究家	キム・テ ホ	低層曳航式ヒトデ駆除装置
大韓弁理士会長賞	韓国エネルギー 技術研究院	研究員	カン・キ ファン	太陽電池自動配列装置
大韓弁理士会長賞	亜南半導体(株)	次長	ハン・ジ ェオン	チタニウムシリサイド形成方法およびこれを利用したチタニウムシリサイドの形成温度補正方法

今回の大会では1次審査を通過した7人の職務発明家が、自身の発明品に対する発明の動機から研究、開発および製品化に達するまでの全過程を現場事例発表を通し公開し、大企業・中小企業および研究機関の研究開発課程を相互に比較して最近の技術開発の推移および事業化の課程を習得する大切な機会になった。

## 2. 職務発明制度巡回説明会開催

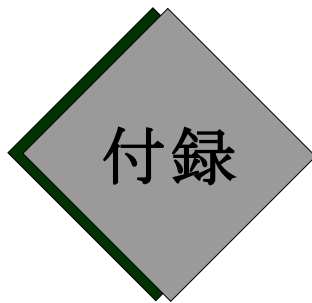
大学教授および研究員などの職務発明に対する認識向上と発明意欲鼓吹を通し、職務発明を活性化するために、下表に示した通り、合計19機関を対象に2003年下半期の間巡回説明会を開催した。説明会は慶北（キョンブク）大、忠南（チュンナム）大、全南（チョンナム）大など13大学と、林業研究院、農村振興庁、鉄道庁など6機関の国立研究機関および政府機関などで開催し、大学教授・職員および研究員など1,300人余りが参加した。説明会の内容では大学教授・研究員などの職務発明の広報用動映像物上映と職務発明制度説明、特許管理手続きなどが紹介された。

<表IV-5-9>職務発明巡回説明会開催機関

区分	開催機関	備考
大学	忠南大、釜山経済大、ソウル市立大、慶北大、昌原大、 全南大、釜山大、慶尚大、韓国海洋大、公州大、韓京大、 済州大、順天大	13大学
国立研究機関 および政府機関	農村振興庁、技術標準院、林業研究院、国立獣医科学検 疫院、国立保健院食品医薬品安全庁、鉄道庁	6機関
計	合計19機関	

## 3. 職務発明広報用動映像物製作・配布

大学教授などの職務発明に対する認識向上と発明意欲の鼓吹・特許技術活用促進方案の一環として大学教授・研究員の職務発明広報用動映像物を製作・配布して、職務発明制度の広報はもちろん職務発明の巡回説明会の教育効果を極大化した。



1. 歴代庁長
2. 機構・定員・予算現況
3. 2002年度知識財産政策主要日誌
4. 2003年主要報道内容および庁長広報活動

付録

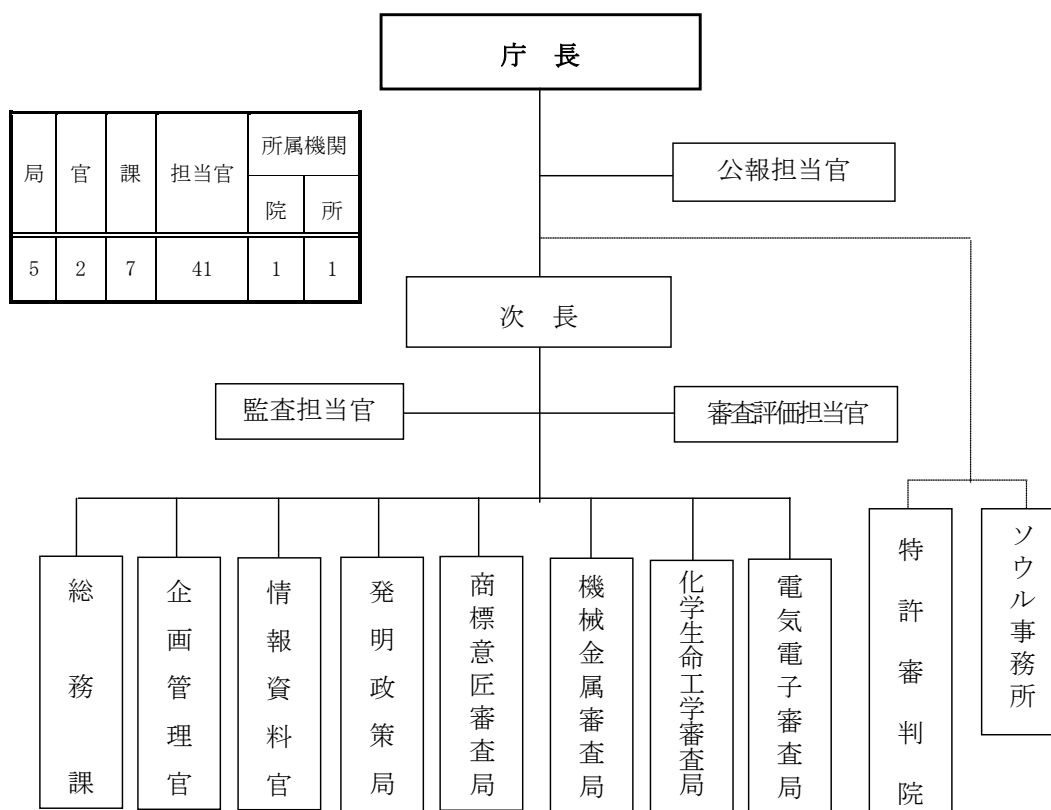
【付録】

1. 歴代庁長

歴代	姓名(漢字)	在任期間	任命前 直前経歴
初代	ベ・サンウック (裴相口)	' 77. 03. 12～' 77. 12. 22	業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル (安永哲)	' 77. 12. 23～' 78. 12. 29	許庁次長
3代	イ・サンソブ (李相燮)	' 78. 12. 30～' 82. 12. 17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ (洪性佐)	' 82. 12. 28～' 85. 10. 18	商工部第1次官補
5代	チャ・スミョン (車秀明)	' 85. 10. 19～' 88. 03. 04	商工部第1次官補
6代	パク・ホンシク (朴洪植)	' 88. 03. 05～' 90. 03. 19	特許庁次長
7代	キム・チョルス (金喆壽)	' 90. 03. 20～' 91. 09. 18	商工部第1次官補
8代	キム・テジュン (金泰俊)	' 91. 09. 20～' 93. 03. 03	商工部第2次官報
9代	アン・グァング (安光杳)	' 93. 03. 04～' 95. 12. 25	商工部第2次官報
10代	ジェン・ヘジュウ (鄭海洧)	' 95. 12. 26～' 96. 12. 23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス (韓憲洙)	' 96. 12. 24～' 97. 03. 06	通商産業部通商貿易室長
12代	チェ・ホンゴン (崔弘建)	' 97. 03. 07～' 98. 03. 08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン (金守東)	' 98. 03. 09～' 99. 05. 25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン (口剛鉉)	' 99. 05. 26～' 00. 08. 10	産業資源部次官補
15代	イン・ネギユウ (林來圭)	' 00. 08. 11～' 02. 02. 04	特許庁次長
16代	キム・クワンリン (金光琳)	' 02. 02. 05～' 03. 03. 02	国会予決委首席専門委員
17代	ハ・ドンマン (河東萬)	' 03. 03. 03～' 04. 09. 02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ジョンガブ (金鍾甲)	' 04. 09. 03～	産業資源部次官補

## 2. 機構・定員・予算現況

### イ. 機構



### ロ. 定員

(2003. 12. 31基準)

区分	庁長	1級相当	2級	3級	4級	4級	4級5級	5級	6級	7級	技能職	計
本庁	1	1	7	13	36	107	603	110	54	81	1,013	
所属機関	-	1	13	1	29	2	17	15	14	21	113	
計	1	2	20	14	65	109	620	125	68	102	1,126	

## ハ. 予算現況

## 1) 歳入

(単位:百万ウォン)

区分	2003予算	2004予算	増減	%
○財貨および用役販売収入	168,443	176,517	8,074	4.8
○前年度移越金	7,576	2,978	4,598	60.7
○その他収入	5,301	5,576	275	5.2
<b>合計</b>	<b>181,320</b>	<b>185,071</b>	<b>3,751</b>	<b>2.1</b>

注)決算基準である

## 2) 歳出

(単位:百万ウォン)

区分	2003予算	2004予算	増減	%
□ 主要事業費	105,128	102,791	2,337	2.2
○審査処理業務の効率性向上	13,273	18,490	5,214	39.3
○産業財産権の効率的管理	8,669	7,842	827	9.5
○知識財産の創出拡大	19,640	23,194	3,554	18.1
○産業財産権行政の情報化	48,629	46,168	2,461	5.1
○その他(法定負担金など)	14,914	7,097	7,817	52.4
□ 基本事業費	<b>13,017</b>	<b>13,158</b>	<b>141</b>	<b>1.1</b>
□ 人件費	<b>47,895</b>	<b>50,463</b>	<b>2,568</b>	<b>5.4</b>
※純歳出規模 (予備費・財特預託除外)	166,040	166,412	372	0.2
□ 予備費	280	3,659	3,379	1,206.8
□ 財特会計預託金	15,000	15,000	-	-
<b>合計</b>	<b>181,320</b>	<b>185,071</b>	<b>3,751</b>	<b>2.1</b>

### 3. 2002年度知識財産政策主要日誌

#### 1月

- 01. 02 光ディスク (CD) を利用した国際特許 (PCT) 電子出願システムの構築
- 01. 02 証明書類のオンライン申請およびリアルタイム発給体制の構築
- 01. 03 国立墓地参拝、始務式
- 01. 08 国際出願管理および審査事務取り扱い規定 (訓令) 制定
- 01. 10 WIPO にマドリッド加入で寄託
- 01. 10 産業財産権紛争調停委員会開催 (ソウル事務所)
- 01. 13 仁川地域特許情報支援センター登録 (富平図書館)
- 01. 14 第14次韓日共同先行技術調査事業の推進計画報告
- 01. 16 産業財産権紛争調停委員会開催 (ソウル事務所)
- 01. 16-17 全国学生創造力オリンピック開催
- 01. 22 2003年度第1回弁理士資格審議委員会開催 (ソウル事務所)
- 01. 29 局名称変更 (審査1局→商標意匠審査局、審査2局→機械金属審査局  
審査3局→化学生命工学審査局、審査4局→電気電子審査局)

#### 2月

- 02. 03 2月月例朝会実施
- 02. 06 第89次産業財産権運営協議会開催
- 02. 3~28 第16期弁理士実務修習課程運営 (国際特許研修部)
- 02. 07 産業財産権紛争調停委員会開催 (ソウル事務所)
- 02. 17 2003年度第40回弁理士試験施行計画の公告
- 02. 21 字体 (Typeface) 等のデザイン保護方案議論のための専門家会議開催
- 02. 24 第32次IPC専門家委員会会議へ出席 (2. 24~28)
- 02. 25 産業財産権紛争調停委員会開催 (ソウル事務所)
- 02. 28 第一次韓・中共同先行技術調査事業

付録

**3月**

- 03. 01 インターネット バンキングが可能な金融機関を全銀行に拡大
- 03. 06 特許技術事業化協議会新設にともなう発明振興法の下位法令改正
- 03. 10 釜山地域特許情報支援センター登録(釜山テクノパーク)
- 03. 12 発明振興法施行令中改正令(大統領令第17935号)公布および施行
- 03. 10～13 第16次APEC/IPEG知財権専門家会議出席(シドニー)
- 03. 18 マドリッド国際商標登録制度国内セミナー開催
- 03. 19 国際商標出願審査チーム発足
- 03. 27 KIPO-WIPO間協力協定履行のための第2次実務会議の開催(ジュネーブ)

**4月**

- 04. 01 4月月例朝会実施
- 04. 01～10 第40回弁理士試験願書受付
- 04. 01～20 特許審判制度運営に関するアンケート調査実施
- 04. 03 医薬品分野の韓・中共同先行技術調査事業関連の結果報告
- 04. 05 植木行事
- 04. 07 国際商標出願人のための商品英文名称のインターネット サービス開始
- 04. 10 商標法条約(2. 25)およびマドリッド議定書(4. 10)加入
- 04. 10 マドリッド議定書国内発効
- 04. 10 知能型ロボット特許技術調査会
- 04. 111 分期特許技術賞授賞式開催(ソウル事務所)
- 04. 22 公職者特別教育(朴ジュンギョン委員)
- 04. 25 春季体育大会
- 04. 30～05. 01 2004年度上半期職員研鑽会(国際特許研修部)



## 5月

05. 01 第90次産業財産権運営協議会開催
05. 01～03 『女性企業優秀賞品および発明品博覧会』開催(COEX)
05. 09～14 特許法常設委員会(SCT)参加(ジュネーブ)
05. 12 特許(登録)料の補填制度導入にともなう特許登録令などの下位法令改正
05. 12 登録料補填制度関連の特許法施行規則の施行
05. 12 マドリッド議定書関連登録事務取り扱い規定(特許庁訓令)制定
05. 12～16 第9次特許法常設委員会(SCP)出席
05. 13～15 『2003大韓民国特許技術移転博覧会』開催(COEX)
05. 15 PCT国際出願説明会開催(ソウル、韓国科学技術会館)
05. 15 『半導体パッケージ最近技術動向』セミナー開催
05. 16 第40回弁理士1次試験日時および場所公告
05. 16 光学機器技術協議会開催
05. 19 成年の日の記念式行事(小会議室)
05. 19～23 PCT改正実務会議出席(WIPO)
05. 20 知能型ロボット技術動向セミナー開催
05. 20 セラミック ナノパウダー製造技術関連専門家招請セミナー開催
05. 20-22 韓・EPO両国間電算専門家会議(ヘーグ)
05. 21 植物特許研究会セミナー開催
05. 21 遺伝資源・伝統知識研究会セミナー開催
05. 21-24 世界青少年創造性競進大会(DINI)参加(米国テネシー州立大学)
05. 22 『女性発明優秀事例発表会』開催
05. 22 『金融BM特許』説明会開催(全国銀行連合会観)
05. 23 5級博士特別採用(34人)
05. 23 PCT国際出願説明会開催(釜山(プサン))
05. 25 第40回弁理士1次試験施行(ソウル-7校、大田(テジョン)-1校)
05. 26 『建設分野の価値工学の理論と実際』セミナー開催
05. 27 WTO/DDA知財権関連民官合同フォーラム出席

## 付録

- 05. 27 民官合同フォーラム開催
- 05. 28 農村働き手助け合い行事(忠南、燕岐郡)
- 05. 28 職務発明競進大会開催
- 05. 30 PCT国際出願説明会開催(光州)
- 05. 30 サイバー国際特許アカデミーと大学間の学術交流協定締結  
(東西大、朝鮮大、忠南大)
- 05. 30～31 発明の月記念 離島子供招請行事(大田庁舎、国立科学館)

## 6月

- 06. 03 6月月例朝会実施(厚生洞大講堂)
- 06. 03 水質汚染処理技術関連の外部専門家招請技術セミナー開催
- 06. 04 『特許侵害訴訟の代理制度の改善方案』セミナー開催
- 06. 05 大田国立墓地参拝(局長級以上)
- 06. 05 知識財産教育センター現象設計公募公告
- 06. 05 大田ポフン病院慰問訪問(国家有功者および遺族慰問)
- 06. 09 光触媒を利用した環境汚染防止技術関連の外部専門家招請技術セミナー開催
- 06. 11 天然物新薬開発関連の外部専門家招請技術セミナー開催
- 06. 11 ナノ工程での機械的物性特性セミナー開催
- 06. 18 『インターネット技術発展にともなうコンピュータ プログラム関連特許制度の改善方案』セミナー開催
- 06. 19 最新染色加工技術開発関連専門家招請セミナー開催
- 06. 19～07. 02 KOICA後援開発途上国公務員研修(国際特許研修部)
- 06. 23 特許技術移転促進融資事業および海外出願費用融資事業運用要領告示
- 06. 23～07. 02 APEC領域内開発途上国(タイ)情報化技術コンサルティング実施
- 06. 26 EPO生命工学審査実務課程研修セミナー開催
- 06. 26～07. 02 『特許顧客コールセンター』利用実体および満足度調査
- 06. 27 上半期100大優秀特許製品選定(主催:韓国日報、後援:特許庁)
- 06. 29 発明奨励補助金交付規定中改正令(大統領令第18005号)公布および施行

## 7月

- 07. 01 第92次産業財産権運営協議会開催
- 07. 02～03 WTO/TRIPs理事会会議参加および韓国の立場の陳述(ジュネーブ)
- 07. 04 2分期特許技術賞授賞式開催(ソウル事務所)
- 07. 05 第5次知識財産と遺伝資源、伝統知識および民間伝承物に関する政府間委員会出席(7. 5-7. 17)
- 07. 05～08 韓・EU経済共同委出席(ブリュッセル)
- 07. 07～15 伝統知識、遺伝資源の保護のための政府間委員会議論参与
- 07. 08～11 第17次APEC/IPEG知財権専門家会議出席(バンクーバー)
- 07. 09 光ディスクドライブ防塵技術セミナー開催
- 07. 14 マドリッド国際商標登録出願指定商品審査処理指針施行
- 07. 15 韓・日両国間電算専門家会議(東京)
- 07. 16 電子政府民願革新システム(G4C)関連特許説明会開催(ソウル事務所)
- 07. 16 特許審判院の改院5周年記念セミナー開催
- 07. 22 画像デザインに関する意匠の出願に対する説明会開催
- 07. 23 エレベータ産業現況および最新技術発展動向セミナー開催
- 07. 23 医療関連行為に関する特許法上の取扱関連の特許制度研究会セミナー開催
- 07. 23～27 『第16回大韓民国学生発明展示会』  
および第1回国際青少年発明交流展開催(COEX)
- 07. 24 『セメントコンクリート品質管理』セミナー開催
- 07. 25 第40回弁理士1次試験合格者発表

## 8月

- 08. 01 第93次産業財産権運営協議会開催
- 08. 01 特許審判院ホームページ全面改編
- 08. 02 2003年新規発明工作教室設置機関選定
- 08. 04 韓・インド特許庁長会議(ジュネーブ)

## 付録

- 08. 04～14 発明工作教室指導教師職務研修実施(ソウル チャンジョン小学校)
- 08. 07 韓・インドネシア特許庁長会議(ジャカルタ)
- 08. 11～13 『第2回大学発明サークル競進大会』開催(特許研修部)
- 08. 13 ナノ繊維分野外部専門家招請セミナー開催
- 08. 18 全国学生発明想像画キャラクター描画大会開催(龍山高)
- 08. 20 知識財産教育センター懸賞設計公募の審査(国際特許研修部)
- 08. 20 染色工場のデジタル化方案関連技術セミナー開催
- 08. 20～21 第40回弁理士2次試験施行(漢陽大)
- 08. 25～28 優秀発明指導教師の海外研修(日本)
- 08. 28 韓・中両国間電算専門家会議(北京)
- 08. 29 『デジタルビデオデータの編集技術』セミナー開催

## 9月

- 09. 02～05 WIPO知財権教育担当者セミナー(国際特許研修部)
- 09. 03 『ユビキタスの概念と展望』セミナー開催
- 09. 04 ディーゼルエンジン ターボ チャージャーの騒音と振動セミナー開催
- 09. 06-17 APEC領域内開発途上国(ペルー)情報化技術コンサルティング実施
- 09. 08～10 WIPO事業予算委員会の議長に被選(ジュネーブ、アン・ジェヒョン課長)
- 09. 09 バイオCytokines技術関連セミナー開催
- 09. 17 『電気・電子分野の最近の特許法院訴訟実務』セミナー開催
- 09. 18 ナノ粉末材料の最新技術動向セミナー開催
- 09. 18 台風“マエミー”被害働き手助け合い
- 09. 22 第94次産業財産権運営協議会開催
- 09. 22 Proteomicesの最近の技術動向関連専門家招請技術セミナー開催
- 09. 22～23 第39次WIPO総会出席(ジュネーブ)
- 09. 23 韓・豪州特許庁長会議(ジュネーブ)
- 09. 23 韓・カナダ特許庁長会議(ジュネーブ)
- 09. 25 遺伝資源および伝統知識研究会セミナー開催

09. 30 国際商標(マドリッド)関連登録・審判事務処理システムの構築
09. 30 『日本のコンピュータS/W関連発明の審査基準およびビジネス発明事例集』  
改訂版発刊配布
09. 30～10. 12 第33次IPC専門家委員会会議出席
09. 30～10. 31 特許法専門課程サイバー教育実施(国際特許研修部)

10月

10. 07 油類による土壌汚染時の原因追跡方法関連専門家招請セミナー実施
10. 08 国際特許実務セミナー開催
10. 14 WIPO主体の東南アジア、マドリッド システムなどに関する  
ワークショップ出席(インドネシア)
10. 14 ハイブリッド自動車の技術動向と展望セミナー開催
10. 15 『日本セイコーエプソンの知識財産戦略およびインクジェット プリンタ最  
新技術』セミナー開催
10. 16 安山・大田・江陵地域特許情報支援センター登録  
(京畿テクノパーク、大田中小企業総合センター、江陵商工会議所)
10. 16 機能性合金材料セミナー開催
10. 17 植物特許研究会セミナー開催
10. 17 3分期特許技術賞授賞式開催(ソウル事務所)
10. 20 薬物伝達システムと改良新薬製剤関連専門家招請セミナー開催
10. 23 機能性高分子フィルム技術開発関連専門家招請セミナー開催
10. 24 秋期体育行事(国際特許研修部)
10. 27 『オンライン上のBM特許侵害保護方案』セミナー開催(韓国知識財産センタ  
ー)

付録

11月

- 11. 04 化学生命工学関連業種団体知財権説明会(韓国製薬協会会議室)
- 11. 04 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律改正(案)  
閣僚会議上程および議決
- 11. 05 『U/S. Patent Law and Extraterritorial Reach』セミナー開催
- 11. 06 ナノ構造材料の最近動向関連専門家招請技術セミナー開催
- 11. 06 ガソリンエンジン噴射制御技術セミナー開催
- 11. 06 『LCD製造技術および製造装備技術動向』セミナー開催
- 11. 11 ナノ技術の最新技術動向セミナー開催
- 11. 11～12 全国発明工作教室関係者ワークショップ開催(忠北丹陽)
- 11. 12 半導体感光材料の技術動向関連専門家招請セミナー開催
- 11. 13 第9次韓・中特許庁長会議(北京)
- 11. 14 産業財産権紛争調停委員会開催(ソウル事務所)
- 11. 14 第3次韓・中・日特許庁長会談(北京)
- 11. 15 『遺伝子革命時代の健康管理』セミナー開催
- 11. 17～21 PCT改正実務会議出席(WIPO)
- 11. 19 『類型別知識財産権制度の比較研究』セミナー開催
- 11. 19～21 故ユン・ジェガブ副理事官葬式
- 11. 24 知識財産教育センター建設関連入居変更承認(科学技術部)
- 11. 25 『特許技術事業化成功事例発表会』開催(COEX)
- 11. 27 下半期100大優秀特許製品選定(主催:韓国日報、後援:特許庁)
- 11. 28 『第1回女性発明競進大会開催』(KIPS)
- 11. 28 マドリッド議定書共通規則改正本翻訳文提出(外交通商部)
- 11. 30～12. 06 中国研修院(CIPTC)代表団訪韓(国際特許研修部)

12月

- 12. 01 韓・OHIM(ヨーロッパ商標デザイン庁)商標・意匠専門家会議開催
- 12. 02 『登録書類不受理事例集』発刊・配布

- 12. 04 月例朝会および特別教育実施(朴キョン順天大教授)
- 12. 08 第15次韓・日特許庁長会議(東京)
- 12. 09 PCT国際出願説明会開催(大邱)
- 12. 10 知能型商標・意匠検索システム構築および知能型特許検索のための基盤構築
- 12. 10～19 『特許顧客コールセンター』利用実体および満足度調査
- 12. 12 PCT国際出願説明会開催(ソウル、中小企業協同中央会)
- 12. 12 第40回弁理士試験最終合格者(204人)発表  
(弁理士資格審議委員会開催12. 11)
- 12. 16 PCT国際出願説明会開催(大田)
- 12. 17 一日喫茶店行事(女子職員会) ※ソウル事務所12. 19
- 12. 17～19 WIPOアジア太平洋地域セミナー(国際特許研修部)
- 12. 18 第14次国科委に“特許から見た国家研究開発現況と効率化方案”報告
- 12. 19 4分期特許技術賞授賞式開催(韓国発明振興会)
- 12. 19～23 『大韓民国特許技術大展』開催(COEX)
- 12. 20 マドリッド登録事務処理システムの構築
- 12. 22 知識財産教育センター新築工事の工事請負契約締結(建設、機械、電気、通言)
- 12. 22 国軍将兵を慰問
- 12. 22 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律改正(案)国会議決
- 12. 22 サイバースクワッティング防止のための不正競争防止法改正
- 12. 22～24 新技術動向調査発表会開催(高分子フィルム、ファインセラミックスなど)
- 12. 23 第1回発明奨学生選抜および奨学金授与式(KIPS)
- 12. 24 社会福祉施設慰問訪問(ハンマウム福祉院)
- 12. 31 終務式(厚生棟大講堂)

## 4. 2003年主要報道内容および庁長広報活動

公報担当官室行政事務官 崔デスン

## イ. 新聞・放送主要報道内容

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
1. 2	全世界商標出願、今は一つの出願書で	東亜日報、KBSなど	審査基準課
1. 7	特許庁、「2003全国学生創造力オリンピアード」開催	韓国経済、中央日報など	発明政策課
2. 18	受験生と共にする弁理士試験運営	毎日経済、電子新聞等	産財課
2. 24	デジタル時代の感覚ブランド! 数字商標	韓国経済、ソウル経済など	商標4課
2. 28	2002年度産業財産権出願動向	毎日経済、第一経済など	出願課
3. 5	特許手数料、茶の間で出す	電子新聞等	情報開発課
3. 5	特許審査もアウトソーシング時代	ソウル経済、第一経済など	審査調整課
3. 12	政府、地域特産品のブランド化を積極的に支援	ファイナンシャルニュース、国民日報など	審査基準課
3. 13	特許技術事業化、1,471億ウォン支援	ソウル経済、デジタルタイムスなど	発明政策課
3. 18	“特許顧客コールセンター” 利用顧客大きく膨らみ、サービス満足水準も高く	デジタルタイムス、大韓毎日など	出願課
3. 21	韓国知識財産センター関連機関入居開始	韓国経済、デジタルタイムスなど	発明政策課
4. 2	死後世界まで食い込む特許用品	大韓毎日、大田日報など	原動機械課
4. 4	特許庁、「第4回半導体配置設計公募展」開催	毎日経済、マネートゥデイなど	電気課
4. 9	4月10日マドリッド国際商標出願制度施行	KBS、MBN、韓国経済など	審査基準課
4. 11	弁理士試験インターネット願書受付成功的締め切り	中央日報、大韓毎日など	産財課



日時	報道内容	報道媒体	担当部署
4. 14	ルイヴィトン、最も多く偽造される商標	ハンギョレ新聞、毎日経済など	産財課
4. 17	携帯電話、IT産業のマルチプレーヤー	電子新聞、第一経済など	通信課
5. 6	特許庁、PCT/MADRID国際出願説明会開催	中央日報、デジタルタイムス	出願課
5. 16	第38回発明の日記念式、盛大に開かれて	東亜日報、毎日経済など	発明政策課
5. 21	韓国、特許情報サービス恩恵国から供与国に	第一経済、デジタルタイムスなど	国際協力課
5. 23	蚕の繭、新しい高付加価値医薬原料として登場	SBS、連合ニュースなど	遺伝工学課
5. 26	デジタルデータ通信伝送（見送り）、速度競争熱い	電子新聞、文化日報など	通信課
6. 5	床材市場も健康機能性製品が平定	大韓毎日、ウーマンタイムス	精密化学課
6. 16	デザイン強国、夢はかなう（意匠出願世界4位）	電子新聞、第一経済など	意匠2課
6. 23	ブランドもカラー時代、色彩商標出願急激に増加	毎日経済、デジタルタイムス	商標4課
6. 26	特許事業化投資組合結成	毎日経済、韓国経済など	発明政策課
6. 30	ゴルフ用品デザインに吹く「パク・セリ」風	デジタルタイムス、忠清毎日など	意匠3課
7. 4	特許庁、駐韓ヨーロッパ連合商工会議所と知識財産協力に関する業務協定締結	毎日経済、ソウル経済など	国際協力課
7. 9	世界最初、インターネット基盤電子出願100万件突破	KBS、YTN、中央日報など	情報管理課
7. 18	特許出願1%増加、経済成長率0.11%を上昇させる	韓国経済、文化日報など	発明政策課
7. 28	先端技術流出「産業スパイ」強力規制	SBS、YTN、ハンギョレ新聞など	産財課
8. 1	アジアで韓国特許庁の国際特許審査代行の役割拡大	毎日経済、電子新聞等	国際協力課

付録

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
8. 6	今年に入り特許出願優先審査申請急増	毎日経済、デジタルタイムスなど	審査調整課
8. 11	BM特許出願増加傾向で反転	韓国経済、第一経済など	コンピュータ課
8. 18	ランニングマシンにもインターネット風	電子新聞、デジタルタイムスなど	制御機械課
8. 29	本格的な生物農薬時代遠くなくて	KBS、ソウル経済など	遺伝工学課
9. 15	‘スキンローション’をご存知ですか?-商標にも北朝鮮風が-	中央日報、韓国経済など	商標2課
9. 19	河東萬特許庁長、第39次世界知識財産権機構(WIPO)総会出席	国民日報、韓国経済など	国際協力課
10. 8	愛される韓国語商標	KBS、TJB、中央日報など	商標4課
10. 13	ホログラム-次世代大容量保存媒体として浮上	韓国経済、電子新聞等	映像機器課
10. 29	我が国特許権がマレーシアでも認められる	中央日報、韓国日報など	国際協力課
11. 7	名刺も個性時代	朝鮮日報、ソウル経済など	意匠1課
11. 12	特許手数料体系、やさしくて簡単になる	デジタルタイムス、連合ニュースなど	企画予算課
11. 17	世界市場で躍進する国産PDP壁掛け型TV	電子新聞、デジタルタイムスなど	電子課
12. 1	特許サービスも地方化時代	韓国経済、韓国日報など	発明政策課
12. 5	過剰支払特許手数料訪ねて行って下さい	大韓毎日、大田毎日など	特許ネットII TFT
12. 17	2003大韓民国特許技術大展	韓国日報、毎日経済など	発明政策課
12. 23	産業スパイ防止のための法改正案、国会通過	ハンギョレ新聞、毎日経済など	産財課

## ロ. 庁長報道機関インタビューおよび対談

日時	報道機関	場所	主題
1. 6	KBS1ニュース広場1部	接見室	商標国内出願が国際出願
1. 8	YTN	接見室	特許大国に向かって行く
3. 6	韓国経済	ソウル事務所	特許審査期間半分に短縮
3. 7	大田毎日	接見室	審査期間短縮、対民間サービス強化
3. 20	忠清毎日	接見室	発明挑戦の道、開拓総力
3. 26	毎日経済	ソウル事務所	盧武鉉時代‘パワーエリート’インタビュー
4. 17	政経ニュース		特許出願期間短縮で先進特許行政具現
5. 1	発明の話		特許審査期間短縮と特許事業化に全力投球
5. 13	国立放送K-TV	スタジオ	発明韓国を夢見る
5. 15	MBN招待席		特許庁長に聞く‘発明と特許’
5. 16	CBSラジオ	自宅	特許事業化と審査期間短縮努力
5. 16	MBCラジオ	スタジオ	特許行政現況および推進方向
5. 16	韓国日報	ソウル事務所	特許技術も使ってこそ宝、事業化資金など積極支援
5. 17	SBSラジオ	自宅	発明の日をむかえて
5. 17	KBS 1ラジオ	ソウル事務所	特許行政の現住所と推進方向
5. 19	YTN	スタジオ	特許が国家競争力
5. 19	ソウル経済	接見室	知財権-産業部門、接続競争力強化を率先
5. 19	全南日報	接見室	知識・技術特許化で知識富国最善
5. 20	ヘラルド経済	接見室	‘科学韓国’世界10位によっきり
7. 8	電子新聞	接見室	インターネット電子出願100万件突破
7. 9	ヘラルド経済	接見室	電子出願100万件突破‘金字塔’
7. 10	KBS 1TV	接見室	電子出願100万件突破意義および今後計画
7. 10	大田MBC	接見室	電子出願100万件突破意義および今後計画
7. 10	YTN	接見室	電子出願100万件突破意義および今後計画
10. 22	CBS大田ラジオ	スタジオ	特許行政現況と推進方向
11. 28	CEO NEWS	ソウル事務所	特許行政現況と推進方向
12. 10	ファイナシャルニュース	接見室	特許行政現況と推進方向

付録

ハ. 庁長寄稿

日時	報道機関	主題
1. 17	ウーマンタイムス	デザインも権利化必要
1. 22	韓国日報	特許は事業化が重要だ
2. 11	韓国経済	玉があっても通してこそ宝
5. 6	電子新聞	システムオンチップ育成(私たちの経済の主戦選手)
5. 7	大田日報	技術開発の効率を高めること
5. 13	韓国経済	特許技術移転博覧会に送る
5. 14	ソウル経済	国家ブランド育てようとするなら
5. 14	文化日報	知識がすなわち競争力
5. 16	世界日報	知財権盗用防いでこそ
5. 19	東亜日報	ナノ技術、開発ぐらい重要な‘権利保護’
5. 21	京郷新聞	個人・会社肥らせる’職務発明補償制’
7. 21	韓国日報	特許で2万ドル時代開こう
8. 11	貿易日報	技術保護が国家競争力
9. 1	産業ジャーナル	知識強国のための道案内になる

日時	報道機関	主題
5. 3	毎日経済	緑の5月
5. 10		世の中で最も偉大な発明
5. 17		21世紀は新新石器時代
5. 24		デザインで勝負を
5. 31		‘ポスト ゲノム時代’ 特許競争
6. 7		‘スパイダーマン’ とブランド
6. 14		地主のない土地
6. 21		鏡の前で
6. 28		まず笑う通訳
7. 4		国防日報
7. 15	発明家の条件	
7. 23	デザインが競争力	
8. 2	‘匠の精神’ は韓国の力	
8. 12	魔法の石、半導体	
8. 23	スポーツと国家経済	
8. 30	ヘリポーター断想	
9. 15	世界一流ブランドが多くてこそ	
9. 19	軍生活やりがい2倍に育てること	

付録

ニ. 庁長記者懇談会

日時	報道機関	主題
2. 12	大田庁舎出入記者団	特許行政推進実績および今後の推進方向
3. 14	大田庁舎出入記者団	新任者および特許政策推進方向提示
5. 6	大田庁舎出入記者団	発明の月主要行事および特許行政懸案説明
6. 17	大田庁舎出入記者団	特許行政主要懸案および今後の推進方向
7. 29	大田庁舎出入記者団	特許行政主要懸案および今後の推進方向
12. 18	大田庁舎出入記者団	特許技術大展の開催および懸案説明



## 2004知識財産白書

---

---

発行日：2004年9月 日

発行人：キム・ジョンガブ

発行処：特許庁

〒 302-701

大田広域市西区屯山洞920番地

(政府大田庁舎4棟)

---

---

※ 2004知識財産白書に関して気になる事項があれば企画予算担当官室

(042-481-5040)で問い合わせるよう願います。